文學士　矢野太郎編

# 國史叢書

浮世の有樣　一

國史研究會藏版

## 評議員

浮世の有様十七冊、文化より文政・天保を經て、弘化年中に至る、天變・地異・人事を記載す。但し、必しも著者自ら年代を追ひて、記述せるものゝみに非ずして、其間屢〻自己或は他の手に成れる、一部の成書を挿入し、以て事相の徹底的闡明に勉めたり。是を以て記事年代の前後せるもの時々現はれ、重複せるもの亦少からず。然れ共是れ本書の聲價を增減するに足らじ。本書の本領は他にありて、こゝに非れば也。蓋し予輩の本書に採る所以は、其記事の精緻なるにあり、否つとめて其の精確ならんことに力を致せるにあり。精確ならむことを欲す、是を以て勢の趨く處、自ら精緻なるを致せるに似たり。著者の一事件を耳にするや、或はこれを親戚に質し、故舊に質し、知人に質し、知人をして其知人に質さしめ、右より左より、上より下より、四面より其眞相を叩き盡さずむば止まざるの概あり。是れ其の記事の知らず知らず精緻なるを致せる所以なり。惟夫れ精緻なるは可なり、其極煩冗なるに至れるは惜しむ可しとの難あらむ。是れ然しながら、自序にも云へる如く、他に見する爲にあらずして、子孫に遺さむとて物せるものなる以上は、これを責むるもの

の野暮なるべし。著者は何人か。署名せざれば、之を顯はすは或は著者の意に背かんも、恐らく大阪に住みし醫なることは斷ずるも過に非じ。氏名に至りても書中を精求せば自ら知らるべし、今略ぼ之を得たりと信ずれども、猶精讀の他日に讓らむ。思ふに著者、醫としての手腕は如何なりしや、未だ知るを得ず、學の厚薄また容易に斷じ難し。然れど中文時に政事を品隲し、士道を論議し、僧侶の腐敗を痛罵し、時人の迷信を排擊せるなど、多く其節に中れるを見れば、其識見遙に時流を卓越し、決して尋常長袖者流の列に非るを見る也。

大正六年一月　　射難鳴識

# 例言

一、本輯に載するところは、浮世の有樣第一冊及第二冊にして、年代は文化三年より文政十三年に至る。即ち記事の大要は文化三年露船エトロフに到來の事、文政三年長崎奉行交迭に關する事、同五年の津輕騷動、宮津百姓一揆、同六年江戶西丸の刄傷一件、伊豫松山一揆、紀州一揆、文政十一年の諸國洪水・大風、同十二年の江戶大火及び切支丹始末、同十三年御蔭參りの記等なり。就中御蔭參りの一篇は頗る詳密を極め、最も異彩あり、悉さに時の風俗・人情を描出し盡して遺憾なし。

一、一般の讀過に便ならしむる爲め、語尾を補ひ、文字を略ぼ一定し、普通に耳慣れざる語辭或は難語には頭註を下し、又文中童蒙を惱しむる文字には振假字を施し、書簡・法令・其他書中に於ける引用文は、讀下しに改めずして、原の體を存せること等、既刊武野燭談に同じ。

一、既に解題に述べたるが如く、本書はその性質上更に統一なし、故に讀誦の便を計

り、假に**大綱**と見るべき處には〰〰〰〰を入れ、細目と見做すべき處には┈┈┈┈を入れ、**大綱**を以て目次を**編制**せり、讀者乞ふこれを了せよ。

# 目次

## 浮世の有樣　卷之一



前代未聞實錄記

## 浮世の有樣　卷之二

目次終

# 浮世の有様

此書文化三年に筆を始むと雖、昔よりして予が見聞せし事の、心に留め置きしを、思出づる儘に書記しぬる故、其事の前後せしも少からず。こはたゞ我が家に祕め置きて、他人に見せぬるものにあらざれば、忌憚れる事をも、あらはに之を書き連ね、文の拙きも言葉の賤しきも、書損じぬるをも、之を改め正す事さへあらざれば、年の前後せしなどをば、更に厭ふ事なし。されども、其事實に於ては少しも違ふ事なし。之を見て、其時々の世の有様を思量り、善きも惡しきも能く辨へ知りて、常に之を其心に留め置きぬる時は、其益なきにしもあらず。予が子孫たらむ者は、よ

く之を心得べし。必ず世間流布の雑書と同じく思ひ過るべからず。

# 浮世の有樣 巻之一

オロシャ船ヱトロフ番所砲擊

奉行逃走

文化三寅年の事かと覺ゆ、蝦夷へオロシャ船來りて、ヱトロフの御番所へ、頻に鐵炮を打懸けしかば、思ひよらぬ事なれば、御奉行戸田又太夫大いに狼狽す。家來の者共、直に主人の具足を取出さむとて、箱を開きぬるに、衣服・帳面の類のみにて、具足なし。主人斯くの如くなれば、家來皆同樣の事にて、如何せむと思ひ煩ふ內、御奉行、一番に逃出して、裏なる山へ遁れ行く。主人、斯くの如くなれば、一人も殘る者なく、役所をあけて逃走りしに、オロシャには、此有樣を見れども、直には上陸せず。暫くの間は、矢張鐵炮を打懸けしが、陣屋に人なきを見濟(みすま)し、大勢出來り、役所にありし物、何に寄らず、悉く船に積取りぬ。オロシャ人一人、酒を過して大に酩酊し、船に乘後れて、道路に倒れ居しを、蝦夷人四五人計りにて、之を搦め取りぬるに、鐵炮、其側にありて、腰に玉袋を付けしが、玉十八ありて、內二つならでは鉛玉なく、餘は悉

奉行切腹

オロシヤ船狼藉の原因

蝦夷奥州の警戒

く煉玉(ねりだま)なりといふ。事鎮まりて後、御奉行始め、何れもやう〳〵と歸り來りしが、役所の物悉く奪取られ、公儀へ對し申譯なく、今更詮方なくて、御奉行切腹ありて、其始末注進に及ぶ。又兵庫高田屋嘉平治が、江戸へ廻米積みし船中を目懸けて押來り、船頭を生捕(いけど)り、米はいふに及ばず、船中の物殘らず奪ひ取られぬ。高田屋嘉平治、オロシヤの船に行きて應對し、生捕られし人は取戻せしといへり。是は松前より内分にて、米多くオロシヤへ送られしに、其事公儀の御聞に達し、之を停止せられ、松前は御咎蒙りて、御旗本となりて、奥州の内柳川へ所替となる。之よりして今迄行きし米の至らざれば、オロシヤにても之を患ひ、米を得む事を欲して、斯かる狼藉に及びしとなり。斯くては又もや出來り、如何なる狼藉を仕出(しだ)し、兵亂に及びぬる事も計り難ければ、「異船見當り次第、之を打崩すべし」とて、蝦夷地へも大勢出役ありて、奥州の濱手をば、佐竹・上杉・津輕、其外近邊の諸侯に命ぜられて、之を固めぬ。或時公儀より出役の方より名は忘れたり。「申合(まうしあはせ)の事あれば、明朝肩衣(かたぎぬ)にて出づべし」との使ありしに、何れも「畏まり奉る」と受けぬれども、何れも肩衣を所持せし者なく、如何せむと困りはてしといふ。斯くて佐竹の陣屋に至りし

公儀役人と佐竹との應答

公儀の行軍と上杉の行列との衝突

に、佐行の答には、「肩衣は治平の平服なれば、一人も所持の者なし。陣中にしては、陣羽織を用ふる事古法なれば、陣羽織にて罷出づべし」と返答せしにぞ、公儀の御役人、大に軍事にうとき事よとて、物笑(ものわらひ)となりぬ。されども其不明なるを思はずして、却つて之を遺恨に思ひ、何がな佐竹に恥與へんと思ひ、「其印の公儀御印にまがひぬれば、之を改めよ」といひ出しぬ。佐竹よりの答に、「當家に於て、扇に日の丸を附くる事は、頼朝以來、急度(きつと)由緒ある事なれば、之を改め難し。右仔細は、公邊に於て申上ぐべし。貴邊に申すは無益なり」とて、頓著せざりしかば、又是にて恥を重ねぬ。斯くの如く多くの軍勢、出張ありしか共、オロシャは頓と出で來らざる故、詮方(せんかた)なくて、日々何れも軍陣のならしをなして過せしに、或時道の四辻にて、公儀の行軍と、上杉の行列と行逢ひぬるに、上杉少し早かりしか共、公儀の御威勢を以て、「上杉の人數に控へ」よとありしかば、先手より之を後陣に傳ふ。番頭のいふやうは、「軍中に於て、道の邪魔になるべき事あらば、悉く斬捨て通るべしとの上意を、兼ねて蒙り置きぬ。邪魔にならば、公儀にても苦しからず、斬捨にして通るべし」とて、人數を押出す

オロシヤ船復來らざりしにより警戒を解く

にぞ、こちらには、公儀の御威勢を以て、上杉を取拉がむとして、既に大變に及ばむとせし故、外々の諸侯より之を挨拶し、朝五つ頃より騷動して、七つ過に物分となりぬ。之も大なる恥晒なりしといふ。上杉には、當時小身なれども、謙信の餘風殘りぬる事と見えて、此度斯くの如く出張せしとも、當人の向は一人もなく、皆二里・三里計りなり。城下にて二番手・三番手の手配なしありぬるが、これも二男・三男にて部屋住計りなりといふ。此度出張せし内に、十八貫目の鐵棒を、自由に振廻せる者、五十人ありといへり。

佐竹には、此度出張せし中に、廿四貫目の大筒をため打にする者、五十人ありといふ。かゝれ共、オロシヤの來らざる故、陣備の馴のみに日を送り、右の大筒を打出し、向に楯疊など積重ねて、之を打つに、悉く打拔きて一溜もなし。されも共、竹束計りは打拔き難しといふ。斯くて月日を送りぬれ共、頓と來る事なければ、今は陣拂して何時頃引取るべしと、十日計り前より、其噂ありしに、明早朝いよ〳〵陣拂といへるに、其夜迄も、陣屋の普請をなし、明くる日、立ちしなに陣屋に火を懸け、米穀・雜具入用の

者は、勝手次第に取退けよとなりしかば、近在の百姓共、大に德付きし事なりとぞ。

右は高田屋と共に、蝦夷地へ到り、一旦オロシャの船へ捕となりし船頭の、其掛なればとて、此備ありし內は、陣中の小使に使はれしが、上杉の鐵棒・佐竹の鐵炮打てる大力なると、佐竹の陣拂とには、大に膽を潰しぬ。米穀・器物・蒲團の類、何によらず持退かば、大に德づく事なりしに、斯かる時は、我等が如き者さへも心大になり、相應の給銀も取りし事故、少しも是等に目を懸くる事なかりしが、今思出づる度每に、惜しき事せしと、思ひぬる事よとて、此者木屋市郎衞門方に來りて、之を語りぬとて、市郎衞門が咄せる儘を記し置きぬ。予が國元などにては、奧州に於て、オロシャと大に合戰ありて、大勢打殺し、五七八を生捕り、此方にても三百餘の討死ありなど、專ら噂せしが、これ跡形もなき浮說なり。尤も水土の變り、不正の氣に當てられて、百六十八人計り疫死せし者ありといへり。辨慶・朝比奈等、其外古來勇力に高名の士、今の世には、一人もあるまじと思ひしに、此度佐竹・上杉の勇士を見て膽潰れしとて、語りしといふ。

右は、松前志摩守、御法に背きオロシヤに米を贈りし事露顯し、其餘にも何か不筋の事ありて、奧州梁川へ所替仰付けられ御旗本となりぬ。之よりして、年來密に遣せし米の一粒も行かざる故、オロシヤにては、寒國故、米できる事なく、是迄彼の國の王を始め上分の者、日本の米を食し來りし事なるに、之よりして、米の行く事なければ、何れも是に苦みぬるにぞ、斯かる賊船出來りし事なりとて、其節の風說なりしが、其後四五年を經て、松前も元の如くになりて、松前に歸りて、元の如く諸侯の列に加はるやうになりぬ。

金澤大藏大輔長崎奉行となる

文政三庚辰年、長崎の奉行を勤められし金澤大藏大輔といふは、元は佐渡の金山奉行を勤めしに、治め方宜しかりしとて、其選にあひて、長崎へ赴かれしが、元來、高三百石の身上にて、器量も小さく、自ら物每にこせつきて、長崎一統に、困窮の事多かりしとぞ。佐渡などは、小國にして邊鄙なる上、別けて金山などは、匹夫・罪人などを追使ふ事なれば、是にてもよく治まりぬれども、長崎は之と違ひ、唐・和蘭陀など入込み、

官物交易の港にして、土地繁華なる所なれば、佐渡と均しき治め方にては治り難き事なるを、矢張其形を用ひしとなり。　是故に、唐人なども、是迄は佛參・用事などいひたてゝ、折々は館外へ出歩行しに、これも嚴しくなりて、官物交易の節ならでは、出づる事なり難きにぞ、荷主其外上分の唐人は、之を守りぬれ共、下唐人共は、塀を越えて忍びやかに出でぬるにぞ、此事頓て顯はれければ、大いに怒りつゝ、竹を以て、唐人屋敷の四方をば、二重迄矢來結まはし、あたりも獄屋の如くになりぬる故、其後は出づる事もなかりしが、是迄、昔より下唐人共、少々宛は私の商物持渡り、呉服・砂糖何に寄らず、公儀の御買上になり、又商人共も買取りし事なるに、新に此事を止むる上、以來持渡らざる樣にとて、其品は悉く取上げ、火を放けて之を燒拂へとの事なる故、地役の者共より、「是迄斯樣の例なき事にて、公儀より表向許蒙りし事にては無しと雖も、昔より斯く仕來り侍れば、燒捨の事は免し給へかし」と、申立てぬれ共、一旦斯く申出でぬれば、「是非、しか計らふべし」とて、聞入なかりしが、最早、奉行も交代の期近づきし事なれば、地役よりも、兎や角と故障言立てゝ、一日送りに日を延ばせしか

間宮筑前守長崎奉行となる

金澤と間宮との批判

唐人の出入を制限せしに就き船頭の抗議

ば、程なく交代も濟みぬ。此度代に來られし奉行は、間宮筑前守とて、高三千石にて、金澤と違ひ大身なれば、下地の計らひを大に笑ひ、「天下の政は、左樣の小さき者にてはなし、餘り細々と往届き過ぐれば、自ら科人も多く出來て、下々の困窮に及ぶ者なり、殊に當所などは、外國を引受くる所なれば、外々の如くにはあらじ」とて、政道をゆるがせになし、唐人屋敷の垣をも取拂ひ、燒捨てむとせし品をも、夫々に之を捌かせ、唐人共の出入をも、心任に許されしにぞ、市中はもとより、唐人共も大に歡びしが、物には程々のありて、其中を用ふる事を吉とする事なるに、金澤は嚴に過ぎ、間宮は寛に過ぎぬる故、後には、種々の物、持出でて、近在迄も行きて、忍びやかに、商ひなしぬる樣になり、餘りみだらになりぬるにぞ、斯くては法度も亂るゝ故、船頭（荷主なり。）を奉行所へ召出し、「近來唐人共、餘り亂行に相成り、所々へ出行き、喧嘩などなしぬれば、以來は門外へ出づる事を禁ずる由」申渡されしに、船頭の答に、「委細承知仕り候へば、一應皆の者共へ、其旨申聞かせ、御返答申上ぐべし」とて引取りしが、早速明くる日、役所へ出で、「昨日仰付けられ候趣、下々へ申聞かせ候ところ、我々數千里を隔てし日本へ、

命がけの働きして、海上を越え來るも、近來は、日本も政道ゆるがせにて、勝手に出歩行き、所々見物等も出來ぬる事故、珍らしき所見むとて、心に樂みつゝ、來れる事なるに、又も嚴しくなりて、他行なり難ければ、獄屋へ入りしと同然なり。荒海を經て、命懸けの働をなし、此所に來りて囚の如くならば、一統申合せ、此後、當地へ來るまじといひぬ。我等船頭の名はあれども、名目計りにして、船中の事は、一向に知る事なく、總べて彼等に任する事なるに、彼等來らざる時は、此後、渡海致す事もなり難し。吾が國に於ては、日本へ商をなす事なしとて、少しも苦しき事なし。併ながら、日本に於ては、急度、公儀の御益にかゝはるべしと覺ゆ。以來、渡海なくてよしと思ひ給はば、命に從ひ申すべし。彼の者共は、唐にても、無宿の溢者共なれば、我儕の手には、及び難き事に侍る」といふにぞ、奉行にも、大に當惑せられしが、「何分來らざれば、急度御益にかゝはる事なる故、然らば出入をなすとも、よく／＼申聞け、是迄のやうに、みだらの事なく、其方共、急度、心を用ひ相成るべきだけ、之を制し、出入を減ずるやうになすべし」と、申渡されしかども、其後、出入なほ以て、甚しくなりて、奉行も、大いに

もてあましぬるやうになりぬ。然るに、近年の事なりしが、遠州濱松の城主井上河內守在府の節、鷹野に出でられしが、或家の妻を捕へ、理不盡に之を犯し、其夫、歸り來り、之を咎めしかば、刀を引拔きて、其男へ疵つけし事あり。此事を、公儀へ相屆けぬる故、大に不首尾になり、奧州棚倉へ、所替を命ぜらるゝ故、唐津の城主水野日向殿、是に代りて、濱松へ行き給ひ、棚倉の小笠原主殿頭、唐津へ引越となりしが、元來唐津侯、長崎の役を勤められし事なるに、未だ小笠原主殿頭も引越し之なき內より、大村城主、長崎定詰の役を願ひ、暫く參勤を免ぜらるゝやうにとて、種々公儀へ手入する折なれば、（近年打續き米口下直に付き、諸大名困窮に及び、大村などは別して難澁の由、この故に願ひしとぞ。）之を幸に、大村へ命ぜられければ、早速、唐人屋敷門外に、長さ十五間の番所を建て、長柄五十筋・三つ道具・棒など、其前に立てならべ、上には弓・鐵炮・具足など、したゝかに飾りつゝ、二時代にて、五十人宛相詰めて、唐人共を、一人も外へ出す事なく、嚴重に相守るにぞ、唐人も如何ともしがたかりしが、斯くなりて、下唐人共、大に困窮に及ぶ事あり。其故如何となれば、近年政道ゆるがせになりぬる故、在々へ色々の產物を持行き、銘々に忍びやかに商をな

大村の城主長崎定詰となる

唐人の困窮

し、日本とは、數千〔里脫カ〕の海を隔てぬる事なれども、彼等は、年々に渡海をなす事故、隣あるきする如くに思ふにぞ、五兩の物は二兩取り、十兩の物は五兩取り、又よく馴染みし者には、一錢も取らずして、來年の應對にて懸置きしが、此金、一文も取れざる上、常年も是に味ひ、餘程の品を仕込み來りしに、之を捌く事のなり難ければ、一統に大に困じ果てぬ。元來、此者共は、唐にて無宿同樣の者共にて、日傭稼して、渡世をなす身分にて、左程の損をなしぬる時は、國へ歸りても、其所にも居られざる程の事なりとぞ。同四辛巳三月、官物を渡しぬるにぞ、其場所へ諸役人も立合ひ、之を改め受取りぬるに、（唐船入津の節、直に此藏へ荷物を納めぬ。唐人屋敷よりは、餘程離れし所なりとぞ。）十日餘も隙取る事なりとぞ。いつも、唐人五十人計り出でて、之を渡しぬる事なるに、此度は百人餘も出來り、（此時、いつにても、日本人は何によらず、駈込みて取らむとし、唐人は少しにても、駈出して渡さむとし、其中にて、日雇人夫などは、何によらず盜み取る事なれば、之を取られじとて、皆々見張居ぬれども、何時や盜み取らるゝ事なれば、見付次第大に打擲し、いつにても、此時は大喧嘩之ありとぞ。）五十人餘は引渡の場所より、散々になりて、貢持を用意し、之をうり、又下地の掛を取らむとて、駈行きぬる故、早速に其趣を、大村の役所へ訴へ來りしかば、直に捕手をやりて、此者共を捕へぬ。さて次の日も、同じく百人餘出でて、前日

唐人の亂暴

の如くせし故、早速に告げ來りし故、又々追手遣して、役所、無人なるを見濟し、不意に館内より二百人餘も駈出で、役所の前を過ぐるや否や、二人三人づゝ連立ち、銘々別れ〳〵になり、悉く道を變へて走るにぞ、初の追手未だ歸らざるに、再び斯樣大勢駈出でて、別れ〳〵に走せぬる故、役所當番の者共迄、其數を盡して追懸け行きぬれば、役所に殘れる者とては、頭分の者、やう〳〵五人ならではなかりしに、之れ皆唐人共の謀にて、斯くの如く兩度の追手にて、人數を減じさせ、其後にて、此役所を潰さむと巧めるなれば、最早五六町も行きしならむと思ふ頃、又二百四五十人も駈出し、役所前に建てし所の槍・三つ道具・棒など奪ひ取り、五人の者目懸け、突いて懸りけれども、「外の事と違ひ、唐人の事なれば、怪我致させば、公儀の咎め蒙るべければ、先づ彼がするまゝに、させ置くべし。其内には、追手の者も歸り來り、又公儀役所よりも、加勢來るべし」など、理屈らしくいひつゝも、恐しく思ひ、己等の身上危き事なれば、幕を垂れ、片角へより、一とちゞみになりて、各々慄ひ居しが、大給にて（士の格式にて、大給といへるは馬廻にて、小給といへるは平士なり。）渡邊藤市といへる者の二男、一旦、他の家に養子に行きしが、間に逢ひ

渡邊藤市唐人の狼藉を鎭む

難しとて不縁になり、親の家に歸り居たりしが、未だ部屋住なれども、主君、當所の役勤めらるゝに付き、人大勢入用の事なれば、之も人數に加へられ居たりしが、年はやうやう廿三歳、始より六人の者へ言へるには、「假令、唐人如何程大功の者たり共、主君公命を受けて、此の役を勤むる上は、公儀の役所同前なり。然るに斯くの如く狼藉するを捨置く時は、公儀への恐れ、外國迄我が國の恥なれば、切死せむ」といひぬるを、無理に之を押へぬるにぞ、詮方なくてありしが、後には上に駈上り、具足・鐵炮・弓・槍に至る迄、悉く奪ひ取り、あたり次第に打崩し、大騒動に及びぬるにぞ、今は堪へ兼ね、「各々には兎も角も仕給ふべし。我は一命を捨てゝ働くべし」とて立出づるを、「此中へ一人出でしとて、命を失ふ計りにて、何の功もなく、又無難に取靜めしとて、唐人へ疵付けては、後難計り難し。是非に止られよ」と引止めしが、「我は只大村に人なき事を恥づ。故に唐人と切死すべし。君無難ならば切腹せむ覺悟なれば、少しも苦しからず」とて、只一人、其中へ切入りしが、目に餘る程の大勢なれば、忽ち左の股を突抜かれしが、之を事共せずして、三人に深手負はせ、又四五人へ疵つけしかば、是に恐

大村侯渡邊の功を賞して二百石の知行を與ふ

れ總崩になりて、逃出すにぞ、後より之を追懸けしが、股を突かれ、行步意の如くならざれば、皆々逃延びて、館内へ馳入りぬるにぞ、館內には番所ありて、公儀の役人、相詰むる事なれば、之へ切入りては、狼藉に相成るべし。斯く逃込みし上は、捨置きても、最早出づる事は、あるまじと思ひしかば、門前より引返し、直に切腹せむとせしを、六人の者共、之を止め「假令腹切るとも君命を待ちて切り給へ。急ぐべき事にはあらじ」とて、强ひて之を止めぬる故、其詞に從ひぬ。かゝる大變なれば、早速、大村へ注進に及びしかば、大村侯にも、早速馳付け給ひしに、渡邊が働にて鎭まりし後なるにぞ、其働を賞し給ひ、「切腹に及ぶ事ならば公儀の御指圖に任すべし。只今切るに及ばじ」とて、二百石の知行下されて直に立身す。六人の人々は、直に在所へ追返し、閉門申付けられしが、皆々遠島・追放になりしとぞ。其內一人は、外より養子に來り、相續せし者なれば、其妻、夫に向ひ、「此度晴の場所にて斯く立後れ給ひ、咎蒙る事なれば、何れ無難には濟み難かるべし。早く切腹し給へ。然らずば、家を失ふべし」といひぬるを、聞入れずして、遠島に相成りしとなり。斯くて長崎に於ては、大村より公

儀に相屆け、船頭共を召寄せ、以來私に出來る者共は、悉く切捨て候間、其旨相心得べき由申渡し、嚴重に相守りしかば、其後は無事に相なりしとなり。此事、淸朝へ、公儀・竝に奉行所より御掛合之ありしかば、歸國の上、其主たる者を死罪になし、其餘は、遠島・放追になりしとぞ。

**渡邊に就いての批判**

近來、諸家ともに武道衰へ、此度の一件なども、渡邊なかりしかば、大村も大なる恥辱蒙るべかりしに、全く彼が一身を抛ちて、働きぬるにより、大村のみならず、吾が國の名を恥かしむる事もなかりしなり。斯かる士は、當時算筆を以て身を立てんとし、又巧者を以て、人に阿りなどする家を、相續ならざりしも、理に侍るぞかし。

**唐人の臆病**

又淸朝の者共は、智を以て人を欺き、或は口論などには巧なれども、是迄日本人と喧嘩などするに、陰嚢を目懸け、之を蹴るの外には、聊も術なく、此方に相心得て、之を用心する時は、いつも負くる事なしといへり。是迄も人の噂に聞きし如く、少しにても、血を見る時は、至つて臆病なる者なりとぞ。夫故、只一人の渡邊に逢ひて、敗走に及びしなり。昔朝鮮攻の時、加藤淸正・飯田角兵衛・吉川廣家などが

いへる如く、手詰の勝負は、甚だ拙き事と覺ゆ。是も良き大將ありて、之を指揮する事ありて、其令行屆かば、如何ともなし難かるべけれども、畢竟、下賤の一揆せしなれば、忽ち敗走をなして、大に吾が國の名を揚げぬるやうになりぬる事、幸といふべし。

又、金澤が奉行となりて、長崎へ赴かれしは、文政三と記しぬれども、今一兩年も前の事なりしや。是を紛らはしく思へり。騷動に及びたるは、四年三月廿一日の事にて、是は慥に覺えぬる故、此に斷りぬ。

右騷動の始末は、長崎西村八左衞門・升屋猪兵衞などに聞きぬるまゝを、記し置く事なり。

大村の長崎の役を勤むるに付きては、一町半も、地面海上へ築出し、大なる役所を建て、日々、百人餘の人を詰めしめて、之を守らしむる事、大なる物入なれども、一段、其物入をなすとも、參勤交代、六箇年に一度づつなす時は、始終は勝手宜しき事になりぬべしとて、斯かる願をなして、之を勤めしに、三年計り

勤むると、是を能めらるゝやうになりぬ、其故如何となれば、公儀に御聞濟ありし事ならずとて、止められしとなり。大村も、近來殊の外、困窮なる故、勝手向の爲にせむとて、此事願ひ出で、斯くなる迄に、餘程の賂を費せしといふ。公儀の御聞に達し、御許をも蒙らずして、長崎の役を勤めらるべきや。殊に地面一町半も海へ築出し、大なる番所など建てなば、是に取懸れる初に、急度其罪を糺さるべき事なるに、御奉行始め、御勘定奉行・大目附などありながら、其御沙汰もなくして、僅か三年にして、斯かる事になり行きぬ。聊の法を犯しぬるさへ、忽に其咎ある事なるに、斯かる大相(たいさう)なる事、御聞濟なき事なりとて、停止せらるゝ程ならば、止めらるゝのみにて、事の濟むべきか。大村の私にせし事ならば、改易にも及ぶべき程の事なるべし。大村は、たゞ上聞に達せざる事とて、之を止められしのみにて、多くの金銀を費して、築地をなし、番所等建ば、其儘にして、長崎地役の者、是に詰むる事なりとぞ。是れ諺にいへる貧すれば鈍するの譬なるべし。其是非に至りては、公儀への恐れありて、之を論じ難し。嗚呼。

津輕騷動の起因

文政五壬午年春の事なりしが、南部浪人下斗米秀之進といへる者、津輕越中守を討たむと謀りし事あり。然れども、其事露顯せしかば、事ならずして、公儀へ召捕らへられ、刑せられ畢んぬ。是れ如何なる事によりて、斯かる目論見せしやと、其故を尋ぬるに、奥州は、至つて大國にして、古より諸侯多く之ある中にも、南部は、別けて領內も廣く、當時にても、仙臺よりも大なりとぞ。天正の頃、豐臣秀吉、天下を一統に治め給ひしが、其頃に當りて、津輕の先祖を、大浦信濃守といひて、南部の家老を勤む。すべて、應仁より以來は、天下大に亂れ、君臣位をかへ、賊臣、君を殺して其身を立つるなど、擧げて算へ難し。此弊風、其頃迄も殘りてありしかば、常に獨立の志あり。

津輕の祖先大浦信濃守の惡逆

秀吉、相州小田原を攻むる頃迄も、南部には、其國廣く兵多くして、片夷中の事なれば、四方に敵を受くる事なければ、秀吉に隨ふ心なく、泰然として、其國にありぬる故、大浦、之を幸として、密に小田原の陣中へ出來り「己降參をなし、南部には、君に隨ふ心なし」とて、主家を惡しざまに言ひぬるにぞ、秀吉大に悅び「是迄

の通、本領安堵すべし」と申付くるにぞ、南部領にて、土地宜しき分は、悉く書出して、己が有とせむとす。秀吉には、兼ねて諸侯をせばめ、內亂をなして、自らよわれる樣の（上杉の直江山城守・薩州の伊集院などへ、知行給はりて、直參同樣に致されし故、己に伊集院は、朋輩にそねまれて、命を隕すやうになりぬ。これ諸侯を弱むるの手段なり。）計らひを、好み給ふにぞ、之を許し給ひしかば、己が本城に栖籠り、南部と合戰に及びしが、十分の利を得て、南部の城を落す事三十六、中にも大佛浦といへる所には、南部の大殿居給ひしを攻詰めて、是に切腹致させけるにぞ、南部大に怒り、此恥辱を雪がむと思ひぬれども、天下は一統に治りぬ。彼は天下の命を蒙り、我は天下に叛きての合戰故、如何ともなし難く、終に和睦の命下りて、據なく軍を止めしが、其時の遺恨、今に忘るゝ事なきに、（南部領にて宜しき地方は、悉く津輕に奪ひ取られ、當時、仙臺よりも領内廣しと雖も山多く、其餘荒原のみにて、田地は至つて少し。故に牧をなし、馬を養育して、之を他國へ交易す。奥州の內にて、至つて惡しき所なりとぞ。）百年前、又もや憤りを重ぬ。其故如何となれば、津輕は宜しき土地のみを領する事なれば、米穀澤山にて、至つて豐なれども、山少く海に近き所なれば、材木に事を缺きぬる故、又もや、南部領の檜木山を奪ひ取る。之は年久しく目論見し事と見えて、南部領內の山の向なる谷合に、兼ねて、これより津輕領と

南部津輕の境界論

いへる立石を拵へて、地中へ密に埋め置き、年經て後、其山を津輕領なりとて、境目の論を仕出しぬる故、南部にては、古より恨ある上に、斯かる不法の事に及びぬる故、大に怒り、種々論じ合ひしが、互に水掛論なる故、雙方とも、公儀へ願ひぬるにぞ、南方の百姓を招出し、篤と御糺し之ありしに、津輕の百姓の中より、八十餘の老人罷出でて言ふやうは、「此度、公事いたしゝ山は、津輕領に相違あらじ。私幼年の時迄は、山の向なる谷合に、境目の立石ありし事を覺ゆ。若し、南部の方に惡心の者ありて、之を取退けしにや。いつの間に失ひしにや、幼年の事なれば知難し。然る故、右の山は、津輕領に相違之なき由」を、いひ募るにぞ、「さらば其心覺の邊を、掘りて見るべし。昔ありしに違ひなくば、何なりとも、其印なき事はあるまじ」と、命ぜられしにぞ、其谷合を掘りて、埋め置きし石を取出す。此故に、みすく知れし領分なるに、其山をば、津輕の方へ取られぬるやうになりぬ。斯く迄、恨みある上に、又もや、昨年の事なりしか、一橋樣とやらんが、殿中に於て、南部侯へ材木の無心申し給ひしかば、之を諾ひ歸りて、家來へ其由をいひ付けられし所、諸役人評定の上に

ていふやうは「領内に材木多き事なる故、安き事のやうなれども、運送甚だむつかしく、百兩の木を獻ぜむとすれば、三百兩の運賃を費す事なるに、斯かる聊の事にても、凡そ二三千兩餘の費ともなる事にして、先にては、之等の事を知り給はず。當時、御勝手向難澁の折柄なれば、領内に當時にては、材木之なき由にて、斷り給ふべし」と、何れも申し立てぬる故、之を聞入れ給ひ、其後、殿中に於て「仰の趣、家來共へ申聞け候處、當時領内には、材木一向之なき由に侍れば、據なく御斷り申上ぐる」といはれしに、折節津輕侯、其席に居られしが、「其こそ安き御事なれ。己が領内に、材木澤山にあり。御入用程獻らむ」といはれしにぞ、一橋公とやらんも、大に悅び給ひ、「早速に之を諾はるゝ段、喜悅の由」いひ給ふにぞ、南部には、手持なき事なりしとぞ。斯くて、津輕侯には、其由早々、國元へ言ひ遣しぬれども、元來、山少く材も乏しき事なる故、先年奪ひ取りし山の木を、少々伐出し、其山に續きたる南部の林をしたゝかに伐出す。(之れ兼ねての巧み事なりしとぞ。)其邊の百姓、之を見付けぬる故、早速訴へ出でしにぞ、南部より役人馳付け、之を咎めしかば、「殿中に於て、御領内には、材木一本もな

津輕の不法

き由仰せらるゝ程の事なれば、あるべきやうなし。之こそ我が殿の林なり」とて、少しも構はず伐倒し、大方、大木をば伐取りぬるにぞ、南部の方にては大に怒り、彼此申しぬれども、之を申募る時は、主人の越度となりぬる故、公儀へ願立つる事もなり難く、是非なくも、無念を怺へぬるやうになりぬ。津輕には、其所を附込み、斯かる不法の事をなしぬる事、甚だ以て、宜しからぬ振舞にして、別して武門に於て、あるまじき事共なり。斯かる振合なれども、如何なる事にや、公儀の思召に叶ひ、元來、四萬六千石四萬六千石と雖も、領内五十萬石餘も之ある由。なりしが、六萬石になり、十三四年以前、松前侯、罪を蒙り、其後、オロシヤの賊船、ヱトロフの役所に押寄せ、官物を奪ひ取りしかば、御奉行戸田又太夫殿、切腹に及びぬ。其節、公儀より御手當嚴しく、すべて奥羽の諸侯に命じ給ひ、又來る事あらむとて、各〻海邊を固めし事あり。津輕は、最も奥州のはてなる故、早速に、松前に人數を遣しなどせしにぞ、此時、十萬石の格を給ひ、近來、公儀よりして御養子に入らせらる。斯くの如きの羽振なる故、南部侯には、大に口惜しく思はれしが、終に病根となり、死去せられしにぞ、下戸米秀之進は、是に近

津輕人と南部人の氣風

習せし者なる故、浪人となり「君の恨を晴らさんと謀りし者なりとて、其時の取沙汰なりき。又津輕歸國の節、仙臺の鍛冶が注進により、之迄より供廻三倍に召連れし由「僅かなる浪人者二三人の同類ありて、之を討たむとするを聞きて、斯く迄、用心せし事、餘り臆せし振舞なり」とて、其節、江戸にて大笑なりしとて、江戸仕立物屋喜三郎といへる者、予に語りぬ。總べて南部の人は、山分なる故、無骨なれども、至つて正直にして、津輕はおしなべて、人に馴々しく、發明にして見ゆれども、人氣至つて惡しき所なりとぞ、

予、津輕の家中伊東□□に逢ひぬる故、其時の事を尋ねしに、「百年前事ありて後は、南部領を通る事なく、至つて嶮岨なれども、秋田領を往來す。下戶米が主人を討たむとせしは、秋田領にての事なりしが、仙臺の鍛冶が知らせにて、暫く跡の宿に滯留し、大勢人を遣し、嚴しく吟味をなす。在所よりも大勢迎に出で、秋田よりも領內の事故、大勢人を出し、吟味ありし故、下戶米出奔して、無難に歸國ありぬ。其後、注進せし鍛冶兩人共、仙臺より申受け、三百石づつにて、召抱へら

津輕侯に就いての批判

れし」とて語りぬ。

鍛冶が注進有難く、これ全く命の親と尊び思ひぬればとて、これ等には、金銀を與へて褒美するか。然らずば、相應の捨扶持をやりて、其儘になし置きて可なるべし。之に三百石を與へ、侍となせるもをかしく、之と肩を竝べ、又是が下につける一家中の士の、たはけ者なる事、思ひやらるゝぞかし。是にて彼の家の弓矢も思ひ計るべし。

津輕騷動落著の寫

御書院番八木丹波守組、早川十右衞門長屋借受罷在候。

下戶米秀之進事、浪人相馬大作 三十四歲

其方儀、津輕越中守家筋之儀は、古來、南部家臣下之筋目に有レ之處、當越中守代に至り、家格は勿論、官位共結構に相成、猶昇進も可レ有之趣、南部大膳大夫及レ承、越中守儀、南部家同格に可二相成一と、右之儀を殘念に存居り候を、氣鬱之上、發病死去致す

由、及レ承、殊に當大膳大夫、其頃者無官に有レ之候付、越中守よりは、遙末座に相成候間、旁〻心外に存、其方仕官之身分には無レ之候得共、父祖之爲には、累代之主人に付、右鬱憤を可レ晴と、關良助外二人へも申勸、越中守歸城之節、道筋に待受、右遺恨を申述、同人屈伏之上、隱居いたすならば格別、さも無レ之に於ては、鐵炮を伏置き、打留候之積、其方一己之存念より、右企いたし、羽州秋田領白澤宿迄罷越す處、越中守には、道を替へ歸城いたす故、不レ遂二本意一候共、右企之趣、露顯可レ致と、妻子其外召連出奔いたす始末、不レ恐二公儀を一仕方、不屆至極に付、獄門申付候

右相馬大作方に致二同居一候浪人。　關　良助 廿二歲

其方儀、下戸米秀之進事相馬大作儀、津輕越中守家筋之儀、古來は南部家臣下の筋目に有レ之處、當越中守代に至り、家格は勿論、官位共結構に相成、猶此上昇進も可レ有レ之、左候得者、大膳大夫同格に可二相成一と、同人儀、右を殘念に存候哉。病氣相發、死去いたす由、大作及レ承、同人儀仕官の身分には無レ之候得共、父祖の爲には主人に付、右鬱憤を可レ晴と、越中守入府の節、道筋に待受、遺恨の次第を申述、同人屈

伏の上、隱居致すならば格別、さも於レ無レ之者、鐵炮を伏置、打留可レ申所存之由に候得共、大作一人にては難レ計間、其方にも同道致す樣申付、大作は師匠之儀にも有レ之、難レ默止存、同意致し、同家來右平に忰下戸米惣藏、外一人へは、大作より申合、同人並に其方は、短筒之鐵炮を持ち、四人とも出立いたし、羽州秋田領白澤宿迄罷越處、越中守儀、通行之道筋を替へ歸城いたす故、不レ遂二本意一共、右企之趣、露顯可レ致旨、大作申聞候迚、同人倶に出奔いたす始末、不レ恐二公儀一仕方、旁、不屆に付、死罪申付候。

松平陸奥守領分、奥州江刺郡片岡村之内、岩谷堂町百姓にて、鍛冶いたし候

大吉弟子　德兵衞

其方儀、羽州大館へ參居る大吉弟子喜七を呼に罷越、途中湯治場にて、下戸米秀之進事相馬大作、外二人に出會處、是又大館へ參るに付き、同道いたし候處、同所にて大作ゟ風呂敷包預置處、不審に存、解き見たなれば、鐵炮の形に似寄候品等有レ之に付、如何と存候なれ共、强而尋も不レ致、喜七立歸候後、大作儀津輕越中守を鐵炮にて

可二打留一間、同人通行之限、承吳候樣、大吉へ相賴、同人儀致二承知一罷越すなれ共、右之趣越中守方へ弟弟子喜七を以、注進可レ致間、其方は三之戸に居殘り、喜七出立延引無レ之樣可レ致旨申處、同人儀、無二間も一出立いたす後、下戸米惣藏儀、家出いたし行衞不二相知一由にて、親右平次方被レ賴、尋に出る途中、市兵衞方へ立寄處、喜七儀弘前へ罷越す趣にて、南部領之者共、越中守入府を妨る由申付、其段大吉方へ手紙認差出後、大作惣藏外三人に行會節、越中守入府之粧を見物に參る旨申聞、其方儀も倶に罷越す樣申付、惣藏を連歸度迚、惡事企る大作に隨ひ、白澤宿迄罷越候段、同人惡事に馴合儀は無レ之共、右始末不埒に付、手鎖申付候。

中會市郎兵衞組御小人　飯田彌助

其方儀知人下戸米秀之進事相馬大作儀惡事いたし、妻子竝に弟弟子召連、在處出奔致儀は不レ存共、得と身元も不二相糺一、大作難儀之由申聞る迚、一同兩三日手前に差置、其上早川十左衞門長藏借受候節、大作身元請人に相立段不埒に付、押込申付候。

西丸御留守居　夏目左近將監家來　大村太左衞門

其方儀知人下戸米秀之進事相馬大作儀、藝術修行之爲、妻子竝に弟弟子召連、御當地へ罷出、御小人飯田彌助儀、大作身元受人に相立、早川十右衞門長屋借受住居いたす處、加判之者無レ之候ては不二相濟一候に付、其方加判いたし呉候樣相賴迚、得と身元も不二相糺一飯田彌助外一人、請合人に取置とは乍レ申、十右衞門長藏貸遣す段、不埒に付押込申付候。

渡邊越中守家來　醫師　岩名昌言

其方儀、南部浪人相馬大作儀下戸米秀之進と申節、藝術修行之爲、御當地へ出、岡野宗達方に止宿いたす砌、其方悴昌山知人に相成處、學問致度由申込み敎遣す處、秀之進儀國許へ參候後、妻子竝に弟弟子召連、出府之上借宅いたすまで差置呉候樣申、難澁之樣子見捨がたし迚、出奔者共不レ存、主人へも不二申聞一一兩日止宿爲レ致候始末不埒に付押込申付候。

松平陸奧守領分　奧州江刺郡片岡村之内　岩谷堂町百姓にて鍛冶職致候

大吉

同人弟弟子　喜七事嘉兵衞

浪人相馬大作妻　あや

其方共儀、右一件に付、遂吟味候之處、不埒之筋も無之間無構。

其方儀者、領主南部大膳大夫家來へ引渡す。

右之通、靑山下野守殿御指圖、

文政五壬午八月廿九日

町奉行榊原主計頭掛り、御目附御手洗五郞之立合。

文政五壬午年十二月上旬より、丹後宮津領內百姓一揆致し、同十三日城外迄押寄する。其故如何となれば、近年武家一統困窮に及び、別して宮津侯には難澁の事なりとぞ。これ他なし、何れも其分限に過ぎて奢を放にするよりぞ斯くは成行く事にぞ侍べる。其政道の邪なる、先づ年貢を取立つるに、當年の分は昨年に納めさせ、來年の分を當年と、是迄一箇年づつ先取せし上に、當春よりして、領內の百姓一統へ、人

苛斂誅求

一人に付き、一日二文づつの錢を出させ、之を嚴しく取立てぬるにぞ、身元貧しき者共は、大に之を苦しみ、難澁に日を送りしに、冬に至りて、「再來年の年貢を此所にて納めよ」とて、嚴しく申付けらるゝにぞ、是迄一箇年の先取日錢等にて苦しめる上に、今一箇年の年貢先取との嚴命なれば、皆々其日を過る事もなり難く、他國に行きて乞食するか、さなければ飢ゑて死するの外に詮術も無く、據處なく强訴する樣になりぬ。元來斯樣の事始まりし元といへるは、領内にて十軒衆と唱へ、大に富める町人・百姓抔ありて、此者共上の御用承り、勝手方の仕送をなし來りしに、近年上困窮甚しき事故に、己等より取換へ置きし金の、年々に滯るのみにて、少しも返へる事なければ、家老・郡奉行・代官などへ程よく持込み、斯かる法を設けぬるも、銘々に返し給はる手段なり。家老始め、上の御勝手を勤むる者共なれば、其旨に從ひ、其上是等が手より賂を取りて、下々を惱ましぬるにぞ、百姓等此事を知り、斯かる非道の政道をなして、上の爲めにもなる事ならば、まだしもの事なるに、一統をせぶり取りし金錢を、十人の者共の懷に入るゝ手段こそ不埒なれ、是と一つになりて我等を

苦しむる役人共の憎さよ。さらば彼等を打潰し、家老・郡奉行・代官を申受けて、存分になりて腹をいん、若願ひ叶はずんば、とても飢死・乞食などして恥曝さんよりも、軍して城を乘取るべし、願ひ叶はずんば地頭とて恐るゝに足らずとて、人數凡そ七萬人、内二萬人は近江の者なりしが、（江州に領分一萬石あり。）「此度の發頭人は近江一萬石の百姓なり」といへる幟を建て、大いに騷動に及ぶ。斯くの如く一揆蜂起の事なれば、十一月下旬より其沙汰取り〴〵なる故に、彼の十人衆、其外富みて私慾をなせし者共、皆々大に恐れぬ。中にも峯山といへる所の岩瀧宗兵衞といへるは、十人衆の内にても最も大家にして、仰山に金銀を貯へ、田地も多く持ちぬる上、當國は絹・縮緬の類ひ一統に織出す所なれば、是等をも仕入れて貯へしが、前以て此噂を聞くと等しく、帳面類密に檀那寺へ預け置き、薄氷を踏む心地にて日を送りしが、極月十三日一揆先づ一番に峯山へ押來り、宗兵衞が家財を打碎き、金銀は銘々少々宛は用心に懷中し、殘りは悉く海中へ投込み、家・藏をも引倒す。斯くしても帳面の有り所知れざる故、主宗兵衞を引括り、嚴しく責め尋ねるにぞ、始めの程は言はざりしが、皆々之を打殺さんとす

るにぞ、「檀那寺へ預けし趣」白狀に及びしかば、直樣其寺へ馳行き、「帳面を出せ」といひしかども、寺の爲めに大切の檀那にて、密に賴まれし事なれば、「左樣の物預りし事なし」とて、之を隱せしにぞ、百姓共大に怒り、「惡き坊主が云ひ樣かな、其儀ならば、此寺を打碎き、彼奴等をも殺すべし」と罵りつゝ、はや寺を壞さんとす。和尙も今は詮方なく、之を出して渡せしかば、之を受取り、夫よりこう森といへる所の角屋何某を打碎き、次にかや野の吉三郎といへる者の家をこぼち、直に切戶の松原迄押來る。總て一揆などは、松明を多く用意する者なるに、此一揆には其事なく、こぼちたる家每に、貯へ持ちぬる絹・縮緬の類悉く奪ひ取り、其所に於て直樣是を大なる綱の如くに絢ひ合せ、之に火を付け松明となす。峯山の宗兵衞が家計りにて、縮緬二十駄、絹數十駄なりしとぞ。其餘推して知るべし。切戶の松原の方にて川一つ隔りて、是より城迄、纔半道計りにして、外より行くときは、幅三四町の大沼數十町ありて、之を廻りぬれば三里餘の道なりとぞ。この故に皆々松原へ來りぬる故、地頭よりも是を城下へ入れまじとて、川向には多くの人數を出し、數百の高張を點し、棒・三つ道具の類に

て之を制すれば、縮緬に火を付けて、幾千といふ數を知らず、是迄壞ちたる家々の帳面を竹の先へ括り付け、之にも火を付けつゝ、制する者を張飛ばし、「各々方には我我を制する事、大なる心得違ひなり、皆々百姓共は上へ忠義の爲め、此の如く帳面を燒捨て、借金の根斷しをなし、我々が願を聞屆け給はるやう願ひ出づるなり、邪魔なせそ」とて、馳過くる故、爰ぞ一大事の場なりと、家中殘らず追々に馳來り、是を防がんとす。此の如く暫く挑合ひぬる內、一揆方には、其邊の家を多く打碎き、三四町計なる沼の中へ橋を作りて、過半之より打入て、思ひ寄らずも城下へ押寄せ、所々の家を打碎くにぞ、城方には此沼を便りになし、切戶の方の勢ひ烈しければ、一方へ人數固り、一大事と防ぎぬるに、思寄らずも城下の方大騷動にて、追々早打來り、「先づ其所を捨置き、城下の防ぎすべし」となれば、皆々狼狽へつゝも引返す。一揆の者共其後を慕うて打入りぬ。此時一揆の中より切戶の松原の竝木を多く引拔き、是を自由に振廻し打入し者大勢ありしとぞ。斯くて兩方の者共一手になりて馳廻る事なれば、爰にても防ぎ難く、皆城中へ引入りければ、皆々存分に打碎き、夫より殿のかけ家にて、上の道具預り居る藤屋幾松といへる者の家を打碎きけるに、

栗原右門の一言にて一揆退く

幾松麻上下著用して一つ藏の前に平伏し、「我等が家道具等は、各〻の存分に打碎き給へ、是は我藏にあらず、殿の御道具の入りし藏なれば、是計りは免し給ふ樣に」とて、地に平伏し、淚に咽びて賴みしかば、此藏毀つ事は許遣りしとかや。夫より直に城外へ押寄せしかば、郡奉行・代官など出でて利害を言ひぬれ共、之を聞かざりしかば、家老馬を乘出し、權威を以て種々威しつゝ、「若早く引取らずんば、鐵炮を以て打殺すべし」といへるにぞ、百姓等大に怒り、「兼ねて己が邪なる政道にて下を苦め、此期に及び又權威を以て伏せんとすかや、奴に物いはす事なかれ」とて、大勢打懸る勢なれば、大に恐れて早々城中へ逃入りぬ。斯くては、はや殿の一大事に及ばんとて、各〻安き心はなかりしに、栗原右門とて七十に近き老人、麻上下にて馬を乘出し、「何事によらず一統の願あらば、一々に聞届け遣はすべし。斯く大勢にて城外へ相詰め騷動に及びては、殿は申すに及ばず、公儀へ對し甚だ恐れ多き事なれば、一旦引退き、おとなしく願ひ出づべし」といひぬるにぞ、此人は平常篤實なる人物なる故、此詞を聞きて、百姓の言ふ樣は、「我々土民の身として、上へ對し事を好むにはあらねども、年每に年

貢の先取に合ひ、是迄種々の掛り物多く、當番よりは日錢をかくる事始まり、下々は飢に苦む事なるに、其上に今又其先の年貢を取立てんとす、非道とやいはん邪とやいはん、天下に類なき事共なり。畢竟斯く騷動に及ぶも、我等が所爲にあらず、是れ上の惡政に依て、下々の者共困窮に迫れるが故なり。今此所にて日々の掛錢と年貢先納の事を許し、家老・郡奉行・代官何某々々三人は、上を掠め下を苦むる國賊なり。此三人を我々に給り、又此度の一揆何れ發頭人之ありと雖、誰彼の差別なく、領內一統困窮にて皆一統の心なり、若し日吾々を退かしめ、頭取を吟味し、是を仕置せんとならば、其詞に從難し。右三條共只今承知し給はゞ、速に引取るべし」と答へけるに、栗原が云「年貢・日錢・頭取穿鑿の事は速に聞届けゝれ共、役人所望の儀は一應殿に伺ひ、其指圖を受けずして、國元の計には成難し。されは共我等承りし上は、一統の主意相立候やう、上へ申立て計ひなすべければ、早く引取り申すべし」といひけるに、皆皆口を揃へて「右の內一箇條缺けても相成り難し、殊に此度の騷動、皆彼等より起る所なり。是非只今申受くべし」といへるにぞ「初にも言へる如く、殿の下知を受けず

しては計ひ難し、何れ其方共の願相立ちぬる樣、急度計ふべければ、何分にも一旦引取り相待つやう」といひぬるにぞ、「然らば直に之より急使を以て殿へ申上げ給ふべし。其迄は此所へ控へ居て相待つべし」と言ひけるにぞ、栗原が曰、「何分斯く迄騷動をなし、此上にも此處を相去る事無き時は、殿の御不首尾となり、公儀の恐れ少からず、斯かる大變なれば、殿へ伺ひし計りにても相濟み難し。早々御老中へも相屆け、公儀の御指圖に任すべし。何れにも其方共の主意は承り屆けぬ。又其方共も役人へは恨ある共、殿には御存なき事なれば、殿を恨み奉る事はあるまじければ、長く靜まらぬ程、殿の御首尾に相關る事なれば、此旨を聞入れ申すべし」と言へるにぞ、「然らば一旦峯山迄引取り、御沙汰相待つべし」とて、城下を引拂ひが、十六日迄同所に相控へしが、十七日に至り、如何評定せし事にや、半は引拂ひ、廿三日に至り、皆々大方に峯山をば引拂ひしとぞ。其間斯く大勢の者共、飯・蕎麥を商ふ家、其外町屋・在家に限らず食を出させ、辭する者は打擲に及べるにぞ、皆々之に從ひて、言ふが儘にせしに、其價は、峯山の宗兵衞始め崩ちたる家々に、銘々に用意せし事なれば、手當り次第に

栗原右門佞人の爲めに陷れらる

金・銀を拂ひぬるにぞ、十八も食して判金一兩遣ひなどして、荷賣屋の類は、何れも此騷動にて大德付きしと云へり。　斯る大變なれば、暫くは往來も相止り、近邊の諸侯（同國田邊・但馬の出石、丹波の福知山、同國園部等なり。）各〻五百人計りにて、銘々領分境相守りしとぞ。　其後は如何納まりしとも、其落著を聞かざりしが、此間さる方にて聞ぬるに、頭取の分十五六人も召捕られ、公儀の手に渡り、先達て網乘物にて京都へ引れしとぞ。　一揆せし者共は、「若し右の者共仕置にも相ならば、又もや一統に打寄せん」と言へる由なり。

其後如何なり行きし事やと思ひしに、但馬村・岡・山名等の家老、澤山義兵衛が言へるには、「栗原右門一揆を取靜めしを、疾妬・偏執の心より、（家老其外の者共、大に一揆共に恥しめられ、）此人一揆に組せし由に讒言して、親子共入牢せしむ。　栗原が悴是を憤り、牢を破り江戸訴せんと出奔し、同國田邊藩中へ忍ぶ。（親類の方なり。）宮津にても之を察し問合せしに、其事相違なければ、捕手を遣し、其捕手田邊侯へ斷りも無くして、藩中へ踏込み之を召捕へんとせしかば、其無禮狼藉を憤り、其捕手の者共悉く田邊にて引括り、案内もなく狼藉せしとて、宮津へ引渡しに相成て、大に恥を晒せしと云ふ。　栗原は直に田邊を出で、江

戸を志し走りしに、宮津より追々追人をかけ、京都町奉行所へ御賴ありしかば、京よりも其手當嚴しきにぞ、栗原も屈强の士なれども、久しく入牢せし事故、歩行心の如くならざれば、近江にて知邊の寺へ隱れしに、京都より之を聞出して、其寺の四方を取卷き、之を捕へんとせしかば、粟原も詮方なく、願書を住持に賴み置き、切腹して失せぬ。其後住持同人が賴み置きし願書を持つて江戸へ出でしといふ。其後の事は如何なりしや知れ難し。

西の丸殿中刃傷

文政六癸未年四月廿二日申の下刻、江府西丸殿中にて、刃傷に及び候一件左の通、

一　西丸御書院番頭(三番組)　酒井山城守組

一　同　組頭　大久保六郎右衞門

一　當番御目附　新庄鹿之助

一當人　西丸御書院番（高三百俵）
松平外記
未三十三歳

一父　西丸御小納戸（高三百俵、御足高共五百石高）
松平賴母總領
屋敷築地小田町
松平遠江守分家

一相手卽死外記相番　一橋式部卿殿御用人可十郎悴（高二百石）
戸田彥之進
未三十二歳高
屋敷牛込御門內

一同斷同斷
本多伊織
未五十八歳（八百石）
屋敷本所二つ目龜澤町

一同斷同斷
野間右京
未三十四歳（高八百石）
屋敷駒込

一深手同斷
間部源十郎
未四十六歳（高千五百五十石）
屋敷三河臺

一　同斷 同斷　　　　　　　　　　神尾五郎三郎（高千五百石） 屋敷五番町

右趣意委しく知らずと雖も、大方左の通り承及候事。

一、外記儀生得才智深く、武藝も餘人に勝れ、後々に至り急度御役にも相立つべき者に付き、西の丸内府御憐愍厚きを以て、先般召出され候て、御書院番相勤め罷在候處、新役の儀故、相番の者兎角に麁細の儀の事共を、彼此と故障申立て候へ共、程よく取釋相勤來候處に、兼ねて御上首尾宜しきことと相憎み候者も之あり候由。一昨廿一日、西の丸樣駒場へ御成あらせらる。依て御書院番よりも御成り先へ出仕候。此人夫の内へ、外記儀も當番に相當り罷出候處、之に依て駒場御成先拍子木番を申付け、勤方の儀は古役より申付け相勤められ候。然るに同役の内に兼ねて内匠も之あり候事にて、外記駒場の勤方、先度承り候趣とは多分齟齬致し、以の外に存候處へ、同役の者より外記儀勤方不鍛錬の由、滿座の中にて恥かしめ候故、外記も大に憤り、其場にて打捨て申すべしと存候處、畢竟小勢相手に採合候とも餘儀なし、最早是迄なりと

観念致し、還御に隨ひ歸宅致し、翌廿二日西の丸殿中御書院番詰所二階休息所にて、前段の通り刃傷に及び、當人は其場に於て切腹致し相果て申し候。右に付き殿中の騷動大方ならず、御書院番頭酒井山城守事、翌廿三日未明より自分遠慮なされ候處、同日御城より召させられ候に付き、遠慮乍ら登城致され候處、同日夜に入り歸宅之あり。尤も即死・手負人等廿三日夜引取仰付けられ候て、則ち坂下御門より是を出し候。尤も右の外に、相番二十人計りも詰合ひ罷在り候へ共、未熟の振舞にて御不興蒙られ候趣、之に依つて顯に書き記し難く、且つ間部源十郎儀歸宅の後、養生相叶はず、廿四日に死去、此末如何御裁許仰出され候や、何樣むづかしき御取扱の由に承及び候。猶又此末取沙汰承り次第申上ぐべく候。

文政六未年四月

酒井山城守遠慮廿三日一日限りにて御免の由に候。

當四月廿二日西の丸一件落著、同十月九日仰渡さる。

一　改易

一　御番被二召放一、隠居被二仰付一、慎可二罷在一候、

一　御番被二召放一、小普請入逼塞、

西丸御書院番頭
酒井山城守組　神尾五郎三郎

同　池田七十郎
　　間部源十郎

同　藪庄十郎
　　近藤小膳
　　長野勝三郎
　　川村清次郎
　　伊丹和五郎
　　北尾友之進
　　井上政之助

同

一　御番御免、小普請入差控、

　　　　　　　　　　　　　　　　飯塚早之助

　　　　　　　　　　　　　　　　堀　長左衛門

　　　　　　　　　　　　　　　　横山十三郎

一　御番御免、小普請入、

　　　　　　　　　　　同　　　　內藤政五郎

　　　　　　　　　　　　　　　　荒川三郎兵衛

　　　　　　　　　　　　　　　　日向政吉

　　　　　　　　　　　　　　　　曲淵大學

　　　　　　　　　　　　　　　　安西伊賀之助

一　五束之事也、

　　　　　　　　　　　同　　　　岡部半之助

一　不行屆候、

　　　　　　　　　　　同　　　　內田伊三郎

同　細井吉太郎

松平八郎右衛門

一 父七十郎御番被㆓召放㆒、隠居被㆓仰付㆒候知行之内相㆓減五百石㆒、其方へ被㆓下置㆒、小普請入、

同　池田市之丞　名代

一 父源十郎御番被㆓召放㆒、隠居被㆓仰付㆒、其方へ無㆓相違㆒被㆓下置㆒、小普請入、

同　間部隼人　名代

一 無㆑構、

西丸表陸尺　源太郎

一 大目附（千七百石）　岩瀬伊豫守

一 町奉行（二千二百石）　筒井伊賀守

一 目附（七百石）　金森甚四郎

右於評定所立合、伊豫守被申渡之、

西丸御書院番頭
酒井山城守 名代
（七千石）

一 不束之事ニ付、
御役御免差控、

同 組頭
大久保六郎右衛門 名代
（三百石）

同 目附
新庄鹿之助 名代
（千石）

一 不束之事ニ付、
御役御免、

同 目附
阿部四郎五郎 名代
（二千五十一石七斗）

一 御役御免、

同 御小納戸
松平頼母
（三百俵）

御番醫師
牧原玄忠
竹田英仙
外科
曾谷伯安
川島周庵
天野良雲

一　不束之事、

右御本丸若年寄堀田攝津守於二役宅一、若年寄並西丸共出座、攝津守申二渡之一、
御目附御手洗五郎兵衞、西丸同柴田三左衞門立合にて。

同年六月の事なりしが、絹屋卯作至つて入魂にいたしぬる人の子の、身持惡しく色事にて、金多く遣捨てしにぞ、親の不興を受けて家を追出されぬる故、親類の者より挨拶をなして、親の許を受けしかども、直に內へ當人を引入るゝ時は、借金方大勢出來る樣子なれば、只何角なしに、親類の方へ預り置きぬ、當人も是迄放蕩を盡せし

程の事なれば、斯くて居ぬる事を、心憂く思ひければ、とても斯く外にして、今暫くも日を送る事ならば、此間に四國廻せんと、親類の方へ居る事の、氣術なく思ひけるにぞ、同じ樣なる友達兩人を誘ひて、其由親類へ告げて出行きけるが、伊豫の松山へ到りぬるに、久しく雨降らずして、百姓其植付に苦しみし上に、政道正しからずして、一統困窮に及びぬる故、領内一統申合せ一揆をなし、人衆七萬計り、城下へ押寄せし事なれば、大騷動にて方々色々と賴みしかども、一飯を食し難く、まして宿借し呉るゝ方もなければ、嶮岨なる山道を、喰はず飲まずに一晝懸りて、十八里あるきしが、やう〳〵と明くる日になりて、一飯に有付きぬれども、其邊すべて騷々しき事なれば、其日も甚だ難澁に及びしとて、大に四國廻に懲果てしとて、飢に苦しみぬる事、又恐ろしかりし事など語りしとぞ。

斯くて一揆は城下迄押詰めしかば、諸役人夫々に備へ爲し、已に大變に及ぶ勢なりしかども、家老馬上に駈出で、「願の筋あらば尋常に申出づべきに、斯く狼藉に及びぬる事、上を恐れざる振舞なり。何に寄らず、一々に承り屆け申すべければ、一旦引

取り、おとなしく願ひ出づべし」といひぬるに、「此所にて聞屆け給はらずば引取るまじ」と、口を揃へていへるにぞ、「然らば汝等、殿に御恨あるや如何」といひけるに、「非道なる役人共へこそ恨はあれ、上へ對し恨み奉る事はなし」と答へぬるにぞ、「然らば早く引取るべし。斯くの如くに騷動に及びては、公儀へ對し、殿の御首尾にかゝはる事なり。願の筋に於ては、我等受合ひて急度聞屆け申すべし」といへるにぞ、「然らば仰に從ふべし。よきに計ひ給はれ」とて、引取りしとぞ。其後如何納まりし事か、其落著を知らず。齋藤町にて、按摩を業として渡世する村川屋おまつといへる女あり。是が弟は、雜喉場にて肴屋をなし、相應の暮にて居ぬるが、病氣に付き、伊豫の溫泉に至りしに、折節其騷動に出合ひしかば、屋上に登りて、大勢の押行くを見物せしが、誠に仰山の事なりしとて語りしとて、まつが咄に聞候ひぬる故、此事も筆の序に書付けて置くものなり。

---

文政六癸未年六月、絹屋卯作方へ、紀州親願の者より騷動の儀申越し候始末。

此節者久々打絶御無音仕候。段々暑も強相成候。彌〻御安泰之由奉二賀上一候。此方皆無事相暮申候。乍レ憚御安意被二成下一候。寔に當地も此節は、殊之外大さわぎにて、城下竝に在方諸家中・竝に大年寄衆始め大納言様迄の御心配之儀が、此度おこり、今に相濟不レ申。依レ之城下は不レ及レ申、在方不レ殘うはさにて罷暮居候。定めて御地にも御聞取も可レ有レ之存候へども、先つ有增申上候。

一、先月廿一日ゟの初まりにて御座候。最初は此節の旱強く御座候故、百姓一統に、當年は御年貢御免被二成下一候様願出候處、御上にも御聞届無レ之候故、夫より近在近廻り百姓、東へは五十八ヶ村一統に相成り、又西は四十六ヶ村不レ殘加太迄、百姓一統に相成り、御上與合戰致度候様願出。夫ゟ御家中諸組・諸役人・御老中迄、不レ殘御城内へ詰居候人も有レ之、又は丸之内詰居る人々、夫ゟ西は北島渡場にて、凡人數三千人程にて、馬上にて詰居、侍百人程殘り、家來は鐵炮をかまへ、其外槍・弓何角方々。東は岡前宮前迄、右之通構へて、十日以前ゟ晝夜詰切にて、右百姓と城下は諸侍大合戰、寔に此節は町・在大さうどうにて、皆々うろ〳〵致暮居申候御事に御

座候。且又百姓旱強く水少し。夫故右初まり候事ながら、一體今迄御上諸役人・諸家中初、商人に相成り、樣々の商賣、御上にて被遊候に付、夫故百姓も段々難澁致居候處、此節大旱強くて水少し。夫故町・在大さうどうの御事に御座候。今三日其內伺合戰嚴敷相成り、扨々町中畏入申候事に御座候。先は右荒增一寸申上置候。寔に南龍樣御入國有之以來、ヶ樣成事例を不聞候。九州天草合戰同樣之儀に御座候。家中初百姓並に町人心配之義にて、何卒々々雨三日之內、靜かに相成り候はゞ大悅與奉存候。尙其內追々御申上候儀に候間、宜敷御考合可被成下候。右其故先日よりも、大に御無沙汰仕候。先右之由鳥渡御咄旁々申上候處、尙珍敷儀も有之候はゞ早速申上候。依之早々如此御座候頓首。

六月三日夕

先四月貴客樣御入之節、十八日雨天に而、其ゟ只一日雨天に而、今に雨降り不申、扨々こり入申候。

文政六年癸未六月

一、當月十日夜ゟ紀州那賀郡・伊藤郡、凡村數二百八十ヶ村程有ㇾ之候處に、右村々追追致ㇾ徒黨、翌十一日晝時、和歌山邊迄押來り、八軒家村松原通三軒家と言る村迄、凡人數七萬程居候處、其勢三手に相分り〔れカ〕、一手は八軒家松原通り、一手は紀の川筋堤を押寄せ、一手は和泉海道筋、都合三處より押寄候由、然る處、十日夜伊藤郡・那賀郡の大百姓を、凡八十軒程打くだき、亂入致し候之處、太守ゟ手配として、大手口は竹垣結廻し、夫々御大名衆、諸所を堅めらる。　大手口は朝比奈惣左衛門を頭として、鐵炮二百挺・鑓二百筋・先手穢多五百人程竹鑓を持たせ備構へ、凡千人程にて堅めたり。　扨又中之島口は、先手物頭を初、凡三百人程にて相堅む。　田中口は奉行・代官・鐵炮・鑓を構へ、七百人程にて堅めける。　夫ゟ二十五本松北島川には、水野美濃守を頭として、右同斷七百人程にてかたむ。裏手湊川口筋は、久野伊織かためける。　湊川口ゟ青岸並に荒濱濱邊迄、船凡八十艘餘にて相守る。　藥師畑には紀伊殿御隱居御居所故、右川口海邊は別而嚴敷かためらる。和歌出島の堅めは、大番頭二人其外組同心等相守る。　扨又城中は、安藤帶刀・三浦長門守・加納大隅守・山中

筑後守・村上伊豫守、當時何れも老中其外諸大名・諸奉行・諸役人・同心不レ殘、晝夜不レ分相守る。　扨又三軒家と言へる村は、右の手口海邊にて、百姓共押寄候人數之中へ、用人役小笠原次郎右衞門・町奉行壬生廣右衞門・目附堀田十郎三人共、鑓・鐵炮にて備を立て押出候處、三人の者一人立にて、百姓願の通御聞濟有レ之候間、百姓共不レ殘引取申候處に、同十二日夜、右百姓の內、盜人・浪人凡そ百五十人程、十日夜打碎き候處之大家の內にて、金銀多く盜取る由に付、百姓共より追々注進致し、翌十三日糺（たゞし）として、大番頭三人・鐵炮七八百挺程・鑓四百筋程にて、右浪人・盜賊共籠る處の和佐山と言へる大山を、八方より取卷き、西は大井瀨川原、東は粉川寺邊、南は有田郡、總大將には久野近江守、其外大番頭始めとして、組同心竝に穢多誹〔非〕人迄、合せて一萬人程にて、右和佐山を取卷きける。　此由和歌山へ聞えければ、町中木戸打切、町奉行一頭・物頭一組・大年寄等大勢にて、晝夜町內相廻り候故、城下の騷動大方ならず、同處無二別條一雖、町人共皆々恐怖致候事、先達ての海上郡・名草郡は、此節靜謐に相成るの處、又々百姓一揆起り、晝夜共寺々の釣鐘を撞き、其外鐘・太鼓を

打鳴らし攻寄せ、町中へひゞき大きに騒動にて、諸商人・大工・車力之者共、一向買用無レ之皆々打歎き、大に困窮之趣、且又大守思召は、何れ盗人並に一揆等不レ殘御糺之思召之由、如何落著相付可レ申哉、近來珍敷事どもにて有レ之候事、落着次第又々可ニ申上一候以上。

六月

忠臣藏九段目

風雅でないしやれでない、角力取人足。
本に世話で御座候らうなう、人足廻し。
雪と申す者は、降る時は少しの風にも散り、輕いで御座りますれど、一致して相成つた時は、峯の吹雪に碎く大石同前。數萬の百姓。
連判の人數は皆氣無の日影物、伊東・那賀の浪人者。

堺への状認めん飛脚が來たら知らせよ、　上方親類人々。

谷の戸明けて鶯の、梅見付けたるほゝえ顔、　所々へ詰めた無足人。

袴はづして飛んで出る、　本町筋丁稚と下女。

御尋に預りおはづかしう存じます、　岩出より逃げて歸る人々。

御在所も定かならず、　川上邊こぼたれし人々。

移り代るは世の習ひ、　今日の大變。

登屋からと聞き合す、　內目附。

私が役の二人前、　町奉行。

ほしがる所々、山々塗笠・三尺帶、　勘定奉行。

しやうもやうもないわいの、　岩手邊。

因果と〳〵の寄合、　子供老人。

思へば足も立兼ぬる、　中の島邊の逃支度。

娘覺悟はよいか、

又吹き出すほら貝の音、
受取は此三寶、ざわ〳〵
と見苦しい、
日本一のあほうの鏡、
馬鹿つくすなと踏碎く、
長棹にかけたる槍追取、
嘸本望で御座らうなう、
此程のこゝろづかひ、
某をひそかに召され先づかう〳〵の物語、
切るに切られぬ拍子ぬけ、
雨戸に合せん合くろ〳〵、
用心きびしく、
わつと泣聲泣娘、

井上の
丸の内の騒。
金澤氏。
橋本村御仕入役所。
所々槍方役人。
百姓共。
代官。
久勢殿。
地藏辻へ詰めた諸士。
井上氏。金澤氏。
御仕入圓メ。
八軒家茶屋。

斯様の事もあらうかと遙々來る、　三浦殿。

提灯・釣鐘釣合はぬ、　海野殿。

樂集

此度百姓共騒動に付き、御機嫌伺として樽肴差上候に付き、

目録

政事でばつこしたる筑後を縁側へ遣りたい、

當時御老中出頭山中筑後守殿。

諸方をしぼり上樽。近目を隱居させたい。

右同斷、海野兵左衞門、

是は奉行にて之あり候處、段々出世致し御老中相勤居申候。尤近眼。

先達て死なれ樽田中を今迄置いて見たい。

田中良左衞門殿、

# 目録

元輕き役人にて御座候處、段々出世致し、五奉行仰付けられ相勤居

候處、三四年已前死去致候。

御益を切つて取上げ樽金澤をこぼちたい。

金澤彌右衛門殿、

元四十石の大御番相勤、段々出世致し、當時知行千石、五奉行の隨一。

敵を見て慄うたる佐野が御役人かへたい。

佐野千藏殿御代官。

勢州迄新川掘り樽淸水が御役を上げたい。

淸水八郎殿御勝手役所頭取。

是迄掘り樽川々を潰したい。

町奉行。 御勘定奉行。

立合にて、此度町中の川々百姓共に掘らせ候に付き、右百姓難澁致

候。 尤無錢にて掘らせ申候故。

いろはうた

段々はひ上りたる稲葉が腰をぬきたい。

　稲葉十郎兵衛殿、

　是も御勝手頭取。

御勢を揃へたる立石を北島へ渡したい。

　立石千五郎殿御奉行。

百姓に紛れ込み方々をこぼち樽(たる)盗賊を捕らへたい。

附句

わる口をいはれ樽(たる)此人等に聞かせたい。

今度町々御評判の高い水喧嘩、安う賣られぬ一大事、上下(かみしも)に致し、紙代は僅かたゞの三文。

いろはうた

い　命をも捨てゝ爭ふ水喧嘩。

ろ　論はない、先づ是れからは御仕入を、こぼたば在も町も悦ぶ。

は　はたと手を打て驚け、御政事が手足おち〱慄ふ智惠なし。

に　西濱へ御注進はなかりしかば、君には何にも知し召さずや。

ほ　法外な下を苦しめ、めい〱の出世の種にさしを入れける。

へ　へその下へ心をうつす役人も、今度のちりけ餘程こたへる。

と　殿樣へならふ事ならわれ〱が、申上げたや下のなんじふ。

ち　智惠もなし才覺もなき御政事も、無ればならず有て益なし。

り　綸言は汗のごとしと申せども、いまの綸言出たり引いたり。

ぬ　盜人を捕へて見れば我が子なり、これは納のわるい故なり。

る　累代に聞かぬ今度のおほ騷動、しばし十露盤隱居するなり。

お　思ひ知れ、これ迄下を苦しめた、むくいが今は北島の土手。

わ　禍は下から起こるものと聞く、今は上からおこす世のなか。

か　上は鏡、くもらぬ御代を此樣に、闇になすのは役人のわざ。

卯作の弟仁兵衞の書狀

此間當地騷動に付、さま〴〵の落首出來、先達て追々申上候。右の各〻落首書相屆候哉、乍序一寸御尋申上候。相屆候はゞ、御返事御申越可被成候。外之書付と違ひ、若飛脚紛失いたし候はゞ、此方にて吟味仕度候間、否や御申越奉願候。〽

一、當地騷動之儀も、先大體に相靜り安心仕候。併諸役人不殘紀州一箇國を打廻り候て、伊都・那賀・海士・名草・有田・日高之郡、此節三千人程之役人、鐵炮又は槍などにて打廻り、其内にて大勢召捕、此節百七八十人計も召捕、毎日御吟味最中にて、町中賑敷事に御座候。則今日八軒家と中川原に十一人、獄門に相懸く。是は此度伊都郡之百姓共にて御座候。段々御吟味被成相片付候樣子に御座候。有田・日高郡は、此節熊野迄打廻り候て、諸役人參られ候最中にて御座候。先達て騷動之節、諸役人之中にも死人又手負等有之、又在方にても死人・手負等有之、寔に此度之騷動は、先天草已來の大變にて御座候。此節は御上にも行屆、先安心仕候。此度は不寄存大騷動にて、大きに心配仕候。尙ほ委敷事は拜面萬々御咄可申上候。

六月廿七日　　　　　　　　　仁兵衛

卯作殿

---

一、七月下旬、同人方より卯作へ申越し候には、又十一人此度は大ノ瀬（たいのせとすみて讀む由なり）といへる所にて、獄門に懸りしとなり。未だ入牢の者百三十人計り、之ある由を申越しぬといへり。

右は齋藤町絹屋卯作といへる人の妻の弟なる者、和歌山へ行きて、總年寄の方へ身を寄せてありぬるにぞ、これが方より絹屋へ贈りたる狀の寫なり。卯作のいへるには「當四月、權現祭り拜まんとて、彼の地に到りしに、百姓大勢川淩をなしてありしが、仰山に幟を立て、何村何十何人々々々々々いとへる印（しるし）なり。餘りに大層の事なる故、親類の者へ尋ねしに、百姓共皆々無賃にて、川淩致しぬるやう、上よりの命なり。其上皆々代る〳〵人夫に出づる事なれば、當所にて各、仕度致し、飯代・雜用總て手前より致しぬる事故、嘸苦しかるらん。總て國中町・在に限らず、諸運上・課役等にて、一統に大なる難澁なりといひしとぞ。此度の騷動は、元水論より起りしとい

へども、各〻身上立て難き故、斯かる大變に及びしとなり。先づ其主たる難澁といへるは、年貢を納むる事常法に倍し、旱損・水損などありて、種々に歎き出づれ共、少しも用捨する事なく、其上年貢を納めぬる後の作徳のむきは、雜穀に至る迄。悉く上に買上げ、其上にて相場を上げ。町家へ之を拂ひ、百姓は商人の手より買取りて喰ふ事なれば、下々の困窮詞にも述べ難し。其上米穀に限らず、他所より求め候事を嚴しく禁ぜられ、米は一石八合升なれば、一石といへるは八斗なり。に付き八十五匁より九十目に至る。通例の一石なれば、百目の外へ出づるなれば、下の困じぬる事、之にて推計るべし。此度一揆の起りし所より大和の五條迄は、僅か三里を隔てぬるに、爰にては白米一石七十五匁の相場なる故、百姓共五升・三升・一升程づつも箱に入れ、又は風呂敷に包みなどして、目立たざるやうに之を求めしが、此事も上に知れぬるにぞ、政道益々嚴しくなりて、其事もなり難く、斯かる時節なれば、村々にても少々の金を持ちぬる者は、皆々役人へ取入り、己を利する業のみを心とするにぞ、自然此者共其目附となりて、村毎に二三人宛も斯かる者共のなき村とてはなく、たま／＼法度を犯し、忍び

やかに米を求めぬるも、此者共に見付けられ、嚴しく咎を受くる上、其米は上へ取上げになり、其上三貫文の過料を取らるゝにぞ、いよ〳〵困じ果てぬるやうになりぬ。又岩手といへる所に、紀伊殿巡見の時休ひ給へる御殿ありしが、役人共の思付にて、近き頃御殿は和歌山へ引け、其跡に新に家を立て、御仕入役所と唱へ、其役を勤むる者は其邊にて小金持ちたる者共、賂を出して上へ取込み之を勤め、何に寄らず價安き物を買締め、百姓共へ金を貸し付け、返納の時節に至れば、少しも延引なし難く、若し當人難澁にて調達むつかしき時は、一家親類より之を取立てぬる故に、此貸付始まりてより、家田畠を失ひて、絶え果てぬる者多く出來る樣になりぬ。其外質物を取りなど致し、下々の物を悉く取上げぬるにぞ、此度の騷動、第一番に此役所を打潰し、夫より村々にて相應の渡世する者共の内をば、悉く打碎き、家財の向は野中へ持運び、悉く燒捨てぬ。早速代官・奉行等馳付け、一人の代官先へ進み出で、「願の筋あらば、尋常に願ひ出づべきを、一揆をなし斯く狼藉に及ぶ事、上を恐れざる致方不埒なり」といひしかば、其詞も終らざるに、一揆共口を揃へ、「是迄邪なる政事に

て賂を貪り取り、今又己一人、此中へ進み出で、左樣なる言をいひぬるは、己等が惡事顯はれ、罪せられむ事を恐れ、早く靜めんと思ふなるべし。彼奴を打殺せ」と聲々に呼ばはりつゝ、各得物振立てゝ打つて懸りしかば、如何ともし難く、這々の體にて逃げ歸りしとぞ。此時餘程人死ありしとぞ。又此騷動に紛れ、浪人者紀州浪人多き由、百五六十人も打交り、八百人計りの黨を結び、在々に押入をなすにぞ、書面にもある如く、一萬餘の人數にて四方を取卷きしが、皆取逃しやう／＼四十計り召捕りしと聞こゆ。合戰の如くに備へ、飛道具迄用意しながら、此等は餘り拙き業にぞありける。城外迄押寄せぬるにぞ安藤帶刀馬を乘出で「願の筋は一々聞屆け申すべければ、一旦引取るべき由」詞を盡して利害を示しぬる故、やう／＼と之を諾ひ、一先づ引取るやうになりしとぞ。

本町心齋橋筋東へ入る所、中屋善兵衞といへる呉服商ふ者、心易くする人紀州にありて、此度一揆の爲に壞たれたる橋本といへる所の呉服商ふ家に奉公せしが、近頃別家致し、少し片寄りし所に住す。此度の大變に主家も打崩され、金銀は申すに及

ばず、衣類・諸道具殘らず燒捨てられ、著のみ著の儘にて、家内皆々此者の方へ身を寄せぬる由。此騷動にて人死三百人餘もありしとぞ。是が咄には、大抵の趣は始めにいへる如くなれども、一揆催すと直に城下へ到り、引取の節、其道筋にて酒屋にては酒を出させ、相應の構の家に到り飯を焚かせ、之を速にせざる者、常より惡しと思ふ者悉く打潰し、先づ一番に紀の川筋にて川端にある富家、常に上に取込み、質物を取り、名目の金を貸しなどして、近年大に仕出したる者あり。此家を壞ち家財殘らず川中へ打込みしを、一揆の中に慾心の者ありて、五六人いひ合せ、七八丁計り川下に隱れ居て、之を拾ひ取りしを、一揆中間に之を見付け、其者共を引捕へ、槍にて首掻き落し、鍬にて打殺しなどして、一人も殘らず之を殺しぬ。夫より所々を壞ちぬれども、家財の類は悉く野中に持運び、火を付けて燒盡しぬ。斯くの如くなれば、皆々恐れ逃げ迷ふ。中にも金銀衣類の類を持ちて逃ぐる者、一揆の中にても、騷動に紛れ、慾心を抱き金銀を奪ひ取りし者など、見付け次第に打殺しぬる故、凡そ三百人餘の家を壞ちぬるも三百に餘るといへり。然し此度壞たれし村々は、皆々貧村にて、一

紀州騷動に就いての餘談

箇村に三軒か四軒ならでは、金銀貯へし者はなき所なれども、此度の一揆往來筋なれば、斯樣の難に遭ひし由、二三里も片寄りし方には、至つて福者あれども、是等は何事もなかりしとぞ。

六月廿五日、久昌寺に於て堺海會寺に逢ひしに、其人紀州の咄をなす。是がいへるに付、最初の起といへるは、數日旱續(ひでりつゞき)故、川々水乏しくなり、百姓共植付に困りぬるに、其少き水を、新田の方へ引取るにぞ、肝心の古田は、いよ〱如何ともし難し。これ如何となれば、當地などにても、鴻池新田・袴屋新田などいひて、新田を持てる者は、多くは富家にして、常に賄賂を以て役人へ取入りぬる故、斯かる時、己が思ふ儘に計らへるなり。斯くの如くなれば、百姓立行き難きにぞ、一村寄合をなし、古田と新田とは、何れが大切なるや。當時にては運上賄賂を取る計りにて、年貢は外國(ほかぐに)に倍し、近頃迄なくて濟みぬる新田へ水を引き、大切なる田地の荒れぬるをも厭はず。斯かれども秋に至らば、年貢は嚴しく責めはたるべし。斯くては皆々餓死に及ぶべし。此事强訴せんとて、打寄り評議する半ばへ、何か吟味の筋ありて、穢多大勢出來

り、上の威光をいひ立て、彼此といへるにぞ、一統人氣立ちし折なれば、七八人も之を打殺し、其餘にも手疵を負はせぬる故、詮方なくて逃歸りしが、程なく三百餘の穢多を催し押來る。此方にては强訴の一件を近村に勸めぬるに、何れも身分立行き難き事なれば之に與す。たまたまあやぶみぬる村ありて、早速に與せざるをば、庄屋を打殺さむといへるにぞ。各々一統をなして凡八百人に及ぶ。斯くの如くなれば、再び穢多を打殺し、大騷動に及び、城下迄押詰めしを、安勝が馬を乘出し、願の筋は一々聞屆けむとて、程よく利害を申聞かせし故引取りしとぞ。五月廿一日頃より水論の沙汰ありて、廿八日城下に押寄せしが、人數四千餘三手に分れ、三方より一度に押懸けしとぞ。早速百目計りの米直段五十匁に下り、他國の米買ひ次第との事なりしとぞ。又十日頃より三萬餘押寄せ、十二三日の頃引取り、一旦靜まりし樣にてありしが、又々南の方日高邊に一揆起りしとぞ。

或人のいへるには、米屋平右衞門事、紀州の御藏元なる故、彼が悴に逢ひぬる故、此事尋ねしに、噂の如く前代未聞の大變なり。同人方藏方の事なれば、此事を聞いて

捨置き難く、大抵騒動も納まり通路開けしと聞きぬる故、先日手代兩人、御見舞として紀州へ遣せしに、彼の地に入込みしかば、百姓共、元來此者共御藏元致し、米の直段高くなりしも、此等が所爲ならむ。たゝき殺せ打殺せなど罵りて、大いに騒ぎ立ちぬる故、這々の體にて城中へ駈入り、數日經れども歸り難く、今に滯留してありぬとて、語りしといへり。

當地幸町に、近年御屋敷出來し、買物方とて下地より御出入の町人淡路町泉治郎を始めとして、十人を其役とし、家賃・唐物・米穀・家屋敷の買入等、何に寄らず買入れ、大に利潤を得、又貸し物方とて、名目の金を貸付などする事になりぬ。元來當地龜六といへる者、紀州にて淡路屋といへる菓子屋と心易き事なれば、近來御役筋の事とさへいへば、何によらず取上げらるゝ事にて、賂の流行する時節なれば、是等が目論見に出來せし由、紀州は十八年前迄は、大借金にて甚だ困窮なりしが、下の難儀をもかまはで、種々の新法を立て、過分の金子を貯へ給ふやうになりしとて、中屋善兵衞、此事を予に語りぬ。則ち龜六とかやいへる者は、善兵衞知る人にて、今に

ては泉治郎始め、此役に困まり果て、退役せむと願ひつるとぞ。これ如何となれば、近來人氣惡しき故、口入などいふ者は、多くは八十貫目の品を買はせんと思ふ時は、賣主へ對談し、百貫目として、之を買主へ買はせ、二十貫目口入の懷へ入れる樣の計らひをなす。泉治郎始め皆々、家柄の者共にて、左樣なるはしたなき業する事は、聊もなき事なるに、斯かる事にて、過分の益ある樣に役人共は相心得ぬれば、權柄に種々の用事などいひ付くるにぞ、皆々大に迷惑すと聞けり。

或家に病人ありて、治療頼み來れるにぞ、其招に應じぬ。此家、昔より家具買ふ家にして、年久しく紀州より何か買取りて、手廣き商ひをなす。是がいへるには、此間紀州の人出來りし故、此度騷動の事を聞けるに、八軒家より少し計り隔りし所に大庄屋あり。一揆大勢蜂起して、前以米五十石借受け度き旨申越しぬるに、無しとて之を斷りぬ。斯くて大勢押來るにぞ、米十五俵を飯に焚き、之を出して饗應しけるが、始めの無心を聞入れざりしとて、此家をも打碎きしとぞ。其外諸々の騷動、大方始めに記せし如くなれども、六月十八日より有田郡にては五千計り起りて、之も大庄屋の家

を打碎く。此沙汰前以て告げ知らす者ありし故、諸道具・金銀・帳面の類、密に近邊へ預け置きしに、大庄屋はいふに及ばず、何一つにても之を預りし者の家は、悉く打碎きぬ。斯くて其由和歌山へ（城下より僅か二里）聞えぬる故、役人共船四十艘に打乘り、直に馳附けしが、最早十分に打碎き、皆々散々（ちりぢり）に引取りし後なりしとぞ。又此一揆大に起りしは、五月廿一日に始まり、廿八日より甚しかりしと雖も、前以て其催しありし事と見ゆ。四月十日過の事なりしが、黑江（是も城下より二里計り南なり。）といへる所にて、數家を打碎けり。此邊總て膳椀の類を多く仕込みて、諸國へ賣出す所なり。近き頃迄は銘々勝手次第の商なりしに、仲間中に慾心の者共いひ合せ、上へ運上を出し、株十二軒に定め、是迄一樣に商せし者共も、其餘は悉く十二軒の下職となり、始めの程は少しの口錢取られし事なりしが、近來にては過分の口錢を取りぬる故、皆々引合申さず候故、種々相歎きしとて、譯（わけ）て聞入るゝ事なく、さればとて此等の手を越えて、聊の商する事もならざれば、大に困窮に及びぬるにぞ、一統申合せ此者共の家を悉く打碎き、帳面は皆引破り、金銀は海へ打込み、大いに騷動に及びしとなり。之は病家の主、

権現祭見むんとて紀州へ到りしに、此人黒江と常に取引の事を知れる者、此節斯様斯様の大變なり。譯けて黒江に行き給ふ事なかれ。如何なる變あらむも計り難しとて、之を止めしとなり。

眞田の書状

酷熱中愈〻御清勇祥〻被〻成〻御入〻奉〻賀候。然者七夕の色紙、日外（いつぞや）申上候通り御差遣被〻下度、御息女兩人待兼られ候樣子に御座候まゝ、兼々御遣被〻下度、勿論あね女大に筆廻り申悅入申候。外にも大分揃居候事に候間、心せき候樣子御座候。右兄弟中にても認候つもりに可〻被〻成候歟。宜敷御計勿論、一紙にても疎略すたり候儀は、毛頭無〻御座〻候。其段相待居申候。

一、扨大分壯年之人々、暑にあてられ候儀も有〻之候。貴所樣大暑中隨分御保養專一に奉〻存候〇大和葛下・高市・城主〔下カ〕等多人數打寄、米屋をこぼち㝎に惡事千里にうつり、南紀騷動と同じく所々にてかゞりを燒き、ほら貝・半鐘・大鼓にて人數を集め、

八南木にて六軒、三輪にて三軒、今里屋にて二軒こぼち、高田にて寄合、今市邊へ相かゝり候様子故、郡山侯・高取侯御役人多人數御出にて御出張の由、しかし大におびやかし、長尾の米屋をこぼち候よし相聞え申候。扨々當年はさわがしき事に候。先はあら〳〵。かしこ。

六月廿五日夕　眞田

伊達様

但し是は米直段を下直にせん爲計りと相聞申候。

英船漂著

文政七申八月薩摩國へイギリス人來著に付き御屆の寫

一、松平豐後守領分、薩摩國七島の內寶島沖へ、七月八日白帆の船一艘漂來り、橋船一艘ゟ異國人七人致ニ上陸一候に付、役人差越候處、言語文字不ニ相通一、無間も本船へ乘替、翌九日異國人橋船二艘ゟ上陸いたし、牛、望の由手招（てまねき）致し候得共、不ニ相調一段手様を以て相答へ、イギリスと申事相分、野菜少々相呉候處、本船へ乘歸り、又々橋船

二艘にて異國人多人數陸へ乘付、方々致ニ徘徊一海邊へつなぎ置候牛奪取、早々射殺、在番之者罷在候番所へ鐵炮夥敷打放、本船ゟ石火矢繁く打かけ及ニ狼籍一候に付、彼島へ渡海いたし居候目附役吉村九介と申者、異國人一人鐵炮にて打留候處、其餘之者共不レ殘本船へ逃歸り、直に午未之方へ乘行、同十一日迄は、遠沖へ帆影も見え候得共、其後は何方へ乘行候哉不ニ相分一、自然乘戻候儀も難レ計候に付、手當いたし島津權五郎と申者へ、一組之人數相添、右之島へ差越、其外浦々・島々へも、取締嚴重に申付、依レ之長崎御奉行所へ追々相届申出置候段、國元ゟ被ニ申越一候に付、於ニ江戸表一御月番御老中樣へ御屆申上候。

八月晦日　　松平豐後守内　朝倉孫十郎

薩州侍衆より尾上小十郎への書狀

同十一子年、薩州侍衆より當地尾上小十郎と申人へ申來候書狀の趣、左の通、

薩州領分之内、日向路へ巽（たつみ）に當りて五十餘里沖中へ島あり。唐共日本共不ニ相分一、無人島と申迚、是迄人不レ參。大洋中の島故、船がかりの場も無レ之、然る處去秋日向之船、難風に逢ひ無レ據右之島へ取付申候處、烟の立樣子見受、陸に上り致ニ吟味一候處、濱邊

岩窟之間五六人住居、異國人やら日本人やら、男女差別も不ㇾ分者居、此者一人立出申候者、客人者日本之人にては無ㇾ之やと相尋申候に付、其通と相答候由、然る處島人申候者、此島に日本船來事ヲ相待候事、我々代々申傳而相待居候。則我等者平家之末に而、亂後二艘人なき島を尋候て、上皇を守護し、此所に漂流し、人數八十人男女住居隱れ候まゝ、其後追々人も減じ申候得共、當時者又々七十人罷在候。其內、天皇の御末葉も被ㇾ爲ㇾ在候。我々代々申傳候に者、寶劍・寶鏡を今一度本國へ相渡度候。時之天子に奉り度段、敬ひ願出に御座候。何卒船本國へ被ㇾ歸候上、國主へ此旨被ㇾ申立ㇾ候樣被ㇾ申候由、右に付直樣國元役所へ申立候處、太守ゟ御迎船相立、薩州へ皆々御迎取、當時江戸表へ伺に相成居申來候。

右者誠に實事ならば、珍敷事に無ㇾ之や。五穀なしの島に、能も子孫相續し、今迄住居いたし候者哉と不思議に被ㇾ存候。尤中程人數減じ候と申處、左も可ㇾ有ㇾ之、持越候糧米切れ候後、暫く海草やら木之實やら喰馴れ候迄之處、人減じ候半かと被ㇾ察候。子孫は生れながら、夫に相なれ成長いたしゝ者故、後年〔之カ〕に當時に至り、又々人

相増候處、どうやら誠らしくも有レ之候。檀の浦にて世之治り口之空説とて及レ承居申候得共、誰も其頃者實説存候者有レ之間敷也。併寶劍・寶鏡が證據ものと奉レ存候。珍敷故荒々申上候。

二月十七日

文政十年三月十八日の御觸

文政十丁亥年三月十八日御觸の寫

公方樣太政大臣御昇進、

詔書宣旨御頂戴、内府樣從一位之御位記御頂戴、御作法無二殘處一〔旨カ〕相濟候間、江戸ゟ被二仰下一候條、恐悦可レ奉レ存候。此旨町中可二觸知一者也。

同五月

御昇進に付、御役附御位階

御老中御掛別段御使　青山下野守樣

御若年寄御用掛　増山河内守樣

文政十年將軍太政大臣を拜す

御昇進に付御使　井伊掃部頭様
御位階に付右同　松平越中守様
日光御名代　酒井雅樂頭様
御同所へ西御丸方御名代　松平下總守様
御代　戸田采女正様

〆

於二御本丸一御馳走方

御勅使方　溝口伯耆守様
院使方　秋月長門守様
御控　鍋島　岩城
御使　松平長門守様
大宮使　森
鷹司様　黒田

帝都ゟ御下向之次第

勅使　鷹司様

廣橋様

甘露寺様

院使　冷泉様

大宮使　大倉様

女御使　藤谷様

詔書使　堤様

御衣紋　高倉大夫様

御身固　土御門様

右之外、多分御紋付有之候得共略す。

同年六月

文政十年將軍太政大臣を拜す

御別段御上使　　　　　　　　　　　　　青山下野守様

右拜賀之節、津輕越中守、近衞様ゟ拜領之由にて、轅に乘て出られしにぞ、御咎を蒙り閉門被ニ仰付一、家老・用人・留守居其外役掛り之者五六人切腹をなす。此事に付、種々の風說ありといへどもこれを略す。

# 前代未聞實錄記序

夫人間は、一生の內に歡樂苦痛ありと雖も、唯虛々と暮しける、其中にも、至つて嬉しきと苦しきとは、いつ迄も思ひ出すとあり。爰に大坂今津氏〇頭書に、今津は白子町、加島屋萬兵衞なりとあり。何某といふ家に、肥州御國產陶器御藏元を年來勤めけるに、國元より御用ありて、名代に岡氏〇頭書に岡といふは、万兵衞手代にて此書はこれが記せるなりとあり。何某は、米田氏〇頭書に、米田これも萬兵衞手代なりとあり。何某を召連れ、文政十年亥八月より下りける。既に御城下佐賀本庄町御役宅に御留仰付けられて滯留す。鍋島の永詮議とや、翌年子九月迄、退屈と雖も詮方なく逗留しける。其譯は略すなり。滯在の內に未だ曾て見ざるの事あり。文政十一子年八月子日夜子の刻に、九州の國々より防州迄、大惡風の大變あり。是前代未聞なり。世上にすべて實記錄ありと雖も、夫は面白くも亦をかしくも、書傳へりと雖も、其元を知らず。此書は我が六十餘になり、現仕身の難に逢へりたる儘〔の脫カ〕事に候。文旨なれば面白からずと雖も、知りたる事のみ書記し、若き人も世界の因果を見て、心

得にもなるべきやと思ひ、末世の人に書殘し置く者なり。我又此難に逢ふと雖も、神佛の惠を給はりてや、危き命を助りける。其後は薄の穗の動くにも恐れあり。神佛を常に願ふより外はなし。地獄を此世にもありと思へば、恐しき者とやいはむ。只何事を愼むのみと願ふ者なり。恐るべし〳〵と云々。

文政十一戊子仲秋下旬　浪花　無學舍一瓶書レ之

文政十一年の變異

## 前代未聞實錄記卷之上

抑文政十一戊子八月九日夜九つ時より、九州國々北東の風吹出し、段々と嚴しく吹きあらし、雨は霰の如く、天は一面に電光火の降る如く、地震は世界を覆す如くなり、夫より段々と風は辰巳へ廻り、強く吹きける。民家の瓦まくりたて、藁葺のくづやのたちけは悉く倒れ、或は潰るゝ事數知れず、隣家の人々家の建物に打たれ、死ぬ人もあり、怪我して逃去るもあり、老若男女童迄歎き泣く聲哀なり。何にか譬へ

難し。猶も風嚴しくなり、未申へ廻りて吹立て、大海よりは津波出でけるにや、川川大洪水となりて、川邊大道へ二尺計りも水上り、逃行く方もなかりける。岡氏滞留しける役宅亭主永淵何某、御目附役西目筋へ御用之ある由にて留守中、今一人の米田氏は、有田皿山に用向ありて他出す。家内は女三人に二歳になる女子、男たる者なき故、岡氏は途方にくれ、迚ても家の内に居ては命危く思ひ、大切なる物取出して風呂敷に包み、雨合羽に書物を包み、蒲團二帖以て〔マヽ〕家内の女子・幼子つれて、裏にありける畑の中に野宿一夜して、やう〳〵命助りけると、歎の中の悦限なく、野宿の内にも所々出火ありて、夜の明くる迄其苦しき事、何にか譬ふべき方なし。翌十日朝五つ時分に風も靜まり。旅宿の近邊一町計りの所、漸々五軒家根はまくれながら家は殘りあり。其内のいつけ〔んカ〕〔脱〕は御役宅にて旅宿なり。不思議に家の殘る事、是全く日頃祈念し奉る神佛の御利益ありけると、猶も神佛の御恩の程、有難しといふも愚なりける。扨又御城内、其外御家中の屋敷、凡そ七分通は建家倒れ、御城下町屋凡そ千軒計り倒れ、殘りたる家も殘らず家根まくれ、土藏造の家は瓦悉く吹散ら

佐賀城下の混雜

し、往來する事相成難く、諸人難澁するなり。同十日にはや御上より、先づ第一諸人の飯米御手當ありて、御城下町々、其外在方百姓、米圍ひ置き候か、又は買持ち居候者是ありや、御目附衆所々御吟味出張ありて、少々たりとも自分の儘に賣買致すべからずと御手當ありて、悉く員數御改め御封印御附け置かれ、困窮の者へ賣渡し候節其升數何程、名前等書記し置き候樣、急度御渡され候事國中なり。既に御城下町町倒れ家或は死人家の者共中へ、都合三百石御救米早速下され候。其外在々へも夫々御救米下され、其後御藏圍米を以て、御賣米直段、一俵三斗入代銀二十四匁二分の定（筑前・久留米・柳川右三箇所平均直段なり。）御賣渡し之ある旨仰出され、大守樣にも諸人大變に付きては難澁致し、至つて死人又は倒家の困窮人之あり候事、不便に思召され、近年御勝手はむづかしき御央（なか）なれば、先以て御手元より金三千兩、國中極（ごく）難澁の者共へ御合力金として下置かれ、尙外向よりも追々吟味を遂げ、御沙汰あるべくこの趣、御國中御觸流し之ある事、深き御憐愍有難き事なり。爰に御家老多久美作殿、當年十八歲なりけるが、至つて才智にして賢君なり。十六歲の時より御頭職となり、御政務方御政道正

しくして嚴重なり。當節迄老いたる者も恐れたる事限りなし。其趣意略す。今度九日大變ありしより、翌朝より御自身は朝夕は食事粥にして、一人にても我が身を愼み、諸人の助にもなるべしとの事、御仁心恐るべし。國中酒造方其外糀屋迄、當時造り方仕入御停止の趣仰出され御觸あり。右の外にありと雖も、書記し候事略するなり。〇頭書に文政十亥年の事なりしが、家老初め勝手方の役人大勢、上の金を取込み、年來不埒せし事共相顯れ、家老・用人・元締等七八人切腹申付けられ、夫々其科に行はれしといふ。此時家老の内にも、切腹を恐れ逃出でし者などありしかども、之を追ひかけ取卷きて、詰腹を切らせしもありといふ。此時蓮池侯の計らひにて程よく納まりしといふ。其上にてかゝる天變に及びぬるに、多久美作政權を執つて之を取鎭め、諸人を屈伏せしむる事、未だ弱冠にも至らざるに、器量ある人と思はるとあり。多久氏御若年の御智惠にあらず。唯人にてはあるまじ。是は扱置き同十二日朝、誰ともなく「大海より津波出でたり、早く退けよ」と言觸らしけるにや、此事御城内へ聞えけん、諸家中大に驚き、大守樣始め其外出馬の用意ありける。御城下町々の人々、御先へと退行く人數限なし。中にも老いたる親を背に負ひ、或は子をだき抱へ、或は著類を風呂敷に包み、又は食物を持出す人もあり。北山指して終には金毘羅山或は金龍山迄逃げたる人多かりけり。此金毘羅山迄御城下より二里あり。金龍山は金毘羅山より五十町北の山なり。或人のいはく。中佐嘉といふ所に正一位稻荷大明神の社あるな

稲荷明神の靈驗

り。是は近年諸人信心して願懸くる時は、何事によらず。成就せずといふ事なし。夫故御社造り、其外神主家なども結構になり、別けて社は高き所にありけるに、今度の大惡風大變たりとも其難なく、諸人羨みて平日信仰の者、神力守護なきを歎き、神主に神託を願ふ、神主明神に祈念す。其時神託あり。「今度大惡風大變ある事時節なり。◎日本〔は脱カ〕神國なり。此大變前に知り神々諸人を憐み給ひ、惡風を鎭め給ふ事、言語に述べ難し。神々御苦勞ありし證據は、諸神社の御神體にあり。之を拜み上れば悉く御神儀血汐に染まりあるなり。疑ふべからず。神々の中にも正八幡宮別けて御苦勞ありけるなり」と神託ありけるとかや。

同神記

又豐前國宇佐八幡宮神馬、五十日以前より行方知れず、不思議にありし時、三十日計りして神社へ戻りける、諸人之を見るに、總身所々に疵あり。不思議に思ひ神主へ神託を乞ふ。神託の告あり。「世界おぼる〔マヽ〕時節來て〔ろカ〕是末世に至り、人氣惡しき故なり。之を前に知るにより、龍宮界○頭書に、龍宮乙姫の説は、全く浮妄の説なり。番頭殿の浮説を信じて書かれしとあり。に至りて乙姫に談ずと雖も、時節到來なり。神力を以て覆る事を鎭めたり。乙姫の曰く、諸人驚き〔くカ〕大變三度ありとい

遠藤某危難を免る

ふ。此事鎭まる迄愼むべしとありけるとかや。「必ず疑あるべからず」といふなり。國中大小の神社を見るに、今度の大惡風に社の倒れたるもなし。家根の損じたるもなし。是不思議なり。恐るべきなり。又爰に不思議あり。御城下より東に高尾といふ所に、遠藤何某といふ人あり。所々へ買積の商人なりけるが、其頃酒・鹽を仕込みて、百二十石の船に積入れ、八月七日夜、諫早を指して船を浮めけるに、其夜石塚といふ所迄行きけるに、汐は引汐となる故、此所にて船懸り居たりて、船頭二人は寢入り、我も暫くまどろむ。空中より誰ともなく、「船を浮めよ船を浮めよ」と、いふ聲して起しける。不思議ながら船頭を起し、船を浮むと雖も、干汐にて浮むる事叶はず。斯かる所へ時ならぬ滿潮となり、又もや潮に逆らひ出づる事ならず、如何せむと思ひしに、不思議に北風吹出し〔すカ〕、是幸と帆を上げて船をば出しにける。潮に逆らひながら、帆に風の含みし力にて沖へ出でけるが、浪は高き故に、船を龜ヶ浦といふ所へ付けよと言へども著くる事叶はず、風に任せて竹崎といふ所へ著けたりしが、此所も高潮にて危き事もあらむと、翌八日に諫早へと又船を出しけれ共、浪高く

有田皿山の慘狀

行く事叶はず、茶山といふ所にあり。此所茶を作る。之を目當にやう〳〵と船を著けたり。此所山手にて船附惡しけれ共、人々を賴み、積みたる荷物悉く水揚して、船に船頭二人殘置き、知邊の方へ荷物を預け、此所に逗留したりける內、九日夜大惡風なれども其難を遁れ、濱にありし船は如何あらむと、風鎭まりて彼方へ行き見れども、津波出で其邊に船見えず。南無三寶船も人も行方知れず、うろ〳〵尋ねる內、岩と岩との間より呼ぶ聲聞えける。見れば尋ぬる船見えたり。嬉しやと辿り寄り聲を懸くれば、彼方よりも聲を懸けけるに、不思議や船も無難にして、人も無事なり。大に悅び限なし。此人信者にて常に神佛を信仰しける御利生とぞ思はる。又此後に不思議なる事あり。是は下の卷に委しく記す。是も扨置き、此先に米田何某は、八月八日より有田皿山に用向ありて、袈裟次郎といふ男一人連れて、又佐嘉の城下を出立す。此道筋に志田山といふ所にて用事ありて、武雄の宿に一夜泊り、明くれば九日、此日至つて暑き日なり。漸々晝八つ時分に皿山青木氏の宿に著きにけり。其後四つ時頃より辰巳の方より大惡風吹出し、家每々々に戶を吹散らし、家も崩るゝ如く

にてさも恐ろしき次第なり。子の刻頃岩谷河内といふ所より出火ありけるが、風は強く吹立ち、雨は頻に降り、火は風に任せて飛廻り、天より火の降りし如くなり。地震は天地をも覆さん計りなり。川は大洪水となり、退行方もなかりけり。此皿山といふ所は、山中にして谷底の如き地面なり。（南北一筋道なり。東西山なり、川あり。）さても米田氏は、今日來りし夜から、斯かる大變あり、大きに驚き、持來りし荷物を袈裟次郎に持たせ、我も遁ぐる用心をして、青木氏（此人も大坂にありけるが、用向ありて爰に逗留しけろ。）の荷物肩に乘せ、北の口へ遁出で武雄道へと行きけるに、道々に家倒れ、はや火は家に燃上り行く事叶はず、後へ戻るなり。伊萬里道筋ありし故、行きける所へ、青木氏家内の蒲團・蚊帳・其外帳面・書物持來り、「何故後へ戻るや」と尋ねける。「最早彼の道へ行き難し。伊萬里道へ」といひ、共に行きけれ共、遁ぐる人々押合ひ壓合ひこけつまろびつ人の上へ人重り、行く事叶はず、右手に畑あり。漸々其所迄退行きて持ちたる物を下し置き、青木氏は袈裟次郎連れて後へ引返して、戻りける道にて亭主に出合ひしが、亭主は女房と簞笥を荷ひける故、夫を青木氏と袈裟次郎として荷ひ取り、畑中迄持來る。亭主も

女房も又引返し、手に當る物取出しける。 青木氏○頭書に「青木は辨右衛門といひて、今里和歌山の支配人なり。當所布屋町に住して陶器登りぬれば、立會ひて問屋加島屋万兵衛方へ引渡す日附役なり、予此人と心易さにぞ、變に逢ひし様を委しく聞けり。外にも云々の咄あれども、事煩しければ之を略す」とあり。大は其儘後へ引返し行きけれども、はや家に火移り、詮方なく皆々畑中へ來りしが、此所も風下にて、火の子霰の如く降りければ、此所にも居られず、あなたを見れば山手に拜殿あり。八幡宮の下の宮なり。 先此方へといひ、此所にて漸々息をつぎにける。されども風下にて山手なれば、火の粉と煙り雨風吹込み、拜殿はゆら〱となり、生きたる心地もなかりける。 皿山を見れば一面火の煙となり、 人々歎き叫ぶ聲山も崩るゝ如くにて、是ぞ八難地獄の責なりけるや。 我も漸々此所迄は退きたれど、此の拜殿も亦倒るゝか火も移りけるやと思ひ、此所にて死するも因縁なれども、二百里隔て鎭西にて死ぬるも殘念と、身も聲も震ひながら、南無阿彌陀佛々々々々々と計りにて、恐しかりける有樣は、何にか譬へん方もなし。 あたりの人の面見れば、人間の色はなかりけり。 夜の明くるを待兼ね、漸々と夜も明くれども、煙と雨風にて行くべき方もなし。 詮方なくも此所に居たりしが、漸々と風も少しは鎭まりにける。 此嬉し

さの餘り、心に浮むに任せて一首を爰に記す。

彌陀たのむ心の底にさだむれば袈裟も命も有田山なり

と、此時生歸りたる心になりぬれど、二人は昨日黃昏に食せし儘なりければ、腹もへりたり、足も立たずといへども、此所にいつ迄居ても詮なし。是非なく青木氏に別を結び、歸る道も武雄道は未だ火も所々に飛火にて燃えあり。先づ伊萬里道宮野といふ所迄行きて食すべし。夫より武雄道あり。之を便りに行く道すがら、在所々々は家倒れあり。見ながら漸々宮野に來りしが、此所に川あり。是も洪水にて太股(ふとゝも)迄水ありけれども、近在より皿山へ見舞に行く人多ければ、人々此川を渡るを見て、我も渡りける。此所にて食をせむと家々を尋ぬれど、此邊も風にて家根めくりあり。或は皿山より遁(に)げ來る人々家々に居ければ、一飯を乞ふと雖も、答ふる人もなし。斯かる所へ老女一人來り、「旅の人なれば嘸や難儀にありつらむ」とて、其老女の宿へ連れ歸り、食事をふるまひくれられしは、有難かりけり。夫より武雄道へと行きけるが川あり。此川もゝの川の上にて、幅十五間計りなれど深きなり。是も洪水なり。水高き故渡り兼ねたる所

へ、「百姓一人來りていふ、「此川渡る事あるべからず」と止めける故、又元の道へ戻り、伊萬里へさして行きける。道筋川々高水なれども、伊萬里より皿山へ見舞に行く人、數珠を繋ぎし如くなれば、人の渡るを力にて我も渡り、七つ時分に、伊萬里藤野氏といふ所に著きて一夜泊りける。此家にも皿山に緣家ありて、見舞に行き、歸りて咄しけるは、「皿山燒失の家數凡そ八百五十軒餘、（皿山千軒の所なり。燒失殘百五十軒なり。）死人も百人計り」といふ。泉山といふ所に十軒餘、岩谷河內といふ所に四十軒餘、白川といふ所に百軒程燒殘あり。土藏なども燒失して、漸く十箇所計り殘り居候噂なり。死人の內、井戶へ遁込たるもあり。土藏へ入りて出兼ねたるもあり。親子兄弟とも死したるもあり。或は遁道なき故、煙に卷かれたるもあり。因緣とはいひながら哀れなること言語に述べ難し。扨翌日十一日に、伊萬里を出でて佐嘉に歸りて、此事咄さんと思ひ、又伊萬里は東西南北山ありければ、漸々五軒計り、端々に家倒れある計りなりければ、有田皿山邊の事にて、佐嘉御城下などは何事もあらむと思ひ歸る道筋、川々大洪水なり。常に水なき山川も、水出で、北方といふ宿迄（伊萬里より五里半なり。）十三の

大野島の被害

川あり。太股迄水あり。もゝの川といふ所へ來り、漸々此所にて噂を聞けば、佐嘉も御家中屋敷・御城下町々家倒れ、往來もなり難きといふ。之を聞きて又びつくり、岡氏は如何あらむと、道を急ぎ歸る道筋、行逢ふ人に尋ぬれば、「佐嘉の町は家なかりける」といふ。猶も心ははやれども、往來筋は大木倒れ家も倒れて道あしく、川は水高し。足は血汐に染みたる如くにて、痛みながらも北方の宿迄來りしが、此宿（家數百軒計りありといふ。内九十軒計り倒る。）建家大道へ倒れ、屋根の上を漸々通りける。夫より往來筋宿々・在々家倒れある事、其家數知れず、又死人見る事、或は牛馬死したるも數を數へ難し、憐なりける事限なし。爰に又伊萬里より大黑屋の何某といふ人、佐嘉迄用向ありて行きける故同道す。此人も、有田皿山邊計り惡風吹きけると思ひしに、道々噂を聞けば、佐嘉より南海邊は、津波の出でたる由を申すを聞きて案じけるは、此人娘眼病にて、此春より諸富といふ所の下に大野島といふ所あり。（離島で柳川領なり。）此島に眼醫師ありける故、療治養生に遣しけるが、其邊も危く思ひ、道々も案じ〳〵行きける處に、北方の宿外れにて大野島の人に面見合せ、（此人、娘を預け置く宿の亭主なりけるなり。）之はと計り後の言葉もな

かりける。大黒屋は「娘は無事か」と尋ぬるに、彼人「御娘子は御無事なれど、老女様は死骸が知れず、御娘子様が泣いて計り御座る故、醫者殿がマア駕に乗せて送りませといはしやる故、其手當しても人がござりませぬ。金銀づくで人雇(ひとやとひ)が出來ぬ譯は、九日夜大風吹き、夫から大高汐で津波が出ました。所の堤より上へ八尺計りも汐が上りました。家の流れた數は知れず。醫者殿は少し高い所故、家は殘りましたが、皆々命から〴〵漸々と助かりましたが、又其夜私が家も危き故、醫者の所より一町計り隔て、此家に娘十八歳にて眼病故、大黒屋の出入老女一人・下男一人附けて介抱人にして逗留す。醫者殿方へ逃げて行かしやれといひても、達て老女と男衆が氣遣(きづかひ)ないと、片意地にいはれますれど、おまへ様から預りました故、若もの事がありてはどうもいひわけがならぬ故、家内の者を連れて、御娘子を私が脊に負うて、醫者殿方迄退きました。其後は間もなく家も流れましたが、男衆はそのこ丈で、表の柿の木の大木に登り付いて居られたを、人々朝見付けて助けましたが、氣の毒なは老女様、ア、不便な事でござります」といふ。大黒屋はびつくりしながら「娘無事にてマア〳〵嬉しや〳〵。無事で」と計り、後は出兼ねたる有様なり。

「何にもせよ伊萬里に歸り、鶴の用意もして迎に參りませう」といひて、二人連立ち歸りける。扨も米田は、始終の樣子を聞いて、共に涙を流しける。漸々黃昏過に佐嘉本庄町旅宿に着して、何は扨置き、岡氏の無事、殊に家も家根もめくれ、塀も倒れたれども無難なり。互に面と顏とを見合して、「先づ無事々々で」といふより外に、暫く言葉もなかりける。岡氏は「昨日皿山燒失の噂を聞きて、如何と案じ居れども、今日も歸らず、明日は人でもやらうと今も其事噺した所、マア怪我もなし」と悅びける。米田も此家に別條もなく、互に無事を悅び、二百里も古郷を隔て、二人共日に限り十一里も離れて、此大變に逢ふ事、殊に火・水・雨・風・地震・津波の難恐しき事いひ盡し難く、夫より日々に物語せぬ日はなかりける。又風吹く度每、胸はどき〳〵餌づき、戶障子の音にも驚き出づるも理なり。扨又御國中在々所々、津々浦々山手迄も、惡風吹かざる所はなかりける。御城下南にあたり大託間といふ所あり。此所の土居筋、津渡・高汐（たかしほ）にて切込み（きれこ）、其邊の新田に汐流れ入り、田作は勿論、家々迄大に損じたる多し。又諸富といふ所は、大船の入りある津なり。此所も土居より上へ汐上り

て家流れたるもあり。都て家の床より三尺計り汐上りける。船々破船の數・死人數も多かりけるが、千石積の舟土居より外へ吹上げ、汐引きたる後にて畑中にありて、此舟海へ入る事なり難く、難澁するなり。其外津々破船あるは略す。都て遠在の事は噂のみ聞く計りなれば、是も略するなり。御城下近邊の田作を試し見るに、早稲は取入れたる所もあり。中稲は四五分作なり。晩稲は二三分作なり。平均四分作位になるべし。國中に古米又は麥・圍米(かこひ)ありけれ〔は脱カ〕來年の作迄は、國中の人渇命に及ぶ事もあるまじと雖も、百年の昔に大飢饉ありける時よりも、優るべしといふ。

佐賀城附近の作物被害

又長崎も同じく大惡風津波の大變なり。此年は肥州の御番なり。所々御番所・御屋敷・町屋倒れたる事數多し。〔深〕源堀御手當役船數百艘破船す。其外所々よりの繫船(かゝりぶね)悉く破船す。船に乘り居る人々死ぬる者多し。又は船に取付き命から〴〵上りたるもあり、大きに騷動す。扨又唐船三艘の内、一艘は無事なれども、畑中に打上げければ、地面掘り海へ下す(おろ)なり、二艘は打割れける。又阿蘭陀船は稻佐(いなさ)といふ岩山に吹上げられ帆柱折れたり。船は無事なれども山にある故、海に下す事なり難く、紅毛人

下の關の慘害

工夫していひけるは、「船の幅九間半長サ廿九間。外廻に土俵を積み高サ二丈、廻九十間。中に汐を汲込みて船を浮し、土俵を切つて海へ下す」といふ。此人足賃諸入用銀五十貫目に請負ひけるといふ。阿蘭陀屋鋪ねぢれける。砂糖藏は海へ地面とも碎け流れたり。斯かる大船を山に吹上ぐる事、未だ曾て見ざるなりけるに、泉州堺の船一艘、無事に殘りある事不思議なるべし。又下の關町家倒れたる事多し。濱邊土藏も潰れたる數多し。湊に船懸り居る大小の船四百艘、悉く破船す。其中に紀州塗物商人、船に荷物を積み九州筋へ下りけるに、此所に此夜懸りけると雖も、若や風も吹出すべき雲も見えけるにや、「危き事もあるまじきや」と船頭に尋ねけるに、「格別の事もなし」といへる故、船を出でて知る人の宿に泊りけるに、既に其夜大惡風となり、夜明けて船のつなぎ居たる所へ行き、見れども無き故、方々尋ぬるに、似たる船少し見えける。其所へ立寄り見れば、大船の打割れたる中へ、入子となりて船の艫少し出でて、其跡へ又大船打割れながらもたれあるに、船は無事なり。荷物も其儘無事にあり。四百艘の中に此船一艘殘りたるも不思議、又此人の運の強き事稀なり。爰に又志田西

従來傳說の迷信

山といふ所に、松尾正左衛門といふ人あり。燒物師なり。松壽丸といふ二百石積の手船に、陶器荷物千五百俵計り積みて、大坂へ登せり。是に爲替金、譯ありて岡氏、米田氏と熟談して取組みけるにより、七月中汐より鹽田津を出帆して、下の關迄來り、此所にて順風を待つべしと繫り居けるに、此夜の大惡風に破船す。紀州の塗物商人の運とは、誠に天地の違なり。又人の說あり。下の關米商人仲買、今年土用冷氣にして天氣惡しくありけるにや、九州筋は米凶作もせると思ひてや、米を數萬俵買持ち居たるに、土用過ぎて暑も強くなり、九州筋は豐作す。殊に二百十日も廿日も風も吹かず、米相場段々と下落す。大きに損金となりける時、昔より言傳へけるに「大蛇の形を造り、蠟燭に蛙の油をかけて燈し海に流す時は、龍神之を嫌ひ祟あり。其時大風吹出づるなり」といふ事聞傳へり。八月八日夜、下の關邊の海に流れあるを見たる人ありといふ風說なりといふ。是は只惡說か。實說なれば大なる罪なり。己の利慾に迷ひ、數萬人の渇命する事を知らずや。〔マヽ〕儘には天罪を蒙むるべし。愼むべき事なり。爰に肥州佐嘉鍋島御領內にある事のみ記すと雖も、遠き所は今に見

聞行屆かずといふ。八月晦日迄佐嘉御役所へ訴へ出でたる事を書寫し置くなり。

佐賀の被害狀況

肥州御國主佐嘉領の部左の通

一、死人　八千五百五十八人　怪我人　八千六百六十五人

倒家　三萬三千四百九十軒　半倒家　一萬四千五百六十五軒

家根捲　三萬軒餘といふ　燒失家　千百七十三軒

破船　百五艘破損修理に懸る船は除きあり。　橋落　二百五十八箇所

土居切れ　二百九十四箇所此門數合一萬二千二百七十五門といふ

山崩れ　二千八百二十八箇所　石垣崩　七百間餘といふ

倒木廻り一丈以上、以下は除きあり　三十二萬二百九十五本小木倒れ數多く數へ難く數知れず。

水下田畑荒地　四千四百十一町一反

砂下田畑荒地　千六百十町八反

牛馬死　七百五十三疋

右の外に、小城領・蓮池領・鹿島領は、分地故除きあり。又深堀領は遠在なる故、今に

知れず除きあり。肥前の國たりとも、他領は除きあるなり。

佐嘉御領分、但し三家・三家老の領分は除きあるなり。並に神社・佛閣・諸家中・入別除きあるなり。

一、家數合　八萬軒餘ありといふ。人別四十萬人餘といふ。

御城下家數九千九百九十五軒といふ。但町屋計り。

町數十八町に枝町あり。合せて九十町といふ。

町人別當十五人にて兼帶あるなり。

御家中屋敷御城内にて、其外小路といふ所々にあり。其外御親族方・御家老方・御家中御知行所・御領分中所々之ありといふ故、爰に書記す事略す。

## 前代未聞實錄記下之卷

旣に大惡風大變ありて、夫より御家老中を始め、日々・夜々國中の民百姓、渇命せざる樣御手配ありて、其御苦勞限なし。はや諸國より大變を幸に、盜賊數人入來り、徘徊

佐賀城下の慘害

する事知れり。御上より嚴重に御役人の手配ありて、追々捕へけるなり。是は扨置き、九州國々便ありて聞えける。何國も大變は同じ事なり。日向國は今年七月二日三日、大風・津波の大變あり。又豐前中津御城下は、同時二丈餘の洪水あり。薩摩・肥後・豐後は、難なきと聞えたり。肥前の國より筑前・豐前・周防・安藝の國まで、八月九日の大惡風の大變なり。其中にも、筑州御城下福岡に同夜出火あり。又久留米御城下にも、家數百軒餘燒失。其外津々・浦々の難船ありて、人死ぬること數知れず。何れも御城下・在々家倒れたる事多かりけるとなり。扨も佐嘉の御城下・在々迄、國中家の倒れたる事一統に斯くなりければ、行くべき方もなく野宿する如くなり。日を經てやう／＼と古柱を取集め、假家を建てけれども、家毎々々なれば藁もなし。加勢の人もなく、女童迄打寄りて建てぬれば、又風吹かば危き事あらむかと案じ暮しける所に、又同廿三日の丑の刻過より（八つ半なり。）北東風吹出し、次第に嚴しくなりにける。諸人大に驚き騷動する内にも、倒れ殘りたる家又は假屋に住みける人々、有合ふ材木にて、家毎につゝぱりしけるにや、倒家は少しと雖も、男たる者なき家、又

武富の强慾と仁慈の池田

其用心せざる所は、悉く家倒れたり。家根吹捲りたる事、國中一同にあらしける。僅に十五箇日に、又斯く惡風吹きける故、九日の大變よりも、猶心散亂するも理なりける。其夜は家の内に居る人もなく、皆々外へ逃出で、雨風に揉れて一夜は明しけるが、翌廿四日の朝辰の刻過に（五つ半時なり。）風も段々と南へ廻りて、惡風になりてやうやう鎮まりける。夫より同廿七日の夜迄、毎日々々風あら吹せぬ日はなし。同廿九日に大雨降りて風も收りて、暫くは心もゆるみたる人もありけるが、倒れたる人々又困窮なる者に、御城下の町人の内分限者、或は仁信〔心カ〕ある人々より身分相應の施行・介抱米・金銀錢、不同ありと雖も夫々施しけるに、慶長町に至つて、富家に武富八郎治といふ者あり。（御用達して米仲買なり。）此人强慾人なり。當時も米一萬石程も買持ちあり。今度大變あるより、諸方の大豆或は鹽に至る迄、夫々手附銀を渡し置き、買取り置ける身代柄にて、米一粒も施す事なき故、諸人氣立ちけるなり。爰に又御城下今宿といふ所に、池田儀平といふ町人、是も富家なり。同じ商賣仲間なり。（御用達なり。）此家の手代と武富の手代と論あり。（上の巻にある御米直段三箇所米相場平均して、仲間より定むる。）池田の手代いひけるは、

兩家手代の論爭

「今度大變迄は米一俵三斗入代銀十八匁三分に、賣直段定め申合あり。今又九州大變ありて、他國相場上りたるとも、諸人渇命に及ぶ時節に、代銀廿四匁二分に賣る事、諸人氣惡しかるべし。我が主人も買持米ありと雖も、諸人の助にもなる事なれば、其利欲は望あるまじく」といへば、武富の手代は聞入れなく、御賣直段も定りけるが、主が主なれば家來も家來なり。儘（まゝ）には主家の難儀となりける事は、此續に知れり。扨池田の手代は、主家へ歸り始末語りけるに、主人も仁心ある人にて、大に手代を譽めけるとなり。此人の近邊礒多村あり。此村家悉く倒るゝに、家毎金二歩宛施し、又町内隣町倒家に米半俵宛。施行介抱米二百石、困窮人に施すといふ。同廿五日大託間堤・土居御普請ありて、大變に付土居切込公役に町に出づるなり。此日六座町に公役當りて出づるに、此町倒家多し。困窮人も多しといふ。此日に武富八郎次町の別當役なる故出勤。普請の場所に居る役人足の者、働き往來毎に八郎次の身體（からだ）に泥を塗りてける度每に、「一俵三十匁の米買ひてはくらへん」といふ。武富八郎次家にては、米一俵三十匁に賣る故。同廿六日夜數百人思案橋といふ所にて勢揃あり、諸人氣立ちてや、近邊の家々に米搗の杵或は斧の類などを門口に出しあり。又近所の家々よりも、倒れ家の古柱など持出して、數百人八郎次が家の前

に詰懸くる。又今宿（のカ）池田方へも數十人行きて「米を賣りくれよ」といふ。手代聞きて「何程なりとも賣渡すべし」といふ。「皆々困窮すれば今夜米出しくるゝや」といふ。「大變にて各々は御難儀氣の毒に存ずれば、只今にも米は渡すべし」といふ。「直段は何程なり」と尋ねければ、「御上の定の通にして、一俵に付き廿三匁と」いふ。御賣米高直の風說ありて、此日より廿三匁になる。「今夜は代銀持参せざる者もありければ、四五日の內代銀揃参るべし。若し夫迄賣切れては、貧窮の者は渴命すれば、参る迄はのけて置きくれ候や」といふ。「圍米置きたる米澤山にありければ、其御氣遣あらず。何時にても賣渡すべし。斯樣の時の爲なりと」いふ。皆々悅び一禮述べて立歸る。扨又八郎治が家に、一人內に入りて「米を賣りくれよ。直段は何程と」いふ。手代出でて「一俵に付代銀三十匁と」いふ。「夫は大に高直なり。御上の賣直段は廿三匁なり。夫でも我等は貧窮人故、買得んからどうぞ廿匁に負けてくれい」と雖も手代聞入れず、互に理屈をいひ合ひ、廿三匁に直切りて代銀相渡す。手代は代銀を請取り米預を書認め、「明日渡すべし」といひければ大に腹立ち、「大切なる金を取置き明日渡す程なら、今夜は來らん。食ふ米

武富の家破壞せらる

がなき故」と、大聲揚げていひければ、表の方より二三人内に入り「我等も貰つて貰ひたきが、直は何程」と尋ぬるに「手代が廿三匁」といふ。皆々口を揃へて「風前は十八匁位、其直に貰つてくれい、貧乏人故金は持たぬ。何程なりとも此著物を質に取つて、足らぬ丈は貸にして、今夜は米一俵づつくれい」といひて、裸になり大聲にてわめきける。此聲を聞いて、八郎次は障子を開けてのぞきける。之を見て表口より大勢の人々見付け、「あの親父殺してしまへ」といひ、内に入り用意したる杜・棒などにて打懸くれば、八郎次は（六十餘、質物も取るなり。）驚きながら怒りけるを、娘走り出でて抱込みて、奥の間へ逃行きける。大勢一同になりて、手に懸る物を打倒し打割り、石瓦を打懸け奥へ奥へと入りける所に、八郎次が一類居合ひ、狼藉者なりと（此人侍なりける故大小あり。）刀を抜いて打つて出でければ、大勢の人々、戸或は襖にて打押へもぎ取つて、刀は縄の如くねぢ折りける。其身は半死半生にて、命からがら退きたり。又手代共其外家内の者共、手槍或は突棒・さす叉持出で向ひけるに、大勢の勢に恐れて、裏道より殘らず退き出でたり。大勢の人々は、思ひ思ひに手に懸り次第に打碎き、帳面引出して引きさき

ける。金銀入れある箱も打砕き、撒き散らしけるは、山吹の花の散る如くなり。家も風に倒れたる如くに見えける處へ、何方より聞えてや、盗賊方御役人大勢引連れて出張あり、「鎮まれ〳〵」と下知ありければ、大勢は引退きける。初手に來りて米買の手段の者は殘り居る。其者共を呼出して御糺ありければ、「我々は米を買に參りし者、餘り高直なる故掛合ひ居る內、外より大勢入來り、斯くなる譯は存じ申さず」と返答したれば、御役所へ召出されけるが、何の御咎もなかりける。夫より八郎次方の圍米は、御上より廿三匁にて御賣渡に相成なり。扨も八郎次は、情の心は少しもなく强慾なる故、諸人之を憎み、誰となく人氣立ち騷動する事、自然の道理なり。金を儲けるにも、人の難儀にならぬ様に勘辨をすべし。無理非道なれば必ず其報ある者なり。之を思へば情あると情なきとは、池田と武富との始終を見れば知れり。返す〳〵も愼むべき事なり。八郎次は御役所へ訴へけるは、金三百両（百両包三ツなり。）二朱判七十両（十両包七ツなり。）質方金七両、外に正銀（是は高知れず員數無にして、）米筥裏書なし。八百石其夜紛失したる趣、願出づるなり。其後評定所に召されて御糺しありけるに、米筥は箪笥の

二つめ引出に入れあると斷りけるより、御疑もあるにや。全體強慾なる事も、兼ねて聞えけるにや、評定所に留置となりて、土藏は御封印付置きたり。御城下諸人是を聞きて悦び限なし。穢多・非人に至る迄、「氣味よき事なり」といへり。淺ましき事なるべし。

**小倉城下の被害**

扨又豐前小倉御城下も、九日の夜大惡風同じ事なりしが、又同廿二日の夜、大惡風段々強くなり、明日朝卯の刻（六ツ時なり。）時分より西風嚴しく吹立ち、沖よりは大津波の如く高潮となりて、御城下東の入口大橋御門近邊は、家の床の上に上りける。諸人大に騷動す。老いたる者女童ははや逼出で、大里といふ所の後に、安達山といふ大山あり。是へ皆々登りけるといふ。又御城下の西町御城内に逼入るといふ。家々の男たる者は諸道具を片付け、追々逼出でたるなり。

**福岡の被害**

又筑州御城下福岡も同じ大高汐となり、川と海と一同になりける。九日の大變よりも勝りたるといふ。若殿樣、翌朝より御領分を歩立（かちだち）なされ、僅の御供廻召連れ御見分あり。御城下其外遠在迄、困窮の者へ御救米を下され、御圍米を一俵代金一歩宛に御賣渡あり。又御自分は、是迄小鳥類を好み給うて名鳥飼ひある（金千兩程の價なりといふ。）を、此時節には慮にあら

ずと、御出入の鳥屋を召されて仰せけるは、「價僅たりとも、是を飼置く事奢なり。何れともよきに計らふべし」と、鳥類を殘らず御預けありけるなり。御若年なれども誠に恐入りたる賢君なりと、人々有難く思ふなり。又柳川御城下始め在々家倒れ、浦々に破船數多し。大守樣直に御步行ありて、御救米の御憐愍あり。御圍米を一俵二十目に御賣米となり。都て御憐愍も深き事限なし。久留米御城下も家倒れ、又燒失もあり。御領分に家の倒れ多し　若津といふ所に、先年鐵屋庄助大なる御米藏を建置きけるが、今度の風に倒れ、高潮にて地面も半分計り潰れ海へ流れたり。少しの御救米はありと雖も、御憐愍もなかりけるや。御城下に米賣直段は、一俵代銀三十三匁より三十五匁位に、商人賣り居ると雖も、御政道もなきといへり。又大村御城下、去る亥の年十二月廿五日四分通燒失す。其時大守樣直に御見分ありて、家別に御救米、其外身分相應に夫々御拜借下され、御憐愍も深かりける故、早速假屋建揃ひしに、今度の大惡風に悉く倒れたり。又も太守樣、自ら步行立にて御見分あり。倒家の人、雨露に打たれけるを歎き給ひ、御手船の苫或は筵などを取つて、船

柳川久留米の被害

大村城下の被害

は濡るゝとも人の難儀を救ひける。夫より御領分殘らず御見分あり、格別の御救米其外御憐愍あり。町人・百姓に至る迄、御仁心の程を悅びけるとなり。平戸御城下始め在々迄、是も家倒れたるも多し。早岐といふ所にて懸り居る船四十艘あり。其內七艘は無難なり。後は殘らず破船す。（神寶丸船油濟船なり。無難の七艘の內なりといふ。）爰に又長府の御家中に何某といふ人、大坂より下の關渡海の早船を借り切つて下りける。此船に下積に木綿入荷物九荷あり。（大坂和泉屋佐兵衛荷物。）防州室津といふ所迄、八月九日に來り、此湊に懸り居るに、天氣惡しくと思ひけむ。見合せたるに、既に其夜大風となり、船も危く見えたれば、彼の家中船より上りけるに、忽ち難船すれども、荷物やうやうと上げて人も怪我なかりける。此時家中、上げたる荷物に町人の繪符あるを悉く取退け、我等荷物にして、陸路を長府迄歸りける。此荷物難船の手數も請けず、其儘荷主へ御渡しけるは、誠に才智ありて人の難儀を助く、恐れたる人なり。（此室津は德山の領なり。）御領分御家門中なれば、後難もなし。荷主は勿論船頭も大に悅び限なし。此荷物の內百端は無事なり。殘り汐濡なりける故、悉く下の關にて汐出し大坂へ登す。是染地となると

平戸城下の被害

長府家中の才智

いふ。安藝の國は格別の事もあらずと雖も、海邊湊々風あら吹きしたりけるなり。又豐前の國高良山（杉の大木山、大山なり。）御社は無難なり。大木倒れ、數凡そ一萬三千本あり。此價銀千貫目位直打ありといふ。（先年一木代銀三十貫目に望む人ありと雖も、此山の木伐出す事御停止なり。都て帆柱になるなり。）

島原天草の被害

又島原・天草も、兩度の大風にて倒家・死人多しといふなり。唐津は九日の夜の大變は、格別の事もなかりしが、廿三日の夜に吹きける風にて、高汐となりて騷動するなり。

伊萬里の被害

又伊萬里は、九日の大惡風には町家の家根は捲られたれども、端々の草屋五軒倒れたる計りなりしが、廿三日の夜の大風にて、高汐洋浪の如く、町家床の上に汐上り、大に騷動す。死人はなけれども怪我人あり。又爰に上の卷に、不思議なる利生を請けたる事を書き現はしたる高尾といふ所の遠藤何某といふ人、諫早領茶山といふ所に危き命を助かり、暫く爰に逗留して、請方の噂を聞きけるに、國中大變と雖も、我れ神佛の助ありて、船も荷物も無難なり。一先づ高尾に歸るべしと思ひけるに、此所に柳川領の人、茶を仕入れ來りて逗留す。（此人も旅商人故遠藤氏とは知る人なり。）我が家に歸りたく思へども、此大變にて渡海の船もなかりける所に、遠藤氏手船は無難にてあるを見て、

鍋島の三家

柳川迄船を貸しくれよといふ。遠藤氏も我も戻るべし其用意すればと、斷りけれども、是非にと賴みけるにより、詮方なく貸しけるが、彼の人は仕入れたる茶の荷物を船に積みて、柳川指して八月廿三日の晝汐に、茶山の濱より船を出しけるが、其夜の風に難儀すれども、命からぐ\漸々と柳川に著にける。夫より船は茶山に戻りて、此所に預けたる荷物を積みて、同廿五日我が家に難なく歸りける。此八廿三日に船に乘りぬれば、其夜の惡風に又危き事もあるべきに、其難遁れたるは誠に不思議となり。是も神佛の助なるべし。下の關より長崎迄、兩度の大惡風・高汐にて、九州國々の湊々に破船したる其數・都合四千餘艘ありといふ。百石以上なりといへり。小船は數知れずといふ。夫肥州鍋島家には、三家御家門ありて、蓮池殿は賢君なり。至つて御憐愍深き事書盡し難く、常々御下の民百姓町人に至る迄も悅びける。今年は江戸に御詰ありて、御在國はなかりしが、御家中にて御政道行屆きけるにや、御領分の者共に御救米は勿論、都て御憐愍深しといふ。又小城殿は御在國にて、大惡風の大變あるより、御領分を自ら歩行にて御見分ありて、「惡風にあたり、凶作の田畑ありと雖も檢見に及ば

鍋島の三家老

ず、早く稲を刈りて渇命せざる事を計るべし」と仰ありて、猶も御憐愍ありて御救米下されける。又鹿島殿は御幼年にて江戸にありて、此領分は海邊にて、濱といふ所は高汐に流れたる家もあり。又三家老は諫早・多久・武雄なり。

○頭書に、武雄は鍋島十右衛門といふ。此人幼にして父を失ひしに、其母家老何某と邪婬をなし政道を專らにし、功あるも是が心に叶はざるは忽ち罪せられ、罪あるも此等に媚びへつらへる者は頻に立身をなす。斯くの如くなれば、郡代其餘勝手掛の者共、何れも私欲を恣にし、公事訴訟にも金ある者は、上へ取入り賄賂なす事なれば、何つにても金ある者は非を以て利とし、金なき者は利にして非に陷る。忠義の志ありて之を諫むる輩は忽ち押籠められ、又は暇を出さるゝにぞ、志あるも口を閉ぢて諫むる者なかりしかば、彌〻甚しきに至れり。十右衛門登城せられし折を見合せ、家中にて二十以下の者共十七人申合せ、各〻白衣・白上下著用致し、役所へ出で、主人十右衛門へ直訴せむとて願書を出し、此願叶ひなば何れも尋常に切腹すべし。斯かる事願ひ出でし事なれば、定めて御憤にて御手討になさむと思召さるべきなれども、此願叶はざる迄は、如何なる事ありとも一命は奉らずと、各〻必死の勢をあらはす。其願數箇條あれども、「第一に後室を十七人の者共に給はり、これを十七に切つて、何れも其肉一切づつ喰ふべし。又家老をも給はりて之をも鏖殺にすべし」となり。役所には折節蓮池侯にも御出にて、多久・諫早等も詰めらる。其中にて十右衛門殿、何心なく、願書を開き見て、大に仰天し、面色土の如くなりて、一言の詞も出でざりしに、蓮池殿側より之を見給ひて、「武雄殿にはよき家來を多く持たれたり。これ家長久の基なり」と申されしにぞ、少しく面色も直りぬ。「斯くて願の筋に於ては、急度聞届け有樣に相計るべし。先づ一旦寺(何とやらんいひしが忘れたり)へ引取り差控へ申すべし」と、一統より申さるゝ事なれば、十七人の者共是に從ひて寺に至りて差控へしといふ。斯くて評定の上にて、母をば親里へ差戻しになり、家老は切腹申付けられ、其餘死罪・追放等多く之あり。十七人の者共、悉く未だ部屋住の者なりしが、何れも召出されて之を賞せられしといふ。全く十右衛門殿愚なるに、親の事故詮方なくて斯かる有樣故、據なく役所へ出で、衆人列席にて斯くの如く計らひしなるべけれども、其主人を人中にて辱しめし事、臣として其罪輕からずと雖も、未だ弱冠にも至らざる者共の主家の大事を思ひ詰めて、斯く計らひし事、天晴大丈夫の魂といふべし。表へ持出でし故斯くは落著ありしなるべし。是等は漸く鍋島家の陪臣にして、家來に忠義の志ある者斯くの如し。

多久殿の政道

諸侯にして其人なきは、恥づべき事にあらずや。何れも皆大身なり。諫早殿は大守様の御病中にて、御名代に長崎御番詰なり。今度の大變ありて御心勞限なし。長崎は廿三日の大惡風・大高潮猶も嚴しく、九日に殘りたる御番所も、此時に倒れたり。又武雄殿も御城内詰なれば、御城下近在迄早御速見分之あり。多久殿は上之巻にも書きたる〔如くカ〕事、御歳十八歳なれども、歴々の御家老中數多ありと雖も、肩を竝ぶる人もなかりける。鍋島家は近年は至つて御勝手向むづかしく、下々迄も困窮になりし元は、文化元子年オロシヤ人來りて、長崎表騷動す。此年も御番なり。此時莫大の金銀を費したり。其後又辰の年盜船來り騷動す。其外臨時に金銀の費えたる事、黄金の山ありと雖も行屆き難し。又今年も大變あり。とても此儘にては行く道もあらずとて、多久殿は御年十八歳なれども、御國大守様はじめ、諸家中末々迄も儉約を第一にして、御役料渡り方格別に減少ありて、仕組立てられて、江戸御屋敷若殿様御登城迄も木綿服、御供廻半減にして、御姫様御附役人・御女中方迄も人數を減じ、朝夕の御膳部だけの御賄にて、其外は御斷となり、夫に準じて諸家中御取締あり、御公儀始め御老中方迄の

御獻上物も御斷なされ、又昔大飢饉の時の例ある故、御公儀へ御拜借の願あり。金七萬兩と云ふ。京都姫君方の御賄も、御膳部廻りだけにて御斷となり、京都御屋敷諸役人も減しける。大坂御藏敷諸事儉約第一に取締して、諸役人も人數半減となるなり。斯かる御仕組の大役を、若年の身として一人引請け、八月廿四日國許を出立に定りけるに、同廿三日の大惡風吹きて騷動すれ共、夫も厭ひなく早朝より出立ありけるこそ、大丈夫なる名將なり。既に出立の前日に、我が屋敷も一統に朝は粥、夜食は茶漬、晝飯は一菜となして禁酒なり。魚鳥は御門留、都て奢りたる事停止の旨、嚴重に申渡しけるなり。又我が身も木綿服を著し、道中は徒立、御供廻り副臣の家來五人此内例[側カ]頭に古賀彌助殿門人草場佐助といふ人、學者なりといふ。召連れ、具足櫃・槍一筋・兩懸の挾箱・切棒駕にて都合十三人なり。其外荷物は驛々の本馬一疋宛取つて、中國路を大坂迄、此所に五日計り逗留ありて仕法たてられ、夫より江戸表へ出立あるなり。又珍しき事なり。又珍しき事あり。九月中旬に諸木若葉の芽出で梅・櫻・桃・梨其外總て花一時に開き、誠に春の如くなる風景にて見事に咲き、草花も咲きける。又四季の花も一時に盛となり、是全く世界

天變する故、諸木草共に轉倒すると見えたり。又今年七月に、東國筋にも所々大洪水の大變ある事を聞き傳へたり。此聞書を奥に書寫し置くなり。恐ろしき物語を書記し、女童迄も讀み給ふ事を思ひ、文盲に假名をつけて書述べたり。智者・學者の人々、笑ひ給ふ事を許し給ふべしと云々。

時に文政十一戊子十月諸國大洪水を記す

一、武州六郷川　六日留　　一、馬入川　七日留

一、駿州藤川　八日留　　一、蒲原驛　人四十四人死す。馬四十疋死す。

一、同　阿倍川　同斷　　一、駿府　九十九町殘らず水入。

一、大井川　十二日川支　　一、金谷宿　川原町二百軒餘、家殘らず流るゝなり。

一、天龍川川堤切れ込み、凡そ八百石荒地となる。人家多く流るゝなり。但し定水より三丈餘洪水。

一、三州岡崎・矢矧の橋流るゝ、上手にて四五萬石荒地となる。家多く流るゝ。千餘

人死す。

一、追つて六月廿八日より七月三日迄、諸國一統殊の外大洪水。

一、信州諏訪大洪水、諏訪伊勢守樣御城、當七月五日頃迄天守計り見ゆる。一面海となる。人死數知れずといふ。

一、下總國刀根川下にて二萬石の所大洪水。

一、六郷矢口渡の切所多し。水入。

一、富士川五里計り人流るゝ。吉原へ死人揚る分、凡そ百八十二人といふ。

一、興津川潮水落入り、稻の葉赤くなるなり。

一、阿倍川前後府中の川水入り、百餘町の所二町計り殘る。村一軒も殘らず流るゝ。

一、天臺川〔龍カ〕同斷大洪水。

一、岡崎・橋宿殘らず流るゝ。矢矧の村堤切込み、五萬石の所三萬石流るゝ。此邊は米一升に付き百六十文餘にて、三升高より賣らずといふ。

一、上州都て水入なり。

一、信州に洞抜けて、山三つに割れ人多く死す。荒地となる。
一、東海道大洪水、古今珍しき事どもなり。
一、日向國内藤備後守樣御領分、七月二日・三日大風・津波なり。
一、豐前中津御城下は、二丈餘の大洪水なり。新開き・鹽濱・横山・國谷、同斷の事、大洪水なり。
右は豐後國日田御陣屋へ書出てしを寫すなり。
文政十二己丑年十二月中弦寫焉

長崎の大風

子八月九日長崎大風

一、去る九日夜子の上刻ゟ大風強く、其夜稻光りの樣なる光りにて、天火度々落つ。尤も南烈風しく曉六つ時頃ゟ小々風和らぎ、十日四つ時西風に相成、同申の刻北風に立直り、風相鎮り申候。凡そ六十年以來之大風にて御座候。
一、紅毛船一艘、稻佐石ゟ申所へ吹付、船損じ申候。

右かぴたん部屋、出島濱手に有レ之候處大破損、出島砂糖入土藏崩れ、砂糖六分通海へ流れ、四分通りは殘り有レ之。

一、唐船三艘之內、二艘稻佐石近邊へ打揚げ、船居置有レ之に破損いたし申候。殘り一艘は別條無レ之候。

一、長崎御奉行所ゟ唐船・紅毛船御見分之節、例年肥前御屋敷ゟ御座船大小都合三艘被二差越一候御手當船不レ殘破船、無口之人數七八十人程有レ之候處、三十人程助命、跡は不レ殘水死仕候由。

一、肥前御屋敷御手船七八艘、長崎川へ御番所前へ有レ之候處、不レ殘破損、死人多し。

一、長崎港之內滯數百艘有レ之候處、大方破船、船數・死人不レ殘不二相知一。尤も新田土手打越え、又は田畑の中へ船打揚げ候も有レ之候。

一、風雨中長崎近在出火三ヶ所有レ之、其前在家大破損、怪我人數多御座候。

一、長崎市中建家・土藏大層(こいそう)大破損仕候。尤も濱邊石垣大層崩れ込み申候。其外諸大木吹折申候。

一、御用棹銅九萬七千斤積豫州三輪丸、昨八日長崎入津、港之内にて汐入舟にて〔衍カ〕相成候得共、荷物追々掛け上げ出來候。乘組別條無御座候。

一、御用棹銅四萬五千斤積伊勢丸、舟長崎ゟ上り沖深堀与申處迄入津難船、帆柱近邊に有之元船行方不相知候。

右之通不取敢荒増申上候。尚委細之儀者跡ゟ可申上候。以上。

八月十一日

右同十九日午の刻大坂著狀。

---

下關八月十四日出火早飛脚、三日限にて到著、右之寫

九州の大風

一、九州筋之様子、豐後日田邊ゟ當地へ晝夜通し飛脚罷越、豐前在宿筑前邊者、中々申に不及、段々米買に參り、越後米元升七十八匁ゟ商ひ仕候。此元ゟ熊本へ差出候飛脚、熊本九日立にて十一里手前南の關に泊り居候處、晝後ゟ急にもやう悪敷相成、夜に入り烈しく、八つ時ゟ大荒吹き、七つ時南風に變り、誠に言語道斷之大

變、柳川領道あひ杉馬場之場所、此三四年跡大風には、都合十三四本こげ、此度は本數不ㇾ知、誠に白箸を並べ候ごとく、其外道中筋大松吹折れ候事、中々以數不ㇾ知。筑後御城下久留米は家之分、三町目ゟ三本松迄、凡そ四百軒燒候由に御座候。追々〔而カ〕筑前内は只數不ㇾ知、大變死人、家之破損は數不ㇾ知事。

一、田面之儀は早稻（わせ）實入之分不ㇾ殘吹切れ、中稻遲もの・晩稻は皆無に相見え申候。右飛脚之者、南之關十日晝ゟ追々日和にて道中日數に相成候程、田面白穗に相成、早稻實入之所も、穗ゟ上は白く元は青く相見え申候。過ぐる天氣中田面ゟは、誠に恐しく〔きカ〕田面之趣に御座候。右之飛脚、今日漸く罷歸り申候。既に防・長は、下地餘國ゟ蟲氣剛く、凶作之上大變に付、御〔年脱カ〕貢の納り方も如何と案じ候事に御座候。

下關の大火

一、下關市中は、今以大火之跡さらへ候樣なる事に御座候。濱手土藏流失仕候に付ては、大層之紛失仕候間船留め、殊に飛船も大方打破申候間、恐敷相成り、漁船にて指登見合せ居候處、大變にて譬へ御地・北國・東國此邊之通りに御座候而も、八十匁升は安直に哉〔とカ〕に奉ㇾ察候。既に今日筑後柳川今引米千二百俵入船、旅客買取申り候。

筑前の大風

七十九匁附に御座候共、當分見合之由、賣放し不ㇾ申候。大豆萩は皆無に相見え申候。一昨肥後日入船五十六匁にて商ひ有ㇾ之候。

一、小倉八月十三日出狀寫、

大風之儀、一圓大變に御座候。早稻（わせ）・中田は半作庭（はんさくば）も有ㇾ之、三四分之所も有ㇾ之、晩田は先づ皆無に御座候。下の關にて越後米計り七十八匁。

一、筑前植木ゟ來狀、百年此方（の脫カ）大風にて御座候。此邊早稻・中稻四分作は有ㇾ之模樣、晩稻は一向無㆓御座㆒候。右に付下の關正米買入に兩三人參候。若宮鄕之內ゟ此邊に掛け、凡そ千八百軒計りも倒れ、その內人死又は牛馬とも同樣に有ㇾ之候哉相分り不ㇾ申候。當地計り家二百八十軒もたふれ、死人三人、百年已來之大變に御座候

〆右狀は、大坂へ先日著仕候得共、乍㆓延引㆒寫し御目に掛申候へば御覽被ㇾ遊可ㇾ被ㇾ下候。

八月廿八日

萩八月廿二日仕立狀之寫

十七日晝仕出之御狀、今廿二日場所にて今廻相渡し受取申上候は、廿一日著にて御座候。先以て、其地御壯健被ㇾ成ㇾ御座ㇾ之由珍重奉ㇾ存候。當方御留守皆々不ㇾ相變ㇾ御安心可ㇾ被ㇾ下候。

一、大風以後當表相庭一石八升迄引立ち申候。其後石一斗四五升迄小戻り仕候へ共、所詮下兼ね申候。

一、御國中痛み何程与申儀不ㇾ相分ㇾ。西沖目皆無の場所も多く有ㇾ之候樣申來御座候處、未だ現場見請不ㇾ申候事、如何可ㇾ有ㇾ之哉と奉ㇾ存候。萩廻り稻大體は打付居り、當節追々うれ口に相成、立穗之分見苦敷相成候へ共、左程に人氣は驚不ㇾ申。然共相場は至て強く、餘り高直故、人々賣のみ心掛け、追々面著貸添にて、此節は六貫匁貸に相成申候。然共百石にて上銀三貫匁餘も、中々にふい〳〵問屋、手に合不ㇾ申候。夫にてもいづれ引候哉、面著納申候。

中國の農作被害

一、萩ゟ出海迄通、須佐近邊・石州津和野・同濱田・合津久手、右石州之儀は、風吹不レ申候とても、蟲痛にて一向下地同樣にも取不レ申程之儀にて、折節祭時分行合候處、何分にも祭り所にては無レ之、きゝん年柄いかゞ相成儀やらと申候由、併石見之儀は山國取不レ足候。

一、出雲へ出候處諸所見廻申候。別して海邊へ蟲痛剛(つよ)く、勿論土用中萩同樣降續候故、蟲痛に餘分有レ之、此度風も中國路程には無レ之候へ共、隨分家も倒れ人も死候由に御座候。尤同國廣瀨領別て不レ宜候。稻穗一同延び無レ之不レ宜候由、申事に御座候。

一、伯耆稻穗、右同樣作方之由。

一、因幡、是も中位の由、いづれも蟲痛有レ之由、此兩三年は彼地不作打續候へ共、諸國へ廻米御差出し被レ成候ゆゑ、斯樣なる年柄は手元に米無レ之、皆々難儀之由、殿樣を怨み咄しいたし候由に御座候。是も風は十日朝吹候由に御座候。

一、美作は風も穩にて稻元も宜候。見事之由、夫ゟ藝州三好へ出候處、此處御城下

近邊迄、至極見事に御座候。則ち藝州上稻、尙又下之分一包に〆歸り申候。風は步行之內にては、藝州ゟ剛く痛場所有之、柿木に柿一つも無之、竹木共葉迄こぎ候由、立木いづれも痛候由に御座候。此は當國風之根抔と申候。然共追々風聞は四國も吹候由に噂御座候。

一、夫ゟ岩國邊其外現米店賣、一匁に七八合、別紙之通に御座候。

一、廣島も差紙にて九十匁之由に御座候。其外步行之國之直段取、別紙申上候通に御座候。御國中三田尻邊其外二口不宜候。所々穗相添申候。大體沖目右之通に御座候。

今廿二萩日相場　一石一斗一升二合ゟ追々引立石ち一斗。

御貸米　一石九升五合買入。

一、九州別て不宜候內、筑前・肥前立木竹木共無之、目もあてられぬ〔ず〕惡敷候由、旣に場見候人の噺に御座候。中西國大變に而御座候。東國筋之儀皆々危踏、手出し不仕候やに御座候。

御地十七中日國米、　七十一匁一分

同　十八日出、　　七十四匁八分

右之通今日金槌噂仕候。

一、三隅同端〔本ノマヽ〕御領分庄屋罷出、例之通被ㇾ參、前相場何分、當年は半所務之外無ㇾ之、數數御上へ御取納仕候へば、當日喰物（たべもの）無ㇾ之候事、春受は得不ㇾ仕候由申候。扨々當惑之年柄に、同端ども噂仕候事。

一、萩廻り市中米屋一匁に付、黑米八合賣に相成申候由驚入候儀、〔マヽ〕御事に御座候。其外相變儀無ㇾ御座ㇾ候。追々跡ゟ申上候。態々仕立を以申上候。

八月廿二日晝七つ時出

出雲城下　　一石に付　　銀八十六匁

米子城下　　同　　同九十匁

因幡鳥取　　同　　同七十八匁

伯州　　同　　同七十六匁

湯木　同　同七十五匁

藝州　同　同九十匁（九十五文錢）

蘭船破損并に船中御改

阿蘭陀船稻佐石へ吹上げ破損せしに付、御奉行所ゟ船中御改め有レ之處、長持の中に甲冑・槍・太刀の類多有レ之、又箱の中へ公儀殿中・御城等の繪圖有レ之候に付、直に御吟味に及び候處、御天文方高橋作左衛門ゟ蘭醫好みに付、之を渡しぬと云ふ。高橋直に入牢手枷・足枷を入れ、齒上下とも悉く引拔かれ、其餘繪を畫し者、其外これに掛り合し者悉く入牢し、蘭八通詞等は長崎にて同斷なりしが、蘭醫は昨丑年引出され、急度御仕置被二仰付一候筈之處、外國の者故御憐愍を以御差戻しに相成り、已後渡海の儀被二差止一、高橋其外畫人等も牢死す。高橋の悴被二引出一親存生に候はゞ、急度御仕置被二仰付一候筈之處、死去致し候に付御れんみんを以て、其方事遠慮被二仰付一候との仰渡之由、通詞馬場爲八・吉雄・稻邊の三人者缺所に相成り、（三月廿五日）四月六日網乘物にて江戸へ引れしが、三人の者一人宛、東國の大名衆へ御預けに成りしと云。（遠島にすべき事なれども、）

かれらはよく外國の事に通ぜし者共なれば、外國の者に計り、又いかなる事巧みなんも知れざるが故とぞ。其外彼等が下役の者五人役被二召放一、文使などせし者共、鳥目三貫文の過料の由、右は心齋橋筋加賀屋彌助、長崎に行合せて此事を咄しぬると、大和屋林藏銅店にて聞きしとて語れるを記す。總て甲冑・槍・刀は云ふに及ばず、武者繪・堂上方の形をかける繪さへも、御法度の事なるに、恐れ多くも其臣として、公儀殿中・御城等の圖面・武器の類を渡しぬる事、利欲の爲にせし事のみにも當り難く、外國に合體し、我國を計るに當りて、古今未曾有の大罪なりと、一統の沙汰也き。

### 筑前の大風雨

先月十七日の手紙に委しく申上候。御わかり被レ成候哉。又々廿四日の朝七つ時ゟ大風・大雨にて、廿五日四つ時迄吹き申候。是は甚に御座候へば人死も無二御座一候。辰巳ゟ吹出し後西に廻り、大潮充上り地行下町ゟ段々人逃來る。濱の目ゟ津波打來ると申、各々大やすみに逃行き、築橋の者は唐物屋に皆參りをり候者角に出で、「私築橋の上に參り川下見れば、浪みちあぐるは二尺程も上りて汐來る。また跡ゟ追上る汐二三尺と見え申候。時の間に築橋打越し、唐戸も潮越し、川下ゟ家流來る」と

申しければ、家根吹捲りし茅家の如く固まりて、川上にさつ〳〵との上申候。扨も恐ろしき事に御座候。はや〳〵逃げねばにげそこなふと申し、我も〳〵と大土手指して逃行き、築橋にも一人も殘りなく逃行き、私は母様を負ひ、おたは平四郎負ひ、おはる・伊勢吉つんなひ〔本ノマヽ〕、大雨・大風の中に汐に恐れ、大土手迄の田の中膝の上に立ち、大土手行く時、雨あたるは誠にはドら礫を打つ如し。風はひどし。大土手より吹落さるるやうにあり。三人・五人手を引合ひ、大やすみさして逃行く。大土手中程ばかりの時、四方八方大くれの闇に成り、六本松に參り、段々唐人町・新大工町の者逃來る人數多なり。人々申けるは、「是迄汐充來る時大やすみに上り申候と申候。私共も六本松に止り、田島土手を打見れば、鳥飼邊の人々皆六本松さして續き渡りて來り、岩田屋酒やに粥出き、皆々御出被成れし」と申す。岩田屋に參りて粥などのみ、夫にて息をつぎ、段々汐引ばなし御座候。風も少はなぎ、そろ〳〵と内に歸りみれば、家根は破れ雨はざつ〳〵と降り、家内の者居る所もなし。表口板引き其夜明しける。九日の大風にころび、ほり立を段々立てたる人、又此度の風にころび、地行下町は野原の様

に相成候。下町に残りし家六七間御座候。簗橋[軒]はしに潮つかへ、橋本屋の前に潮上り、みな戸町ばなは、川の様に御座候。のしやの浦は潮ごしに立ち、みな戸町・すのこ町あたりは御城内に逃込み、御殿二の丸迄あき、みな〳〵逃込申候。博多・岡濱の者、かすや郡迄逃行き候。中津は大海になり、中津に大船みち上げ、いわし町にも四五百石船町に上り、箱崎宮町の鳥居迄汐上り、津浪のやうに御座候。御上ゟ町々御觸出しにて、津浪と申事相成不レ申候。左様の者御座候はゞ、早速捕るとの御觸廻り町中に廻り、其後津浪と申者無二御座一候。沖島様・志賀宮其外大社々々に御祈禱御座候て、大風も大汐も無二御座一候と、各〻安心いたし候。

右は筑前屋敷中間甚兵衛と申者へ、岡本ゟ來り候書狀の寫なり。子八月廿四日の事なり。

子十一月十二日辰上刻越後國大地震、古志郡・蒲原郡之内、大損じの場所あらまし左之通、

一、妙見宿是ゟ牧野備前守様御領分長岡ゟ三里之間、田畑大に損じ大地裂け土砂吹

越後の大地震

出し、村々人家數多崩れ候得共、死人は無レ之候。

一、長岡城下四の町にて一軒、千手〔大カ〕にて三軒崩れ、神田八軒荒町三百軒餘の處二十軒計相殘り、跡皆崩れ、長岡ゟ今町迄三里の間に、村數あまた有レ之候得共、通り筋村々にて家數二十軒計り相殘、其餘總崩。

一、今町八町程之在處一丁計り殘り、二町半燒失、其餘は崩れ、死人五十人、燒死は不レ知レ數、けが人同斷。

一、見附宿家數六百餘軒之處、漸く三間相殘り三町計り燒失、殘は皆崩れ死人六十人燒死不レ知レ數、けが人同斷。

一、元町にて寺一箇寺相殘、其餘は皆崩れ、此邊堀丹後守樣御領分大茂宿ゟ善峯、其外本成寺村迄三十箇村總崩れ。

一、三條町家數二千軒計りの處、二丁にて十八軒、大手下にて二軒、鍛冶屋町にて表通十軒殘、寺は極樂寺・西願寺二箇寺のみ殘り餘は燒失、尤も藏・土藏共、死人四百四十人、燒死人幾百人共數相分不レ申候、けが人同斷。

東本願寺掛所御堂は勿論、御門・臺所・座敷廻り不ㇾ殘燒失、此邊之村々大損申候。

一、一の木戶松平右京大夫樣御領分町家總崩れ、死人百六十人、けが人、燒死未だ相分不ㇾ申候。

一、貝はけ・新田少しの村に候處に御座候得共、家數三十軒程地中へ三尺計り埋り、怪我人十八人、其餘死人多く有ㇾ之由。

一、黑津村にて寺一箇寺殘、跡は皆崩れ、近邊・近在々此寺へ死人持參り如ㇾ山との由。

一、與板井伊兵部少輔樣御領分町家千軒計りの處、三つ一分殘、其餘は總崩れ、死人五十人計りと申事に候。

一、脇之町半崩れ、其外近在村々莫大に損じ候得共、未だ相分不ㇾ申候。

一、下越後千の原・柴田・五泉、此邊は如何相成候哉相分不ㇾ申候。只筋計り荒增申來候。

右者南久寶寺町中橋筋西へ入る南側金屋平兵衞といへる金商賣致し候者の方へ、越後得意の者より申來候書附の寫なり。

文政十一子年十一月十二日辰の刻、越後國古志郡・蒲原郡大地震の事

一、妙見宿是ゟ牧野備前守樣御領分長岡ゟ一里之間、田畑大に損じ大地裂け士砂吹出し、村々人家數多崩候へども、死人は無レ之候。

一、長岡城下四の町にて一軒崩れ、千手(大カ)にて三軒崩れ、神田にて八軒崩れ、新町(あらまち)通三百軒之處、十軒計り相殘り、跡不レ殘崩れ。

一、長岡ゟ見附宿今町邊迄三里之間、七八箇村有レ之、其内家數二十軒計り殘り、其餘村々總崩。

一、下今町八町程之所、西一町殘り二町程燒失、其餘不レ殘崩れ、死人五十人怪我人數不レ知。

一、見附宿家數六百軒餘之所、三軒殘り三町計り燒失、殘り總崩、死人六十人、燒死・怪我人數不レ知。

一、元村寺一箇寺殘り、其餘者皆崩れ、此邊は堀丹後守樣御領分。

一、大西村にて八軒崩れ、是ゟ山通りにて所々家崩れ、本城寺村總崩れ。

一、三條東本願寺掛所御堂殘らず燒失、町家二千軒計りの處、二町にて十八軒、大手下にて一軒、鍛冶屋町表通り一軒殘り、寺は外宗旨也。極樂寺・西願寺二箇寺殘り申候。其餘は家・土藏共不ㇾ殘燒失、死人四百六十人、燒死・怪我人は幾百人共數不ㇾ知、近き村々大破損。

一、一の木戶宿松平右京大夫樣御領分、町家總崩死人百十六人、燒死怪我人未ㇾ相知。

一、中野村大竹屋出口門崩れ、小竹屋家崩る。

一、貝はけ・新田村々御座候處、家數三十軒程地中へ三四尺落入、怪我人・無事人十八人殘り、跡は皆死人。

一、黑津村寺一箇寺殘り、跡は皆崩れ、死人六十人。

一、與板井伊民部少輔樣御領分町家千軒計りの處、三つ一分殘り、跡總崩れ死人五十人餘。

一、脇町代官所家數三百軒計りの處、下町者不ㇾ殘崩れ、上町は大に損じ、其近在村

々莫大に損じ、未だ不二相知一。

一、地震十二日辰之刻ゟ同十八日迄ゆり通し、十八日仕立飛脚便り、右の通荒增申參り候書狀、十二月九日寫。

右外方へ申參り候書付にて、前文と少々相違の所之あり候に付寫置く。

下之關大變之旨、崎嶴も津浪抔にて大變之沙汰に候。國方ゟ八月十日並に廿四日には我等など覺不レ申大風に御座候。屋根を捲り大木を吹倒し、舟

を陸地へ吹上げ人多死申候。死人は多く木の下になり候て死申候。城下町・郡方にて都合潰し〔れカ〕候家五百軒計り、死人も都合二百人計りに候由、就中岡田太郎右衛門と申者、番頭役にて祿千石。此家來海邊へ殺生に行居り申候内大風に成る。依而網を収め路へ出候處、一風吹來候に卷上られ、空中へ十間計上り、夫々吹落し沙上へ打付即死致し申候。我等方は仕合にて、屋根を少々吹捲り申候。間之内戶・襖大半吹倒し申候。大風中誠に車軸を流し候樣なる大雨にて、屋根を吹取られ候處者、間之内雨にて誠に散々なる仕合、中々大變にて御座候。田地米穀をも悉く損じ、百姓難儀高價、輕き者此節苦み申儀に御座候。貴境も米高き由、諸國損毛に依つてと被レ存候。扨々天變と申すは大なる者故、可レ恐に御座候。其後四月廿六日夜地震、是も中々強く、大夫百官城へ伺に出申候族も御座候。當年春來氣候不レ宜、何分豐年程心地よきものは無レ之候。

十二月十五日　　郭齋拜

雲濱先生

長岡城下地震の被害

十一月十二日朝大地震、公儀へ

御届之寫

越後長岡御城下

五十三軒潰家

二千四百七軒　在方潰家

四百六人　死人

千五百餘　半潰家

千五百餘　怪我人

七十箇寺　潰寺

十五人　坊主

牛馬數不レ知

三箇所御米藏

御城下藏三百七十の內、用立藏三つ

三條・加茂・與板等、未だ評判取々にて、實說不ニ相分一候事。

## 江戸出火

江戸の大火

一、文政十二年丑三月廿一日朝五つ時少し地震、夫より北風烈しく、四つ半時外神田佐久間町より出火風、彌〻增し、夫より大川通人形町へ飛火、直に堺町芝居へ移り、段々所々へはびこり、築地西本願寺御堂燒火、八つ半時迄同じ風、七つ頃より暮頃迄西へ廻り、又變り東北風に相成り、總じて追々凪ぎ申候。翌朝五つ頃漸々火鎮まり申候事。

### 大名方御類燒御上屋敷の分

神田本誓願寺前　市橋主殿頭様　江州仁正寺　一萬八千石餘

濱町　松平伯耆守様　丹後宮津　七萬石

江戸橋向　牧野内匠頭様　同田邊　三萬五千石

北八丁堀　松平越中守様　勢州桑名　十一萬石

內神田本誓願寺前　細川長門守様　常陸八田郡　一萬六千石餘

濱町　本多肥後守様　播州山崎　一萬石

北八丁堀　九鬼大隅守様　丹波綾部　一萬九千五百石

北八丁堀　本多下總守様　江州膳所　六萬石

伊豫吉田 三萬石　八丁堀　伊達紀伊守様
肥後新田 三萬五千石　鐵炮洲　細川釆女正様
越前福井 三十二萬石　靈岸島　松平伊豫守様中屋敷當時淺姫君様御住居
安房館山 一萬石　築地　稲葉隠岐守様
上總一ノ宮 一萬三千石　同　加納遠江守様
和州柳生 一萬石　同　柳生但馬守様
信州高島 三萬石　木挽町　諏訪伊勢守様
豐後岡 七萬四百石餘　芝口　中川修理大夫様

〆

御中屋敷之分

紀伊殿藏屋敷

㊂　奥平大膳大夫様

㊁　松平越中守様

播州尼ヶ崎 四萬石　鐵炮洲　松平遠江守様
因州新田 二萬石　同　松平長門守様
越後與板 二萬石　築地　井伊宮内少輔様
小倉新田 一萬石　同　小笠原備後守様
紀州家臣 一萬五千石　同　三浦長門守様
豐前中津 十萬石　御濱御てん前　奥平大膳大夫様
播州龍野 五萬千石餘　芝口　脇坂中務大輔様

駿州沼津 三萬石　水野出羽守様

㊁　小笠原備後守様

㊁　細川釆女正様

奥州磐城平 五萬石 安藤對馬守樣　　石川濱田 六萬石餘 松平周防守樣

㊂ 脇坂中務大輔樣

阿波徳島 廿五萬七千九百石 松平阿波守樣　　肥後熊本 五十四萬石 細川越中守樣

雲州母里 一萬石 松平駿河守樣　　下總關宿 五萬八千石 久世長門守樣

下總佐倉 十一萬石 堀田相模守樣　　播州姫路 十五萬石 酒井雅樂頭樣

上州館林 六萬千石 松平右近將監樣　　山城淀 十萬二千石 稻葉丹後守樣

信州飯山 二萬石 本多豐後守樣　　攝州高槻 三萬六千石 永井飛驒守樣

御下屋敷之分

築地 ㊂ 松平越中守樣　　薩摩鹿兒島 七十七萬八千石 松平豐後守樣

㊁ 松平阿波守樣　　江州彦根 三十五萬石 井伊掃部頭樣

松平右近樣　　㊁ 中川修理大夫樣

遠州横須賀 三萬五千石 西尾隱岐守樣　　蠣殼町 ㊃ 松平安藝守樣

安藝廣島 四十二萬六千石
松平越中守様

〆

尾州殿御藏屋敷　　一橋様鐵炮洲屋敷

相州小田原 十一萬三千石
大久保加賀守様　　備中松山 五萬石 板倉阿波守様

三河吉田 七萬石
松平伊豆守様　　下總古河 八萬石 土井大炊頭様

美濃大垣 十萬石
戸田采女正様

〆

外に

大丸呉服店　　三井兩店

白木屋兩店　　戎屋兩店

島屋兩店　　志摩屋兩店

水口屋兩店　　伊勢屋兩店

此外、上方出店之向諸荷物問屋不ﾚ殘燒失。

堺町芝居　葺屋町芝居

木挽町芝居

〃　不レ殘燒失。

小傳馬町
牢屋敷

〃

米川岸關八方　大庭不レ殘

永代筋先佃島　石川島

無宿島

右一圓類燒

右島之邊へ繫居候遠方所々、其外諸國海船大小五十七艘不レ殘燒失。但し此邊にて死人數十八有之よし。

橋燒落候分

日本橋　今川橋

京橋　　　　豐後橋
江戸橋　　　稻荷橋
荒目橋　　　中橋
しめ橋　　　親父橋
靈岸橋

〆

市中にては、小橋等は不ㇾ殘燒落ち申候樣に風聞之事。

燒失の町名竝に大名の邸宅

頃は文政十二丑年三月廿一日晝四つ時過より、江戸外神田佐久間町邊より出火して、夫より柳原・小柳町・平永町・九軒町・松本町代地元誓願寺前・お玉ヶ池・龍閑町・豐島町・小和泉町・松枝町、御屋敷は佐野肥前守樣・富田宮内樣・市橋主殿頭樣・細川長門守樣、夫より屋敷數々。富松町・久右衞門町・江川町・元岩井町・佐柄木町・代地御藏地・きじ町・富山町・白壁町・上下黑門町・としま町・須田町東側・通新石町片側・鍋町片側・鍛冶

町・紺屋町・辨慶橋。一口は鎌倉河岸・永富町・本白くみ町・革屋町・ぬし町・川合新石町・大傳馬上町・材木河岸・橋本町・馬喰町・通鹽町・横山町殘らず、兩國廣小路迄。一口は本町・石町河岸・大傳馬町・小傳馬町・通旅籠町・油町・立花町・富澤町・久松町・村松町・田所町。堀留堀江町・元乘物町・長谷川町・浪花町・高砂町・住吉町・新和泉町・人形町・堺町芝居ども・ふきや町芝居共・人形芝居二箇所・大坂町・へつゝひ河岸・松島町・葭町・照ふり町・小船町殘らず。一口は兩替町・駿河町・室町・瀬戸物町・伊勢町・本船町・長濱町・安しん町・小田原町・北鞘町・品川町・御くら河岸釘店・日本橋燒落つる。江戸橋同斷。西河岸四日市・本材木町・萬町・青物町・呉服町・音羽町・佐内町・干物町・松川町・くれ正町・鈴木町・稍葉町・常磐町・具足町・柳町。一口は上下槇町・おが町・中橋通四丁目・南傳馬町殘らず。御屋敷は九鬼大隅守樣・松平越中守樣・牧野内匠頭樣・小濱樣・新川新堀表裏・茅場町・箱崎靈岸島・龜島・佃島。御屋敷は松平越前樣御中屋敷。又一口は、京橋紺屋町・銀座町四丁目・尾張町・竹川町・出雲町・金六町・白魚屋敷三十間堀殘らず、新肴町・弓町・彌左衛門町・鎗屋町・數寄屋町・南鍋屋町・佐柄町・加賀町・八官町・丸屋町・瀧山町・宗

十郎町・山王町・守一町・内山町・土橋燒留り、芝口一丁目片側・南八丁堀殘らず。御屋敷は本多下總守樣・伊達紀伊守樣・新庄勝三郎樣留、よし町・大富町・松村町・木挽町芝居・板倉阿波守樣・加納遠江守樣・曲淵甲斐守樣・大久保樣諏訪伊勢守樣・松平周防守樣・柳生但馬守樣・仙石山城守樣・本多豐後守樣・田沼玄蕃頭樣・龜井大隅守樣・宮原彈正大弼樣・溝口伯耆守樣・奥平大膳大夫樣・鹽留橋燒くる。脇坂中務大輔樣御長屋少々。鐵炮洲は稲荷始め町々殘らず。屋敷は松平阿波守樣・中川修理大夫樣・細川釆女正樣・松平長門守樣。築地は井伊掃部頭樣・松平左近將監樣・小笠原備後守樣・石川大隅守樣・戸田相模守樣・榊原遠江守樣・西尾隱岐守樣・松平遠江守樣・松平宮内少輔樣・松平土佐守樣・松平上總介樣・松下嘉兵衞樣・青山牛太夫樣・木下縫殿助樣・大島樣・畠山飛驒守樣・津田修理樣・朽木伊東・戸川隱岐守樣・稲葉對馬守樣・松平越中樣・庄田五六郎樣・村垣淡路守樣・西本願寺御堂・增山河内守樣・南部大膳大夫樣・稲葉播磨守樣下屋敷・一橋樣・堀田攝津守樣・松平安藝守樣御藏屋敷・尾張樣御藏屋敷にて留る。此外御旗本屋敷數々燒くる。一口は濱町松平伯耆守樣・水野出羽守樣・小笠原樣・佐竹左

京大夫様・牧野内匠頭様・銀座安藤出雲守様・安藤對馬守様・永井肥前守様中屋敷。とうかん堀は酒井雅樂頭様・松平越中守様・本多肥後守様・室賀主馬・戸田土佐守様・吉

良左京大夫様、其外屋敷々々多く焼くる。同廿二日五つ時に焼収り申候事。橋々は神田和泉橋・新橋・今川橋・辨慶橋。一口は親父橋・荒目橋・江戸橋・日本橋・京橋。又一口はかいそく橋・地藏橋・靈岸橋・龜島橋・松屋橋・湊橋・永久橋、其外小橋四十箇所餘焼落つる。佃島沖へ飛火して、大船二十艘計り、其外川々の小船百四十餘、町の數は六百五十町餘、怪我人數多し。さる文化寅年の出火より類焼の町五六町多し。

文政十二年丑三月廿一日、晝四つ半時より、神田佐久間町一丁目邊より出火にて、折

節戌亥の風強く、和泉橋焼落ち土手を越し、小柳町・お玉ヶ池邊、佐野樣・細川樣・市橋樣・横瀬樣、此邊都合三口に相成り、としま町・馬喰町通・横山町通、此間町々殘らず、柳橋川岸通兩國橋にて留る。一口は米澤町通・八軒堀・濱町、小笠原樣・津輕樣少し船越樣・細川樣・佐野樣・能登樣・伯耆樣・御旗本樣方牧樣にて止り、一口は傳馬町通り辨慶橋・人形町通り堺町・葺屋町兩芝居人形とも松島町へ移り、銀座當是水野樣・永

井様御旗下様方・酒井様・越中様・安藤様・本多様・戸田様・永久橋落ち、向箱崎戸田様・土井様・伊豆様・久世様・新堀湊橋落ち、永代御船番所・鍛冶橋・乙女橋落ち、大川橋・新川通靈岸島殘らず、越前様・向井様・御番所高橋・稻荷橋落ち・阿波様此邊町殘らず。佃島・石川島、此川にて大船燒け、樂船九十・小船八十計り川中にて燒止り、一口は須田町・新石町・鍋町・鍛冶町二丁目、是より兩側下新道・新石町のしま屋敷・松下町・鎌倉河岸としまや燒け、たば山店にて止り、龍見(閑カ)橋落ち、銀町・小島町牢屋敷。一口は堀止め小船町・小網町・かやば町藥師・北八丁堀御組屋敷・海そく橋落ち、牧様・九鬼様・小濱様・越中様、此川すぢ橋々落ち、南八丁堀へ飛火、右近様・本多様・伊達様御旗下様方殘らず、彦根様・中川様・遠江様・かるこ橋落ち、小笠原様・西尾様・奧平様・脇坂様・細川様・長門守様・さむさ橋落ち、築地へ飛び、町々・橋々殘らず落ち、肴河岸通・京橋二十間堀・木挽町芝居・柳生様。仙石様・本多様・加納様・田沼様・周防様・諏訪様・繪師狩野様・此邊醫師方殘らず、大久保様・曲淵様・板倉様・西尾様・周防橋落ち、西本願寺・南部様・備前様・土佐様・宮内様、此邊御旗下様方數多。一口は數寄屋町・尾張町・鹽留奧平様・脇坂様牟

燒、溝口樣・宮原樣。稻葉樣・阿部樣・越中樣・增山樣・安藝樣御藏屋敷波よけにて留る。尤も翌朝にて消え靜まり。此外縱橫とも町名數多御座候へども、其荒增を記す。遠國に親・兄弟・親類之ある御方は、御安堵のため爰に記す。

植田原八の書狀

三月廿一日江戸出火有り。朝四つ時ゟ相始まり、先づ西北の大風一體に出で吹立ち、神田佐久間町ゟ致ㇾ出火、所々へ飛火致し、其早き事一面に廣がり物凄き事、是に不ㇾ越覺え申候。師家は風筋宜しく、少も御別條不ㇾ被ㇾ爲ㇾ在、御同慶之御儀に奉ㇾ存候。愚宅之邊も先づ風脇にて安心致居、風筋惡き方仲間内へ見舞等致し居候内、町々ゟ火もえ出し恐敷事共故、早々愚宅へ歸り見候處、最早所々ゟ類燒致候。懇意之者又は緣者等數多荷物運入れ、家内之女子共皆逃來り、誠に宅は大取込、其内築地へ燒來り、最早小十郎殿も類燒被ㇾ致。乍ㇾ去無二御別條一立退かれ候へ共、誠に丸燒にて、扨々氣之毒千萬之儀御察可ㇾ被ㇾ下候。樋畑も類燒致し、是は私宅へ先に逃來候處、西本願寺類燒にて近邊何々火勢强く、其内道筋は銀座三丁目邊へ燒來り、愚宅も程近く相成候へ

共、風宜しく安心致し居候處、俄に東風に吹變り一時に愚宅へ吹付。夫ゟ宅へ逃來候人數又々風脇へ立退き、宅も俄に衣類等片付候仕合、誠に不㆓行屆㆒候。右の大火故人々勞れ、唯家内之者漸く逃出候仕合、一體道具類は不㆑及㆑申、唯胴と書物謠本(うたひほん)取出し候のみにて、不㆑殘燒失爲㆑致候。尤其出火之節、御子息様師家へ前日ゟ泊りにて御尋も無㆑之候へ共、漸く取急ぎ御子息様謠本類計りは取出し、無㆓別條㆒御座候。御子息様は漸く類燒一日置、廿三日燒跡へ御尋被㆑下候儀に御座候。大類燒故、夫ゟ師家へ相願、御子息様其儘御臺所へ相願置申候。當時拙者儀は、幸橋御門内にて鍋島紀伊守殿屋敷物見致㆓借用㆒罷在候。其上去る七日又々麻布永坂町ゟ出火。是者南風強く赤坂邊迄やけ、其内少々雨降來り燒留り申候。右出火之節、永坂町之上太田原飛驒守屋敷、直に火元の際(きは)にて類燒有㆑之候。此屋敷奥へ拙者娘奉公爲㆑致候處、大出火にて誠に丸燒に相成、奥方供にて出火と申候と直に立退候のみにて、衣類・小道具等不㆑殘燒捨、誠に致㆓當惑㆒候仕合、御遠察可㆑被㆑下候。樋畑も先月廿一日類燒後、麻布□町へ假宅候處、又々出火にて致㆓類燒㆒先づ昨日拙者借候物見へ同宿致候仕合、其後も日々所々

江戸大火の圖

に出火有レ之、安心不レ致候事に御座候。先月廿一日の出火里數に直し、火事の幅を一町に積り、長さに延し候へば、廿六里の火事の由申候。裏家をのけ表立家之間數に致候へば、凡そ十萬三千間程之類燒之由申候。去る七日永坂ゟ出火も先づ半里四方の燒けに御座候。誠に大變之事共御遠察可レ被レ下候。

四月十日　　植田源八滋晴花押

山本九郎樣

夫れ人として孝なきは人にあらず。江戸大火と聞きては、國々親・兄弟の歎き如何計りぞや。是一時も早く安否を告げ知らせ、安堵さすべき事第一なり。扨も文政十

二丑の年三月廿一日の朝、四つ半時頃より西北の風烈しく、空一面に物凄き折柄、外神田の河岸邊より出火して和泉橋燒落ち、川向土手下通佐野樣・九軒町代地富田樣、夫より細川樣、大和町・豊島町・久衞門町・江川町・龜井町・鐵炮町・橋本町・岩井町・松枝町・馬喰町・鹽町・横山町・吉川町・米澤町・同朋町・柳橋・兩國邊殘らず、橋町・久松町・村松町邊・矢の倉・山伏・井戸・濱町、松平伯耆守樣・佐竹樣・水野樣・水谷樣・細川樣・野田樣・荒井樣・松平大隅樣・村越樣・細井樣・立野樣・大岡樣・木村玄長樣・長坂樣・芳野樣・金牧樣・又お玉ヶ池小柳町・平永町・紺屋町代地共、岩本町・富山町・市橋樣・川口樣・横瀬樣・高橋樣、其外御旗本樣町、家殘らず、小傳馬町牢御屋敷・大傳馬町・通旅籠町・大丸燒くる。油町・大門通・人形町通・長谷川町此邊殘らず燒け堀止め・伊勢町・堀江町・小船町・小網町通・新材木町・杉森稻荷・藥物町・富澤町・高砂町・難波町・住吉町・堺町・中村座・葺町・市村座人形芝居共・甚左衞門町・元大坂町・銀座・水野壹岐樣・永井樣・石川樣・深見樣・安藤樣・永井樣にて留る。　蠣殼町は、大津樣・吉良樣・青山樣・千本樣・近藤樣にて留る。　又戸田樣・小野樣・金田樣・由良樣・松平越前樣・室賀樣・横瀬樣・戸田樣・本多肥後樣・酒井

伊賀樣・奥山樣、とらか堀・松平越中守樣・酒井雅樂頭樣・安藤樣、行德河岸永久橋燒落つる。戶田樣・土井樣・松平伊豆樣・久世樣・箱崎町・北新堀御船手御組屋敷、此時永代橋危し。長崎町・東湊町此時風彌〻强く、靈岸島一面火熾になる。同刻越前樣御中屋敷・御船手組御屋敷燒くる。稻荷橋燒落ち、鐵炮洲稻荷の社より川岸邊本湊町・船松町・十軒町・明石町・寒さ橋燒落つる。佃島殘らず燒け、大船凡四五十艘小船數多、築地飯田町・本鄕町・小田原町堀田相模樣迄、同刻松平阿波樣・細川樣・松平長門樣御御會所迄、同刻火の元の方より東北風强く、西神田須田町・田町・鍛冶町二丁目迄、西側片側は殘る。新石町・鍋町・鍛冶町・松田町・白壁町・鎌倉河岸豐島屋迄燒くる。龍閑橋・松下町・永富町・門徒河岸今川橋より、白銀町通信州諏訪目醫師樋口氏燒くる。十軒店・石町・本町・瀨戶物町・福德稻荷富興行場燒け・浮世小路・本町裏河岸伊勢町・本船町・あんしん町・長濱町・小田原町・駿河町越後屋殘らず燒くる。室町・かね吹町・草屋町・兩替町金座・鞘町・品川町・日本橋・江戶橋・荒目橋燒落ち、四日市大手ぐら西河岸靑物町・萬町・吳服町・平松町・音羽町・通町白木屋燒くる。本材木町・佐內町・式部小路・油

町・小松町・新右衛門町・川瀬石町・はくや町・くれまさ町・岩倉町・下槇町・おが町・まさき町・鞘町邊、又新場殘らず燒くる。牛くつ〔そカ〕橋殘る。中橋・南傳馬町・大工町・五郎兵衛町・加治町・鈴木町・常磐町・柳町・具足町・金六町・竹町・此邊殘らず、京橋與作屋敷・水谷町白魚屋敷・三十間堀太刀賣・弓町觀世樣・西紺屋町・肴町・彌左衛門町・數寄屋河岸、京橋より南は銀座町・尾張町布袋屋・夷屋殘らず燒け、竹川町・出雲町、夫より金春屋敷新橋にて止る。鍋町・瀧山町・鎗屋町・森山町・宗十郎町・內山町・山王町・南大坂町・佐柄木町・加賀町・八官町・丸屋町、此町家山下町より西片側殘り土橋にて止る。海賊橋燒落ち、牧野樣・九鬼樣・小濱樣・坂本町・茅場町藥師堂・天神社・八丁堀・松平越中樣竝御組屋敷殘らず、小島町・龜島町・水谷町・竹島町・日比谷町・同河岸古著店・幸町・岡崎町・長澤町・松屋町・同橋・長崎町・家根屋町・彈正橋・八堀丁殘らず、南八丁堀・本多下總樣・伊達紀伊樣・新庄樣・松平右近將監樣・井伊掃部頭樣・大富町・松村町・紀國橋紀州樣・御藏屋敷・板倉樣・京極樣・曲淵樣・大久保樣・木挽町七丁燒け、河原崎芝居燒け、五丁目の橋殘る。御旗本樣、御醫師方數多燒け、御繪師狩野樣・諏訪樣・松平周防樣・柳生樣・仙石樣・

太田樣・加納樣・田沼樣・宮原樣・溝口樣・龜井樣・奥平樣迄、鹽止橋殘る。向は脇坂樣御屋敷にて止る。八丁堀中の橋・中川樣・松平縫殿樣・松平遠江樣・堀田樣・御兩家・石川樣・小笠原備後樣・西尾樣・榊原樣・奥平樣・渡邊樣・脇坂樣・松平周防樣御屋敷・多賀樣・神尾樣・石川大隅樣間の橋殘る。・天野樣・小笠原樣・松平賴母樣・蘆屋樣・堀本樣・今春樣其外御屋敷數多燒くる。中築地、松平宮內樣・小濱樣・梶野樣・能瀨樣・永井樣・阿部樣・大熊樣・松下樣・三浦樣・小倉樣・松平上總樣・南部樣・松平飛驒樣・土佐樣・松平與次右衞門樣・靑山樣・桂川樣・庄田樣・秋田樣・稻葉樣・本多樣・藤掛樣・板倉樣・伊東樣・本多樣・横田樣・加爪樣・戶川樣・山本樣・朽木樣・三枝樣・花房樣・西尾樣・西御門跡・御地中殘らず燒け、木下樣・岩瀨樣・竹田樣・上杉樣・津田樣・龜井樣・畠山樣、橋向は・増山樣・阿部樣・村恒樣・松平越中樣・稻葉樣・御兩家一橋樣・安藝樣・尾州樣御藏屋敷にて止まる。誠に前代未聞の大火にて、人每に老人幼き子を助けんと、我が身も厭はず、財寶をも惜まず散亂したれば、諸式の燒失したること莫大なり。是によつて有難くも、御公儀樣より御救の小家を御建下され、飢渴にも及ばず、雨露にも打たれず、其上に銘々に御鳥目を下

されし事、誠に尊く、有難き御仁政の程、申すも中々に恐れ多き事ながら、國々・津々浦々迄も聞傳へ、諸人安堵の思をなしぬ。

猶又四月六日朝より大南風吹出し、晝午の時後より麻布ながさか邊より出火して、東側少々燒け坂上大長寺・光照寺・太田原樣・池田樣・坂上町家竝角有馬樣・飯倉片町通りおかめだんご・牧野甚三郎樣・上杉樣園少々、內藤樣・野澤千太郎樣御屋敷にて留まる。又一口は天野左近樣・長田百助樣・織田大藏大輔樣・諏訪樣・がせんばう御組屋敷少々燒け、市兵衞町中角山口樣・田賀大助樣・日根野權十郎樣にて留り、中立町殘らず中の町邊、畠山樣竝に御旗本樣方・石川樣・六軒町木戸際にて留まる。又なだれ坂善照寺・圓林寺・眞上寺・大仙寺にて留まり、谷町御組屋敷竝に町家とも相馬樣少々、永照寺・西光寺・眞田樣・黑田樣少々、松下日向樣・山口樣、南側横田樣・土岐樣御屋敷にて留まり、夕方鎭まる。

文政十二丑三月廿一日大火に付御救小屋場所附

大火の御救小屋場所附

御公儀様より數萬の人々へ御救小屋御建下され、飢渇にも及ばず、雨露にも打たれず、其上銘々御鳥目下され候事、實に尊く有難き御仁政の程、申上ぐるも恐多き事ながら、萬民悦び萬歳をぞ謡ひける。毎日御炊出の御用深川邊茶屋々々より持運び申候。

筋違御門外、一箇所　兩國廣小路、二箇所　常磐橋外、一箇所
江戸橋、一箇所　數寄屋橋外、一箇所　八丁堀、二箇所
幸橋外、一箇所　築地、一箇所　神田橋外、一箇所
都合十箇所

救助寄附の人名

右御小屋へ江戸中町々より施行の品左之通、
一、米一升・錢二百文宛、五八衆の面々より　一、白粥・たくあん　十八衆の面々より、
一、干物五枚宛　駿河町越後屋本店より、　一、金六十三兩一歩ト一朱　但し一人に付一朱宛淺草片町邊より
一、實母散百袋、ふり出し百袋、　本町三丁目伊勢屋平八　一、錢二百文宛　御藏前伊勢屋四郎左衛門

一、錢二百文、手拭一筋宛、　同　伊勢屋嘉兵衛

一、錢二百文宛　同　同七郎兵衛

一、錢二百文　同　御藏前より

一、御はち一宛　同　伊勢屋八兵衛

一、錢百文、手拭一筋宛、　麹町　口より

一、きおうさん百五十包　下谷金杉大塚村　中村ようてい

一、澤庵四樽、なめ物樽入二つ、　淺草堂前　龍光寺御門前より

一、茶漬茶碗汁椀一人に付一宛　淺草邊より

一、丸藥一包宛　根岸大塚村　中山哥明

一、めざし一把宛　本船町邊より

一、錢十二貫五百文　下谷同朋町、上の町同代地共、同長者町、神田山本町代地、下谷大工屋敷、

一、錢二百文宛　谷中　三河屋より

一、錢十三貫二百文　武州都筑郡淺尾村　百姓鐵五郎より

一、米一升宛　同　坂倉屋次兵衛

一、金一朱宛　御藏前より

一、金一朱宛　麹町　岩城枡屋より

一、錢百文、紙一帖宛、　麹町より

一、半紙五帖ちり紙五帖宛　淺草諏訪町　和泉屋甚左衛門

一、錢百文宛　和泉橋　かうの屋より

一、錢百文、米一升宛　市ヶ谷　まつうら屋より

一、錢三百文宛　丸の内　御屋敷様より

一、餅菓子五つ宛　丸の内御屋敷　御奥御女中様方より

一、錢二百文、米一升宛　佐久間町　ふし見屋より

一、手拭一筋、すきがへし五帖宛　本郷　萬屋より

一、錢二百文紙一帖宛　外神田　玉川本店より

一、錢百文宛　麹町邊より

一、錢百文　手拭二筋宛　明神下　澤の井より

一、手拭二筋　紙二帖宛、　下谷廣小路　松坂屋より

一、一朱判千五十二　淺草　旅籠町代地邊より

一、毎朝ぞうすい　めい〳〵へ　鎌倉河岸　としま屋より

一、錢九十七貫六百文　もち九百七十六　吉原町　えびや吉助

一、錢二百文宛　同　中まんぢ屋より

一、紙一帖　まんぢう五つ宛　同　丸えび屋より

一、錢二百文　下帶一筋宛　同けんばん　大黑屋庄右衛門より

一、定中散二千五十袋　本所石原町　古田より

一、錢三百文宛　芝口　小西より

一、錢二百文・茶一斤宛　すぢかひ外　内田本店より

一、錢二百十貫六百文　淺草　旅籠町代地邊

一、干肴二千三百五十枚　御小屋炊出し世話人深川常磐町　上總屋庄八　同　武藏屋五郎兵衛

一、金一朱宛　同　玉屋山三郎より

一、錢二百文宛　吉原町　扇屋より

一、錢二百文　手拭一宛　同中の町　森田屋庄吉より

右の次第を見るに付け聞くに付けても、火の元を大切に守るべき事肝要なり。

---

織物賣出の廣告

諸國名產織物類大安賣　向暑之御砌、御機嫌能く被レ遊二御座一、恐悦至極に奉レ存候。隨て私儀、數年來商賣仕候處、以二御蔭一日增に繁昌仕、難レ有仕合奉レ存候。猶又當反物

類澤山に仕入仕候。然る處去る三月廿一日四つ時過ゟ、外神田佐久間町ゟ出火致し候に付、店開しばらく差控候得共、折角仕入候品々一寸奉入御覽度、以別札御披露申上候。　乍併斯樣之品々御用向無之樣幾久敷差上申間敷候。　尙又御懇意樣方へも店借御普請等被遊候樣宜敷被仰付、追々御本宅へ被遊御引移御繁昌に御暮らし遊され候樣奉希候。　以上。

一、おほ西風おりちりめん
一、土手の柳こげ茶がへし新形染
一、火の見櫓ではんしよう摺柿染
一、西北の風にて忽ち猛火地單物
一、町中一めんに火ちりめん
一、八方に飛火、かのこちりめん
一、横竪十文字に吹付縞御仕著せ物地
一、屋根に火のこがふるてがへし類
一、火のこがばら／＼ふるあられ小紋御羽織地
一、家にどつともへぎこきんらん女帶地
一、人足骨折地役場羽織大丈夫向
一、人込にて迷子となる身しぼり御ゆかた地

一、踏みたをされて平織御はかま地　一、ふりよなめにあふめ縞御單物
一、人々難澁しなのもめん御單物地
一、此身はなんとならざらし御かたびら地
一、とんだめにあひみる茶新形染
一、火事ときくと金玉が越後ちゞみ御かたびら地
一、むしろおり小家難儀男女帯地　一、松・杉板〆高うりちりめん
一、つくだ島へ飛八丈新おりだし
一、自身番では晝夜引くかな棒島御單物地

月日

八

三月廿一日・廿二日江戸角力組合

角力組合

神田川　新橋　火を出し　燒留り

佃島　　　下飛　　　飛火野　　　那馬
所々の浦　　　引汐　　　焼船　　　薄雲
大風　　　靈岸島　　　江戸ヶ原　　　人野山
焼原　　　松板　　　細張　　　高根山
飛んだ目　　　小家掛　　　逢の松　　　住田川

頭取
行司
　　地車邪魔之助

以二火札一致二類焼一候。先以其御地御火内（とかない）被レ成二御揃一、彌々御半鐘（はんじよう）之段大變に奉レ損候。次に火内可れも無二夜著（よぎ）一辻々に能在候。乍二店借一御心細思召可レ被レ下候。光れ者（ひかりもの）火の子一袋不淨之至に候得共、時節任二到來一身上痛候珍事期二灰面（はひめん）之時一候。向後貧言（ひんげん）。

三月廿一日　　佐久間元之進
　　　　　　　焼廣丸

芝口留太郎様
　人々逃口

右植田源八が書状の外は、殘らず板行になして、江戸より追々に贈り來りしを寫せ

るなり。死人、公儀へ書上げの數十萬六百人といへり。燒けて灰となりて形知れざる、又海川へ押落され流れ失せぬるなど猶多かるべし。越前福井侯と松平越中侯とは、立退の節往來の人を多く斬捨てられし故、至つて評判惡しく、公儀の思召も宜しからざる由、又辛うじて命を助かり、家財悉く燒失ひし者共、御救小屋にて公儀より御まかなひ下し置かれ、施行など受けぬる身の、施行のもらひ溜出來しとて、銘々に少々づつの錢出し合ひ、初鰹いつも金一兩もする初鰹も、當年の大變にて三貫文位なりしといふ。を調へ酒を飮み、三味線などを引き、淨瑠璃・端歌など歌ひ、役者の物眞似などせしとて、大勢召捕られ入牢の由、又大勢人込の事故、男女不義の行あるも多かりしといふ。是等は論ずるに足らざるたはけ者なり。又斯かる大變にて、父母・夫・妻子を失ひ、たよるべき家なく、大勢の人々路頭に迷ひ、愁に沈みぬる事なれば、患難相救ひ、吉凶相助くるの力なくとも、其患を見ては自分憐みの心を出せるは、人の情なるべきに、人の患を樂みて呉服物・角力などに見立て、紙一枚ずりの板行にして、賣歩行錢を貪れる者共は、如何なる人非人ぞや。予が見しは右の二圖なれども、定めて斯かる事猶多かるべし。是等は大罪人にして、如何なれば斯かる大變に燒失

はざりし事やと歎息に堪へざりし。

宇一母の書狀

文政十二丑十二月阿波國沖中へオロシヤ船が參りしとて、當町市物屋宇一方へ、同人母より申越候書狀、餘りをかしき文面故、此所に記し置きぬ。

尙々當地格別めづらしき事も無ニ御座一候得共、舊冬師走十五日むぎ沖へオロシヤ船參り候とて御家中二百頭計り揃へ、日和佐御陣屋迄御出張遊され、九十日計りの騷動、當地の者も七日・八日つぶり目も致し難く、扨々きづかはしく存申候。尤大まつやにて人步百姓のまかなひ凡八百人計り、中々筆にも書盡し難く、尤諸方ゟ集り申候百姓こゝかしこにて宿を取申候。人夫大體五十人餘と申候。尤山崎將監樣御中老の御事なれば、御頭にて御出なされ候。御病氣にては御座候得共、御上を大切に思召、御駕にて御出被ㇾ遊候。尤一日之食わづか掛目百目の御食と御座候得共、御病氣をおして御出被ㇾ遊候得者、市中・鄕市共に山崎樣の御評判計にて、上々は違うた者とほめぬ者は御座なく候。其上に津田へは鯨參り候迚、津田沖は其鯨取らんとて

騒動いたす。いづれ去年の冬は、をかしき年にて御座候。其鯨取り様知らぬによつて、上へ申上候處、北島藤右衛門様御出にて、五百目の大筒にて脊中と思しき所を打候得共、中々びくともいたし申さずとの噂に御座候。然れ共今春は最早かへり候や、其後評判御座なく候申上度き事山々なれど、あら／＼申殘し候。

正月十日　　きぬ

宇一殿

## 水野軍記

文政十亥年召捕られ候切支丹の者共同十二壬丑年十二月五日御仕置の始末

水野軍記

閑院宮御内にて、此度切支丹の根本なり。生國は肥前島原（又天草ともいへり。）の者にして、京師へ出來り、宮へ仕へしといふ。其性良からぬ者にして、役に立たざる古證文等買取り、又は種々の巧み事爲し、享保二三年の頃の事なりしが、九條殿御内佐々木丹後守と共に、備中庭瀬（此節高島雲溟漫遊して同所にあり、大層なる仕掛にて、庭瀬にても困りしといふ。）・同國松山・作州勝山・同國津

大伊詐欺にかゝる

山等へ到り、宮執柄の勢を振ひ、何れも大に困り果て、多くの金を費せしが、津山計りは留守居出て之と對應し、直に追返せしといふ。こは予が在京中の事にて、野口藏人と共に、諸家共に震恐れ、多くの金費せし事の拙きを、笑ひし事なりし。其餘にも斯かる事の猶多かるべし。四年前死去、寺は京都醒井雲仙寺（文字はかく事を知らず。以下の寺々の寺號も同斷なり。文字の相違を咎むる事なかれ。雲仙寺は西本願寺末寺なり。）にて、土葬なりしかば、法華寺（寺號不知。）の內へ葬りしといふ。此者邪法を豐田貢・大坂高見屋平藏等へ傳へしと云ふ。

大坂白子裏町淨光寺といへる西派の門徒宗あり。是が檀家に大和屋十兵衞といへる者の別家に、大伊（伊兵衞とか伊右衞門とか云ふなるべし。）といへる者あり。河內國喜佐邊といへる所にて無量光寺（淨光寺當住の兄なり。）といへるは、淨光寺と親しき間の事なるに、別けて能辯にて、人を欺き金銀を取出す事を渡世として、本山にても自ら用ひられぬる姦惡の僧なりしが、此僧大伊をだまし込み、本山へ銀子十貫目を貸さしむ。人をだまし金銀を貪り取るは、彼宗徒の常なれば、約定の期を過ぎて返さゞる故、無量光寺迄屢〻催促をなすと雖も、少しも埒明く事なくて、大に怒り困じぬる折節、水野軍記を知れる人の、

「彼を賴まば心易く取返ぬべし」といへるにぞ、此人を以て軍記を賴みしかば、心易く之を諾ひ、夫よりして此家へ入込み、主を賺しぬるに、主は本山無量光寺などの惡きと、金取戾しやらんと心易く諾ひぬるの嬉しきに、心も取亂し、大に是を饗應せしが、或時禁裏を拜せしめんとて、主を京都へ同伴し、是を參內せしめ、龍顏を拜し、天盃まで戴きしとて、大に是を悅び、數々金を出せしといふ。如何なる事をなして、斯く欺きし事にや、此等は全く切支丹の邪法なるべし。其後も頻りに金銀を取られぬる計りにて、西六條の銀は聊も手に入らずして、漸々と其山師にかけられしを悟りぬ。始めの心易き人々の、「こは良からぬ事にして欺かれなん。こは世間にていふ山師なるべし」とて、稱々に此事を止めぬるを、之を聞入る事なくして其事を爲し、斯かる樣なれば、大に之を後悔し、人々へも合はす面なしとて恥憤りしが、忽ち病を生じ、之が爲に程なく命をも亡ひぬといふ。斯かる事にて、先年は大切なる檀家を失ひ、今切支丹の爲めに斯く苦しめらるゝ事の情なき事よとて、彼寺の梵妻此事を予に語れる儘を記す。軍記妻子共召捕られ入牢せしが、牢死せし共又御仕置

軍記の最後

の日斷罪となりし共いひて、其の委しき事を知らず。併し十二月五日御仕置百人餘、其の内子供兩人討首なりし由は、高島雲濵に御奉行所用人の語られしと聞けば、此の者討首なりしにや、其名を聞かざりしかば詳ならず。又町小使を渡世とする者、軍記へ賴まれ、唯だ一度同人の手紙持行きて人へ屆けやりし事ありしとて、此者迄召出されて、鳥目三貫文の過料なりしといふ。其餘親しくせし者などは、之れにて思ひやるべし。

連座

雲仙寺、十二月五日退院仰付けられ、本山へ御渡にて、寺法通りに取計るべしとの御上意の由。本山よりも同樣の言渡（いひわたし）にて、親類へ立寄り候事相ならず、家内は親里の事なれば、無量光寺へ返すべしとなり。此の如く公儀の科人なれば、京地にて差當り家貸す方もなく、親類へも立寄る事ならざれば、其日より大に困窮せしといふ。軍記屍を葬りし法華寺此寺も淨光寺の親類なれば、同寺にて聞けるまゝを記す。此寺も、同日退院の由。其餘種々の風聞あれども、事のくだ〳〵しきと、詳ならざるとにて、之を記す事なし。

## 豊田貢、

此女は元來越前の産れなり。親は代々禰宜なりしが、至つて貧窮なるが故に、親子連立ち京都へ引越し、親兄などは、祓讀みて市中を廻り、又所々の神事等に雇はれて、愍れなる世を渡るといふ。同人事は容も相應に生れ付きしが、或る公家侍の妻となり、女子一人儲けしが、此男も兎角に良からぬ業もなして、身分不相應なる金を遣ひ、大坂北新地吉田屋といへる置屋へ妻を遊女に賣りしとなり。（此節の名はたかといふ。）然るに同所一丁目・二丁目を兼帶して、町年寄を勤むる百文字屋五郎右衛門といへる者、金子二十兩の立金して之を受出し妻とせしが、至つて氣性高く、常に机に向ひ手習・學問をなし、其餘の慰みには琴・三味線を弄び、又楊枝差・紙入等の小細工をなし、一寸隣家迄出るにも、首に帽子を著け、下男に看板を著せ、脇差を差させ、町人不相應のなりにて出歩行き、己れ遊女に賣られ、身受けして貰ひしを悦べる様は少しもなく、我はかゝる町人の妻となるべき者にあらずとて、召使の者はいふに及ばず、主へも口を返しぬるにぞ、五郎右衛門も、何かと工事（たくむこと）等なして、後には入牢迄せし程の曲

貢の素姓

者なれども、一向に手に餘りしといふ。折節蜆川に架れる緣橋の橋普請ありしかば、我に書かせてよとて是を書きしといふ。其後五郎右衞門も大いにもてあまし、不緣せしかば、新地裏町に家を借りて寺子屋を始めしかど、之も思はしからずとて、京都へ登りしとなり。

福島眞砂橋鳥羽屋義兵衞といふ者、元百文字に近き所に住居せし者故、右の始末委しく知りて予に語りぬ。又本町吳服屋中屋善兵衞妻は、元堂島の生れにて、十二三の頃、常に百文字屋へ遊びに行きしが、「たかといへるは色白く頰赤く鼻筋通り、至つて容姿はよかりしかども、すげなき風なりし」とて、何か行狀を語りぬるが、鳥羽屋と同樣の事なりし。

夫より京都にて屢〻流浪せしが、（先斗町にて藝子をなし、受出されて人の妻となり、後軍記の妾となりしなど、種々の噂あり。）後には人の妻となりしが、其男程なく馴染の女出來て、是に深く打込みぬる故、快らずとて暇を取りて出しかば、後には直に其女を引入れて、是を妻とせしにぞ、此事を深く憤り、其恨を晴さん事を常々思暮らしぬ。斯くて後は、獨身にて明神下し（何明神などとて、狐を祭れるなり。此類京・攝の間に

軍記に奇術を學ぶ

し。事多をなして渡世をなせしが、或る時軍記に出會ひ、彼が奇術ある事を聞いて、頻りに之を懇望せしに、軍記云へるには、「是を習ふには至つて行法もむづかしく、其上其方の身の爲にもなり難し」とて、斷りぬるを、「假令如何なる淺ましき死をなす共苦しからねば、敎へ給はれ」とて、強て頼みぬる故、「然らば先づ其法を行ひて見すべし。此方より詞を掛る迄目を閉ぢて開く事なく、又如何なる怪しき事ありとも、別して驚くべからず」と約定をなし、「最早目を開きても苦しからず」といへるにぞ、目を明けぬれば、ねたし憎しと常々思詰めて憤りぬる男に見かへられし女の、眼前に笑ひつゝ立ちぬる故、飛懸つて之にむしやぶり付きしに、姿は消えて空を摑みぬ。約に違ひうろたへし事を恥づれども、斯かる奇妙の術なれば、彌〻執心に思ひ、夫より不動心とて種々の行ひをなして、其術を傳はりしといふ。本尊となして彼等が祭れるは、如何なる者とも聞かざりしが、外に女の髪をさばき、赤子を逆に引提げし像あり。之は宗門に入る時、手の指悉く竪に切裂き血を出し、畫像に注ぎかけ、他言する事なく、一命を失ふとも誓に背くまじとの、誓約に用ふる神なりといひしとぞ。

盲眼を開く

京都にて、富家の小兒兩眼潰れ、瞳子も白く陷入りしが、是迄富家の事なれば、黃金を惜まずして、種々に治療に手を盡せしか共、少しも其驗なくして、盲人となりぬるを、或る人「貢を賴み祈禱せよ」とて、彼が不思議の術ある事を述ぶるにぞ、詮なき事とは思ひながらゝ、同人を賴み、祈禱の事言入れしに、「先づ神に伺ひて後返事すべし」とて、之を伺ひしに、其効ある由なれば、夫よりして、其小兒の肌に付けし衣服一つ取寄せ、「是よりして一七日の祈禱を始むべし、六日目の七つ頃に至らば、其目明らかになるべし」といひしか共、人に勸められて祈禱をば賴みぬれども、斯かる不思議あらんとは更に思ふ事なかりしにぞ、頓と打忘れて暮しぬるに、言ひしに違はず、六日目の七つ頃に、兩眼ぱちりといへる音して、天井へ向つて火の飛出でし如く覺え、其音母親の耳へも入りしが、何事やらんとて、何の心も付かざりしに、其子「障子が見える。母親が分る」などいへるに、大に驚き、始めて貢に賴んで祈禱せし事を思ひ出で、信心膽を貫くが如く、直に其旨告來り、厚く禮を述べ、富家の事なれば、數千金の謝物を與へしに、之を辭して少しも受けざりしが、此者夫より我を大切にい

たしてくれぬ。「斯く捕はれになりし事を聞きなば、嘸悲しむべし」と、いひしとて、東御奉行所御用人高島雲濱に語られしとなり。此者貫御仕置きの節、母子共永牢、家は缺所となり、番頭・手代兩人、日本の内にて京都の岡崎、其外二箇所ならでは、居る事なり難く、其夜は悉く御構ひなされ、何れなりとも右三箇所の內落著きし所より、其由申出づべしとの仰渡されなりしといふ。

大坂米屋町難波橋筋西へ入る所にて、町の下役をなす市物屋喜八といへるは、京都宮川町の者にて、相應に暮し、借家等も持つてありしが、近年不仕合せにて、斯かる樣になり果てぬ。二十年以前迄は、貫同人借家を借りて、明神を祭り、吉田家へ取入り、緋袴著用し、常の往來にも朱の長柄を差懸けさせ、至つて氣高き女なりしが、其節迄は難澁にて、一年も家賃を斷つてくれざる事あり。又或る時は金儲けある事ありと見えて、一時に滯りを拂ふ上に、一箇年も先の家賃をも入れ置きぬ。其節よりも、怪しき事なりと人々噂せしが、其後盛に用ひられて、八坂へ移りしと云ふ。此の如く繁昌して、世間にては見通しと呼ばるゝ樣になりぬるにぞ、愈〻高振りて、常に乘輿し

金銀を貧者に施す

て往來し、人をなづけんが爲めに、祈禱をなせども、謝物多くは受くる事なく、金銀を撒き散らして、貧困の者共を救ふ。其金何れより出るといふに、謝物表向は受けざれども、一度彼が祈禱受けし者は、頻に金銀やりたくなりて、持行き與ふとなり。又或る富家の隱居、大病にて治し難きを、彼が祈禱して助かりしかば、大に悦びぬ。夫よりして此人と至つて親しく交りて、之に妾を勸め、其女に疾と申含め、金銀入用の節は、妾より金をくり出させ、撒散しぬる事なりとぞ。其外金銀取込の手段あり、川崎さのが所に記す。

東洞院通に中村屋といへる醤油屋有り。これが分家に中村屋何某といふ者、松原通りにて呉服屋とやらんを質屋とやらんともきけり。家業とす。此者貢と心易きにぞ、貢此者の金を借りぬ。切支丹の傳書引當てに遣せしを、密にて學びしなど、種々の取沙汰なりし。是も密に其邪法學びし由なれども、主は三四年前死去せし故、十四五なる悴召捕へられ入獄せしが、御仕置の日首斬られしとも、又永牢なりしともいふ。家は缺所、手代共迄夫々御仕置ありしといふ。

以上、淨光寺梵妻・大和屋林藏等に聞けるまゝを記す。又大和屋利兵衛が咄には、「先年中村屋方へ大勢客を爲せしが、酒出せし上にて、何も格別の馳走とてもなけ

天の川の鯉を取寄す

れば、只今より天の川の鯉を取寄せ、汲物になして奉らんと」いひて、手桶に水を入れ、灯燈をともし、之を桶に結付けて、屋根の上に上げしに、見る間に空へ登り雲隱れせしが、程なく下りて、元の屋根に止りぬるにぞ、桶を下して見るところ、大なる鯉二尾あり。是を汲物にして出し、饗應せしかば、何れも大に興に入りし事などありし由なり、とて語りぬ。

又京都にて、或る家の息子へ、斯かる姦惡無道の貢なれども、戀慕して、我とは年二十餘も違ひぬれば、表向は養子にせんとて、色情を隱し、心易き人に賴みて言込みしが、此者一人息子なる故、其親之を許さゞりしかば、此息子に難病を煩はせ、面部一面惡痕を生じ、あさましき姿となしぬ。斯かる事とは夢にも知らざる事なれば、兩親も大に惑ひ患ひぬる折柄、「祈禱してやらん」と言へるにぞ、醫師も斷る程の事にて途方にくれしかば、之を賴みぬるに、己が家へ取寄せ祈禱せしに、一兩日にして少しく其驗顯はれしかば、二親大に悅びぬるにぞ、再び養子の事いひ出でて、「此者難病にて助かり難き事なるを、祈禱して助けやる事なれば、平愈せし上は我に得させよ」と

いへるにぞ、「今は命の親なり、助かりさへする事ならば、御心に任せ申すべし」とて諾ひぬ。程なく惡瘡治して元の如くなりしかば、約定なりとて之を養子に引取り、名を嘉門といひしが、之より僅三十日計り過ぎて、貢と共に召捕られ入牢す。此者貢が斯かる邪法なる事は露程も知らぬ由なれども、親子となりしに逃れ難く、御仕置の日討首となりしとも、又永牢となりしともいふ。其慥なるを聞かず。以上世間にても專ら風說あり、大和屋林藏・加島屋勝助等に聞ける儘を記す。

貢母・兄は北野邊に哀れなる暮をなせども、己れ見通しといはれ、金銀を芥の如くに遣ひ捨てぬれども、之を救はんともせず、至つて不行跡の由。始めの程は母も往來せしが、彼が行狀、如何にしても、其意を得ざる事のみ多ければ、斯かる者につながり居らば、如何なる事を仕出し、共に憂き目に逢はん事を恐れ、先年より義絕せしといふ。兄は斯かる事とも心付かざれば、折には母の諫をも聞かで行きぬるが、折節に二三日も彼が家に滯留せしに、何共心得ぬ事多きにぞ、年老ぬる母の只一人の娘を見限りぬるも、よく〳〵の事ならん、恐るべき事なりと、是よりしては兄も不通なり

しといふ。されども血縁遁れ難く、貢召捕るゝや否や、此兄も入牢せしが、間なく牢死せしといふ。母は八十に及び、極老の事なれば、京都にて其所へ御預となり、貢御仕置の節、其懸りの者一統に召出され、夫々の御仕置ありしが、此婆病氣にて、代人下りしといふ。如何仰渡されし事や、之が落著をば知らず。以上大和屋林藏に聞けるまゝを記す。

川崎のさの召捕られ、貢と共に邪法行へる由、白狀に及びし故、盜賊方永田察右衞門召捕に登られしが、貢は堂上の御用方ありとて、始終是に入込み、往來の供廻りも大勢にて、乘輿して往來なしぬる事にて、少しもあやしみを見する事なければ、官家を憚り捕へ得ずして引取るにぞ、之に代りて大鹽平八郎直に上京し、其身町人にやつし、痛病ありとて、彼が方へ到り祈禱を賴まれしに、之を諾ひしかば、彼が家に滯留し、其出づるを窺ひ、神社の內を改められしに、總て社には異紋の絹を使ひ、表向は明神を祭れると號して、其樣を爲しぬれども、社の中には神體なくて、お多福の面一つありしかば、之を取つて懷中し、彼が歸り待受けて、其怪しみを申聞け、召捕來りしといふ。彼も曲者故、種々言拔けんせしかども、如何共なし難く、召捕られし

といふ。天満玉谷杏庵が咄に聞けり。牢中にても、大罪人といひ、殊に頭人の事なれば、御仕置迄は大切に扱はれし事なりとぞ。さのを始め、きぬ・植藏・顯藏など牢死せし故、猶も氣を付け候樣とて、長町邊の賤しき女、二百文位の賃錢にて介添に入牢せしめ、彼が小用を聞き、飯の給仕・按摩等をなさしむるに、少しにても心に叶はざる事あれば、之を打擲蹴飛ばし、又給仕の節、飯汁の加減惡しきとて、是を其者に打懸けなどする事故、後には皆々斷りて、介添せんといふ者も無きにぞ、一日八百文宛の賃錢を出して雇ひぬるに、一晝夜を勤め兼ぬる位に、酷き目に逢はさるゝ事なりしが、下賤の者共賃錢の多きにめでて、五六人代り合ひて、漸々と之を勤めしといふ。又可笑（をかし）かりしは、當所北野邊に、哀に暮しかぬる明神を祭る者ありしが、京都にて豐田貢悴嘉門とて、見通なりとて、世にもてはやされ、多くの金銀を儲けて、是を湯水の如く遣ひて、勢ひ盛んなる事を、羨ましく思ひて、母親の名を豐田貢、悴の名も嘉門とて、人をあやかし、己を利せんとせし者ありしが、同名の者故御不審懸り、一番に召捕へられ入牢せしが、母子共に牢中にて死したりとかや。之は聊も切支丹にかゝはりし者にて

はなき由なれども、身にもたぐはぬ利欲心より、かゝる非命の死をなせしとて、船町の垣外、加島屋辛七店にて語りぬ。垣外は非人頭にて、捕者の手先に遣はれぬれば、牢中の事委し。加島屋勝助の子に咄せるを記す。

十二月五日、切支丹御仕置に極まり、三郷を引廻しの由、沙汰ありしかば、國初以來嚴しき御法度の邪法行ひぬる程の惡徒なれば、人々之を見んとて、松屋町牢屋敷邊より、其道筋大いに群集をなす。貢、獄屋の門を引出され、大勢の見物人を眺めつゝ、

　西東北も南も一やうに我を見に來て皆松屋町

斯かる事など口ずさみ、神色自若たる有樣にて引かれぬるが、三年も入牢して同類多く死去(しにさ)りしに、聊の牢瘠(らうやせ)もなく、色白く肥えたり。雨眼鋭く、鼻筋通り、年は五十六といふ事なれ共、五十にも至らざる樣子に見え、意氣揚々として、所々にて「切支丹の大將の婆々といへるは我なり。よく我面を見て置け」とて、高聲に呼ばはりつつ、引かれしが、仕置の場所に到り、馬より引下せしに、御役人へ夫々目禮し、大に笑(えみ)を含み、何やらん言へるに、穢多共、「こま言いはず念佛を申せ」と言ひしかば、「切支丹に念佛といへる事なし。是より高天原に御歸り有るなり」といひ、笑ひつゝ柱

にくゝり付けられしが、始め左右の手を握り居しが、槍一本突かるゝと、笑ひつゝ其手を開け、又二本目に其手を握りしのみにて、精神少しも亂れず、槍十一本受けしといふ。捨札の側に、辭世の詩を書きて五枚計りありしとなり。

右、和田周助・玉谷杏庵、其外見物して來りし者共の噂を聞きて記す。

大乘院。淨土宗。　貰賴み寺なり。退院仰付けらる。

高屋見平藏。

上町松山町住居。此者元來播州にて、禪僧にて、一箇寺の住持なりしが、檀家の後家と姦婬し、不埒の事をなして、大坂に出で來り、北野寒山寺は親しき間なる故、是に賴り、同寺より出をなし貰ひて、北野に家を借り、夫より松山町へ變宅し、軍書の講釋師となりて世渡りせしが、軍記弟子となり、邪法を傳受し、先年軍記長崎へ行きし留守中に、妻子を預り世話せし事などありと云ふ。或時新町とやらにて遊びしが、輿に乘じ、「我れ面白き事なして見すべし」とて、種々の怪しき手妻をなして見せしかば、奇妙なりとて、之よりして奇妙と唱へらるゝにぞ、己が軍書講せる方にては、

北山喜内と名告りしを、終に奇妙と改めしとなり。其手妻にて御不審を蒙りし折節、切支丹の事顕れ召捕へられしとなり。以上、絹屋吉兵衛が咄せるを記す。十二月五日、貢と共に引廻しにて磔となりしが、道筋も大いにしをたれ、場所に於て馬より下されしに、少しも足腰立たず、面色土の如くなりしが、槍にて一本突かるゝや否や、面も腹も大に惱亂し、小便たれちらし、甚だ見苦しき有様にて、槍九本受けしといふ。是も和田・玉谷等の咄を記す。

塞山寺　禪宗妙信寺派

御法度の切支丹檀家にあるを知らざる上、是が出を致しやりし事なれば、別して御咎も強く、外寺々と共に他參止めなりしが、御咎中病死せしにぞ、改めの御檢使立ち、假覆仰付けられ、御仕置の日、代人等召出され、存生に候はゞ退院仰付けらるゝ筈の處、死去せし事故、先づ其儘に致し置候樣、別て葬式等相成らず、追て御沙汰有る可しとなり。　右組合の寺々、御叱の上五十日の閉門、閉門は已より遠慮にてしめしともいふ。久昌寺・瑞光寺・妙中寺・玄德寺・梅松院、以上塞山寺の組合なり。　其餘淨光寺・圓照寺・蓮託寺・雲仙寺・一乘院、總べて檀家に切支丹ありし寺々、退院仰付けらる。　是等の組合の寺々御咎

を蒙りし者五十箇寺に餘るといふ。寒山寺の始末は久昌寺にて聞けり。

伊良子屋植藏是は町内表向名前なり。

此者醫者を業として、實名を藤井右門といふ。北新地裏町芝居裏より牢町西にて、北側路次の內に住み、年六十に及べども、至つて貧窮に暮しぬ。十箇年計り以前京都より引越し來る。水野軍記弟子の由、又淨光寺にてはさのが弟子なりといふ。彼所の堅めにて、弟子多く取れば自ら顯れ易き故、唯受一人と定めある事ともいふ。貢等と共に召捕へられしが、牢死せし故、鹽漬となし磔に掛けらる。死人の分は槍にて右左より一本づつ突通し、跡は突く眞似せし事なりとぞ。

淨光寺西本願寺派

右伊良子屋植藏賴み寺なり。是も始め召出され、檀家にかゝる御法度邪宗門あるを知らざる段不屆至極とて、大に御叱りを蒙り、他參止なりしが、落著の日に召出し「脫衣追放申すべき筈の處、御憐愍を以て退院仰付けられ候間、有り難く心得、早早退去致し候やう」仰付けられ、又御堂留守居も同日に召出され、大に叱を蒙り、後は

本山へ御渡なれば、何か寺法通に取計らへとの事なる由。斯くて院主は其日八つ過ぎ頃一旦寺へ引取り、七つ過ぎに退院す。親類の事なればと、梶木町へ引取りぬ。家内は苦しかるまじとて、寺へ殘し置きしに、本山より早々淨光寺へ引取申すべしとの事にて、大に狼狽す。（先月以來此梵妻吐血の病に臥しており。）されども詮方なければ、一人の女子と共に寺を退きぬ。元來此女至つて淫婦にて、是迄緣付く事三度目にして、淨光寺先住の妻となる。（播州赤穗永應寺の女なり。）是も淨光寺は親類の事なれば、同寺へ來り滯留せし折から、淨光寺と密通し妻となりしといふ。然るに十二三箇年計り以前、後家となりしが、亡夫骨肉の弟と姦淫し、亂行甚しく、後には是が子を妊みぬ。年たけし娘ありて、是へ養子してよき場合なるに、己れ此の如き淫ら者故、此度退院せし者を七八年以前より養子とす。是は六條にて宏山寺といひて、よまの格式なるが、淨光寺は內陣にて、寺格も檀家も宜しき故、己其寺の住職なるに、外より養子をなして、欲心よりして入婿となりしが、斯かる淺ましき日蔭者となりぬるを、笑はざる者とては無かりし。伊良子屋事、十箇年計り以前京都より下りて、此等の門徒となりしに付ては、京

〔原註〕杏庵顯藏が姦智に惑はされ死後不明の恥をさらし先祖の祭をも斷ちぬるに至る

都よりの寺送り、又當所にての世話人、出所町送り等之ある筈の事なるに、僅十箇年計り以前の事なるに、何者が出をなし、誰の世話なりし事共、此等にて頓と分らず。何故門徒となりし事更に知る者もなく、帳にも記しなき事、不埒の至りと申すべし。こは先年住持死し、後家狂の時節故、何事も譯なく、すべて彼宗徒の風儀として、無上に錢をほしがる事なれば、聊の銀錢を得んとて、かゝる禍を引出せしなるべし。此寺此度切支丹掛りの事なれば、此度の件、多くは此寺にて聞きしを記し置きぬ。

藤田顯藏。

阿波國の産にして、堂島濱大江橋少し西へ入る所藤田杏庵といへる醫の門人なりしが、才器ある者なりとて、杏庵實子竝に甥などあり乍ら、之を捨てゝ、顯藏を養子とす。杏庵は相應に用ひられ、餘程積財せし者なるが、顯藏が世となりては、親父の如く用ひられざる故、醫者の業にて其町の年寄役を勤む。此濱の町人總べて相場を業とする事故、何れも商せはしき故なり。所柄の事故、終には米の相場をなし、糴物を好みて金銀を費し、米商ひにて大に損をなし、後には居宅をも質物に入れしに、其身年寄役を勤むる事故、又之を外にて二重

切支丹信徒の三族を滅す

家質に入れ、其餘金銀を人に借りて、不埒の事をなす事など數多しといふ。始め入れし家質は町内の内なる故、二重に入れし事相顯れ、相手方より公訴に及びしかば、醫業といひ、町年寄をも勤むる身にて、不埒の致方なりとて、三郷御拂ひになりしかば、又内濟になりしかども、不埒者故町内より追立しともいふ。夫より住吉へ引越しゝが、切支丹の書物所持にて、川崎の佐野へ賣り與へしといふ。以上淨光寺並に世間にての噂を聞きて記す。又絹屋七兵衛が咄には、平岡の社人と心易きにぞ、是に切支丹の書物を借しぬるに、此社人隣村の後家と姦通せしが、何かと不良の事ありて召捕へられ、其家付立となりしに、右書物ありし故、御糺ありて、藤田所持明白にて、召捕へられしといふ。其事顯れて召捕へられ、入牢の所牢死故、鹽漬となし同日御仕置となる。八十になれる養母・妻子、男子にて八歳といふ。これ迄は所預けなりしが、御仕置の日召出され、老母は宿下げにて、やはり其所へ御預けとなり、妻子は直に永牢となるといふ。又妻は打首、子は永牢ともいふ。阿州の顯藏が兄といへるも、呼登せとなりて、是も永牢の由。總べて切支丹行ひし者共の三族、御絶しになる事なりとぞ。

堂島難波屋太兵衛とて相應の町人の悴、顯藏が妻の妹の養子となりしが、此男兩親の心に叶はずとて、間なく離縁せられし故、里へ引き出で外宅してありしに、藤田が

娘之を戀ひ、家を拔け出でて夫婦となりしかば、藤田顯藏大きに腹立ち、之を義絶すといふ。此の如くなれ共、娘の人別、やはり藤田が方に殘りあるにぞ、其緣遁れ難く、兩人共召捕へられ、永牢となりしとなり。人別の殘り居りし計りにて、斯かる憂身になれる事、不便なる事なりなど、世間にて噂する者もあれ共、六年計り以前の事なりしが、此者堀江遊所にて、藝妓など大勢喚びて遊びしが、酒興に乘じ、我面白き手づまして見せんとて、何か少しく所作をなして後、一やうに三絃をひきて謠ひぬる藝子共に云へるは、「其方達のゆまきを今取りしが、之も知らで謠ひぬる事の可笑さよ」といへるにぞ、更に之を諾ふ者なかりしかば、○「如何に言ふとも言へる計りにては知れ難し、銘々ゆぐを改め見よ」といへるにぞ、何れも之を改むるに、更に無ければ大に驚き、いつの間に取られし事とも知らず、「早く返し給はれ」といへるにぞ、「然らば出しやるべし」とて、己が袖の內より引出し、夫々返しやりしかば、何れも大に驚きぬ。其節專ら此噂ありしが、道修町吉川屋吉兵衞といへる者、「先日堀江にて難太の息子の藤田の養子となりし者は、至つて妙なる手妻をなし、先日堀江にてか

かる事有りし」とて、其事を予に咄しぬる事ありしが、之を思へば、彼等も此邪法を學びたるなるべし。かほどに評判の高かりし事なれば、此事など御聞きに達せざる事あるべからず。然らば自業自得といふべき事なり。

圓照寺　西本願寺末寺　新靭油掛町

右藤田が賴み寺なり。往持退院、組合の寺々開門迫塞にて、後は本山よりの計らひに任すとの御渡されの由。他宗と違ひ、妻子これ有る事なれども、當人計りにて、妻子は苦しかるまじと心得しにや、其儘にて退院せしに、本山より妻子をも退かしむ。往持は折節大病に臥して手足叶はざりしかば、戸板に載せて舁出せしとぞ。此寺、藤田に付いて、此度にて兩度の退院なりといふ。先年杏庵死去の節、其由寺へ申遣し、「明日八つ時葬式を勤むる事なれば、相立ちくれらるゝやうに」と賴みやりしに、此杏庵事至つて吝嗇にて、平日寺へ勤むる事なく、寺より無心申參れども、一つとして是を聞入るゝ事なかりしかば、こゝぞよきゆすり所なりと心得しにや、「明日は寺に差支の事あれば、葬式には伴僧を立たしむべし」と、答へぬるにぞ、顯藏其由を

聞き、大に腹を立て、「裏屋小家に住める貧之人の如く、伴僧を立たしめんなど云へる事、不埒の申分なり、何分にも相立ちぬるやう申來れ」とて、押返して人を遣せしに、其寺の云へるには、「實は外の事にてもなし、役用の道具三十五兩の質物に入れたり、其金を出して之を受戻しくれらるべし。今寺には聊かの金子もなき事なれば、其事なり難し」といひ募りて、諾ふ事なければ、使度々に及びるも其甲斐なくて、明日其刻限も近づきぬれば、據なく右の金子持たせやりしかば、程なく出來りて葬禮をも勤めぬ。其仕形不法なりしを憤り、是に物をも言はずして、睨み付けて居たりしが、月忌を待兼ね、直に其金取戻さんと掛合ひしに、寺は素より是を取る積り故、返さゞる故、嚴しく應對を詰めるにぞ、詮方なくて講中へ相談せしかば、講中より金子五兩持參して、「寺の事なれば何卒是にて怺へ給はれ」といひぬるを、聊も用捨なり難しとて、終に公訴に及びしに、死人を押へて檀家をゆすりし科重きにぞ、退院仰付けられしといへり。寺は素より不法なれども、藤田が仕方おとなしからずとて、專ら世間にても評せしといふ。此事は毛利孝庵が咄なり。同人事杏庵とは親友なりし故、其節

も行合せて、是を詳かに知れり。寺の事は論なしと雖も、顯藏が人物を見限り、夫よりしては是を遠ざけぬとて、予に語りきかせぬ。

### 詐欺取財

さの

天滿川崎に住す。（川崎といへるは、北野大融寺の門前を東へ二三町計りの所なり。）此者きぬ弟にして、京稻荷山、其外物凄き山中に、夜中籠り斷食をなし、すべて不動心とて荒行をなし、其功を積みて邪法傳受を受けしといふ。表向は明神下しと號し、祈禱して人をたらし、金銀を貪りしが、後は甚しくなりて、家主憲法屋與兵衞を始め、其外堂島所々にて人をだまし、「我れ金銀を神力にて殖しやるべし。先づ試に錢一貫にても十貫にても預けみよ」と云へるにぞ、欲心多き所より、何れも之にだまされ、皆々金錢を此者に預けしに、「錢十貫の預りしには、其月末に至りて、三貫匁の利足を附け、之を持行き其者に見せ、纔一箇月にして三貫文の德付きたり、帳面に控へ利分の入をつけよ」とて、之を控へさせ、「十貫にてさへ一箇月に此の如し。先づ此三貫文も亦持歸りて、元と共に廻しなば、又是に利の付くぞ」とて、利息見せしのみにて持歸り、明くる月亦も此の如くに利を

見せて、帳面に入を記させ、持歸りぬるが、其節さの云ふやうは、「總錢十貫文にてさへ、かやうの利銀を得る事なり。過分の金儲けせんと思へば、元銀多き程よし」といへるにぞ、家主始め之を賴みぬる者共、有りたけの金引さらへ、憲法屋與兵衞(家主なり。)などは、外方(よそ)にて「木綿一駄月末迄、暫し借せ」とて借受けなどして、さのに託しぬるに、只口先にて「此月は何程ふえて此程になりぬ。利銀を控へ置け」とて、之を帳面に控ふるのみにて、三文も手に入る事なき事なれば、借りし方へは返しやらざればなり難く、手元大きに差支へぬる故、「何とぞ利銀の內を三貫目受取りくるゝやう」にと、さのへ賴みぬ。素より金を借付け、仰山にふえしといへるは僞にて、預りし銀は銘々惡徒等打寄りて遣捨てし事なれば、外に出る所とてはなし、數度の催促に逢ひ、始めの程は、「明神の御苦勞を遊ばし折角ふやし給はるに、今頃さやうの事申上げては、神慮に叶ひ難し、神罰を蒙る事なれば、身の爲め宜しからず」などいひて、之を威(おど)しぬれ共、何分にも與兵衞身上立ち難くて、又々催促に及べるに、外々の金預けし者共、是を疑はしく思ふ心出で、是等も頻りに催促をなし、「公訴に及ぶべし」などいへ

るにぞ、今は據へ難く、憲法屋へ行いて言へるやうは、「兼ねて利銀下げの事願はるれども、明神には大きに御心配にてふやしやり給ふ折なれば、其銀今御下げを願うては、明神をなぶり奉るに當れば、忽ち神罰を蒙るべし。今暫し待ち給へ、備前國福渡り城下より六里奥。より頻りに我を招待し、法を弘めくるゝやう是迄毎度頼み越しぬれば、四五十日計り滯留して法を弘めば、餘程の金を得べし、その金を以て間に合はすべし。かくすれば明神の御怒もなく、金銀澤山にふやし給ふ故、身の爲め大きによし。今少しの所待れ申すべし」とて、之を欺しぬるに、素より彼を信じ、かゝる事に及べる程の愚人なれば、「さあらば先方へ暫く相斷るべし、一時も早く金子手に入るやう計らひ給はれ」といへるにぞ、「我は此より内を片付け、明日より下る用意すべし」とて、引取りしが、其疑を散ぜんため、諸道具等與兵衞方へ預け、後の事何によらず同人へ頼み置きて、早々備前福渡りをさして逃げ下りぬ。斯くて廿日餘も過ぎて、彼が同類の者召捕られ、切支丹なる事明白なるにぞ、當人宿にあらざれば、家主憲法屋を召出され、「其方借家に住めるさの事は、公儀御法度の切支丹なり。其方此者を知

りて家を借しぬるや、知らずして差置けるや、何分にも不礼の至り。不埒至極なり」と御叱りを蒙りしに、與兵衛思ひ寄らざる事なれば、大きに膽を潰し驚きつゝ、「何しに私夫と知りながら家を借し申すべきや」と、申すにぞ、「左樣あるべき事なり。此節さのは何れに行きたるぞ」と御尋ねあるにぞ、「同人事備前福渡りと申す所に參り居候」と申すにぞ、「實に相違なきや、僞にても申さば、其罪同罪たるべし」となり。與兵衞云へるは、「同人彼地へ參りてより兩度迄便り御座候へば、譯けて違ふ事之なし」と申上げしかば、「然らば早々召捕に遣すべし」と、仰せられしに、與兵衞いへるやうは、「憎き婆めに候へば、私罷越し連れ歸り申すべし、御上の御苦勞掛け奉るべき迄もなし、何とぞ此儀を御許し下し置かれ候へ」と申上ぐるに、「夫は神妙なり。併し如何して連歸らんと思へるや、大切の科人なるぞ」と仰せられしに、「外に仔細とてもなし、只欺して急度連參り申すべし」と申すにぞ。「然らば早々計るべし。何つ出立するや、陸を行かんと思へるや、又船路を行くの積りなるや」と御尋ねありしに、「大切の事なれば、船にては日數も計り難く候へば、明朝直に出立にて陸を參るべし」と

申上ぐ。夫より御奉行所を下り、其仕度をなして、明くる日直に出立し、福渡りに到り、婆に逢うて云ふやうは、「我此所に來りしは餘の事にあらず、當所へ參られし後にて、兼ねて我が金を明神の御蔭にて殖しもらふ事を、近在の心易き者へ噂せし事ありしを聞きて、或は金持てる人の銀子三十貫目程預け奉りて、之をふやしくれらるゝやうに賴みくれよとて、賴み來られしが、未だ歸り給はずやとて、度々尋ね來れるにぞ、兼ねて噂する如く、我も三貫目の銀に詰り、大きに困窮の事なれば、何卒歸り來りて、其金を預りやりて、其內にて右の三貫目振替へくれらるゝ樣に致したしとの事、書狀にて申越しても分り難ければ、直に迎へに來りたり。何卒我を救ひ給はれ」と、誠しやかに賴みぬるにぞ、さの當所へ來りて祈禱など爲し、竊に法を弘めかけしかども、素より邊鄙の事なれば、格別思はしき事にもあらず、預りし銀子催促せられ、據なく此所へ逃れ來れる程の事なれば、早速に之を諾ひ、「何か取片付けて、明朝同伴して歸るべし」とて、其用意をなす。與兵衞しすましたりとて、猶程よくたらし込み、明日同伴にて出立せしが、大坂へ僅か二里計りになりぬる所にて、役

人體の者大勢立出でて「其方は憲法屋與兵衞なるや。同道せし者はさのなるか」と尋ねられしかば、「しかなり」と答へしに、直にさのを引立て「與兵衞には用なし、早々歸れ」と申さるゝにぞ、兩人共大いに狼狽へしが、與兵衞は放されし事故、早々に逃歸りしが、直に御奉行所へ出でて、「備前よりさのを連歸りし處、途中にて何者ともしれず御役人體にまがへ、奪取り申し候。折角連歸りながら、右の仕合せ、何共致方なし。早々詮議願ひ奉る」と申上げしかば、「大いに大儀なりし。さのは此方より召捕に遣せしなり」と噂あるうち、はや同人を繩付にて引出すにぞ、與兵衞には下れとの事故、早々に歸りしが、今は何時迄待ちしとても、さのより金の返る事なければ、詮方なく家屋敷賣拂ひ、借銀を拂ひ、其餘りに又外にて銀子借り足して、北新地にて尾上湯の株を買ひて風呂屋となりぬ。後には切支丹へ掛り合ある者は皆町預け、他參留等になりて、別けて家の賣買など出來ぬる事にあらざりしが、未だ發端の事故、其御沙汰なきうち故かゝる事なしといふ。然るに切支丹御仕置後、同人も召出され「鳥目二千貫文差出すべし」と仰渡されしが、大いに驚き、種々歎出でしに、大いに御叱りを蒙り「切支丹へ金をかし、かゝる不正の利銀取込候事故、死罪にも仰付けらるゝ筈の處、御憐愍

を以て利銀の取込みしを持出し仰付けらるゝが、有難く思ふべし。命の代りなるぞ」との仰出されし由、大利といへるも名計りにて、三文も手に入りし事にてはなしと雖も、元來利足取らんとて、利慾の心より身代傾き、居宅をも賣拂ふ程に貸附けしにぞ、かゝる目に逢ひし事なりとぞ。右與兵衞事、福島鳥羽屋義兵衞と心易き男故、何かの始末同人鳥羽屋へ咄しぬるとて、予に語り聞かせぬるまゝを記す。備前屋新七とて、岡山西大寺町より來りて、當所に住する者あり。此者の伯母登坂せし故、此人々福渡りにての樣子を尋ねしに、大勢隨身の者共ありしかども、町家・在家は少く、多くは山の者とて、非人頭にて盜賊方の手先に使はるゝ者共一村百軒計りなるが、此村殘らず歸依せし事故、切支丹といふ事あらはれて後、穢多を以て之を召捕らんとせしに、大いに手に餘り、穢多十六人迄打殺され、非人は纔か一人少々の疵蒙りし迄にてありしか共、終に地頭の勢にてひしぎ付け、一々召捕り、重もたる者共悉く遠島になりしといふ。

**圓光寺** 佛光寺派。

右さの親寺なり。是も同日退院仰付けられしに、住持は未だ十二三の子供なる故、母親の計ひにて「こよひ一夜は留めしとて苦しかるまじ」とて、人の諫めをも聴かで留めしが、此事上聞に達し、公儀を恐れざる段重々不埒に付き、住持は遠島、寺は缺所となる。

きぬ

さのと同じ様の事にして、邪法を以て人の心をとろかし、金銀・衣服其外何に寄らず掠め取り、又金をふやしやらんとて、多くの人を欺きぬる事限なしといふ。

蓮託寺　東本願寺派。

住持退院、組合の寺々逼塞閉門上に同じ。

島目二千七百貫文　舛屋安兵衛　天満木幡町造酒屋

同　二千貫文　憲法屋與兵衛

同　二百貫文　天満伊勢町

金七兩　葉島下役

右の外金銀錢の吐出し、過料等、少きは錢三貫文、斯程の日數至つて多き由、當日死罪・流罪等も多かりしとて、巷說は大層なる事なりしかども、予が記せるは、すべて其出所を糺し、貢・軍記等の事は奉行所御用人の咄せるを雲濱に聞き、其餘は淨光寺にて聞ける事多く、寒山寺の始末は、大和屋林藏・久昌寺等にて委しく聞きぬ。すべて天滿邊の事は、北野明石屋喜兵衞方にて聞き、其餘の事も夫々出所を糺し、疑はしき事は之を省きて記す事なく置きぬ。

大融寺の借家に住める按摩あり。近きあたりなれば、さの方へ入込みしが、一度按摩すれば錢百文づつくれ、酒肴を振舞ひて大いに飽かしむるにぞ、此者頻に有難くなりて、奇特をいひ立て、無上に人をすゝめ歩行(ある)きしが、是も金ふやしもらはんとて錢十七貫を預けし故、他參留と成つて居たりしが、御仕置の日召出され、「急度叱り置く」との事なりしとぞ、明石屋利助此者に附添ひ出でしとて、予に語りぬ。

加島屋勝助が外方にて聞きしとて咄せるには、切支丹露顯せし始めといへるは、彼同類の內（尋れしかども、其名知れず定めてきぬ。八重の內ならんか。）金銀殖しやらんとて、人々多くたらし込み、始めに

も云へる如くの事をなして取込みしが、酒屋と水汲と兩人、身分不相應に銀錢かり入れてまで預けしが、口にて殖えしと聞ける計りにて、聊も手には取れる事なく、水汲などは賤しき働人故、借主より頻に催促せらるゝ故、利銀渡しくれぬるやう屢、掛合ひぬれども、種々言拔けて渡さゞるに、酒屋もふと疑念生せし故、其銀取戻さんとて、頻に掛合ふやうになりぬるにぞ、皆打寄つて遣ひ捨てし銀子なれば、手先にとては聊もなければ、斷りの手段に盡き果て、詮方なき所より、出奔して行方しれず影を隱しぬるにぞ、酒屋いよ〳〵憤りて、「何國に行きて隱れ住むとも、尋ね出さで置くべきや」と、夫より商賣をも打捨て、探し廻りしに、播州の所縁に隱れ居る事慥かに聞出しぬ。直ちに行かんと思ひしかども、先方に是を隱して渡さゞる時は、如何共爲し難しと思ひ、種々心を勞せしが、是が近き邊りにて、先年迄與力の若黨せし男の、奉公をひき、小家を借りて、僅かなる暮しせるあり。何か筋合委しかるべければとて、此者へ相談せしに、「夫こそいと心易き事なり。我役人となりて役所に行き吟味なさば、先方にても隱し難し。斯くして捕へ來るべし」と云へるにぞ、酒

屋大いに喜び、其に役人に化けて先方に到り、村役人に懸り、大坂よりの御上意の由云へるにぞ、村役人より嚴しく其村を尋ねて、當人を探し出せしにぞ、御役人になり行きし事なれば、直に縄を懸けて連歸りしが其、素より僞りなれば如何ともし難く、種々嚇しぬれ共、「一錢も無し」といへる。惡者には敵ひ難く、されぱとて證文取りし事にあらざれば、公訴する事もなり難く、是非なくも專ら催促に日を送りぬる内、思掛けずも播州にて召捕られし事なれば、彼の明神と唱へぬる狐を其儘彼所に殘し置きしに、此狐宿の娘につき、大いにあばれ出し、「我を殘して大坂へ行きし事なれば、今は祀り人なし。斯くしては我が立所なし」とて荒廻り、又異人へもつきて、手に餘れるにぞ、所の者共申合せ、村役人上坂し、「先達て御召取に相成りし何某と申す者、狐を殘し置候に付、其狐荒れ廻り、村方難澁に候間、早々引取候やう仰付られ下さるべし」との願ひなるにぞ、御番所にては、其頭に斯かる事なしとて、夫より御吟味ありて、上をかたりし始末分明に分りしかば、何れも召捕られぬ。此女よりして何か白狀に及び、思懸けなき切支丹の一件露顯せしとなり。捕手になり

て下りぬる男は、間もなく半死せしと云ふ。絹屋七兵衞も、外方にて聞きしとて、此通りを語りぬ。

切支丹の御仕置は、國初以來珍しき事なりとて、見物大に群をなし、定て境筋を引かるべしとて、別けて島の內・日本橋の邊は人にて詰り、往來も絕えぬる程なりしに、中橋筋に京都中村屋の掛りありとやらん云へる事にて、此筋を引かれし故、數萬の見物總崩に崩れて、我一に中橋筋へ走行かんずる事なれば、乳母の子を負ひしが、踏倒されて其子踏殺さる。其餘二三人も死人あり、怪我人は其數を知らざりしといへり。

捨札の寫

攝州西成郡川崎村死亡京屋新助　同家病死さの、

此者儀、京住の節、女の情に外れ人を驚かし候程之奇瑞を顯度しと初念の心得違より、きぬ申勸候、みつぎ修治の異術、最初は切支丹の邪法と申儀不レ承候へ共、內實稻荷明神下しに無レ之儀と旣に承知乍レ罷在、きぬ弟子に相成、不動心之修行迚、井水又は瀧にて浴水致、夜中は山々恐敷場所へ罷越、心を凝らし、其後きぬ申合、當表へ引

越、同人と相隔り致借宅、明神下しに託し人集候得共、其節邪法之傳授未請以前之儀に付、病氣之加持吉凶未然之事難察、此者倅死亡新助を、きぬ方へ始終爲通、右加持判斷致貰居候內、此者身心を苦め、艱難之修行詰、不動心に相成候に付、嚴科に被行候共白狀致間敷之旨誓を結び、術本尊天帝の諱（諸名カ）右を念じ、陀羅尼の唱樣、其餘病氣加持、金銀等集候・修治者不及申、未然之事も心中に浮可相知との儀の旨、きぬより密授受候後、追々何事も見通出來候に付、同志之者都て繁榮に暮し、邪法を可弘との巧を以、竊に當時之居宅借り受、與七女房八重は、旣に弟子に致、勘藏幷女房とき等へも、不思議の事をみせ、爲驚致歸伏候に付、此者を京都貴人之隱居と申成、病氣又は難儀の者を救候上、繁榮致候。修治之法を相弘め候趣を以て、右三人之者共を先に遣ひ、家主與兵衞始め、外諸人に色々と爲申動置き、此者儀は天帝を念じ、傳法通致修治候に付、人々心を取失、過分之金銀錢・衣類差出、右を掠取り、洩之候はゞ死罪に當り候、神罰可蒙との一札を、右之者共の內ゟ八重手前へ竊に取置、其上掠取候金子之內師匠恩報として、きぬへも配分、餘は勘藏・八重等へも倶に遣

ひ捨て、剩此上可レ爲レ致二歸依一手段の爲、以後掠取候金子は、難澁之者共を可レ救と巧み、名目取扱居候次第、不レ恐二公儀一仕方、女の身分にては別て大膽の至、重々不屆至極に付、鹽漬の死骸、大坂三郷引廻の上、磔にかくる者也。

きぬの罪狀

天滿龍田町播磨屋勝藏　同居病死きぬ、

此者儀、京住の節、女の情に外れ奇妙成儀を行度くと、初念之心得違ひ、通例稻荷明神下し之儀を厭ひ、貢に隨身致、最初は切支丹の邪法とは不レ存候得共、秘方傳授可レ受と存、不動心之修行迚、井水又は瀧にて浴水致、夜中物幽き山々へ登り、心を凝らし、終に不動心に相成候頃、みつぎ切支丹修治方を、軍記ゟ傳法受候儀申聞、嚴科に被レ行候共白狀致間敷旨之誓を結び、神文之心持を以て、軍記所持之天帝畫像拜し、指レ之血を畫像へ灑懸け、右を念じ陀羅尼之唱樣・病氣加持・金銀等集候修治者不レ及レ申、未然之事も心中に浮み相知等之儀迄も、みつぎゟ祕授候後、猶修行致、さのへ申勸弟子に致し、其節者登山・浴水之儀計を敎置、未だ不レ致二傳法一候得共申合せ、當表へ引越、さのと相隔借宅致し、此者儀も、明神下しと號し人集いたし、さの方へ賴參候病氣加持・吉凶

未然の儀、始終死亡新助を以頼越、此者蔭に成、邪法修治を以、加持判斷致、備錢の配當致し來候處、さの執心厚、不動心之修行相詰候を見屆け誓を致、此者貢ゟ傳法通、さのへ猶又祕授致候。同人儀終に邪術に通、八重等を先に遣ひ、無跡形も儀中、加持等を爲勸、人々心取失過分之金銀・錢・衣類差出候樣成行、右を掠取、師恩爲報と、新助を以て此者へ相贈、猶又此者ゟ貢へ配當致候始末にて、兼て貢等申合せ、弟子に邪法を爲弘掠取候金品は、先繼次第贈に師匠へ貢致候巧に相當り、其上當表へ引越候當座、藤藏幷嘉兵衛小兒等之病氣を加持致し遣候手續を以、藤藏名前人に相成候儀、承知之趣嘉兵衛を申僞、同人下人之姿にて、當時借宅僞之家號・名前差出候に付、藤藏他町に於て、兩人別に相成候仕儀に至候段、不恐公儀仕方、女之身分にては別て大膽之至、重々不屆至極に付、鹽漬之死骸、大坂三鄕引廻之上、磔にかくる者也。

貢の罪狀

京都八坂町　陰陽師豐田貢丑五十六歳。

此者儀、女之情に外れ、不思議之事を行ひ人を驚し、都鄙に名を揚げ度と、初念之心得違ゟ、稻荷明神下しは戲同樣と相與み候處、わさ方にて出會し、死亡軍記儀嚴敷

他言差留、妖術を以、此者姤敗存候者之姿を見せ候に付致感心、其節切支丹之邪法と未承候得共、軍記輕卒に難傳法を傳授可受と、夜中瀧へ浴水に罷越、心を固め候上、天帝之祕法と申儀承り、銀子差出し、軍記所持之天帝畫像を拜し、神文之心得を以て、指の血畫像へ濺かけ右を念候。陀羅尼之唱樣、其餘病氣加持金銀等集候修治は不及申、妖術中之印文迄密授受候後、浴水。登山不動心之修行致、新に家宅を構、明神下しに託し渡世、始軍記指圖とて異成神諡を、此者取拔候。神體無之稲荷を致社號と、其上染物にも異紋を付、天帝畫像代りに仕組有之、三像之畫を表具にいたし、追々此者病氣加持吉凶之判斷致的中候を、きぬ羨、祕術受度旨申候に付、登山。浴水之修行を敎、不動心を見極め誓を致、軍記を頼み、きぬにも天帝畫像に血を濺がせ懸候上にて、軍記ゟ傳法を通、猶きぬへ致密授、同人縡に邪術通し、於當表弟子を祓先に遣ひ、無跡形儀・加持等を爲勸、人々心を取失、差出候過分之金銀・錢・衣類を掠取、さのゟ右金子をきぬへ配當致候に付、同人儀も師恩報として、此者に右之内を相贈貰候上、さの擅取候金子之儀、不存との申分難取用、兼てきぬと申合、弟子に邪

法を爲レ弘掠取候金子は、先繰次第賭に相當、其上最初わさ類

迚同人娘とき、此者に隨身修行不レ致を憤り、人外之致ニ折檻ー、又は喜之進を浴水場へ

連行怪事行、其上母兄致ニ難儀ー候得共見捨不レ救、自分却て年來天帝を念じ、邪法之修

治を以、病氣之致ニ加持ー等、望之通見通しと被レ呼、不相應之榮耀に暮候始末、不レ恐ニ公

儀ー仕方、女之身分にては別て大膽之至、重々不屆至極に付、大坂三郷引廻之上、磔に

掛る者也。

### 植藏の罪狀

攝州西成郡曾根崎村　病死伊良子屋植藏（藤井右門事）

此者儀、非分に閥閲致し度心得違か、眞言宗咒文等學び、歡喜天を修治致候得共、現

法無レ之を迂遠に存、死亡軍記に及ニ相談ー候處、拔群之事業を遂候も、金子無レ之ては

難レ叶との邪論に被レ惑、嚴科に被レ行候共、白狀致間敷旨之神文血判を軍記へ相渡、

天帝畫像を拜、右を念候陀羅尼之唱樣・浴水之修行等を祕授受、剩切支丹に付御制禁

南蠻人著述書中之儀を、軍記か講釋承、右宗門は邪か正歟に入候抔、一己之了簡を

付信仰罷在候次第、女房にも始終押包、軍記方へ折々罷越候節は、醫用にて京都へ

往來いたし候體に取繕、且軍記申合、同人之致二師匠顏一みつぎ〻、酒宴振舞を受、其後も遂に浴水不レ致候共、歡喜天に託して天帝を念候上者、持病に困修行難二出來一、及二老年一致二後悔一と之儀は難二取用一。右始末不レ恐二公儀一仕方、重々不屆至極に付、鹽漬之死骸大坂三鄕引廻之上、磔に掛る者也。

平藏の罪狀

松山町　高見屋平藏　丑四十八歲。

此者儀、法戒難レ保還俗候共、素之禪學修行長老格迄致二登職一候身分にて、正邪之辨別難二出來一上、不敵之根性有レ之〻心得違、死亡軍記講聞候。切支丹に付制禁南蠻人著述書之義理を尤と存、儒佛之可レ及者に無レ之抔と、一己之了簡を付、嚴科に被レ行候共不レ申旨致二誓を一、軍記所持之天帝畫像を拜し、指之血畫像に濺かけ右を念じ、陀羅尼を唱樣・浴水之儀迄祕授請置、此者致二所望一候妖術を、軍記相行候に付、彌〻致二感心一、易道傳授受間可レ欲旨、女房へ僞之儀申渡、始終切支丹之儀者押包、殊に軍記長崎へ罷越候留守中、妻子世話迄引受遣候上、此度吟味に付、軍記自筆之字姿と申成候天帝畫像を燒候上者、衣食之手當難二出來一に付、浴水修行不レ遂、其上色情深く天帝を念候

實心散亂、致後悔候との儀者難取用、右始末不恐公儀仕方、不屆仕極に付、大坂三鄕引廻之上、磔に掛る者也。

堂島船大工町岡本屋民藏代判平右衛門方　同家病死顯藏

此者儀、死亡軍記に交り天帝を祭、耶蘇之書籍等を同人ゟ讓受候儀無之候共、此者不致缺落已前、珍敷書籍を嗜、御制禁と乍心得耶蘇之書類を求置、醫術修行之助にいたし度迚、今以所持罷在候次第、幷此者乍內々題號を付、耶蘇之著述抔搆、其上居所不知旅僧ゟ踏繪寫等を貰置候次第、一體難心得心底、御制禁を不用候段、不恐公儀仕方不屆至極に付、鹽漬之死骸大坂三鄕引廻之上、磔にかくる者也。

丑十二月

右天草此方の事なりとて、大勢右御捨札を寫取り、種々に切支丹の噂をなせしかば、大勢召捕られ大いに叱られ、中には一兩日入牢せし者などあり。予は大和屋林藏より借りて、之を寫し置きぬ。別けて公になり難き事なれば、必ず他見すべからず、こは後年に至る迄、予が家心得べき事なれば記し置く者なり。

顯藏の罪狀

十二月廿一日、切支丹親類の者十七人召捕られ入牢せしが、何れも永牢の由なり。切支丹行ふ者共、其罪三族に及ぶといふ。淨光寺梵妻退去後、淨光寺にて十七人召捕られし始末を語りしを聞けり。

御觸

切支丹宗門之儀者、從二先前一雖レ爲二御制禁一、今度於二上方筋一右宗門之由にて、異法行ひ候者有レ之、即被レ處二嚴科一候。就而は右宗門之儀、彌々可レ被レ遂二御穿鑿一之條、銘々無二油斷一相改、自然疑敷者有レ之者、早々其筋へ可二申出一。品に寄御褒美被レ下、其者之仇をなさゞる樣に可レ被二仰付一候。若見聞に及びながら隱置、他處之顯はるゝに於ては、其所之者迄も罪科に可レ被レ行候。

右之通、從二江戶一被二仰下一候條、此旨三鄉町中可二觸知一者也。

寅正月　伊賀

山城

北組總年寄

# 浮世の有様巻之二

## 御蔭耳目 第一

伊勢神宮

抑〻伊勢外宮豊受皇大神宮は、天御中主神と仰ぎ奉りて、則ち國常立尊を祭り奉るとぞ。尊は吾邦始祖の御神なれば、諸人の之を敬ひ奉りて、參詣づるも理りにこそ。內宮は天子の宗廟なれば、庶人の參詣づべき處にあらず。そが故に中つ世迄には、之を禁ぜられし事の有りしかども、塵に交りぬるも萬民を惠み給へる神の御心なればにや、神德の日々に新なるにぞ、諸人も深く尊敬し奉りて、遠き國々よりもぬけぬけに詣でぬる事にありしが、後には今の如くあらはに詣づる樣になりぬ。

御蔭參りの濫觴

亂れたる世には、如何に思へるも詮すべなき事にありしにや、未だ御蔭てふ噂を聞ける事のあらざるに、當御代になりて其事の始まりぬ。其樣本文に出づるが如く、一

○さへらるゝハ支ヘラルヽノ意

天下一時に動き立ちて、伊勢に詣づる事にぞありぬ。「來る卯の年こそ、明和の御蔭參りより六十一年に當れる事なれば、又其事のありぬべし」と、近年専ら言囃せしに、今年に至り睦月の末頃よりして、關の東より動き立ちて、大勢參詣をなし、近江なる水口の邊迄も群集甚しくして、外に往來する人も是にさへらるゝ程にありぬとて、其邊の人の予に語りしが、三月末つ方迄は、未だ御蔭てふ噂はなかりしに、阿波一國動き立ちてより、其事よとて世間騒々しくなりぬ。予思ふに、去る子の年には、筑紫に始まりて、越の國・關の東に至る迄、國々に種々の天變地妖竝び起りぬるに、昨年も亦江府に回祿の患ありて、其災毎に死せる人數十萬、幸に死を逃るゝも、皆其難を蒙る事にあれば、何れも神に祈願せざる者なく、穏にして事なき國々も、かかる大變を聞くに就きては、身の安らけきを悦び、尙ほ長久に全からん事を思ひて、神明に祈りねぎぬる心を生ぜざる者のあらめや。然るに去年は年も豐にして、伊勢には御遷宮ましくしに、兼ねて指を折つて人々待ちわびぬる御蔭てふ年の近づきし故なるべし。されども其年といへるは、來れる卯の年なるに、それをも待た

で、今かゝる事ありしは、ことし三月に閏月ありて、民の暇多き故なるべし。神の御國に生れぬる身の、神明を尊み奉りて、伊勢へ參り詣でぬる事、其理りにはあれども、かゝる時には、九重の都も天離る鄙も、一連に動き立ちぬるも、皆貧賤にして己が力にて詣で難き者共の、時得顔して駈出づる事なるに、富貴の身を以て何時にても心の儘に詣でられぬる身の、此等と共に浮かれ出づるは、をかしき業にぞありぬる。家に在りぬればとて、病める時には病み、死する期には死し、又思はざる災難受くる事も常の習にはあれども、かゝる時に浮かれ出づる身の、途中にして病に臥し、又は淺ましき死をなして、親にも子にも憂目を見せて、其處をも騒がせ、世間よりしては神の納受なかりしにや、神罰蒙れるにやと、種々の浮名立ちぬるもあはれなる事に侍れば、此度途中にて變ありし事を參詣せし諸人に問ひ、有りの儘に書付けぬるも、幸にして予が家、後の世迄も續きぬる事あらば、子孫の心得にもならんかとて、是を記し置きぬ。

四つの海の浪たゝぬ世に生れ逢ふは是ぞ誠のおかげなるべし

凡てかゝる實事を記せるに、詞の花を思ひぬれば、却つて實を失ひ、又實に過ぐる事になりぬるに、こは家に留めて箱の中へ打入れ置きぬる迄の事にして、異人に見せんとてにはあらず。殊に賤しき者共の、人の施しを目當に、杓ふりつゝも乞食參りする樣を記しぬるに、詞に花せんとて心を煩はせるも、をこの業にあれば、只聞けるまゝを記して、書き損じぬるをも改めず、事の同じきも少し異なれる處あれば、後よりこれをかい付けて、事の重れるが如し。又滑稽・流行歌等を記せるも、浮きたる業にはあれども、能く當時の有樣を記せるにぞ、後年に至りても御蔭參りの有樣を知るに足れば、これを咎むる事なかれ。

本津草・日本紀・東牖子・癖物語を初に記しぬる事も、伊勢御蔭參り等の事に據あるを以てなり。後に當時寺々の不如法なるを記せるも、又趣意なきにしもあらず。

御蔭參り見聞する處の眼目を記せるにぞ、思はず紙の數重なりて、一つの卷をなしぬるにぞ、耳目とは題しぬ。

本文の中へ、虛に吠え實を傳ふが如き奇怪の說、二つ三つ書入れぬるも、全くこれを

信せる故にはあらず。當時の有様を知らしめんと思ふが故なり。明和の御蔭參りには、浪速にては施行軒別にせし事なれども、人の門へ立つて米錢乞へる人一人もなく、まして檜杓などを持てる者は更になかりしと聞くに、此度の御蔭參りには、門々へ立てる者至つて多く、相應なる身のまはりせし人も、杓持たざるは一人もなし。人氣の異なる、これにて思ひやるべし。背に負はれ、又手を引かれぬる子供等迄、手毎に杓を以て施行を受くる事なれば、能くも其味を覺え、成長の後に至りて、天晴(あつぱれ)の乞食となれるものも多く有るべし。御伊勢參り御報謝．拔參りに御報謝、今朝より食を喰はず、何にてもたべる物をなど言へるさま、眞の乞食・非人も三舍を避けぬべく覺ゆ。此の如く一天下動き立ちて騷々しき折には、風水・地震其外種々の天變地妖あるものなり。兼ねて此等の事を能く心得て、心ある者共は其用心をなせること肝要の事なるべし。

善きうちに惡の萌すと知れよ人あしきは善きの裏と思ひて

## 內宮 在二度會郡宇治五十鈴河上一。

祭神　天照皇大神。

相殿　在　天手力雄命。
　　　右　萬幡豐秋津姬命。

神武天皇造二帝宅於橿原一時以來、天照大神鎮二座于內裏。瓊々杵尊傳來三種神器奉レ安。至二崇神天皇六年、凡五百三十餘年後。畏レ同レ殿、和州笠縫里立二神籬一、使下皇女豐鍬入姬命護上レ之。內裏則更作二三種神寶一安レ之、爲二永代寶祚守護一。其後倭姬命相代勤レ之、任二神勅一遷二幸諸國處々一凡十餘度。詳二日本書紀一。垂仁天皇廿六年冬十月甲子鎮座以來、爲二不易宮所一。

天手力雄命、思兼尊之子。戸隱大明神是也。

大神籠二天磐窟一時、八百萬神奏二神樂一、此神排二磐戸一。

萬幡姬命、高皇產靈尊之女。一名栲幡千千姬。天忍穗耳尊之后、乃瓊々杵尊之母也。

左右相殿神也。舊相殿二神、天兒屋根命 天太玉命 外宮鎮座以後、爲二外宮相殿一。

## 外宮 在二度會郡沼木鄉山田原一。

祭神　豐受大神宮 名天御中主神　國常立尊是也。

相殿　左　天津彥彥火瓊々杵尊、吾勝尊之子、即天照大神之孫。
　　　右　天兒屋根命　興台產靈命之子。
　　　　　天太玉命　高皇產靈尊之子。

天照神大自帝宅奉遷笠縫里、崇神天皇三十九年遷幸丹波吉佐宮(よさのみや)時、豐受大神宮降居一處、合明齊德焉。歷四年而天照大神復遷和州伊津加志本宮。豐受大神亦復昇高天原。以神影寶鏡留居吉佐宮焉。天照大神亦其後遷宮于諸國十有餘度。垂仁天皇二十六年鎭座勢州宇治焉。雄略天皇二十一年十月朔日天皇蒙宜遷豐受大神於一處之神誨、勅大佐々命奉迎之、十二年秋九月十六日遷宮山田原。且託宣曰、先祭豐受大神後可勤仕我宮也。因玆于今諸祭事、以外宮爲先。自內宮鎭座四百八十二年後也、

兩皇大神宮御神領高不詳。

祭主、一人、稱總官。姓大中臣、氏藤波。在京掌兩宮之大要、又奉禁裏內侍處事。

宮司、三人、大宮司・少司・權大司、姓大中臣氏、河邊、司兩宮神事。今唯一人。

禰宜、內外各十八人、長官內外各、一人。十八人中任一ノ禰宜者、是也。爲宮中萬事長。

權禰宜、外宮度會氏。內宮荒木田氏。　物忌、　大內人、　小內人、各數十人、姓氏彼此。

右出于和漢三才圖會。

本津草に曰く、世に牛玉と書く事、生土といふ事にして、產土神の事、神祇拾遺に見えたり。此神の地にて生れし故、身の安全を守り給ふ。一代の守本尊とは產土神の事なるを、人皇九十五代後醍醐天皇の御宇亂世の頃、武藏國立川有信といふ陰陽師と、眞言宗小野の文觀と、高野の宥寛といふ僧と、三人寄合ひ、立川流と名付け、神と佛とを入交へ新法を編みけるを、或は傳教大師・弘法大師などといひなし覺えたるこそ、本意なき事なり。凡そ五六百年已前の名僧は、佛は佛と立て、神は神と別別に立て給ふ事明白なり。彼立川流僞作して、佛を一代の守本尊といひ、又其內へ神と佛と入交せ迷はす。釋尊は此世を捨てよと說き給ふに、此世を守り給ふとの道あるべきや。是を實と思ふぞ、餘り〱冥き事なり。辱くも我國は、尺地も國神の地ならずといふ事なき驗殘り、產土祭をせざる所なく、いとも畏き天照尊より、國國・郡縣・村邑へ諸神達をすゑ置かれ、人民を夫々の受込にて守り給ふなり。一代に一度なりとも、宗廟天照神へ歩行をなし、拜禮奉る國憲なりと云々。

五瀨大神 神武天皇 猿田彥命　天鈿女神　三座也。

神樂とはかみくらの略なり。くらとは神の座し給ふ所なり。中臣祓に「千くらの置座」とあり。馬乘に尻居うる所にあるを鞍といひ、資財入るゝ所をも藏といふ。日本紀に曰く、「素盞嗚尊の惡しきにより、天照神巖戸に入り給へば、常闇となり、諸神集まつて歎き給ふ時、鈿女神玉串を持ち、神樂を奏し手をのし舞ひ給ふ」。此のてをのしのてと、たは音通ず。みは助字にて、たのしみといふ。其時天照神巖戸を少し開き給へば、人の面白々と見ゆる、おもてのてを略しておもしろといふ。世上に此樂を忘れず思ひ出せよとて、伊勢より御祓を諸國へ賦るぞ。御師とは吾國道を人々へ敎ふる師といふ事なり。常々此樂を知り、萬の事に足る事を知る時は、其分限相應の富めるといふものなり。世上御祓を賦る人も受くる人も知らず。此足る事を知る時は、上を望まず飾りなく、夫々の業にて入を考へ出すを計り、驕なくせば神意に合ふべし。貧は貧ながら饑ゑず寒からず、意を常にゆたかに樂を知る時は、外に道を聞く事なく淸かるべし。皆人六欲に引かれ、濁る氣になるを神へ訴へ、

此五行を清く成して給べと賴み奉れば、內外清淨とて、清には清集まりて、內に邪氣の引入すべき濁なく、意ゆたかなれば、外も靜かに、苦しむ事なく、壽命延年なり。萬國共に夫々に頭ありて、其上に國王あり。吾國は天皇の上に別に日神ましまして、日神も外宮を先にと國常立神を戴き給ひ、上を殘して充滿たざるやうの御敎とぞ。

同書、日本媛命窟隱ましします時に曰、

吾今雖レ歸二神城一、非二外往一在二於玆一。從二武姬天皇一時（神功皇后也）異國人來。『其人者中且有下稱二人魂竭、神魄既歸亡一者上、是吾國怨レ無二神威一者、伊瀨大神中二坐大殿一、是吾皇祖皇鼻磐余彥天皇也。（神武帝也）吾奉レ見レ之、常恒鎭座守二日祚一、永護二國民一、恭衞二吾國一强壓他國負、余雖二婦人一守若二四守一、若有二國急一予見二婦形一見二國人等一時、諸神司知二國急一奏二猿女君神樂一、奉レ問二五瀨大神一、是以知二人魂神魄共不一レ盡。（上下文略。）

右伊勢名所圖會・和漢三才圖會等に出づる所と異なる故にこれを記す。

中古天子・親王の外は大神宮を祭るべからず、春日大明神は藤原氏に限るべしとの

御觸ありしといふ。餘はこれにて知るべし。

拔參の意義の一說

東牖子に曰く、「伊勢大神宮へ參宮に限り拔參といふべし、外宮は豐受皇大神宮にてましませば、參宮も苦しからず、內宮は宗廟たれば、猥に參宮する事を禁ぜらる。必竟外宮へ參宮の序に、拔けて參るゆゑなり」と、先師原田越齋子は申されき。是主人・父母の前をぬけ參るにあらず、全く官府を畏み奉り、ぬけて參るゆゑにぞ、斯くはいひ來ること久しとかや。

癖物語とて、種々の事を書ける文の中に、神にも御願參とて、遠き田舍の果て迄もゆすり動きて、晝とも夜とも、食ふとも食はぬとも、男も女も老も若きも、童らも田かへす牛、垣守る犬も、物の現(うつゝ)なく吾一と詣づるが、道に病倒れ果敢なく哀なる事を見聞き、又人の妻、かしづける娘など、はてぐはよからぬ風說ども出來て、ややうやう物懲りして、さる事ありしとも思ひ出でぬ世とさめはてぬ。○頭書此物語の作者は建部綾足といへる國學者なり。

右は寶永・明和の御拔參りを書ける事と思はる。今日のあたり御拔參りとて人々

浮かれ行く有樣を見るにぞ、昔の事をも思ひやられぬ。

明和の御拔參りを記せし書は、この書なりて後に見當りしかば、この卷の始めに綴ぢ入れぬ。故に予が聞書せしとは意味の少しく違へるが如き處あり。文面の相違せしとて、これを咎むる事なかるべし。

寳永御蔭參りの人員

玉勝間とて、伊勢の本居宣長が著はせし書の中に云はく、「或る物に寳永二年、伊勢の大御神宮に、御拔參りとて國々の人共夥しく詣づる事のありし。其人の數をつぎつぎ記したるやう、四月上旬より京幷に五畿内の人ぬけ參宮といふ事あり。閏四月上旬より記す所、初は一日に二千・三千の間なり。十三日より十六日まで十萬人に超えたり。十七日より漸々減じて、又廿四日・廿五日は三四萬人なり。夫より大坂へうつり、廿六日・七日には五六萬人づつ、廿八・九日は十二三萬人づつ、五月朔日より七八萬人づつ、三日より十二三萬人づつ八日頃よりいよ〱熾なり。十六日には二十三萬人に及べり。これ前後の最上なり。其後漸く減じて、同月末には一萬人計りなり。閏四月九日より五月廿九日迄五十日の間、凡べて三百六十二萬人な

り」と記せり。又同じ物に、享保三年春の頃、詣でし人の數を記したるやう、「正月元日より四月十五日迄、參宮人凡て四十二萬七千五百人」と記せり。これは世の常の事なり。

伊勢参宮
ぬけ参り善悪教訓鑑　全
一 抜参宮未曽有物語之事
一 東海諸国施行物名書之事
一 京大坂諸国参宮人数積之事
一 参宮心持教訓之事

大佛

宮川
大坂八けんや
太神宮

# 伊勢参宮ぬけ參り善惡教訓鑑　全

## 序

神有りや、信德ありや、正に今年諸國より伊勢大神宮へ拔參り多き事、天の岩戸開けそめしより此方の事なり。施行があれば貰ひ人もあり、鸚鵡石・二見の浦、表なき正直の操、田から行くも、磯邊から行くも、信心に二つなく、朝間の山より御恩德の高天ヶ原を謝し奉らんと、愚の筆に御神德・御利生の數々を書綴り囀りたるは誰そ。宮雀。

作者　夏木隣

## ぬけ參り善惡教訓鑑

ぬけ參宮といふ事は、何れの頃より始まりしや、其來由は知らず。往古天正の末に、

京都より大抜参ありたる由、古老の噂聞傳へたるのみなりしに、寶永二年酉春、抜參宮多くあり。然れども京都・大坂のみにて、しかも子供がちにて、老若男女參りたる事にもあらず。今年明和八年卯春、御神德の事ありしとて、丹後國より夥しく參り始め、夫より丹波、又山城の南淀・八幡・伏見・京へ移り、四月下旬は三條・五條通布引にて、南北の往來心に任せず。京中の富家所々の太々神樂講中より、笠手・しま蓙(ござ)・草鞋・草履・錢・紙・扇子・食べ物、思ひ〳〵に持出し施行する。道中筋伊勢まで、思ひ思ひの進物、詞に述べ難し。裏屋住居の其日過しの衆中は、脊に子を負ひ、懐に抱き、七つ八つ位の子供を始め、男女限りなく手を引合うて、著の身著の儘にても、橋迄行けば早旅姿と變ずる事、雀が蛤、芋蟲が蝶に成るよりも早し。素より一錢の貯へなき者も、御祓其外土產物隨分滯りなく買調へ、めでたく無事に歸國なすに、牛は牛連れ、馬も犬も申合せて參りたりとの噂。さて四月下旬には大坂へ移り、和泉堺・河内・津の國・播州尼崎・兵庫・備前・紀州などの國々一向引きもきらず。大坂は勿論、南都・大和・伊賀の道筋、其外所々施行あり。闇(くらが)り峠も提灯にてあかければ、坊樣も

出て懸引の世話をし給へば、御祓が天降り給ふやら、餅實が犬と嚙み合うて御禮參ぢやのと、道中はどつさくさ、つかもない評判も、萬人の口に戶が立てられぬ、一向珍らしき事なり。五月上旬は大津・伏見・京都施行の駕籠・馬、食べ物の施行の具引きもきらずめざましき事、これ神國のいさほし有難き事なり。今年は取分けめでたき年なるに、かく參宮の多き事、和國の規模ともいはんか。殊に丹後國は皇大神宮舊地にて、今にあれます土地より參初めたるは、さりとは爭はれぬ事なり。さて日の本は神の國にて、御裳川の流れに育つ我々なれば、年に一度は步を運びて、神恩を謝することなれども、家職暇なければ、せめて遙拜なりともして、神德を仰ぎ奉るべき事なれど、夫も叶はぬ身の、かゝる治世の折生れ合せて、路銀もなく旅具並に世話する人もなけれども、定まりし日限には自然と歸る。參れば一家・一門・親・兄弟は逆向ひとやらにて、酒飯をおのが國の伊勢近き方へ持出で、旅中恙なきを悅ぶ、往來筋野山は立灯燈に書を欺き、風呂して湯に入れば髮月代もする人あり。肩に棒置き其日過は手足の御奉公なり。もと駕籠も色々の道具にて拵へ印にのぼり、夜

に入れば角灯燈ともしたて、其乗手の勝手々々の宿所まで送り屆くるなど、殊勝さも詞に述べ難し。利生咄も數々あれども、噂のみにて眼前に見ねば慥ならず。俗說にて針が棒になる世の習なれど、それも則ち利生にて、諸人感ぜしむること神德共いふべきか、彌〻心を神に打持たれ、只正直の頭に神も宿り給ふなれば、主親の心に背かぬやう公の掟を守り、家業大切に慈悲・正道に代を過さんこと、誠に神慮にも叶はんか。道中筋も參宮人は隨分大切に世話する事なれば、此度の如き大參りには、宿家は手も屆かず。殊に田丸・あを・伊賀越などは、別して平日とも不自由の土地なれば、なほ〳〵難儀したる人もあるべし。野宿又は食事に飢ゑ、子は親にはぐれ、親は子を尋ねさまよふなどの類粗〻多くありたる由、此節の群集なればある筈の事なり。足の達者の衆は、夜通しに行くもあれど、何の障りもなく、其人に一人惡者に路銀を取られ難儀する人もあれど、又施受けて是を補ふ。所々庄屋・名主などよりも、隨分大切に世話あれば、拐しの噂のみにて、何國の子が未だ歸らずとの急度したる沙汰もなければこれも虛說多し。五月節句過より大坂・兵庫・堺・紀州、其外諸

國の下向大津へ出で、追分より伏見へ直樣出で、夜船に乘らんと行く人押も分けられず。それ故大津には白粥施行今に絶えず。四の宮芝居又は近處の寺地などへ一宿させ、朝出立まで施して立たすれば、門には早施行駕籠・馬の類ありて乘せ行く。醍醐にて繼ぐもあり、藤森にて代るもあり、京橋船場へ付くるもあり。又伏見には施行船何艘もありて、食事させて直樣下る人數いくらとも知れず。大坂・伏見より施行船凡そ十二三艘もあり。又直に愛宕へ參る人も半分あり。是も同じく馬・駕籠に乘するなり。又東山見物の人は、白川橋筋・繩手筋にも馬・駕籠・喰物・湯風呂・味噌汁等の施行夥し。取分け十三日頃には、四條繩手邊の髮月代の施行、目を驚かす事なり。月代其外思ひ〳〵の施し物持出で、吾劣らじと辻々・家々に充滿せり。三芝居よりは三寶荒神の仕立馬何疋ともなく、駕籠は一向數知れず。大和橋には餅・團扇・惠比須の社内に握り飯、大佛正面には三日が間に米五十石餘握飯にしてやるやら、其外處々諸國の施行、數も限りもなし。前代未聞の事どもなり。伊勢道中關より神前までは御地頭樣より御下知下され、馬・駕籠の直段高直に取るまじき旨、松坂には馬・駕

籠賃定めの制札もあり。只高直なるは草鞋・草履なれば、此砌京都より多く持出して施行あり。頂上草鞋一足廿四文も出せし人ある由、此外色々の珍説あれど、強ひて見聞せざれば爰に洩らしぬ。誠に有難き時なり、御代なり。仰ぐべく敬すべき事なり。

聞及びたる施行物品書

一、馬、三寶荒神、駕籠、　伊勢宮川より御神前迄、大津より京・伏見まで、其外大坂所々にあり。

一、牛車、上に日覆を拵へ、　大津より京迄、車一輛に廿七八人計り乘せ。

一、錢六錢・十錢・十二銅、或は二十銅・三十二銅なり。　京都太々講中、其外所々。大坂さる方より五百貫千貫出したる由、伊勢並に諸國にあり。

一、笠・草履・草鞋、　京三條・五條橋通へ持出で、大坂・闇り峠迄の内所々、伊勢龜山よりも持出施行、其外所々多し。

一、劔先御祓、數限なし、　御神前にて、

一、團扇、　大坂・堺・京所々。
一、握飯・餅・赤飯等、　京都所々・大坂所々・伊勢道中所々、
一、素麪、五千把、冷して、　山科・千本松にて京講中、
此外金銀借付頼む人もあり。はつたい・煮物・鹽煮・空豆・扇・印功紙・竹の水呑・三尺手拭、大坂にて施行あり。是は子供背負ふ時の抱へ帶なり。提ぢやうちん・紙類、大坂通り筋には町一ぱいの紙細工にて、鳥居建置き、幾所ともなく大小の施行物、一向筆紙に記し難く、爰に止む。

京參宮人凡その積り書、

一、四月十六日より　五千人計り
一、十七日　六千四五百人
一、十八日　五千七八百人
一、十九日　六千三百人餘
一、二十日　九千六七百人
一、廿一日　二萬二三百人
一、廿二日　一萬九千人
一、廿三日　一萬四五千人
一、廿四日　一萬人計り
一、廿五日　九千人餘

〽凡十萬千四百人計り、右京計り。丹波・丹後・若狹は外なり。

大坂道より南都へ入込候人數覺、

一、四月廿六日　千三十人計り　一、廿七日　四千二百廿人餘
一、廿八日　一萬三千七百五十餘　一、廿九日　九萬七千三百人計り
一、晦日　七萬九千三百計り餘　一、五月朔日　十一萬二千六百人計り
一、二日　九萬二千三百人餘　一、三日　十二萬五千人計り
一、四日　一萬五千七百五十八人計　一、五日　十八萬三千七百五十八人餘

〽七十二萬四千百五十一人

右は大坂・堺・河内・和泉・紀州・兵庫・明石・姫路・攝州・播磨、總人數なり。

拔け參宮御蔭參といひて、大神宮御寳前へ向ひ奉るに、家來は主人に暇を乞はず、子は親に斷りもなく、妻は夫に沙汰なくして、錢金路用の物も知者・近付の方へ賴めば、外の事とは違ひ、早速受合ひ差出し用達て遣す事は、さりとは不思議氣疎き次第なり。しかも留守中大事に宮巡の日は經綸の祝儀など取繕ひ、逆迎ひ等にも其身分

相應に酒肴を持出し祝ひ悅ぶ事ども、これ神國のしるしにて、神明の御知らせ何とも評し難し。さりながら篤と勘辨して見給へ、神は正直のかうべに宿り給ふなれば、家來が主人に暇も乞はず、家業の間を缺き、子は親に斷りなくて歸るまで、いくせの案じをさせ、妻は獨旅して夫に疑ひの念を起させ、貧なる者は借りたる金銀返納にさしあたり難儀などするの族多し。これにても御神慮に叶ふことや知らず。さりながら、參りもせずして其參詣しぬる人を難評打つ人よりは遙かましならんか、利をいへばいはるゝ物なれば、何であらうと參詣をせんと志したる人は、主・親・夫に暇を願ひ、道連れも慥かなる人と連立ち、心正しく行儀に道を立てゝ參詣せば、愈明神の感應も深かるべし。又主・親・夫たるべき人も參詣せんといはゞ、少しの隙は用捨ありて、心よく遣し、錢も乏しからぬやうに渡し、參宮致さすべし。然れば船と水との如く淀む事あらじ。とてまゐらさせんから、怒(おこ)つての拔け參り、根が神路山の麓に茂る蒼人草なればなり。併し此度路銀もなく、うか〳〵旅立ち、食事・宿・草履・草鞋の類に手支(つか)へ、難儀したるは不覺悟故なり。夫故此節は旅行く者段々

道中筋へ持出して、不自由なき樣に世話するは、滅多にかうべに宿る増血の多いせんさくのやうに聞ゆれど、ならう事なら血を多くしてなりとも施したきものなり。つゞまる所神佛の御敎化も、善を勸め惡を懲らすの外他事なし。家業大事に正直・慈悲に主・親に忠孝をなし、兄弟一家睦まじく天命を傳へて、高天ヶ原へ拔け參りなし給へとこそ願ふ事なり。

明和八年卯六月吉日

## 拔け參り善惡敎訓鑑　大尾

嗚呼大なる哉東照權現の德、昇平二百餘年萬民其澤を蒙る。爰に天照皇大神宮は、吾國の宗廟にして、神德日に新なるがゆゑに、天下の人伊勢へ參詣する事、常に絕ゆる間もなき事なりとぞ。然るに二百餘年の間に、天下一統に擧り立て、伊勢へ詣でぬる事三度に及ぶ。其始めは寶永二年の事なりしが、其頃は只拔參りと唱へし

に、六十七年を經て、明和八卯年四月頃より御蔭參りと稱し、其家々を著の身著の儘にて拔出で、各、杓を振り（一説杓持ちたるは一人もなしといふ。）參りしが、四月中旬の頃より數萬人に及び、五月に至り浪速玉造へ出で、奈良街道へ赴く者十一萬に餘りしとぞ。此の如くなれば、若きも老も差別なく、幼子を負ひ、手を引きつゝも、後には家々を閉ぢて、家内殘る者なき家の多かりしとぞ。此の如くなれば、道々施行あり。浪華にて軒別にせし事なりといへり。其時の有樣を南久太郎町井池の南角なる、大和屋清助といへる者の妻の親なる者に聞きしに、此者十四歳の時に拔參りせしが、道々の施行至つて多く、草鞋一足三錢なりしが、此頃の錢相場銀一匁に付き八十三文のよし、伊勢より歸りて後、あちらこちら歩きぬるに、「何によらず施物與へん」といへるにぞ、恥かしき事に思ひてこれを斷り、「我は伊勢參りにてはなし」とて逃歩きしに、追かけて懷袖等へ無理に押込みしとぞ。

大神宮の御祓降る

此時處々に大神宮の御祓ふりしといへり。されどもこれは人の作り物にて、天より降るべき物に非ず。伊勢より飛ぶべき事に非ず。かゝる事こそ神明の奇瑞を顯

さんとて、却つて神徳を損ずるに似たり。其外犬家猪の類ひ、伊勢参りして御祓を首に掛けて歸りぬるなど、不思議の樣にいひぬれども、此等は其處々の人に從ひ行く事なれば怪しむに足らず。初の程は施行多かりしが、後には米錢につき、其事の成し難くて、遠國より拔参りせし者、多くは飢に疲れ、病臥し死せる者多く、又は惡漢に拐され、見目よき娘などは遊女に賣られ、或はなぶり物にせられ、或は夫ある女も己が儘に拔出で、道にして不義等の事多かりしとぞ。かゝる中にもあはれなるは、女の乳子を背ひ、六七歳なるを連れて拔参りせしが、病死せしか飢ゑて死せるにや、道路に倒れ死ぬるに、乳子はこれを知らず、乳に吸ひ付きて泣き、年かさなるは、母の死せるを悲しみぬる、目も當てられぬ事なりしとぞ。今年百日に近き旱りなりしが、民等之を患とひせず、野に出で働きぬるが、鋤・鍬を田畠へ投げ捨てゝ、其場より拔参りして人々夢中の如くなりしが、稻枯れて株より芽を出だし、米よく熟して十分に實入りありしとぞ。此等は全く神徳の然らしむるなるべし。此時御蔭参りと稱し、一番に阿波國一統に浮かれ出で、天下に及びしといへり。〔頭書〕一には丹波より始まりしといふ。

正遷宮

文政十二年己丑年、伊勢大神宮正遷宮にて、三日の間神事ありて、禁裏よりも御勅使立たせ給ふ。參詣夥しく群集して、百十八萬餘り、宿の泊るべきなくて、多くは野宿し、詮方なくて晝夜の分ちなく歩行きぬる者も多かりしが、神事の式拜(をがま)んとて、竹垣に登り付きぬるに、中には彌が上に落重りける人多く之あり。死せる人三人といへり。

六歳の小兒の拔參り

來る卯年は明和の御蔭參りより六十一年に當れば、又々御蔭參りなりとて、十年も前より人々噂せしが、今の世にかゝる事あらんとは思ひ寄らざりしに、卯の年をも待たで寅の三月中旬に至り、阿波の國にて種々の奇瑞ありて、處々に御祓を降らし、六七歳の子供等、いひ合せ拔參りせしが、中にも六歳の小兒頻りに家を拔け出づるにぞ、其親大いに叱り制すれども、是を聞かざる故、其家の柱にいたく括り付け置きしに、知らぬ間に其子は拔出でて、柱には御祓のくゝり付けてありしとて、其

親も子の跡を追ひ連立つて參宮し、又八歳の兒ふと家出して行方の知れざりしに、程經て歸り來りぬるゆゑ「如何せし」と其親尋ねしに「餘所の伯父樣に連れられ、白馬に乘りて伊勢參りせし」といへるゆゑ「其伯父樣は何れに居らるゝ」と尋ねしに、「伯父樣は門口迄送り來て、これが其方の內なれば一人歸れとて別れぬ。馬は垣に繫ぎ置きぬ」といへるゆゑ、不思議なる事に思ひ行きて見れば、大神宮の御祓垣にかかりありしにぞ、この噂高くなりて、一國動き立ちて、笠に國處・名前・御蔭參り大神宮と記し、手毎に杓を持ち拔出づるにぞ、處にての福裕の者共、身分相應の施行をなし、金錢・飯・渡し船等を出しぬるより、之に次で紀州・泉州動き立ちて、廿七日の頃より浪華へ群集し來り、數萬の人數に及びしが、浪華にても閏三月二日・三日頃には、處々に御祓降りぬるにぞ、人々浮立つて施行・宿施行の物、何によらず思付きし物を持出して之を施しぬ。かくて老も若きも子や孫を引連れ、中には家を閉ぢて拔參りする者多く、下女は走元の仕舞も打捨て、井戸の端にて米を淅しぬるが、其儘そこに打捨て置きて、著の身著の儘にて飛び出づるなど數多なるにぞ、何れも家毎に手

支へぬるに至る。二日三日の頃は御祓の降る事最も多く。始めは松屋町に降りしとてこれを祭り、神酒備へ拵せしを、大勢群集して見物せしが、夫より一統に降りぬるやうになりて、近邊にても出雲のやしき白子裏町に二ヶ所、江戸堀二丁目・籠屋町などにも降りぬとて、人大勢群をなす。道頓堀邊に降りしは、糸の片端に御祓を括り付け、一方には油揚括り付けてありしとぞ。（姦人等魚腸を糸に結び付け、御祓をも結び付けて。）家根に打捨て置きぬれば、鳶・烏の類ひ之を銜へ行きて空より落すといへり。かゝる業せし者共二三人召捕られしともいふ。かくて御祓降りぬる家は、其旨早速御奉行所へ届くべき由仰出され、其後御觸あり。

此節御拔參宮と唱へ、主人・親・夫等へ不レ斷、又は獨身者借家を明け、夫々隨意に其宅を罷出、極老幼少之者も殘置有レ之樣に相聞候、若信心にて致二參詣一候事に候得ば、急度差留候筋には無レ之候得共、餘り法外亂雜の至、自ら火之元其外不用心にて如何に候間、參詣の者は親・夫又は家主へ相斷可二罷出一候樣可レ致候。

一、右に付、種々奇瑞有レ之由にて異說を申觸し、町々騷敷相聞え如何之事に候。自

然大體の儀取拵へ申觸し候者有之、其段相顯候はゞ、急度可令沙汰候。

右之樣三鄕町中不洩樣篤と可申聞候。

寅壬三月七日

右の通に御觸町々年寄へ總年寄より申渡し、又口達にて參詣に事寄せ、途中泊等にて不埒なる儀之あるに於ては、吟味の上嚴科に處せらるゝ旨申渡されたりしとぞ。右の御觸にて少し大坂の人は見合はす人もある樣子なれども、世間愈々騷々しく、予も餘り評判高ければ、其有樣見んと思ひて、安堂寺町筋に到りしに、東西一面に拔參り打續き、往來もむつかしく、堺筋の角には好事の者かこひ置きしにや、明和の時の道知るべの木、方八寸長一間半計りなるを（明和八年四月とあり。）立て、其側に、新に當年の道知るべ、紙張にて拵へ、奈良・伊勢と記す。右の外町毎にこれを出し、錢三文・五文づつつなぎて施行するあれば、豆・茶・烟草・昆布・麥粉・紙袋・干魚等を施すもあり。群集の中を押分けて、玉造・出口・二軒茶屋の東なる堤の上に立止りて見渡せば、誠に目を驚かす計りなり、中には女の下駄はきながら、何一つ旅の用意もなくて、道にて施行の紙

袋を貰ひ、これを持ちながら浮かれ行く有樣は、さながら夢中の樣に見ゆるに、四十計りなる女の幼きを懷にし、三歲計りなるを背ひ七歲計りなる子の帶に紐付けて、己が帶に括付けて行けるあり。此等は尤も危き業のやうに思はるれども、二十六七より四十餘の女の、大體子を連れざるは少く、腰二重なる老人の浮かれ行くさま、誠に興がる事なりしか。明る七日には、辨當の用意をなし、家內其外出入の者引連れて、玉造・稻荷へ行き、舞臺よりしばし東の方を眺めしが、夫より二軒茶屋の出口なる堤の上にて辨當を開き、申の下刻に至り、森の宮へまはり、城の馬場に出で歸りぬ。堂島にては渡邊橋筋少し西へ入る處に、加島屋久知藏のありぬるを借りて、一統持寄つて施行宿をなし、百二十人計りの人夫を雇ひて、其世話をなすに、始めの程は七八軒の泊なりしが、追々播州より出で來り、千に餘るやうになりぬるにぞ、後には三戶前の藏に居餘り、天道船四五艘濱に繫ぎ、これに泊めしが、これにても足らざる故、家々に引き行きて宿らしむ。其外松江町・安堂町・日本橋邊・堀江、處々に施行宿あり。浪華は此の如くなれども、閘﨑より先にては、奈良に少々施行する人

奈良奉行の参詣者保護

あれども、これは聊の事にて、利を貪る輩多く、旅宿代三百文、草鞋一足四十八文、これに准じて萬事高直なる故、御蔭なりとて聊の貯へなくて家を拔け出でし者、詮方なくて、途中より引返し歸りぬるも多かりしとぞ。かくて大坂よりは、御役人衆、闇峠・長谷等へ大勢出張にて、「路銀聊も持たず拔參りは、是より先にては施行なく、難儀する事なれば、此處より歸るべし」とて、御世話ありて、姦惡の者を捕へらる。奈良にては御奉行公事訴訟御休にて、與力・同心札の辻其外處々に出張し、往來の者の難儀せざるやう御世話ありて、宿料を貪り物を高直に商ひし者共、嚴しく咎を蒙りぬ。凡て道筋公領・私領共夫々に御手當ありて、宿料百五十文、草鞋十四文より高く賣るべからずとて、物の價悉く定まりて、處々に小屋掛をなし、往來より二十丁も脇までも、施行宿致しぬるとぞ。〔頭注〕駕籠人足一里百文、馬一里五十文、右宿毎に書附有りと云ふ。　此の如くなれ共、多くの人々小兒を連れて、一樣に打續き、行きもきらざるにぞ、迷子多く出來ぬる故、南都にては札の辻、道筋にても處々に集むる所ありて、其處の役人是を世話して、尋ぬる人もはぐれし人も、奈良にては札の辻、長谷にてはどこそことて、處々に張札ある事と

宿屋の雜踏

ぞ。かくても宿を取りかねて難儀する者多く、宿々はいふに及ばず、一統旅人を止めぬれども、座敷より庭一面に詰まり、蒲團一疊二人へ渡せるは最上の事にて、四五人に一疊、又施行宿にては何れも蒲團なしにて、雨露に濡れざる迄の由。子持の女、朝、子を背に括り付けぬれば、往來群集ゆゑ、晝仕度迄はおろす事も成難きにぞ、子は日々此の如くに括り付けらるゝ事なれば、紐の跡悉く喰ひ入りて、痛みぬるとひだるきに堪へ難くて、皆々負はれたる子は泣き通しにて、漸く晝仕度の節に子を下しぬれども、何れも二便たれ散らし、穢き事なるとぞ。かくて宿にても大勢の押合ひて臥しぬるが、夜中手水に起きぬるにぞ、子を持てる人々は、「子を踏まぬやうなしてよ」とて、何れも口々に喚き散らして、子なき人迄も少しもまどろみ難く、三更過ぐれば宿の主頻に出立を促し、飯米の膳を出しぬる故、之を食べて立出づれば、其跡へ宿なくて野宿せし人、又は詮方なくて夜通しに歩みぬる人など、入替りて宿りぬる事なりとぞ。多くの金を費して難儀する人あれば、僅百文に足らぬ錢を持ち拔出し人の、通駕籠にて參りしもあり。朋友道に病みて、連の人々古き駕を貰ひ、病

人を代るがたげて、淺ましく參詣して歸り來りて、拔參りに大に懲り果てぬるもあり。施行馬に乘つて、地車に引掛り落馬して、半死半生なるもあり。中にも紀州の家中なりとて、士兩人・醫者一人連にて、道々人に行當り、面をはり、ぐづりなどして、途中にて刀を拔き振廻せし事などありて、甚しき惡者なりしが、長谷の先、はい原といふ處にて、人に行當り、面を叩き喧嘩を仕掛けしが、折節大坂南久寶寺町金屋平一といへる釜屋の仲間內何某なるもの、婦人十人計り引連れて通り掛かりしを、態とに行當り、ねだり掛けて、横頬を痛くはられしが、先方士といひ、婦人を連れぬる事なれば、早々逃げて、未だ一丁迄も行過ぎざるに、跡より豐後の國の者夫婦連にて、二つ計りの子を妻背負ひ、十二歲の娘、老人を連れて、都合六人にて出來るに、態とに行當り、強く横頬を叩きぬるにぞ、此者大いに怒り「いかに士なればとて、己より態とに人に行當りて、人の顏を叩き、其上彼是と人を捕へてぐづりぬる法やある」とて、言譯せしにぞ、「武士に向ひ無禮せし上、過言の段、重々不埒なれば、手討にすべし」といへるにぞ「斬らば斬れよ」とて、體を突付け、しばし杖にて打合ひしが、此

ごまのはひ

者も脇差を拔きて斬合ひぬる故、妻は側の家の軒下に背負ひし子を下し置き、これを分けに出でたるに、忽ち眉間を斬られぬ。十三歲の娘も淺手負ひ、男も腕を深く斬られぬ。かゝる危き場所なれば、往來皆々逃げ散りて、これを見物せし事なりしが、近邊の百姓大勢、鋤・鍬・棒などを持つて追々に馳來るにぞ、士も刀を鞘に納むる事さへ成り難くて、拔身かたげて逃げぬるを、追ひかけて叩き伏せ、三人共に引き括り、かたへの家に引來る。手負も掛り合ひ（子を置きし家）、事なれば其家に連れ來り、外科を迎へて療治せしが、十三の娘は其場にて相果てし由。右三人の惡漢共は、南都へ引かれ入牢せしとぞ。（外にての噂には、道中にて惡しき働するごまのはひにて、士に化け、紀州たかたりしなりともいへり。）かゝる騷動なれ共、大に群集する事なれば、跡より來る人はこれを知らで押かけ來るにぞ、百姓共大勢分れ道に出張し、其由を告げて、外の道へ往かしむるにぞ、大に混亂せし事なりとぞ。惡漢の事は論なし、豐後國より遙々と親・妻子を連れて來りし者の、逃ぐれば逃げらるゝ事なるに、かゝる者に相手になり、己も手負ひ、妻も同樣にて、娘を殺され、老親に歎きをかけ、處の役介（やくかい）となる事、無分別といふべし。定めて少しく腕立する男に

やと思はる。生兵法大疵の基とは、かゝる業をいふなるべし。又御蔭參りを幸に、これにかこ付け、諸國の貧人等大坂市中を徘徊し、口すぎに施行受け歩行て、處々の施行宿に泊りぬるが、紀州・泉州最多く、施行宿にても、始めの程はこれを知らで泊めたりしが、毎日同じ者共の群集して出來りぬる事なれば、後には之を心付き、紀州・泉州は當地に來る事、伊勢へ參る順路に非ず、態々廻り道してこゝに來れるやうなしとて、兩國の者に限りて宿を貸す事なかりし。又非人乞食の類ひ、拔參りにやつして合力を受け廻りしが、後には御上より嚴しく御吟味ありて、之を停止ありぬ。此等の中にも惡徒多くは召捕へられしと聞えぬ。又天滿・難波橋邊の者、十八とやらんの娘を、兩親引連れて拔參りせしが、此娘道にて足を痛めしに、折節施行駕籠勸むる故、之を幸にして其娘を乘せたりしが、大勢群集せし故、兩親をはぐらかし、脇道へ舁たげ行きて、兩人の駕籠舁此娘を散々に犯し、其上遊女に賣らんとせしか共、これを許諾ざりしかば、其娘の體中へ入墨したゝか拵へ、大坂難波橋に舁き來り、天滿には程近ければ、これより一人歸れ」とて、打あけて立去りしとぞ。兩親には娘を

惡宿引

尋ね廻りしかども、頓と行方知れざる故、これを尋ねわび、二十日已前に歸り來り、娘の事のみ案じ暮せしに、かゝる淺ましき有樣にて歸りぬるにぞ、其歎きいはん方なし。兩親の連れて參りぬる娘さへかゝる事ありぬれば、身を持てる人は、人立の中へは心得て行く事なかるべし。此娘など、かゝる恥かしめを受け、身を犯し汚されし上、體に入墨迄せられ、其惡名當座に高きのみならず、生涯廢れ者となりぬ、淺ましき事に侍る。又大坂八軒家木屋九郎衛門といへる船宿の宿引、女計り三人連の拔參りを宿すべしと、己が家に連れ歸り、これを宿せしが、夜中其女を犯さんとせしかども、其者共從はざりしかば、「さある時は、しばしも爰に置き難し、直に立出でよ」とて、追立てぬるにぞ、「何卒夜の明くる迄置きて給はるべし、夜明けば早々に立出で申すべし」と賴みぬれども、これを諾ざる故、「さあらば此節參宮も多き事なれば、夜深にても往來ある事故、人通りある迄は御慈悲に許し給へ」とて、種々に賴みぬるをも聞かで追出しぬるにぞ、若き女の三人計りにて、方角をも分かぬ事なれば、辻番に便よりて、「夜の明くる迄此處に置きて給はれ」といへるにぞ、「今頃に若き女連の

途中をさまよふは、宿を取りかねしにや、連にはぐれしにや」など云ひて尋ぬるにぞ、其女共腹立つまゝに、有の儘を語りぬ。其折節夜廻りの御役人通り懸り、其咄を聞き、木屋の宿引する者直に召捕られ入牢せしとぞ、此者の妻も抜參りして留守中の由、神罰忽ち身に酬いぬる事よとて、専ら其噂の高かりき。

中川立徳なる者夫婦に七歳の小兒を連れ、其餘家内連三組の連を申合せ、目印の幟(めじるし)を立て參宮せしが、何れも持付けぬ幟なれば、闇峠越ゆるや否や、幟を道に打忘れて行きぬるにぞ、途中にて連の人々には殘らずはぐれぬるが、又大神宮本社の前にて出會ひて連立ちしが、社地を離るゝや否や、忽ち皆はぐれぬるに至る。道筋の事、これが咄せるを聞くに、參詣の群集伊勢押合ふ程にて、目印の幟打續き、目を驚かす事なるに、本社の前は少しも群集する事なく、靜かに拜し奉られ、社人兩人にて御祓を授けぬるに、せわしき程にもなく、社地を離ると身動きも成り難き程の入込の由。紀州・藤堂の兩侯より嚴しき御手當にて、一丁計隔てゝ、同心・村役人・町役人等道筋を固め、はぐれし人尋ぬる人、奈良にて札の辻、伊勢にては松坂、其外處々に

参詣者を保護す

於て役人出張し、大なる家を明けさせて、其世話をなす事とぞ。始めは馬士共旅人をゆすり、あを越三里の間を五貫八百取らんなど云ひしを、一里七十五文の外に聊にても過分の賃錢取れる者は曲事の旨、處々に制札立て、宿賃其餘物の値(あたひ)も悉く定まりぬ。されども宿は七つ頃より末に至れば泊るべき家なくて、野宿又は夜通しに歩行すといへり。宿も體續かざる故、夜中に客を立たせ、少し休らふ事なりとぞ。往(ゆき)に大に困窮せし事なれば、歸路關に出でなば、處も廣き事なれば、宿取りてゆるりと休まんと思ひしに、大群集にて如何ともしがたかりしとぞ。其節には京都專

目印の高幟

ら出でしが、これは目印に高張提燈を持ちぬる故、夜深に立ちぬるも、これを目印にして、はぐれぬる者稀なりしとぞ。立徳が宮廻りせしは閏月十二日の事なり。新見藩中丸川休三は、參宮して歸路予が方へ尋ね來りしが、同人事は七日に宮廻りせしに、其節には至つて人多く、本社の前にても身動きもならぬ程の事なりしとて、其由を語りぬ。

尾崎屋長兵衞といふ者の手代、金二歩持ちて參宮せしかば、親の內にては、今日は

宮巡りする日なりとて、祝ひ事して居たりしに、處々疵を蒙り、宿送りにて連參る。此者道にて施行駕籠に乘りしが、脇道へかたげ行き、路用を奪はれ、かゝる事に逢ひしとなり。「凡て道筋人馬の賃錢、上より嚴しく仰出され、定法の立札處々にこれあれども、定まり通りにては頓と乘する事なく、內分にて酒手を取り、若し尋ぬる人あれば、定法通りに云ふべしなどいひて、酒手遣らねば乘する事なきにぞ、足を痛めぬるは據なくも其約定にて乘る事なり」と、大和屋林藏の語りぬ。

予が家に出入する駕籠の者、堺屋熊右衛門が妻、阿州より大勢の拔參り始まりし頃よりも、參宮頻りにしたく、主に色々いひぬれども、昨年熊右衛門が父（熊右衛門は養子なり）、死して未だ服ありとて、許さゞりしにぞ、愈〻參りたく思ひ、現のやうになりて、手業聊も手に付かで、其事のみ思ひ立ちぬるにぞ、予もこれを止めぬれども、聞き入るる事なく、今は夫の意に逆ひ家を追出さるゝとも、服ある身故神罰を蒙り道にて死するとも、苦しからずとて、鐵石心になりぬる故、夫熊右衛門も詮方なく、金子一兩二歩路用に與へぬる故、飛立つばかり喜びて、四五人の連を誘ひて、浮かれ出でし

が、閏月廿九日に歸り來りしゆゑ、伊勢より道筋の事ども尋ねしに、道中筋施行も處々にありて、不自由なれ共、大抵末の刻頃に宿を取れば、野宿するの憂もなく、道々食物を商ふ者多くありて、面白く浮かれ行かれしが、群集にて笠と〳〵行當り、直に笠冠る事はならざりしが、宮川の一里半計り手前に泊りて、明くる日宮川の渡し場に至りしに、兩日の雨天にて水增さりしに、昨日京・攝の人々乘りし船一艘覆りて人多く死に、又一艘はかゝりしかども、人二人死して、其餘は辛うじて助かりしとぞ。かゝる有樣なれば、昨日より渡し留りしかば、河原へ詰めかけし人幾萬といへる數知れず。其中には、早く渡せとて頻に船を促し、或は脇差拔きて振廻はしなどして、大に騷動せしが、馬士など大勢にてこれを叩き伏せぬ。かくて川明きて、船に乘らんと思へども、皆々待設けたる事なれば、船の磯へ付くをも待たで、川へ飛入つて船に乘りぬるにぞ、磯に著ける間とてはなき事なる故、銘々川中へ入りぬるに、男女共腰の上まで尻引まくりて飛込める有樣、目も當られぬ姿なれども、己れ一に乘らんとて、これを恥づる者なかりしが、船中にて押合うて、川中へ小兒をば落し、女

も一人落入りしが、二人共漸くと引揚げて、別條はなかりしかども、此等の有様を見るに付きては、如何して參宮せし事やらん、早く歸りたしと、家の事頻に思ひ出せしが、爰迄參りて無駄に歸るも本意なき事に思ぬるにぞ、心を取直し參りしに、大火にて一面に燒けぬる中に、大神宮の宮居恙なく立たせ給ふを見ては、有り難く信心を增しぬ。人込の中にて死人・怪我人一人もなかりしは、誠に不思議なる事なりし。かくて歸路に赴きぬれば、又宮川の案じられしが、これも無難にて渡りしかば、これにて心落付きぬ。參詣の婦人、大勢の中にて歩行(あるき)ながら倒れしが、大に手足を震はし、見る間に血色を失ひぬ、恐ろしく哀れなりしとぞ。又阿州より出でし七十あまりの老婆、施行宿にて木綿をぬすみ、國を出づるとき、人の袷を盜み取りしが、參詣する事なりがたくて、宿送りにて送られしとぞ。この婆口裂けて、鬼になりしなど噂ありしが。これ等は好事の者の浮說するなり。

## 勢州山田出火

一、去る十九日亥の刻より新在家町宇治橋燒落つ。其外やり町殘らず。廿日午の刻に鎭まる。參詣人は怪我なし。

伊勢出火の樣子

一、當閏三月十九日亥刻より、宇治橋一丁半程西之方法樂社裏町岩崎太夫より出火。折節西風あらぶき、即刻に表町へ燒出し、宇治橋燒失。向不殘。前之大鳥居も燒け、館町不殘燒失。御馬殿總末社も不殘燒失。併乍ら御本宮樣は少も御別條無之、昨年新に御造營無之古殿・寶殿は類燒仕候。神樂殿、並に雨之宮、高之宮は、御別條無御座候、御山之大木へ火移り、火鎭まり不申候。御本宮樣百六十年已來は類燒無御座候。今年は御蔭にて群集中。扨々參宮人は火の中を群集申候も御座候、怪我人は聊も無御座、扨々難有事に御座候、伊勢よりの早使に風聞御座候、委敷は跡より可申上候。

　十九日亥の上刻より廿日午の刻迄。

閏月廿日巳の刻の早使の寫なり。

本町心齋橋筋中屋善衞門養子、丁兒(でつち)等引連れ、四人にて參宮せしが、十九日には外宮へ參詣し、末社廻りをもなして、未だ日も高かりしが、草臥れて足を痛めしかば、本宮の町に泊りしに、其夜內宮の方出火ありしにぞ。大なる仕合なりしとて、火事の樣子を語りぬ。亥の刻妙見町(七八丁計りの町なりといふ。)半ばより向にて三町計り燒け、夫より宇治橋へ移り、橋燒落ちて、橋詰なる鳥居燒け、御祓町・社家町殘らず燒け、夫より林へ移り、末社殘らず燒けて、山へ火移り、五六里も奥へ燒入り、廿日の夜に至れども甚だしかりしが、廿一日大雨降出で、火殘らず消えぬ。此の如きの火災にて、御本社の側なる大木末社に至る迄殘らず燒け、火粉一面に散亂する事あるに、御本社、並に神樂町、一鳥居・二鳥居・御寶殿等は火の中にありて殘りぬるにぞ、神德の有り難さ尊敬するに餘りあり。又御祓町家毎に商ふ御祓の紙は悉く燒けぬるに、串は少しも燒くる事なくて其儘に殘り、廿萬計りの參詣一人も怪我せし人なく、不思議なりし事共なり。宇治橋の外、同じ流に架りぬる橋の欄干殘らず燒けしかども、橋は別條なく、參詣するに聊も障りなかりしとて、其有樣を語りぬ。

社人火消役御鎮まり下さるべし〳〵と云ふ

町内大和屋林藏手代定七弟、十九日先方にて御師の家に泊り居りしが、出火ゆゑ諸道具片付くる手傳をなしたる由。これが咄しも同様の事なりしが、本社の邊の杉伐倒せしも少々はあり。然れども火は少しも消す者なく、火消役の者大勢詰めぬるが、「御鎮まり下さるべし〳〵」と云ふのみの事にて、其餘は、大勢の人々参宮人を世話して、勝手よき道筋々々を教へ、これを逃すの手當のみなりしとぞ。御本社と共に廿一年目には、末社も御普請ある事なるに、昨年其事なかりし故、其祟りにやとの噂なるとぞ。末社の内一社、昨年普請にて建替りてあり。これも焼けざりしこと不思議なりといふべし。社人は幣を取り、本社の前にて始めより火鎮まるまで、「御光でござります、御鎮まり下さるべし、御光でござります、御鎮まり下さりませ」と計りいひて、祈りし事なりしにぞ、参詣の者共これを聞きて帰り来りしが、浪華にては流行の詞となりて、人皆これをいへるも可笑かりき。定七が弟の、不自由なる旅をなして四十里を行き、火事の手傳に行きしまでにて、何も面白き事なかりしといへるも、又をかしかりき。

伊勢別宮類焼に付、廿六日より四月朔日迄、天子御齋にて御停止御出さる。これは京師計りにて、外に御構ひはあらざりし。

阿波座の女、懐姙して七月なるに抜参りせしが、途中にて流産し、宿送りにて歸り

來り、三日目に死せるあり。又女三四人連にて、乳子を懐にして、抜参りせしが、途中にて小兒急驚にて死し、詮方なくて連になりし者共迄、すご／＼歸り來れるもあり。又靱(うつぼ)にては、養子の不行跡ゆゑ親元へ返しぬるを、心易き人の挨拶せしゆゑ、これを許して引戻せしが、直に翌日母親、娘引連れて参宮せしに、其日より養子病臥して留守中に死し、母子も道にてはぐれ、母親計り参宮して戻りしが、娘の行方知れざるよし。又道頓堀にては、十計りなる小兒三人云合せ、其中一人、小判の紙に包みしを盗み出し持出でしが、ごまの灰にだまされ、南鐐六片に換へられぬ。其親、子の跡を追來るにぞ、捕へられじとて逃げぬるを、親追付けて金子を與へ、「これにて参り來るべし、持出でし金は蛭子の小判なり」と謂へるにぞ、其金は餘所の伯父に二朱と換へて貰ひし、と出しぬるにぞ、親これを見るに、誠二朱なりしとぞ。始め三人の子供道にて人に遇ひしが、「子供計り伊勢参りすとて路用なくては困るべし」といへるにぞ、小判一つ有りと云ふ。「然らば大事にして持行き、先にて換へて貰ふべし。二朱八つくるゝぞ」と敎へぬるを、ごまの灰聞付けて、「二朱六つとかへん」といへるにぞ、「數二つ少なければ夫れではいやなり」といへるにぞ、「然らば錢三十文添へてやるべし、これにて換へよ」と云へるにぞ、是を換へしとぞ。又外にも之に似よりし咄あり。蛭子の三朱三つと一朱金二つと換へしなり。同樣の談なれば略す。

御蔭耳目第一　文政十三年御蔭耳目

門徒寺参宮を制す

阿波一統に動き立て、拔參り・御蔭參りと參詣しぬる樣を見て、兵庫・灘邊も浮かれ立ち、少々拔出づるにぞ、灘は門徒宗計りの處ゆゑ、檀那寺より、兼ねて家の内に神棚を設けて祭る事など、喧しく云ひぬるに、昨年の切支丹より、別して嚴重に留めなどして六ケしく云ひなせるに、此度の御蔭參りにて人々拔參りするにぞ、嚴しく寺々より制すれども、聞く事なくて追々拔出づる故、其由本山へ屆けて、使僧を召下し、本山の下知とてこれを止むるにぞ、一統大いに怒り、「夫れ吾國は神國にして、神德著しき中にも、別して伊勢大神宮はあらたかなる事にて、天下一統これを信じ奉る事なり。かゝる事云ひぬる故、先年も神棚を取らせ社を崩しなどせし神罰にて、御堂を燒かれ、當月四日閏三月なり。にも亦材木を燒失ひぬ。其坊主叩き殺して、早く息の手止めよ」とて、灘一圓に若き者共騷ぎ立つにぞ、使僧も這ふ／＼の體にて逃去りぬ。折節かゝる騷動の半ばに、賀茂丹後門人倉吉といへる者參り合せ、面白き事なりしとて語りぬ。

堂島中町正念寺も、神棚の事を厳しく云ひて、取拂はせんとて、種々に檀家をいじりしに、此度御蔭參りの噂ありて、世間騷々しくなるや否や、此寺の伴僧・下女等申合せ、一番に拔參りせしも可笑とて、其檀那なる加島屋用助の笑ひつゝ語りぬ。

順慶町せん元の筋邊より、親子連れにて參宮せしに、其親大津にて頓死す。又大工何某なる者の妻拔參りせしが、急病にて六軒にて死す。兩人共大和屋清助が能く知れる人なりとて語りぬ。

處々にて施行駕籠・施行馬十挺も十疋も打續き、縮緬・天鵞絨・抔の蒲團三つ計りも重ね敷き、板〆縮緬の襦袢に、緋縮緬の下帶締め、つゞれ著たる道者を載せ、行續ける中に、賃錢多く取られて雇ひぬるは、瘦せたる馬・破れたる駕籠に破れ蒲團敷き、見苦しき馬士・雲助の牽きかたげぬるなど、をかしき樣なりとなん。

息子の頓智丁稚を御祓に化す

櫂屋町にて或る家の丁兒、頻に拔參りせんと思ひ立ちて、錢五百文やう〳〵に工面をなしぬるに、主人に見付けられ大いに叱られぬれども、其心止まざるにぞ、何事も手に付かで、又もや拔出でんとせしを、此度も主に見咎められ、懲しめの爲めとて二階へ連れ行き、柱へ痛く括り付け置きぬるを、此家の息子密に繩を解き、丁兒を外へ出し、其跡の柱に御祓を縛り付けて、大いに驚きし樣にて、「御祓に丁兒のなりし」由をいへるにぞ、主此有樣を見て大に膽を消し、丁兒を尋ね廻り連れ歸り、金子一歩遣りて參宮を許し、家內殘らず代る〳〵參詣す。此息子自身にも參りたきに、親仁が餘りしわくして、伊勢參りさせざる故、かゝる事して驚かしめしかば、一統に參らしめ、自身にも留守して代りぬる間を待ちわびて、後より引續いて參りしぞとて、心易き人每に咄しぬるも可笑とて、市物屋久兵衛の此事を語りぬ。

京と大阪と人情の相異

京師にては閏月十日頃より浮かれ出だし、一統に參宮し、施行をなす事も大坂より

○ぞめきハ騒ギ遊ブヿ

多し。大坂にては處々にて施行し宿しぬれども、多く浮氣なるぞめき多く。美目よき娘など通れば、五文・三文づつ括りたる錢五つも十も遣り、見苦しくつゞれ著て難澁なるには、一つづつ與へ、施行宿にても、身の廻りよきは能く扱ひ、見苦しきはつれなく當りぬれ共、京都にては相應のなりして參りぬる者には、少しも施行なく、見苦しく哀れなる者には、過分の施行をなし、施行駕籠・施行馬立派に出立ち、緋縮緬の襦袢・下帶、又は十計りなる娘の振袖を著し、帶にはつるべ縄を締めて、老人又は難澁にて路錢持たざる者を選びて、程よく世話をなしぬると聞けり。尤も斯くこそ有りたき事に侍る。丹州龜山にては、閏月十二日頃より御祓所々に降りて、これより動き出し、追々拔參り始まり、騷々しくなりて、此處にても施行駕籠馬或は地車等を出して、石高なる道を旅人を乘せて押行くにぞ、何れも眩ひする心地になれるにぞ、皆斷りぬるを、種々に賴みて乘せて行きぬるなど、全く氣違の如くに見ゆるとぞ。

---

阿波一統に動き出し、淡路・紀州・泉州これに次ぎ、夫より浪華大浮かれに浮れ立ち、

姫路藩の參宮人に對する態度

播州一統に騷出し、豫州・讃州の拔參りも少々ありしが、是は格別の事にてもなく、次に播州動立ちて仰山に出來る。姫路邊も十二三日の頃御祓降り、其外奇瑞ありしとて、「君侯よりも、「領中の者共植付の構ひにならざるやう、勝手次第に參宮せよ」とて、御觸あり。米千俵を出して、宿する家々に割付け、百五十文の宿料は百になし、百文は五十文に減じ、錢なきは只泊めよとて、宿家毎に役人を付けらる。上より此の如くなれば、一統に施行する者多きとぞ。

備後・長門・藝州の邊も、大抵同じ頃に御祓降りしと云ひ、參宮少々はありしか共、格別の事なし。安堂寺町筋も三月廿七八日の頃より大に群集をなし、閏三月六日頃迄大いに目を驚かす程なりしが、其後は至つて大勢なる日と、少し減ずる日とありて、一樣ならざりしが、廿日過に至りては、參詣よりも下向の人多くなりて、人氣も大に靜まりぬ。四月二日伊勢より歸りし人の噂を聞くに、此頃は山城・大和、別て丹後よりの參詣多くして、道中筋も大いに群集して、賑やかなる事なりしとぞ。

備前・美作は、閏月下旬迄は未だ御祓降らず。されども御祓の評判を聞きて、少々は

抜參りする者もありといふ。折々途中にて少々は見受くる事あり。備中も少々は出づるを折々は見當りぬ。閏月下旬よりは、丹波・丹後・美濃・尾張・越前等一圓に出で、道筋大いに群集のよし。

大和屋林藏の咄しに、此間矢橋にて船一艘覆り、人多く死す。又靭の菓子屋外にては堀江の者といふ。妻妊娠にて臨月なるに、夫婦連にて參宮し、椋田にて出産す。外にては六軒ともいふ。大勢の泊り合せる中にて産せしかば、大いに狼狽せしに、此噂を聞き、少し隔りし庄屋より駕籠を持たせ「宿屋にては逆上すべし。此方へ來られよ」と云へるにぞ、之を幸にして其家に至る。産婦大に心を使ひし事なれば、乳少しも出でざるに、折節此家にても、此頃に安産して乳澤山なりしかば、母子共に恙なし。暫くは滯留にて養生せしが、産後間もなく參宮もなり難きにぞ、小兒を此家に預け置きて、夫婦共此間歸りしとなり。

施行駕籠

大和屋利兵衞といへる紙商人、常に丹州龜山に紙を買ひて、閏月十六日彼地に掛請取に行きぬ。同人の妻は龜山近在の者ゆゑ、其親類を尋ねしに、家は閉ざして留守なるゆゑ、三里計り隔たりし外の親類へ行きしに、此家の主いへるには、「今宵何某が方には嫁を迎へるゆゑ、兼て今夕參り吳れよといふ事なれば、何かと用事も多からんに、今朝より往かんと思ひしに、召使皆々拔參りして、甚だ無人にて留守する者もなく、外方も同樣の事にて、留守を賴みぬる人さへもなし。今來給へる道なれば、定めて立寄り給ひしならん。嘸取込の樣子なるべし」といへるにぞ、「我はさある事とは知らねども、先刻尋ねしに、家は閉ぢて皆々留守の樣子なり」といへるにぞ、此主大いに怪しみぬ。利兵衞が歸りに、無人にて行く事遲れぬ、斷りを賴みぬるにぞ、道筋なれば又立寄りしに、申の刻過ぐるに猶閉ぢてありぬる故、詮方なくて其處を出で歸りしに、町中にて壻に出會ひぬるに、施行駕籠の明きたるを一人して舁げ、汗ぬぐひつゝ云へるには、「今朝よりか樣に駕籠を擔げ、往來を乘せ步行きぬ、今少し隙を得たりし故、少しの間休まんと思ふなり」と、吐息して語れるもをかしか

りしとぞ。利兵衛事は、津ぼ屋長七といへる烟草屋に滯留せしに、此家の親仁六十四五なるが、親子共施行の駕籠に出で、「かゝる時に當りて施行せざる事やある、其許にも駕籠舁き給へ」といへるにぞ、據なくも町外れ迄駕籠舁げしが、斯樣の折なれば、何れへ行きても、紙の價頓著する者なくて、行先々にて種々の手傳せしとて、聊も銀子受取らで歸り來りぬ。廿日の旭、三尺と思ふ程隔てゝ、三體に現れしとて、龜山にて是を見し人々、「不思議なり」と專ら噂せしかども、利兵衛これを諾はで、「何故に日の三體に拜まれ給ふべき、好事の人の云ひ觸らすならん」とて、見しといへる人の咄しぬるを打消すやうに云ひて、其日直に歸りしが、歸路にても專ら其噂ありしかば、其有樣を處々にて尋ね見しに、刻限より日の形、同樣に云ひぬる由。浪華にては頓と其沙汰なし。廿日は伊勢燒失の最中なれば、日影の雲に映りたるにや。不審しき事になんありける。

---

予が隣家なる廣島屋四郎兵衛が親類妊娠なるが、月滿つるに參詣し、歸路伏見にて

子を産む。此等は大膽の業なりしが、幸にして無事に歸る事を得しとて語りぬ。
横田川の渡し船覆り、小兒兩人死すといふ。

大石には施行の家一軒もなし

上にいへる如く、灘邊は門徒多き處にて、參宮につき本願寺の使僧迄遁跡る程の事なるに、大石計りは參宮する者一人もなく、施行は世間並の事にして、殊に福者の多き處なれば、これをなさんとせし者もありしに、檀那寺より、「參宮人へ施行せんより其金を本山へ上納すべし」と、これを止め廻りしにぞ、其の事も止みぬ。斯くて參宮人數萬往來するに、大石計り施行の家一軒もあらざるにぞ、「此處は大家も多き處なるに、施行する家一軒もなきは、穢多か癩病か」など、口々に惡口して行過ぐる者多かりしが、頼み寺の住持晝寐して起きざる故、家内これを起さんとせしに、いつの間に死にしにや、頓死して家内もこれを知らざりし由。これは參宮を止め施行も爲さで、「本山へ金上げよ」など云ひて妨げせし事なれば、神罰を蒙りて斯かる死樣なりしとて、人の語りぬとて、加島屋孫兵衞に聞きぬ。

道具屋五郎衞門噺(はなし)に、靱(うつほ)には、親子兩人暮しぬる者の、先達て養子せしに、此者不良の行なせるにぞ離緣せしに、月日立ちて後其行も改まり、先非を悔いぬるとて、人の類に挨拶をなす故、これを許し家に歸らしめて、其明くる日これに留守を命じ置き、母親娘を連れて參宮せしに、出立ちぬる日より養子病に臥して、間もなく世を去りぬ。近隣はいふに及ばず、親類も大いに狼狽す。日を經て母親は參宮して歸りぬるが、娘を途中にて見失ひ、如何成りしにや未だ知れずとて、途方に暮れぬる者のありしとぞ。

天滿船大工町毛利孝安が悴も、近所の子供・女など召連れ參宮せしが、宮川にて川留に逢ひ、船三艘引くりかへり、人三人流れ失せしを以て、悲しくなり、道より頻に歸りたくなりしが、此處まで來りて歸るも本意なしと、膽を出し參詣せしが、「大神宮・兩宮・風宮等火の眞中にあつて、恙なく在すを拜せしと、京都に歸り、廿七日午の刻に、

日月星の三光を拜せしとは、有り難かりしが、道中の難儀思ひ出られて、參宮に懲り果てぬ」とて語りぬ。

月○　星○
日○

此の如くに顯はれ、衆人これを拜みしとぞ。浪華にては心付かざりしにや、其沙汰を聞かず。

四月上旬の頃には、備後・安藝・備中・備前・肥後等ちら〳〵と參詣す。市物屋久兵衞姉、參宮して十日頃歸り來りしが、道中筋尾張・江戸・備後等別けて多かりしとぞ。

松屋宇八（江戸堀一丁目、）子供・女等引連れ參宮せしが、其節には、尾州・勢州・（勢州は同じき國なれば、何日にても參詣すべき事なるに、人氣の立てる故なりといふべし。）丹波・丹後・但馬等多かりしといふ。此者云へるに、「二見より六軒へ渡る船一艘覆り、人多く死すと、併し御木宮の火の只中に立ちて燒失せざるを見奉るに、神德の有り難き事、言語にも述べ難き有樣なり」と云へり。

浪華より野里の渡しを經て、尼ヶ崎へ出る道筋に、へじまといふ處あり。此村總べて男は女の姿になり、女は男の姿になり、緋縮緬の襦袢にて、參宮人を駕籠へ乘せ舁き廻り、大なる幟二本、御蔭參り施行の印を付け、駕籠々々の前後に大勢の者共伊勢音頭にて囃し立て、大浮れに浮れぬる由。此度の御蔭に付き、是に限らず、道中筋處々にて、女の出でて駕籠を舁きぬる由。勢州津にては家中より大勢出で、侍共大小をさしながら、旅人を擔げ廻りしとぞ。此等は最も甚しき事に思はる。

海老口村百姓何某の云へるには、此者閏月七日立にて參宮せしが、四日立にて當所より御役人衆出張ありて、宿賃・人馬・駕籠・物の價等定りて、家毎に張札ありて、何事も嚴重なりし故、少しも不自由の事なかりしとぞ。海老口にて寶永の御蔭參りに、高八十石持ちし百姓一人參宮する事なく、召遣ひ迄嚴しく制して參らせざりしが、此者の田地計り大いに日やけして、米一粒も取れざりしが、夫れより次第々々に家衰へ、今にては淺間敷有樣になりぬ。へじまにても此類多かりし故、此度は一人も參

宮せざる家なく、此者十二日に歸り來りしが、其頃よりも十三日立にて參詣せし人の噂には、「道筋も大いに群集なりしが、其よりも亦其次に參宮せし頃は、雨天・川支等にて目を驚かせし事なり」と、參宮せし者共の云ひしとて語りぬ。總べて此度參宮人等の、不自由の事なくて程よく參りぬるは、至つて面白くして有り難かりしといふ。道中にて不自由の目に遇ひ、宿をも取りかね、飢ゑ勞れぬるは、參宮に懲り果てしといふ。其人々の幸・不幸と、何かの取廻はし宜しきと、立廻り至つて鈍なると、心強きと、心弱き人とにて、斯かる有樣なりし事と思はる。

## 神罰

「伊勢にて或る家に米を施行せしを、參詣する人の其米を貰ひし上に、側に積める俵にもたれ懸り居て、人の隙(すき)を考へて、少し計りの米を盜み取りしが、其手を突き、もたれ懸りし米俵の、體にひつ付きて離れざるにぞ、外より人集りて、俵の中なる米を出しやりしかど、其俵猶ひつ付きて取れざりしを、予が隣町なる大和屋八兵衛母の親しき人其側にあつて、其樣を見、其々に藁を取つてやりしが、不思議なる事な

りし」とて語りしを、予に又語りぬ。此等は怪しむべき事なれども、大和屋の母は正直にして、詞を飾れる人にあらざれば、之を記しぬ。

播州より三十人組とて參詣せし中に、六十計りの親父、息子の妻を連れて參りしが、道にてこれを犯せしに、交接離るゝ事なし。神明の罰を蒙りしなるべし。かくて詮方なければ、連の者共これを宿に預け置き參詣をなし、歸路兩人を戸板に乘せ、銘銘にかはり合ひてこれをかたげ歸りしといふ。又當所籠屋町には、子供を出家させしが、此坊主「頻に參宮せん」といへるにぞ、母親と二人連立ちて參りしが、これも宿屋にて骨肉の親子淫事をなし、離るゝ事なくて、人中にて恥を曝し、宿送りにて歸りしといへり。六十の親爺、息子の嫂を犯し、骨肉の母親其子に犯さするなど、畜類に等しき者なり。かゝる事さへありぬれば、うはの空にて飛び出づる若き男女のいたづら思ひ遣るべし。いかに神の罰を蒙りしとて、交接離れざるの理なき事なれども、大勢の泊り人互に押し合うて、何れもまどろむ事なき中にて、かゝる

まさなき業をなしぬる事なれば、知れでやは候べき。今其噂の高きに、後の世に至りても、前年の御蔭參りにかゝるまさなき業ありしとて、後の世迄も其譏りを受けぬる事、これひつ付きて離れざるに等しかるべし。閏月廿日の頃、予が門を女の兩人連立ちて通りしが、これも參宮して不儀の行ありしと見えて、拔參りすれば親仁の面を見るもうるさく、小悴も捨てたくなるとて、聲張り上げてうか〳〵語り行く樣の、淺間しき事に思はれぬ。總べて斯樣の有樣なれば、人々心得べき事に侍る。

## 狂女

六軒にては、狂女と見えて、若き女の國處も知れざるが、人々御蔭參りに施行をなせども、我は施す者なし。○頭注淫婦の狂人となりしにや、又卓見ありて此間を非とするにや、施行と云へる詞にをかしき處あるにぞ之をもかい付けぬ故にこれを施行すとて、口口を出して有りぬる故、處の役人これを制すれども聞入るゝ事なく、其處を動く事なくありしとぞ

天滿にて三歳の小兒連れし女の拔參りせしが、宿屋にて側に臥しぬる女の、去年生

れしを連れしが、乳少なくして困りぬる故、見兼ねつゝ、其子に乳を與へぬ。夜明けて三歳の小兒これを拒みて呑ませざる故、これを暫し守りてよとて、其人に渡し置きしに、其女何地へ行きしにや、之を尋ぬれども、其行末知れざれば、據なくて、其子を連れ歸りぬれども、其素姓も知れず、されども之を捨つる事も成り難く、日夜泣き暮らせる事なりとぞ。

---

高麗橋筋・渡邊筋・角錢屋揔兵衛悴の參宮せしが、道にて連れになりし人の、宮川より向ふへ行かれざりしが、「遙々參宮を志して來れるに、歸るも口惜し」とて、後向になりて苦しみつゝ、山田の方へ歩みぬるを見しとて語りぬ。錢屋は予が知れる人にて、これも僞り云ふ人には非ず。

---

御祓降る

淀屋橋筋伏見町北へ入る政富喜兵衛といへる菓子屋の裏にも、御祓の降りしにぞ、此者夫婦連にて、兩人の子供連れて參宮す。伊勢燒失の跡に、神明の本社の火の中

に在つて燒けざりしを見て、有り難き事なりしとて語りぬ。予も降りしといへる御祓を見しに、檜木にて劒先なりの箱を拵へ、びいどろにて窓の如くしてありぬるが、內宮と計りにて御師の名はなかりし。中西常藏の咄に、東町奉行所に八十、西町奉行所に六十計り御祓の降りしを屆出でたりしとぞ。又白鷺の御祓を銜へ來つて、所々に落せるを、京・攝の間にて見し人の有りしと云へり。

### 犬の參宮

阿波より犬を連れて參宮せしが、御蔭參りする犬なりとて、道々にて食物を與へぬるにぞ、大いに食に飽きて、其度每には食ふ事なし。外より參れる犬は、其處々の犬これを嚙み伏せぬるものなるに、其犬にはとんとかまへる犬一疋もなし。これぞ不思議と云ふべし。犬の當所經て參宮せしも三四疋ありしと云へり。

---

難波橋筋南久寶寺町丁子屋武兵衞なる者、伊勢出火の節に、六里手前にて止まり、明くる日參詣せしが、これも本宮の殘れる樣を見て、信心肝にこたへぬと云へり。これが云へるには、火事の節外へ逃げし人々は、少しも怪我なかりしが、本宮の方

へ走りしは、多くは怪我せしかども、死せる人は一人も無かりしと云へり。

閏月二日、大坂より峠を經て南都へ出でし者九萬千數百人にて、奈良にて宿りし者三萬四千餘にて、其餘は宿しぬる家なくて、皆夜道を歩みしとぞ。南都にて日暮前には右の人數行詰まりて、こちらより向の家迄も行く事ならざりしとて、大和屋利兵衞と云へる南都生れの人の予に語りぬ。

四月十六日、津山林田町の者なりとて、予が知らざる人の出來りて、「此度十八人計り連立つて伊勢へ參りて、江戸を見物に行きしが、路用を使ひ切らしぬ。こゝに西川の銀札あり、これを換へて給はれ」と云へるにぞ、「西川の札は四五年も跡に潰れて、通用する事なければ、替へて遣り難し」と云ひしかば、言下に詞をかへ、とぼけたる様にて、「我等は五年前に江戸へ行きて、今歸りがけなる故、斯かる事を知らず、これより津山へ歸るには、六七百ありぬれば歸らるゝ事なり」とて、尙も吾をかたら

んとす。西川札の潰れし事は、則ち大黑屋の親類西山簾兵衞に聞きぬ。これが悴を加茂丹後が、ざこばなる阿波屋藤兵衞が養子に遣せしに、差縺れ出來て、加茂も西山も困じ果てぬるが、三人共に予が知人なるにぞ、加茂より予を賴みぬる故、程よくこれを取納め遣りぬ。斯かるにて札のつぶれし譯をも精しく知りぬるに、役にも立たぬ銀札を以て予をかたらんとせしは、膽太く侍る。跡にて聞けば、「町內にて此町に作州より來て住居する人は無きや」とて、予が事を聞き合はせ參りしとぞ。作州は予が生れし國にはあれど、人氣の宜しからざるを、召遣へる者にさへ恥づかしく思ひぬ。

白子裏町播磨屋喜衞門・尼崎屋孫兵衞妻等、何れも小兒引連れ、二十人計りにて、閏月十二日立にて參宮し、伊勢にて火事に逢ひしが、火元より餘程間ありし故、河原に逃れ出でありしが、火飛廻り處々燒けぬる樣、恐しき事なりしが、處より大勢提灯燈し連れ、「道の案內せん」とて、道無き山中に連れ行かれ、辛うじて其山を越ゆる頃、夜明になりぬるに、其山の麓は古市なれば、こゝに飯を食べ休みぬと云ふ。こ

れが咄には、火事に怪我せし者一人も無しと云へり。江戸邊にては、閏月上旬には、
**飛語** 昨年切支丹御仕置あり。其後梵妻一件にて、三十ヶ寺計りも召捕られぬ。「今御蔭參
り始まりぬれば、佛法衰へ神道の世の中になりしかば、陽氣勝つて火事有るべし」と、
誰云ふとも無く言觸らせしにぞ、皆々大に騒ぎ立て、諸道具を藏へ運び、藏なき家
にては外にて借り藏をなし、道具を片付けぬ。騒々しき有樣なりと聞きぬ。

七十に餘れる老女の、連にはぐれしとて、町内の橋の上にさまよふあり。撞木橋の
上には、同じ年頃の老女病臥して苦しめるあれば、宿駕籠釣臺に乘せて宿送りに病
者を送れる樣、哀れなる事にてありぬ。

**訛言** 鴻池・加島屋等は、當所にても富める人故、其名何國迄も通れるに、此度御蔭參りに
付、一人へ二朱宛の施行すなど、專ら言觸せしにぞ、淡路の者は申すに及ばず、紀州・
泉州等よりは態々廻り道して、是を受けんとて來たり、門に立つて乞へる者あれば、
鳥目二文宛を與へるのみなるにぞ、何れも心當違ひぬるも可笑し。其餘大家と呼

ばるゝは、大體右の如し。堂島の施行の如きは、仁慈に似つれども、其名を賣らんとて、畢竟は名利の心より出づる事と思はる。眞實より出づる施行も少きにはあらざれども、多くは此の如き心得と見ゆ。されども近頃は、御蔭參りと施行との噂のみにて、外にしみたれたる噂を聞かず。人氣一變せしが如し。

御蔭參りやゝ減ず

御蔭參りに浮かれ行きしも、心そゞろにして狂人の如く、下向しぬるは大いに勞れ果てゝ、阿呆の如く、何れも飮食を節せず、夜をこめて雨露に打たれ、山嵐の氣に當てらるゝ事なれば、時疫病みて惱める人多し。四月半ばまでは、往來減じながらも絕ゆる事なかりしが、月末に至りては、偶〻に參詣の人を見受くる樣になりぬ。

御蔭參り新道を開く

此度御蔭參りに付きて、大和路より伊勢への近道を開く。山路の嶮しきに、沼の中など步みぬる事にて、六里の間に杣人の家二軒ならではなくて、勝手知らでこれを行きしは、大いに困じぬるよし。安堂寺には、「必ず近道を行く事勿れ」とて、處々に

河内の門徒寺に御祓降る

京都東洞院三條の者御蔭參りの途中溺死す

張札を出す。

河内にて、或門徒寺へ御祓降りしかば、小僧これを拾ひ取つて内へ入りぬ。我宗門にてかやうの物取扱ふ事なしとて、其儘是を取て火に投じて焼き捨てしかば、小蛇二疋出で來りて、之が咽に纏ひ付きて離るゝ事なく、淺ましき樣なりと言へり。米俵の體に引付きしと同日の談にして、怪しむべし。同國松原より半丁計り隔たる村の庄屋、其外池田・伊丹等にも、交接離れざるの噂專らなり。是等も甚しき邪婬をなして、其惡名離れざるなるべし。乳呑子連れて浮かれ出でしが、驚風・外邪・疱瘡（此年春より疱瘡流行す）等にて、途中にて死せるを、行李に入れて其死骸持歸るも數ありし事となん。

京都東洞院三條にて、或る大家の息子幼年より虛弱なるにぞ、主の甥兩人を後見の積りにて、兼ねて是を引取り置きしが、此度御蔭參り始まりしかば、右の三人の者共荷持一人召連れて參宮し、歸路二見より船に乗りしが、其船覆り、十七人乘の中

にて七人死にしに、四人は此者共なりしを、漸く荷持計り引上げて、其の處を尋ねしに、「東洞院三條」とかすかに聞えて、其儘息絶えぬる故、所にても詮方なく、證據の爲にこれが著物を脫がせ取り、直に京都へ飛脚を出し、東洞院三條に著きて、「此邊より伊勢參りせし家ありや」と尋ぬるに、其邊一軒も參詣せざる家とては無きにぞ、「男計り四人連なるを」とて尋ねて、漸と其家に到り、右の著物を見せしかば、家內大いに驚きぬ。此家には斯かる事ありとは更に知らざる事なれば、主始め大勢、粟田口へ迎ひに三日計りも打續き出でぬるに、今日も又到りてあるにぞ、直に人を走らせしかば、主は大いに驚き、足も立たざりしが、仕度そこ〳〵にして、飛脚と共に伊勢へ到り、「せめて亡骸を得たし」とて、漁者を雇ひ網を入れて、百五十金計り費せしかども、これを得ざりしにぞ、家に歸り、世間の交を止め、來れる人に逢ふ事なくて、獨り一と間へ引籠り、晝夜念佛を唱ふるのみと言へり。

御幸町六角の邊にて、或る家の丁兒十三歲になれる者兩人、十二歲なる一人と、三人

連立ちて拔參りせしが、十二歳の者は足を痛めぬる故、兩人連立つて途中より先へ參宮し、歸路同じ町内に住める婦人の二歳なる小兒を懷き、九歳の小兒引連れて拔參りせしが、子供の世話に進退谷まりて困じ果てぬるに逢ひぬるにぞ、此婦人大いに喜び、「こゝ迄拔來り參らざるも口惜しければ、何卒九歳の子を連れ歸り吳るゝ樣、賴みしかども、これを諾はざる故、金子二歩出して賴みぬるに、此子供等錢を持たざる者共故、是を受けて、其子を道連れになし、これより分れぬるが、横田川の渡し大いに群集して、心易く船に乘り難きにぞ、大勢歩渡りするを見て、川も淺き樣子なれば、兩人の者九歳なるを中に挾みて渡りしが、川中に三人共流れしかども、兩人は辛うじて助かりぬ。預りし子は流れ失せぬれども、詮方なく歸り來りしに、程なく母親歸り來りて其事を聞き、大いに打歎き、奉行所へ屆けぬ。公儀にても詮方なくて、兩人の子供町預けに相成り、今に濟む事なしと聞きぬるは、四月廿八日の事なりし。

京都にて、或る家の丁兒拔參りせんとせしを、主人大いに叱りぬれども、聞入れざる樣子なれば、火の見の柱へ括り付けて置きしに、折節此家に普請ありて、大工入込みありしが、密にこれを解きやりて、其跡へ御祓を括り付けて置きしを、主人程經てこれを見て大いに驚き、「勿體なし、我に罰當るべし」とて、跡より直に參宮す。其大工「我こそかゝるわざして人を欺きぬれば、神明の罰蒙らん」と聞きて、其儘參宮せんと驅出でしとなり。こは浪華籠屋町にありしと同日の談なり。

大宮通丹波口にては、握飯一つ宛施行せしに、日々米二石餘り入りしと云へり。

久寶寺町金屋平兵衞、幼年の娘兩人相具して、四月六日立にて參宮し、廿日に歸り來る。今にては京都・江州・若州・尾州等より、身元宜しき者計り大勢連立て參宮し、道筋も一節の如くに厚かましき事なくて、何も不自由の事なかりしが、百姓は何れも植付の拵へに掛りぬる故、所によりては人を雇ふ事も成り難くて、幼子を負ひしには困りしと云り。又、西國筋兵庫・明石等より、今に少々宛參宮の人を見受けぬる

が、身元何れも相應の人物と見えて、檜杓をば持ちぬれども、門に立つて報謝をこふ人は少くなりぬ。

○あをハ阿保越ニテ伊賀ヨリ伊勢ノ津ニ出ル間道ナリ

堂島裏町櫻橋筋東へ入る處にて、中澤右兵衛といへる寺子屋の妻、五十計りなるが、疾病にて、鼻落ち口破れて常に惱みぬるが、十三になれる娘一人召連れて、浮かれ行きしに、氣の轉ぜしにや、其日より氣分宜しく、途中も無難にて、矢橋・二見等にても船に乘りしが、至つて都合宜しく、歸り來つて後も至つて健かになりしとて、神明の御蔭を喜びぬ。是が云へるに、「或る家の小兒躄にて、十歲なるが、足少しも立たざるに、此度の御蔭に參らんとて、頻に思ひ立ちて、はたよりこれを止むるをも聞かざるにぞ、詮方なくて、母親これを負ひて參りぬるが、あをにて是を下し、休らはんとせしに、覺えずも其子の足立つて自由になりぬるにぞ、親子感涙を止めかねて、喜び泣きに泣きぬるを見る。又美濃女密夫と共に拔參りせしが、青脹れに脹れつゝ、宿駕籠にて送らるゝを見る。又六人連なる人の、別れ〳〵になりて、四人は

矢橋の船に乘り、二人は瀬田を廻りしに、其船覆り、殘らず死す。又故もなきに、一人溺水へ飛入りて死せるあり。又松坂にては、茶店へ休らひ居りし女の、馬に足を喰付かれ、苦しめらるゝ樣見し」と云へり。其餘御祓の降りしは、途中にて處々にこれあり。中には御幣の屋上に降りしを、其儘に御神酒備へ祭れるなど有りといふ。

白鷺金幣を銜はふ

西宮にても、白鷺の金幣を銜へて空を舞ひしが、處々にて下らんとするにぞ、人多く出て是を受止めんとせしに、其處へは下りで、蛭子社の隣なる門徒寺の杉木に止まりて、此處へ落しぬ。此寺の住持、大石其外處々に門徒寺の變に遇ひしを聞きて、恐れぬるにや、又信心に出でしにや、直に參宮せしと云へり。

予が隣家播磨屋季助といへる者の悴、十一歲なるが、昨年の冬より丁兒奉公に出でありしが、子供の心得違ひを咎めて、此家の妻是を叱りしかば、其儘に主家を立出て、歸らざるにぞ、其由宿元へ申來る。內にても母親これを案じて、種々心を勞せ

しに、其子は主家を出で、宿の知るべの方へ行き、鳥目百文借りて、是にて笠商ふ家に到り、「笠を買はん」と云へるにぞ、笠屋の主人「拔參りするや」と尋ねしかば、「然(しか)なり」と答へしにぞ、笠の價をば取らで、鳥目五十文を與へぬ。此小兒百五十文の錢を持つて參宮をなし、十五日目に無難にて歸り來りぬ。此者は小兒の中にても、至つて臆病怯弱此上も無き者なるに、人氣浮かれ立ちぬる時に當りては、怪しむべき事なりき。

備前無屆の拔參りを禁ず

予が家に召使へる僕は、備前の者なるが、此が近村より三人連にて拔參りせしが、歸路京都にて一人連れにはぐれしが、此者病んで漸うと當地迄來りて、中の島備前屋敷門前にて倒れ伏して、一歩もなり難く、大いに苦しめるにぞ、屋敷より早々飛脚立て、親類直に登り來りしに、折節予が僕途中に逢ひぬ。備前は、上へ屆くる事なくて拔出づる事は、嚴しく法度なるに、斯かる有樣なれば、大に騷動せしと云ふ。

薩州にて相應に暮しぬる身元の人なるが、妻妊娠にて七月を過ぎぬ。是まで屢〻産すれども、育ち難ければ、此年御蔭こそ幸なれば、參宮をなさば子も育つべければとて、夫婦連にて國を出でしが、途中にして男病出でしが、日數を經て死に失せぬ。國を出づる時には相應の貯へをもなせし事なりしが、今は路用を遣ひ果てゝ、一錢の貯もなく、大和路を迷ひ歩行くうちに、前後に家なき野中にて、産の催し付きて大いに惱みぬるが、程なく子を産みぬれども、詮方なくて途方に暮れ果てしに、折節往來の人有つて是を憐み、金一朱を與へしかば、これに助けられて、漸く人家へたどり著きて、其日は宿りぬ。されども外に貯なき事なれば、其宿をも追出され、艱難苦勞し盡くして、十二月の始めに大坂へ來りしが、寒氣烈しきに垢著きたる單物を一つ著ぬるが、子を懷にして、子が知れる方などへも物貰ひに至りしが、哀れなる樣なりしとて、其人の之を語りぬ。

---

四月廿日過ぎ、久寶寺町金屋平兵衛が門を通りしに、主人平兵衛丸裸にて店先に在

りしが、總身膏藥だらけにて、餘りをかしき樣なれば、「如何せし事にや」とて之を尋ねしに、「當月六日立にて伊勢へ參詣し、廿日に歸り來りぬ。道中筋も百姓は悉く農業にかゝりぬるなれば、旅行の馬・駕籠絶えて無く、人を雇はんとすれ共、處によりては其事なり難き故、夫婦の者、十三と七つとになれる女子を連れて參りしに、幼女の足痛めぬるを據なく負ひしかば、總身此の如く惱みぬ」と云へり。「其節にも大勢參詣はありしかども、京都・越前・尾張・美濃・若狹等多し。されども何れも歷々の身元人計りにて、道中少しも混雜することなく、宿々よりも宿引の者出でて、泊りに困れる事とてはなし。されども甚しき麁食を出すには困りしと云へり。往來ども、宿送りの病人に仰山に出逢ひし」と云へり。

---

五月七日堂島川に架かれる田簑橋の上に、十二三なる伊勢參りの女子行倒れ死す。是等は一人にて參宮すべき事には思はれねば、定めて連れにはぐれ、飢に勞れ病死せる事と思はる。

同中旬、備中新見飛脚來り、親類よりの書狀を持參せしが、伊勢參りの老幼、病にて宿送りになりぬるを、大勢見受けしが、哀なる有樣なりしとて語りぬ。

同中旬、日向飫肥城主伊東修理大夫殿交代なりしが、途中より、十五歳より廿歳位の男子の、伊勢參りして、連れにはぐれ、飢に勞れなどして有りぬるを、「日向に來れ、連れ行きなん」と云へるにぞ、「何れも難澁の者共故、しかせん」といへるは、供廻の內へ入れ、廿四五人も連り來りぬ。中に廿四歳になれる者、一人ありて、其餘は廿以下の由。此等は前後の差別なく、御蔭參りに浮かれ出で、施行を當てにせし事なるべきに、施行今にては絶えてなき事なれば、あちらこちらと徨ひて、食を求めぬるに、思はずも日數積りて、宿へ歸りても、親・兄弟の叱りに遇ひ、又奉公をなせる者は、主家へ歸る事もなり難く、差當り口を養ひ飢を助くるだに、何の辨へもなく、親の歎きをも顧みずして、行くなるべし、伊東家伴の者共の、計らひなるべけれ

○引合ふ
ハカケアフ也

ども、君侯の伴先にての事なれば、侯も譏りを免るゝ事なし。「如何に銘々連れにはぐれ飢に苦しめばとて、親・兄弟の有る者共なるを、親へも引合ふ事なくして、差別もなき者共へ應對をなし、連れ歸る事人拘しともいふべきか。いかに彼國人少なければとて、淺ましき事に侍る。諸侯の事なれば、此者共の國處を正し、夫れ〲親元へ送り遣らば、嘸な其親々の悦びぬべき事なるに、伊勢參りして、日數の經るをも案じぬるは、親子の情なるに、日向に行きなば、親は此の事を知らで、歎き暮らし、出でし日を命日として、弔ひぬべし。不仁の至り、人たるの所爲にあらず。伊藤の屋數は土佐堀常安橋の西なり。侯の著故に、迷子共には別に宿を取らせありぬ。其邊の者宿の主など、「國へ歸りたき事はなきや」とて、此者共へ尋ぬるに、何れも「其事なし」といふ。中には西宮の子供などもありと云へり。

淺ましき事に侍る。

伊東家の復興

伊東も素姓正しき家にあらず。昔彼家の入道、大友をせばめ、九州に勢を振ひ、鐘の銘より事起り、薩州と合戰に及びしに、其勢當り難く、薩州勢打負けて、終に鹿兒島の本城迄攻詰められ、城を捨て奔去りぬ。此の如くなれば、跡なる河原迄引取り、大に勝誇り、甲冑を解き、油斷して、其備なき處へ、薩州の敗兵、窮鼠猫を

○大義ハ忠義

食むの勢にて、思ひ寄らず切込みしかば、大敗に及び、吾一に落行き、恥ある者は手を空うして討たれ、腹切などして相果てぬ。入道も今は詮方なく、腹切つて失せぬるにぞ、足輕に一人大義の者有りて、敵に首を渡すまじと、入道が首を討落し、懷中なる家の系圖を取出し、これと首とを腰に括り付け、海中へ飛入り、辛うじて命を全うし、日向に歸り、人知れず其首を葬り、何卒して家を起さんと思へども、血筋の人々も皆討死して更になければ、詮方なく上方に出來り、御治世になりて、いかなる人の子とも分き難き小兒一人拘引し來り、七歲計り迄これを育て、立派なる衣服を著せ、伊東家の系圖を首に掛けさせ、城の番場に連れ行きて、この小兒を捨てぬ。此子番場をうろ〳〵とし、迷ひぬるにぞ、これを正しぬれ共、何とも分き難ければ、夫より公の計らひになり、これが首に掛けし物のかさ高なる故、これを改め有りしに、伊東の系譜ありしかば、伊東は舊家の事なればとて、牧方に於て三千石を給ひしに、其後「本領の事なれば、聊にても日向にて給はりたし」と願ひ出でし、御聞屆け有り、終に諸侯に列するに至る。今に至り、牧方の橋

伊東より掛る事有りと云ふ。予が賴み寺久昌寺體元和尙は、薩州の者にて、此事詳に予に語りぬ。

當所伊東屋敷の側に、伏見屋間右衛門といへる寺子屋あり。此者狂歌を詠みて一家をなし、桃李園と云ふ。此者屋敷へも立入りぬ。此度供せし家老、同人方へ出で來り、迷子連れ來りし噂をなし、予が先祖も迷子にて、日向へ賣られし者なれども、追々立身して、先代より家老職をつとむ。日向へ連れ歸りしとて、憂目見する事にては更に無し。暫く足輕に使ひ算筆を能くする者は、間なく勘定役勝手方などへ出で、追ひ〱立身する事にて、かゝる類、家中に多き由。又何一つ取得なき者共は、百姓になし、山野の働を爲さしむる由。彼國領內廣く、人至て少き故、他國の者を買入る事なる由。元來彼國の土風にて、子一兩人を育て、其餘はまび〱と稱へ、墮胎せしめ、生み落しても、是を殺しぬ。子供多く育つれば、親の世話多し。家を續ぐ者さへ有れば、夫にて事足りぬ。家業は成人せし他國者を買取つて、是になさしむれば、苦勞する事無しとて、金銀・田畠多く持てる者迄も、

此の如しと云へり。此節君侯の著ありしに、迎へ船未だ來らず。中旬より、今に屋敷へ滯留あり。廿二日なり。供の士一人死するに、「當所にて死にしは、大なる仕合なり」と、何れも口々に云へるにぞ、「何れにて死するも、死によきといふ事はあるまじ」と、宿の主の難ぜしに、飫肥領内城下迄の内に、至て難所有り、馬・駕籠も通り難き所有り。前々より其所にて人死する事あれば、海の中へ投込む事なりとぞ。總て下國と見えて、當所屋敷にても、臺所に大なる圍爐裏を切りて、鍋をかけ、此鍋にて飯も汁も何に寄らずたきぬるに、月代の湯をも是にて沸し、鍋の中にて天窓をもみ、月代のすりしをば、直に圍爐裏にくべて、これを焚き、餅も燒く。味噌も肴をも其火にて燒き、唾をも鼻をも其中へ吐き、嚙込みぬる事なりとぞ。嗚呼、夷狄なる哉。

四月下旬より五月さし入迄は、伊勢參りも至て稀なる事なりしに、十日頃より、豫州・備前・備中・中國・九州・雲・伯等より出來り、最初の如くには非れども、市中を大勢徘徊す。

五月上旬雲州より、母・娘兩人の拔參りせし者有りしが、其母病に臥して、大和路にて死す。娘願によりて、其所に葬りやりし由。御代官よりして、當所出雲屋敷へ其屆あり。

大和國下市なる西法寺曹洞宗なり。の住持が咄には、國々も一統に伊勢參りせざるものなく、種々の奇瑞あり。予が知れる川上と云へる所に住める富家の娘、年十三、幼きより蹇になりしが、此度御蔭參り始まりて、老も若きも幼きも、飛出づるにぞ、此娘も是を羨しく思ひ、「參宮させて給はれ」とて、父母に願ひぬるにぞ、これを許し、二親附き添ひ、駕籠に乘せて參りしに、本社の前に到り、駕籠を下ろし、立出でしに、思はずも足立ちしかば、如何にも不思議の事に思ひ、其身は分て嬉しくして、本社まで步み行きぬ。かくて歸路には、少も駕籠に乘る事なく、步みて歸來りしかば、何れも大いに喜びぬ。川上と云へるは、往來より餘程入り込みし處なる故、銀子三貫目往來へ持出で、施行をなし、群集にて宿りに困りぬる者共を、悉く連れ歸りて、宿らせぬ

とぞ。其餘、盲人の目明らかに成りしなど、其數限りなしと云ふ。此の如くなれば、神罰も直に受けて苦しめる人も多しと云ふ。又施行駕籠・施行馬・其餘何によらず、施行あれ共、施行に付きて、若き者共は、一村づゝ云合せ、衣裳を揃へ、種々の思付をなしぬるが、後には甚しくなりて、互に村々に負けじ劣らじとて、後には俄など思ひ付き、伊勢正遷宮に付き、勅使の樣をなし、何村にては五十金の入用、何村は百金などとて、施行よりは、斯かる事に費莫大なりしとぞ。大和は東西本願寺派の多き處故、平日檀家にて、神祭りする事を嚴しく戒めしが、此度御蔭參り始まりて、梵妻・娘など飛び出づるにぞ、後には住持も家內引連れ、一統に浮れ立ち、參宮をなし、一ヶ寺も殘れるは無しと云ふ。又參宮人、馬より落ち、又は病に苦しみ、怪我をなし、死せる人も多しと云ふ。明和の御蔭は同人九歲の時なりしが、老幼、牛馬、犬猫迄參宮せし事なりしが、何も奇瑞ありし噂は無かりしが、此度の如き罰・利生覿面なる事は無かりしとて語りぬ。

### 女の入水

順慶町［　　］家内近邊心易き女同士相語らひ、參宮せんとて内を拔け出でしが、道中にて連にはぐれ、此女一人になりぬ。元來此者癇症の兆(きざし)しあるに、斯かる事なれば、途方に暮れて、取逆せしと覺えて、近江なる矢橋の船に乗りしが、湖中に飛入りぬるにぞ、大いに騒動し、直に水中を大勢の人以て探しつゝ、漸く引上げぬれども、最早息絶えてせん術無し。これが懷中を探り見しに、則ち處付有りしかば、直に大坂へ申し來りぬる故、當方よりも直に受取りに行きて、事故無く相濟みしかども、暫くと雖も多くの人をかけて取計らひし事なる故、近江にての入用一貫五百目、大坂の入用一貫目なりし由。しかし御蔭參りの事なれば、近江にての入用は、施し遣るべしとて、取らざりしとぞ。此女富の札一枚懷中せし故。富の札屋迄召出されしが、此札は一昨年の札なりと云ふ。

### 渡銭

五月の末江州水口の人來りて咄せるを聞くに、道中筋「最初人の出盛りし時の如くにはあらねども、今に參詣群集す」と云へり。此度御蔭參りに付、道中筋の宿屋々々は申すに及ばず、總べて商人・働人まで、仰山に金儲けせし事なりとぞ。鈴鹿山の麓

なる田村川の橋、一人前三文宛にて渡しぬるが、此度御蔭に付き、多くの人を雇ひ附け置きて、右の如く渡し錢を取りしが、上の運上、又人足雇ひ賃など相拂ひ、纔の間に、二三百金殘りしと云ふ。

右の橋上の處は、十ヶ年の受負にて、又十ヶ年の內、一ヶ年づつ下にて分ち、十人して之を持つと云ふ。纔か人の出盛りし間に、日雇賃金五十兩相拂ひ、運上・諸雜費をも濟して、二三百金殘る程なれば、夫より後も追々參詣の絕ゆる間も無ければ、いか程儲けぬる事とも計り難し。これにて宿屋・諸商人・働人等の金儲け、思ひ遣るべし。併し近來は宿々悉く病臥して、病み人ならざるはなしと云ふ。晝夜の差別なく、大勢の人を宿らせて、身體の續きぬる迄働きし事なれば、さも有るべき事なり。

米の騰貴

始めの程は米も相應に貯へしが、後には宿々に米を切らし、四斗俵一俵金二歩三朱になり、夫より次第に騰り、金一兩迄に至りしと云ふ。江州の內にても、日野・八幡

等は、至つて富者多き處なれば、米穀澤山に貯へぬれば、此處に至りて、米を求むれば、何時にても無き事なしと雖も、人夫は悉く道中筋の働をなし、百姓も牛馬を牽きて、是をなして、錢儲け多き事なれば、米運びに雇ふ人なく、據なく宿屋々々より手人にて運取り、大いに混雜せし事なりと云へり。又參宮人病倒(やみたふ)れて、宿送り日々仰山の事にして、少なき日と雖も十人に餘れりと云ふ。

米屋町三丁目伊勢屋久兵衛とて、伊勢の太夫宿する者あり。當地にて是が親しくする者、此度伊勢へ到り、商ひせんとて、種々の物多く仕込みて、彼地へ到りしに、山田一面疫癘にて、悉く病み臥し、參詣せし者共も、同様に病み臥しぬ。此日國々參詣人大病の分、宿送りにて送り出せる者、四十三人あり。日々四五十人の宿送り絶ゆる事無しと云ふ。折角商ひをなさんとて、物多く仕入れ、態々到りぬれども、此有様を見て、大いに恐れ、一夜の宿りを明かしかね、早々逃げ歸りしと云ふ。道中と雖も、皆病み臥しぬる事にて、扨々恐ろしき事なりしとて語れりと云ふ。こは六月

上旬の事なりとぞ。

四月下旬より五月前後迄は、參宮人の往來も、至つて少なかりしが、十日過より伊豫・因幡・安藝等より大勢參宮し、肥前・天草・石見などよりも、追々出で來る。日向よりも同樣なり。

淀屋橋邊には、毎々參宮人の病に苦しみて、行倒れぬる者絶えざる故、皆々家に取込み養生爲さしむと云ふ。長町等も定めて同樣の事なるべし。

## 難船

京都或る大家の息子、伊勢參りせんと云へるにぞ、手代兩人荷持一人召連れぬるが、夫計りにては、道中の程も心許無しとて、出入の角力取一人差添へて、此節、道も群集する折なれば、「何かと心を付けて、怪我などせざる樣に計らへ」と云付けて遣りぬるに、横田川にて渡船覆り、主人は流れ亡せて、四人の者共は皆助かりて、すご〳〵と歸り來りしと云ふ。兩親の道の程を案じつゝ、斯く迄心を添へたるも、斯かる災

に遇ひぬ。恐るべし。（和泉屋善兵衞の咄なり。）

六月中旬、伊豫國吉田家中何某なる者、江戸より歸り來り、よき序なれば、伊勢參宮を爲さんと、兼ねて思ひしかども、關東筋一樣に、御蔭とて動き立ち、箱根御關所も、參宮人は切手なくて御通しある程の事なれば、道中筋大群集にて、殊に伊勢路に掛りては、西國よりの參詣も多く、中々參詣など出來ぬる樣子に非りし故、其儘にして參らざりしとて、加島屋勝助へ語りしとなり。西國にては日向尤も多かりしと云へりとぞ。

西國筋より、追々參詣の者出來る。されども薩州は、頓と出でざると見えて、未だ見當る事なし。

七月二日京都大地震。加賀國より三人連の御蔭參り、清水へ參詣し、石燈籠の側に休らひ居たりしが、右の大地震にて、石燈籠倒れ、是に打たれて、三人共卽死すと

云ふ。

同中旬、湊川とやらんの渡にて、御蔭參り五人連れにて、入込みの渡船へ乘込みしが、五人共水に溺れしに、三人は辛うじて助かり、二人は流れ失せしとなり。こは予が知れる者の眼前に見しと云へり。京都地震有りてより、其噂ばかりにて、御蔭參りの沙汰も止みぬ。されども、西國筋の拔參りは、絶えず之有り。途中にて日々是を見受けぬるが、七月の末より八月に至りては、只さへ施行する者なきに、京都より伏見其外にても、右の地震にて、頓と取あへる者なきと見えて、何れもやつれはて、門毎に立てるに、錢を乞へるは絶えて無く、昨日より食をたべず、今朝より何も喰はざれば「何にてもたべる物給はれ」とて、食を乞はざるはなく、皆々淺ましき有様になりぬ。

七月廿七日、龜山家中小川庄太夫、江戶より歸り來り、是が咄には「此節關東筋御蔭參り益〻盛にて、道中も殊の外群集をなし、施行處々に在り。其外施行馬・施行駕籠

など、毛氈・縮緬等にて飾りを為し、男女の差別なく相應に衣服を飾りて、人を擔(かた)げ廻る事、上方邊の三四月頃の有様に異ならず」と云へり。　伊勢より此方は、參詣人も至つて少なき事なりとぞ。

---

米屋町伊勢屋久兵衛、伊勢へ行き、九月朔日歸り來りしが、此節にては參詣も一節(ひととき)程にはあらずと雖も、絶間とては無く、遠州・信州多しと云ふ。　盆前、春巳來參宮人より上げし處の賽錢を包みたる紙、一枚なるは悉く是を殘し、半枚又は三つ一分に切りたる端紙(はした)の分、取集めて賣拂ひしに、內・外宮共、金三百五十兩に賣れしと云へり。

---

當春伊勢燒失前の事なりしが、丹後元伊勢の神主、或る夜の夢に、大神宮枕上に立たせ給ひ、「此處へ今より歸り來るべし」との神の御告ありしにぞ、不思議の事に思ひしに、夜明けぬれば、大神宮の御歸りありしとて、諸方より參詣群集せしとなり。　是御祓・御幣等の降りしと同日の談なるべし。　然るに同國江尻村といへる處にマニ

マニフ大明神

フ大明神といへるを、土人之を皇大神宮と稱し、「此大神は此處にて誕生ましませしにぞ、伊勢の根本此處なり」と、いかに心得違へるにや、專ら斯樣に思ひ込みぬる由。七月さし入りよりして、此宮へ參詣する者夥しき事なりとて、彼地より或る方へ詳しく申來りしとて、予に語りぬ。人氣の立ちぬる事、理を以て論じ難し。併し奥丹波など一統に、御蔭參りせしに、何れも大いに金銀の工面を爲して、持出でし事故、大いに盆前差支へし事なりと聞けり。

九月十六日君侯江戸御發駕にて、御初入部あるにぞ、同苗音之丞御迎に罷越し、歸路予が方へ立寄りしが、遠州邊未だに御蔭參りの多く有りしと云へり。

---

下關より夫婦連にて、老母を伴ひ、相應の身元の者の由なるが、伊勢・西國を兼ねて出で來りしが、奈良へ著くと其男病に臥し、三十日計りの頃にて死す。路用金八兩持ち出でし由なるが、其金悉く宿拂・醫者の禮等に取られ、夫にても足らねば、二人共裸にせんと云へるにぞ、折節其婦人姙娠にて、臨月なる故、種々にこれを歎き、老母

のみ裸になりて、衣服を與へ、襦袢一つになりて、宿屋を追出さる。是迄に國元へ金子申遣らば、何程にても登す身元なるに、主の死なんとは思はず、程無く好からんと思ひ、うか〳〵日を送る內、主は死に失せて、途方に暮れしと云ふ。御陰參りなりとて、浮氣ながらも施行する者も有る中に、斯かる不仁の奴も有りぬ。こは十月始めの事にて、其女子が知れる方にて、一飯の施しを受け、其事を話しぬる故、哀れに思ひしかば、三百文遣はせしと云ふ。

九月の末の事なりしが、阿波座の大工の悴、近所の友を誘ひ、二人連にて參宮をなせしが、此者途中にて亂心せしやらん、狐の付きしやらん、俄にあばれ出し、山中に駈け込み、脇差を拔きて、振廻しなどせし故、其連と云へるも、漸十六歲なれば、大いに困り果てぬ。されども道中宿屋に不自由無き樣にとて、堂島の講札を人より借りて往きしかば、宿屋々々にても程よくもてなせしが、斯かる事故、大勢の人を出して、是を捕へ、大坂へ送り屆けぬ。然るに「我は狐付きしにても無く、亂心にも

あらず」とて、當人これを諾はず。路用は悉く遣ひ果たし、百六十文計りの借金せしを、我は知らずとて、是を出さずと云へるにぞ、其連になりし者、講札を貸したる者など大いに困り果てぬ。折節療用にて、堂島なる出雲屋與左衛門と云へる方へ至りしに、其家にて其事の應對に及び、喧しく罵りぬるを聞きぬるにぞ、可笑しかりし。

高槻にては、足輕共三人申合せ、拔參りを爲し、忽ち足をあげられて、流浪の身となりしとぞ。

日向飫肥の城主の御蔭參りにて、飢に勞れし子供等を拘引かし、連れ歸りし事を記せしが、三十人計りの子供の內、江戸の者三人ありしが、半途より船を拔けて上陸せしが、路用一錢も持たざれば、其日より飢に堪へ難く、何れの國の事なりしにや、予に咄せし人も其處を忘れしと云ひしが、公儀御代官役所へ、合力の事願ひ出で、「江戸へ歸りたき旨」申しぬるにぞ、其始末御糺し有りしに、右の始末委細に申しゝかば、其旨御代官、關東へ仰せられしかば、嚴しき御吟味となり、飫肥屋敷の名代、伏見

○引當ハ抵當也

屋間右衛門、日々御奉行所へ召出され、これに關はりし綿屋武兵衛と云へる者、直に召捕られ入牢す。右拘引かされし中にも、大坂の者も數人ありと云ふ。十一月下旬の頃、何か御糺し最中にて、伏見屋間右衛門此事に付、名代の事なる故、大いに迷惑に及ぶとて、加島屋勝助へ語りぬと云へり。前にも云へる如く、大名の人拘引かし古より是を聞かず。後世にても有るまじき事に思はる。言語に絶えし事共なり。

---

當年は御蔭參りより引續き、京都地震、諸國風水の變有りしかども、少しも稲作の闕ひにはあらざりしと云ふ。尤も奥州は少々不作なりと云ふ。されども、これ式の事にて、米拂底と云ふには非るに、新穀處々より登りぬるに、米價至つて貴く、白米一升百五六文もするやうになりぬるにぞ、玉水町加島屋久左衛門門口、呉服町にては、あき家の門口等へ張紙をなす。「新米澤山に積登るに、米價此の如くに貴き謂はれなし。こは全く持てる者共の諸屋敷の米切手を引當に取りて、金を貸しぬる故なり。已來其事止めば、米價下落すべし、若し此後切手引當に金を貸しぬるに於ては、其

家々を打碎くべし」と書きて、下に困窮人共とこれ有りし由、加島屋勝助が咄しぬるを聞きぬ。實に當年米價高き謂はれなし。これも彼の堂島の惡徒等が、利を貪れる事なるべし。

### 浮説

又六七月の頃より、上總・常陸等にては、寺々の石碑を亂暴狼藉し、人數五六七八掛りても、持運び兼ぬる程の石塔を、夜の間に何の音をも爲さで、遙なる外へ持運び、又は三四尺も土臺の石共に地中へ押込み、又は法名に朱なるは墨を入れ、墨なるは朱を入れなどするにぞ、地頭よりも嚴しき手當あつて、墓所毎に多くの番人を付け置き、怪しき者を見出し、これを捕ふべしとて、嚴しき手當有れ共、其者共いかに思ひても、眠りを生じて、堪忍び難く、驚きて目を開きぬれば、其邊狼藉してあり。漸くにして其者の形を見るに、女なれば直に是を捕へんとするに、其姿は乍ちに消え失せて、知らぬ間に番人共耳・鼻をそがれ、髪を剃られぬとて、專ら云ひ觸らせしが、後には江戸に於ても、專ら左樣の事を爲し、一番に脇坂濃州の石塔を、外に持行き、

又は地中に四五尺計り押込みぬるにぞ、「天狗の所爲にや、又は切支丹の業にや」などとて、專ら云ひ觸らしぬ。斯かる事のあるべき事なし。こは跡方も無き浮說なれども、當年は春來何事によらず、騷々しき年なりし。此等は用無き風說なれ共、斯かる事の後年に語り傳へとなりて、誠らしく後人の思へるも詮なき事なれば、この事を筆の序に書付けて置きぬ。當時すら十にして五六はこれを信ずる猿狽者有りて、誠らしく顏赤らめて、せり合ふ如くに、信ぜざる人を罵れるなどあるも可笑しかりし。

---

大和・河内其外諸國御蔭參りにつきて、道中筋に於て、男女邪淫の行限りなく、これに依つて、大和の男子阿波へ行きて養子となり、紀州の娘大和へ走りて妻となりし類、限りなき事と云ふ。一人娘・一人息子など、他國へ走りて、親々の困じぬる多しと云ふ。

---

御蔭參りに、京都の者一人旅行せしに、道にて大坂の一人旅行する者と連れになり、兩人申合せ、互に一人旅にては宿取る勝手も惡しければ、連れにならんと約し、其よりしては、二人連立ちて參りしが、大和の內鹿田といへる處にて、大坂の者病死す。宿屋にて、京都の者に、「好きに計らへ」と云へるに、「我はしかぐの事にて道連と爲りし事にて、此人は大坂の備後町の由なれば、其處へ送られよ、我は知らず」と云ひぬれども、何分にも連れの事なれば、是を捕へて放つ事なく、「彼是と申すに及ばず、連れに相違なき事なれば、其方へ連れ歸るべし。送り遣しなん」と云へるにぞ、詮方なくて、「然らば大坂備後町へ送られよ」とて、此者附添ひ大坂へ送り來りしに、備後町一圓に尋ね步き行けども、左樣の者無しとて、これを受くる事無かりしかば、「然らば態々送り來りし事なれば、當所にて葬りたし」と云へども、其事爲させざりしかば、詮方なくて、鹿田へ持歸りしと云ふ。此旅宿屋是が爲に大いに困窮に及びしと云へり。

大和・河内は當年殊の外豊年にして、別て紅花など、近年にこれ無き豊作なりしにぞ、京都は吝嗇にして、御蔭參りに施行も少なかりしかば、右の如く大地震あり、「こは神の罰なるべし。大和・河内は參宮人の世話をよくなせし故、これ全く神の惠みを蒙りしなるべし。躍るべし」とて、誰云ふ共なく、大いに浮かれ立つて、三十・五十の人人、一と群れに成りて躍り廻りしに、國中一面になりて大いに騷動し、晝とも夜とも分ちなく、老も若きも一樣にて、二日も三日も處々泊りがけに躍り歩くやうになりぬ。躍りの手は願人坊主手を付けて、願人躍りの如く、三味線・太鼓・すりがね等にて囃し、傘をさし、住吉躍りの如しと云ふ。大和内里といへるは、八幡より二里計り南なるが、此處の庄屋南周助といへるは、予が知れる人なり。其村よりも七百人計り村人一人も殘れる者なく、二百五十文にて金の幣を拵へ、これを先に押立て、囃し立て躍り歩行き、年貢等も少しも頓著(とんちやく)なく浮かれ廻るにぞ、其幣を取上げしに、直に厚紙にて是を拵へぬる故、又是をも、囃し道具をも、或る日の申の刻に取上げしに、直に酉の刻より先の如く囃し立て躍りぬ。其囃子道具は、京都へ人を走らせ、是

を求めしが、歸る間遲しとて、伏見にて借り集めしと云ふ。此の如くなる故、庄屋・年寄是を制せんとて、人を制しに遣すに、其者も共に躍りて、歸る事なく、地頭より役人出で、嚴しくこれを制すれども、更にこれを用ふる事なし。又大坂靭のほしか問屋、大和へ多くほしかを商ひ置きて、代物受取りに行きしに、或る賣先の家に主の弟死去す。掛取に此家に行きしかども、直に其事も云ひ出し難く、先づ悔みを云ひて、「當國にては近來躍り流行の由、實なるや」と尋ねしに、「然なり〳〵。其躍り見すべし」とて、主の俄に躍り出でぬるに、妻子は三味・太鼓にて囃し立てぬ。折節近所の人々三人來り合せしが、これも共々に躍りぬるに、近隣これを聞き付けて、追追に出來り、直に三十人計りに成つて、大躍りになりぬるにぞ、態々掛取りに行きしも、其事云ひ出づる事をも得せで歸りしと云ふ。此躍り十月の始めより流行出で、十二月に至りて益〻盛なり。豪家々々へ仕掛けて、躍りぬるにぞ、大なる樽に酒を詰め、肴など出せるにぞ、躍る者共の往來する樣を見るに、大なる長持五つも、六も七も、衣裳を入れて持ち歩行くに、貰ひし樽肴など持行く樣、さながら嫁入の如しと

云ふ。人氣の浮かれ立ちぬる樣、可笑しき物にぞありぬ。折々は大坂へも來りて、躍れりと云ふ。年貢など其儘にて、少しも頓著せざる事なれば、地頭も迷惑となるべし。誠に怪しき年にぞありぬ。

大和八木といへる處にては、羅紗にて大幟を拵へ、縮緬にて揃の衣裳をなさんとて、大坂に求めしに、大坂にては、大層の事故拵へがたく、京都にてこれを調へ、又大坂より藝を付くる者を呼び迎へ、これに躍りの手を付けさせ、鼓・三味線・太鼓・鐘等にて囃し立て、躍りながら伊勢へ參宮。此の如くなれば、一統に之に負けまじとて、天鵞絨・緞子等にて、大幟を拵へ、衣裳をも種々の物好をなし、至つて華美を盡し、參宮する事なりと云ふ。又名張にても仰山なる事をなし、躍りぬる故、かくては何かの差支になるべしとて、地頭（藤堂和泉守なり）より嚴しくこれを制し、懲しめの爲めにとて、頭立ちし者共三人を召捕り、座敷牢に押込めて、是を糺明す。然るにこれに關りし役人の家々、何れも出火にて丸燒となりぬるにぞ、「こは伊勢の御神爲し給へる業にして、

○名張ハ伊賀ノ地名

かゝる躍りの流行ぬる事なるべし。これを制する事の神慮に叶はざるなるべし」とて、是を制する事止みしかば、愈々盛に躍るやうになりぬ。何れも藝者共の振付なれば、思ひ付次第とは雖も、舞の手拍子なりと云ふ。

---

福島碇屋吉衛門といへる者、森口の上にて、一つ家といへる處の親類を訪ひしに、其村に、大和に緣類ある者ありぬるが、大和より其家を目指して、三百人計り御蔭躍り出來る。其樣猩々緋の大幟に、金糸にて大神宮と縫付けしを押立て、男女打混じ、男の分は羅紗・猩々緋等の陣羽織を著し、浮れ立つて躍れる樣、「軍といへるも此の如き者ならんと思ひし」と云へり。此者共の辨當を仕入れし長持、十棹計りも有りしと云ふ。又予が方へ出入する熊右衛門といへる者、人に雇はれて、尾張へ行きしに、參りかけ森口にて二百人計り躍りぬるに、又橋本にても、三百五十人計り躍れるを見る。其樣猩々緋の大幟七本立て、七戶包の長持七棹に、御蔭躍といへる札を立て、寒中なるに、之を舁ける人足は裸にて、雲助の樣に仕立て、總人數御蔭躍と

染込みし手拭を持ち、男女共唐更紗の裁著を穿きて、躍れる樣願人躍りの如く、辨當は竹にて編みし長持に仕込み、其數大層なる事なりしと云ふ。

又大坂吉田の藏屋敷より、大和小泉の家中なる親類の方へ到りし者あり。大いに躍りはずめるにぞ、「何故此の如くに浮かれぬるや」と尋ねしに、「總て作物例年に倍し、別して綿は常に倍して多く得し上に、當年諸國不作にて、直段高かりし故、倍々の利を得たり。御蔭に非ずして、此の如き事あるべからず、躍らずに居らるべきかは」と答へしと云へり。又俵本は織田の領分なるが、「御蔭躍すべからず。若これをなさば、發頭人を召捕り、嚴科に行ふべし」となりしかば、一統に起り立ち、毎家に殘らず出で大いに躍りをなし、「領中殘らず嚴科に行はるべし。一人も殘るべからず」とて、大いに躍り廻り、地頭詮術無しと云ふ。又柳生には、「御蔭躍の事なれば、隨分躍るべし。さりながら、家毎に一人宛ならでは、出づる事勿れ」と觸ありしに、是をもよく守りしと云ふ。

人買船

御蔭參りせし子供等拘引（かどよ）かせし人買船、召捕られぬる由、豐前小倉より大和屋林藏方へ申越候書付左の通。頭書此拘引し別の事のやうに專ら取沙汰せしが、是も伊東の業にて、此舟へ賴み入れし由、みくりやのゑひと云へる女なば家中の士是を犯し懷姙せしめしと云ふ。言語に絕えし事どもなり。其餘別に拘引し連れ歸りし子供等も、悉く公儀より御召寄せになりて是を送り來り、二十人計り附添ひ、醫者も一人有りと云ふ。此度拘引せし內大坂長堀邊の女子一人ありしが、日々泣き悲みぬる故、海中へ投げて是を殺せしと云ふ、此度に限らず上にても交代の節には、道中人を拘引かし連れ歸りしと云ふ。禽獸にも劣れる諸侯なる哉。

此度豐後飫肥、人買船有之候人數申上候。駕籠にて一昨日當地通り申候。御地へも參著仕候。委敷御覽可ㇾ被ㇾ下候。

江戶神田お玉ヶ池但馬屋源藏悴富吉、十二歲、

江戶堺町通松島丁米吉、十三歲、

京堀川船橋大工孝七悴卯之助、十歲、

右同斷辨藏悴寅吉、十三歲、

江戶牛込山里町加賀屋茂兵衞悴增五郎、當年十三歲、

江戶麻布一本松福岡屋金藏悴萬吉、十四歲、

大坂上新町近江屋彌七悴常吉、十歲、

河内みくりや村　ゑひ、十四歳、
相州箱根　友吉、十三歳、
攝津尼ヶ崎西川小林村忠兵衛悴勝五郎、十二歳、
大坂江戶堀四丁目神田屋寅之助、十歳、
江戶本所大島房州屋吉五郎、十三歳、
中尾道忠兵衛悴與吉、十歳、
右之通數十三人、日向油津浦千四百石積榎稜丸船頭文吉。水主彌惣次、宮高浦にて船上り仕候。寅十二月二日書

右の者共十二月廿日、大坂著。人數十三人と有れども、十五歳の者兩人ありて、都合十五人の由。右の船日向の人賣拂候地へ二里計りに成りしに、俄かに大風にて吹戾され、據なく宮高浦へ船繫せしかば、十五歳の者兩人云合せ、密に陸へ上り、人家へ駈込み、始末を咄し、助を乞ひしかば、直に地頭へ訴へ、直に船頭を召捕りぬ。十五人の子供等寒中なるに、單物或は襦袢などにて慄ひ居りしとなり。地頭より

一統へ紺飛白の綿入を給ひて、大坂へ駕籠にて送り來りぬ。是等は運よくして歸り來りぬれども、斯樣なる類尙多く候て、所々へ賣渡されて、苦しめる者も多かるべしと思はる。已に此度召捕られし者にも、同類三十人計り有ると云へり。

御神體代る

國分峠より十町計り側らに、ひるめと云へる所有り。此處の高山の絶頂に水神の社有りて、麓よりは五十町の登りなり。毎年一度づつ神事有りて、其節には地頭より役人參り、其扉を開く事にて、神事終れば、これを閉ぢて、錠をおろし、鍵をば役人持歸りて、平日にはこれを開く事なきに、其神體側に打捨て、中に大神宮の神體入り代り、社前にも、劍先の御祓降り有りしとて、大勢參詣をなし、一日に三十貫餘の賽錢をあげぬるにぞ、社邊に小屋掛をなして、商人多く集りぬ。間もなく內宮建ての勸請せしと云ふ。これも姦人のなせる業なりなどとて、種々の風說有りし。

牧方の側ら、中尾村と云へるは、人家百三十軒餘ある村なるが、近村お蔭躍り流行に

踊りて借錢を踏み倒す

て、出で踊りぬるに、誰云ふともなく「踊らざる者は、一族共病に死し、又は其家燒け失せぬる」など云へるにぞ、さらば踊れとて、一人前二十文づつの持出しにて、緋紋羽のぶつさき羽織の揃ひにて、明七つ時、氏神の社にて、太鼓を打ち、一統是を相圖に飯を焚き、二度目の太鼓にて勢揃へをなし、未明より三番目の太鼓にて、踊り出で、凡そ三十人計り踊り廻り、年貢皆濟の時節に至り「之を一石に付きて、三斗減ぜよ」とて、喧しく云募りて、遂に一石に付き一斗宛を減ぜしむ。されども何れも踊りに浮かれ廻り、過分の金一人前に十二兩餘り物入と云ふ。を使ひ捨てし上なれば、何れも借金して漸く是を納めしが、「暮の拂をなす手當とては、一錢も無き者多き故、「當節季は一統拂すべからず、若し一人にても掛拂ひ致しぬる者あるに於ては、一村の拂、其者一人より濟さしむべし」と云へるにぞ、偶ゝ貯へ有る人も、一錢をも拂ふ事無ければ、商人一統大いに困窮に至りしと云ふ。

大坂にて參宮人宿泊人數

堂島濱三十目加島屋久右衛門藏に於て伊勢參宮人宿致候人數書左の通。

閏三月三日、四百八十九人　四日、七百十八人　五日、八百五十人
六日、八百九十三人　七日、七百四十人　八日、六百人
九日、千八十七人　十日、千七十人　十一日、九百六十二人
十二日、千三十七人　十三日、千三百十四人　十四日、千廿二人
十五日、千四十三人　十六日、千百十五人　十七日、千百九十九人
十八日、千二百八十人　十九日、九百七人　廿日、千八百三十八人
〆一萬八千百六十四人

此内國分ケ部

播州 男四千九百八十九人、女五千六百八人、〆一萬五百九十七人、　攝州 男千二百五十人、女千四百三十五人、〆二千六百八十五人、
阿州 男千五十九人、女九百四十三人、〆二千二人、　和泉 男三百六十人、女四百六十四人、〆八百三十一人、
紀州 男二百三人、女二百廿五人、〆四百廿八人、　河内 男十六人、女十五人、〆三十一人、
備前 男四十一人、女三十九人、〆八十人、　備中 男四十四人、女四十人、〆八十四人、
備後 男百四十八人、女百十人、〆二百五十八人、　安藝 男百六人、女八十二人、〆百八十八人、

讃岐　男百廿八人、女九十五人、〆二百廿三人、

土佐　男一人、

肥後　男四百廿二人、女四十一人、〆四百六十三人、

筑後　男五人、

豊後　男十五人、女十六人、〆三十一人、

因幡　男九人、女廿人、〆廿九人、

美作　男十八人、女五人、〆廿三人、

石見　男廿一人、女廿一人、〆四十二人、

長門　男二人、女一人、

尾張　男一人、女四人、

越後　男二人、女三人、

越中　男一人、

奥州　男三人、

伊豫　男三十五人、女十七人、〆五十二人、

肥前　男十一人、女廿八人、〆三十九人、

筑前　男四人、女三人、〆七人、

豊前　男十二人、女十六人、〆廿八人、

丹波　男七十一人、女七十一人、〆百四十二人、

伯耆　男六人、女二人、〆八人、

但馬　男四十六人、女三十六人、〆八十二人、

周防　男三人、

出雲　男七人、女六人、

南部　男二人、

出羽山形　男三人、

小田原　男二人、

加賀　男五人、女十人、

（頭書註）西行が山家集にはかたじけなさと有り後人是事を辨へざるに似たり有雖しと云へるは古言に非す

參河　男二人、女五人、　　木島　男一人、女三人、

上州　男一人、　　江戸　男十四人、

京都　男十二人、女九人、　　小豆島　男十人、女十四人、

〆男　八千六百九十八人、

女　九千三百八十七人、

〆一萬八千八十五人、

外に　七十九人

又凡　一萬人、　濱納家々にて泊り候人、

又九百人　朝飯・中飯出す。

北　西

すぐ
いせさんぐうみち

伊勢兩皇大神宮

何事のおはしますかはしられども
ありがたさになみだこぼるゝ

東　すぐ　さいこく海道、

使參宮人安一夜寢食又毎人與錢紙

南

文政十三年寅閏三月　米仲買中

御代安らけきしるしとて、天照らすおほん神に、お蔭と云ひて詣づる事あり。寶永乙酉と、明和辛卯と、此頃となり。かゝる美事は申すも畏こけれど、倭・唐土にも類ひ無きおほん事どもなるに、此度は別きて有り難く、おほん愛度き事ども打重りたる御代なればにや、文政庚寅の彌生より、閏かけて卯月に至り、四方の國々より、伊勢のおほん神に參らんとて、多くの人この浪速の津に來るなり。かゝる愛度き御代に生れ逢ふ思出には、皆人心に伊勢のおほん神に參らまほしと、兼ねて思ふものから、八重の汐路・足曳の山路・危きかけ橋・いぶせき草枕、又は旅の調度・旅籠の代なんどに心惱み、或は種々の事に拘づらひて、一年・三年と云ひつゝ、春秋をいつしかに過ごして、馬・駕籠さへ心の儘ならぬ老の身と成行くぞ多かんめる。さるに今年斯かる事出で來たれば、若き者は更なり。老いたるも、幼なきも、耕の暇に、吾も人もと

こゝらの人の詣づるなりけり。其の樣は神の御心に叶ひて、絹著し人は稀にして、針目衣・鶉衣著つゝ、有るに任せたる菅笠に、國處の名を墨黑に書付けて打冠り、人の情を受くる爲とて、檜杓を持たぬは無くして、幾群れも〳〵、打續き限りなく覺ゆ。我が堂島は、四方の國々の、米賣り買ふ處なれば、何れの國の人しも、何となう懷かしく、渡邊橋の北つらの藏を旅屋となし、猶居餘りたるは、濱づらに住居する家のあるじ達と共に、計り置きて、その折節に己がじし誘ひ行きつゝ宿しぬ。さればうはの空に國を出で來て、雨露を防ぎかね、又は飢に勞れし人を選び、一夜の宿を貸し、椎の葉盛りの飯を與へ、又病氣有る人には、所の醫師結緣の爲とて施藥す。

さては宿取る頃ならねばとて、行過ぐる人には「塵に交る神の惠を仰ぎね」とて、塵紙一折を與へ、六銅の錢は、六根淸淨といふ心にて、伊勢のおほん神に詣づる人の心を助くる料にとて贈るなり。贈るも惜しと覺えず、受くる人も何心なく、唯有り難き御代の御蔭なりけりとて、互に喜ぶは、畏くも例なく覺ゆ。宿せし人の數は、廿

日の内に三萬にも及び、あしと紙とを與へしは、廿萬に過ぎたり。有難き御代なればゝ、年を經ずして、又かゝる美事あるべしと覺ゆ。されば其時も亦此頃の如く、人々心を合せて、斯く計らひなば、掛けまくも畏き神の御心をすゞしめ、畏こくも有り難き御代に生れ逢ひたる嬉しさに、日本魂の眞心も顯はれて、自ら市場繁昌となるべし。げに昨日迄は此の習ひを忘れたる樣なる若人達も、神の守の著るく、みな處風の心と也。人の爲とて喜び打群れ、足をそらになし、夜晝となく惑ひ歩くも、大君の御惠の深ければばなり。米の市人たる身は、求めて眞心に隨ひ、遠き道の國の山に咲くてふ花を移して、此浪華津に咲くや黃金の花を囃されんこそ、所の功なるべし。

文政十三年庚寅四月

加賀屋藤七といふ濱方兩替なり
堂島市隱網利漁叟誌レ之

御蔭參りをよめる　讀人しれず

鷄が鳴く吾妻の果ても知らぬ火の筑紫も動く伊勢の神風

拔參りする人を見て

後附け

留むる親も留めらるゝ子も跡やさき行くも歸るも同じ道筋

主親のせく柵(しがらみ)を飛びこえてまゝのかは瀨とうかれ行くなり

善惡を見つゝも聞かで猿松の云ふな親父(おやぢ)と飛んで出でぬる

數知れず參る乙女子名は優し杓振るさまを見てはあさまし

施行の宿に泊りて、淫(たは)れたる業する者の有りぬるを聞きて、

美濃近江寐物語にものせんと施行のやどり狙ふ曲者

戲れに御蔭參りの樣を云へる後附のしやれごと、

御蔭の始め寅の春、春過夏來秋迄も、でも仰山なる伊勢參り、參る手毎に笠と杓、癪も疝氣も厭ひなく、泣く子を背(せな)に結ひ付けて、手を引く兒の鼻垂れ子、こけてだゝふむ屎(はゞ)をふむ、ふむ土(ち)やみたらしの施行團子、これ喰つてなくなも御蔭にて、手ん手に貰ふ嬉し顏、顏美(よ)き女にたんとやる、やる施しは浮氣にて、手柄面(づら)する堂島は、食(きゝ)で魚(とゝ)つる下心、ろくな施行と思はれず、酢につけ名と利を貪るは、分りにけりな道しるべ、へたなる文に現(あら)はれて、でも馬なるか鹿なるか、蛙の口の淺ましく、くれる施

○辛働ハ疲勞也

行にふる杓の、のらも澤山有れば有り、物の哀を知る人は、僅の事と思ふべし。人の施し當にして、飛んで火に入る抜參り、參りがけから飢る疲れ、勞れて迷ふ六つの道、地藏の世話やき絶えてなし。死ぬも死なぬも病み臥して、寺から里へ宿送り、送られて行く其中に、二世も三世も引著いて、鐵挺でも離れぬ病あり、理屈の外なる戀の道、道々人に笑はれて、天下に高き不正事、是にてこりよと神の罰、罰ぢや御受がなかりしと、とりどり譏る人の口、口は防げぬ物なれば、馬鹿も爰らで置くがよし。

又、

文政寅は御蔭年、人一番に飛んで出る、出る始まりは阿波・淡路、千尋の海を一と跨ぎ、紀州・泉州も出る堺、今は難波も堪りかね、金をも持たで飛んで行く、呉れる施行が心當、手毎に杓を振りつゝも、貰ふ燒餅・握り飯、飯炊丁稚も皆抜けて、手をつくやくや出て行く主人は間抜者、のらの二番手播磨潟、但丹・丹波・安藝・備後、子供を背に負ひ宛も、もやくや出て行[玉造]、理屈親父が間抜面、面にあはうの現はれて、手ん手に杓持ち幟持つ、つゞく菅笠[闇峠]の、登り下りも辛働なく、暮れて[奈良]にも宿家なく、苦しき

夜道大勢で、手に手を取つて伊勢音頭、飛んで長谷著き觀音の、飲めよ喰へよの御救を、賴む木の下雨もりて、手ん手に腹を抱へつゝ、續かぬ足に無理をして、でも情無き旅の空、そらさぬ面も青くなり、姿取亂し足痛め、銘々內が思はれて、手に手を取つておゝしんど、頓と施行の家もなく、苦しみながら萩原は、われとわが身に困じはて、果はどうなる事ぢややら、やらんせ御蔭參りぢやと、富める門邊に立止まり、泊りさせてよ御情ぢや、やつとこせいも何處へやら、埒もない事して來たと、父が悔めば母が泣く、苦しがる子のいぢらしく、くやむ群集の其中に、中に浮名の立田山、まゝの川よともゝの股、たけなる上にがきなかせ、世話やく、鶴が船渡し、相可早いかつい田丸、たまるくよ〳〵川ばた柳、氣は三見ぢの朝熊しく、口舌志州の五知村や、やがて磯部に捨てられて、天竺浪子御誕生、生々世々の恥ざらし、しかも御蔭の晴れの業、さて種々の事にぞありける。

　善惡を見聞きせざれの戒をきかぬ耳目の憎まれぞする

御伊勢參りと、都も鄙も浮かれ立ち、出て行く人の限りなく、菅笠・蓙著て杓を持ち、

御蔭でな、ぬけたとせ。

御蔭參りと、拔け行く人を見れば、下駄で行く有り跣足有り、前垂・手拭も其儘に、わたしもな、ぬけたぞへ。

立つ子躄る子、盲も犬も皆わけて、門徒坊主も浮かれ出で、雜行雜修は常の事、御蔭にはお許しぢや。

**堂島の施行宿**

堂島施行宿の入用、凡銀十三貫目、尤も鹽・味噌・炭・薪等外よりも加入する者有りて、堂島計りにてせしにも非ず。斯かる施行の中へ、彼の高名なる加島屋久左衛門より、錢十貫文・香物一樽贈りしと云ふ。人夫百人餘を以てして、泊る人の世話をなさしめ、其國處をも詳に記さしむるに、其人夫共一兩日にて、大いに勞れ果てぬる故、毎事代り合つてこれを勤む。されば其火の用心惡しく、餘りに混雜すればとて、町內の年寄より、閏月廿日迄にて、之を止む、又塵紙十枚・烏目六文づつ米相場の濱に於て、五十日の間施しぬ。これも處々よりの持寄にして、堂島ばかりにも非ず。此入用凡

そ二十五貫目なりと云ふ。されども堂島の施行は、其名を四方に知らしめて、己を利せんと欲する名利の心に出で、聊も仁慈あるに非ず。

閏月廿一日より、御靈社内芝居小屋に於て、施行宿をなし泊めし人數左の如し。

廿一日、五百二十三人、　廿二日、九百六十三人、　廿三日、千二百七十八人、廿四日、千五百七十三人、

是も火の用心惡しきとて、四日に相止めぬ。廿五日には、右の餘り物を以て、一度の食を施し、行届かざるは白米にて一合宛遣はしゝが、此人數三千二百五十人なりしとぞ。

右の外、道修町より二百貫目、安土町三丁目・鹽町一丁目、其外處々より二百貫文・三百貫宛、玉造より東へ持出て施行をなす。其外山上金太夫三百貫文、此村よりも百五十貫文、天滿市の側よりは草鞋二万八千足、芝居手打連中より餅三石・饅頭五千、

其外昆布・煙草・手拭の類、思ひ〱に持運びて、是を施行す。齋藤町にても、これにおだてられ、町人共そゞろに浮れ立ち、表借家百文、裏借家五十文宛を集む。予と篠崎長右衛門・尾張屋金助との三人は、三百文あてがはれしも可笑し。何れも玉造よりも東へ持出で、大なる立札に、鳥目町處を記し、こと〲しき有様、眞實の施行には非ず。志あらば、銘々其家々にて之を施すべき事なるに、飢に勞れて門に立ち、志を願ふ者共をば、「通れ〱」と云ひ罵り、斯かる業をば爲しぬれ共、其難儀せる者を見ても、憐れむ事なく、只若き女の、見目美きには、錢多く與へしと云ふ。されども斯く持出で施行せしも、町柄の處にては、一向に之無く、鴻池善左衛門は、其門口に立てる者には錢一文、天王寺屋五兵衛三文宛・平野屋五兵衛五文宛・加島屋久左衛門二文宛遣はせしと云へり。總べて斯樣の事に飛上り、名利を業とするは、端々の小町にて、面役・親分などとて、彼の男伊達とやらんの事換せし如き者共の所作にして、處柄には恥づる處なり。是にて齋藤町の淺ましき事を知るべし。

中の島田簑橋南詰にて、久しき間茶の接待をなし、堂島の施行止んで後、此處にても六文宛の錢を施せしが、往來淋しき處故、格別の事にても無かりし。又北野綱敷天神の前にても、飯の施行あり。此の如き事は、處々・端々に有りしかども、何れも格別の事にも非ず。又松坂の三井にては、一人に一枚宛の宿札を施行し、朝熊萬金丹屋にては、粥を炊きて之を施し、施行宿致しぬるに、七八百より千計りの人は絶えざりしと云ふ。又相可の大和屋とやらんは、御蔭始まると、直に一飯宛の施行を始めしが、外々は、施行止みぬれども、この家ばかりは始終是を續けしと云ふ。又阿波にて金千兩・杓三萬本出せし者ありと云ひしが、これは眞實とも思はれず。船渡しをなし、五人・七人・三人・十五人にても、一連の中へ、二朱宛施せし者ありと云ふ。これは阿州の者に確かに聞ける事あり。

伊勢道の施行宿

高槻にては施行駕籠多く、芥川迄出し、大勢の人を乘せ歩行きしとなり。

朝熊の萬金丹屋にては、日々、七八百より、千人餘の施行宿せしと云ふ。大坂大川

朝熊萬金丹の大施行

町加島屋作兵衛、十七八人召連れ、夫婦共參宮せしが、折節雨天續きにて、一日天氣よき事なかりしかば、山田にても宿屋に肴無くて、至つて不自由の事なりしに、朝熊へ登り萬金丹屋にて宿を乞ひしに、其日も至つて大雨にて、八百人計り施行宿爲しぬるにぞ、これを斷りしが、加島屋作兵衛なる由を聞きて、これに面會せし事は無しと雖も、紀州の緣者に續きぬる廻緣の由なるにぞ、之を泊め、「斯かる有樣なれば、聊も御馳走とては爲し難し。麁末の出來合を參らすべし」とて、之を泊め、座敷二間を明け渡し、直に膳を出せしに、本膳にて、かゝる大暴風雨(おほしけ)にて、山田にて大夫付せしにさへ、肴なき事なるに、上下共八寸計りの鯛を、燒物に附けて出し、平にも、肴澤山に用ひしにぞ、何れも仰天せしと云ふ。斯くて夜に入りぬるにぞ「草臥(くたびれ)給ふべし、勝手に休まれよ。此頃の雨天にて、寒さ强ければ、風を引く事もあらん。用心せらるべし」とて、絹布の結構なる夜具を、上下共一人に二人前づつ出せしにぞ、八百人に餘れる人を宿らせし上にて、かく馳走の行屆きぬるにぞ、加島屋作兵衛も、大坂にては指折の富豪なれども、大いに膽をつぶせしとて、これに附添ひ參宮せし出入の

肴屋が、道具屋五郎右衛門へ咄せしと云へり。

**東海道の施行**

施行の人目に立ちぬるは、東海道見附の宿なりと云へり。橋の左右へ掛出しを爲し、往來道を異にして、混雜せざる樣に爲し、處々にて枇杷葉湯を煎じ、雙方の詰には、風呂を多く据ゑ、髮結床を構へ、參宮人に沐浴せしめ、食物を與へ、又施行宿も多かりしと云ふ。又尾州にては、一々本膳にて施行宿爲せしと云ふ。大和の内にても、本膳にて宿らせし家一軒ありと云へり。

**豪奢なる參宮**

又參宮の華麗なりしは駿河府中にて、二軒町と云へる青樓の老父、七十餘歲なるが、美事なる駕籠に、上をば毛氈にて包み、四方を縮緬にて卷き、絹蒲團を重ね敷き、屋根の四方へ造花の櫻をさし、抱への遊女二十八人計り、一樣の衣裳にて駕籠の左右に附添ひ、荷持・駕籠の者、共に三十餘人なるが、何れも一樣の揃ひにて、御蔭二度と記せる大幟を押立て、參りしと云ふ。道中筋にても、餘程目立ちしと云へり。

**悲劇**

龜山家中中島登が母拔參りせしに、道にて婦人の三つ計りの子を負ひて、始終後や先に歩みしが、此婦人負ひし子を取られて、狂女となりぬ。又夫婦連にて當歲の子

を抱きぬるが、男の其子を抱きしに、妻にはぐれ、子の泣入りて途方に迷ひぬるあり。又婦人の、連れにはぐれ、狐に化かされて、池中に溺れて困じぬる等、種々の事ありしとて語りぬ。

前にもいへる如く、御蔭躍り無上に流行り出し、所々方々に移りしが、天保二年辛卯春よりしては、攝州へ移りしが、四月半ば過よりしては、中山勝尾寺・箕面・池田、其外、其邊一統に始まりぬ。中にも、池田は富商多き處なり。されども身を持てる者共は、斯かる端なき業する事を恥ぢて、頓著もせでありしに、在も町も一統の事なれば、其者共にも、「娘を出すべし」と云へるを、種々に斷りぬ。されどもこれを聞入れざる故、「躍に出せる代りとして、一人の娘に銀百目づつ出すべし。是にて許されよ」と云ひぬれども、「金銀に關はりし事にはあらず。一統の事なれば、一人も不參すべからず」と云ひて、聞き入れざる故、大和屋庄右衛門などは、娘兩人持ちぬるが、漸々これを斷り、其代りとて、兩人の娘に、銀四貫目出せしとて、其手代の者委しく其事を語りぬ。其外、同人一家竝に別家、其餘富める者の娘を持てる者共の、恥ぢ

て躍りに出でざる分は、悉く身分相應の金を出だせしと云ふ。夫れより大躍りをなし、所々・方々の村々へ、躍り歩行き、屋臺など作り、衣裳など華やかの事なりしが、諸雜用等、富家の人々より出せる銀子にて、餘りしと云ふ。かくて伊丹へ躍り行きしに、伊丹は近衞殿御領にて、京都より嚴しく申付け、躍る事は申すに及ばず、外より躍りを入込ませる事を禁ぜらる。最初近邊騷々しきにぞ、伊丹にても躍りを爲さんとて、一統に浮れ上がりしに、紙屋八右衞門と云へる大家にて、處の役を勤むる者、嚴しく之を制して、さする事なきにぞ、小西新右衞門といへる大家にて、同じく役を勤むる者は、躍らすべしと云へるにぞ、小西と紙八と公事になり、京都迄出でしが、小西散々に叱られて、停止なりしと云ふ。斯くて、池田より伊丹へ躍り行きしに、其躍りを入るまじとて、法度を申し立て、是を制せしか共、聞入るゝ事なく、理不盡に入込み、躍らんとする故、終に大喧嘩となりしが、處の役人挨拶を爲し、漸々と引取りしが、酒など大いに費せしと云ふ。又近村に禁裏の御領あり。此村より二百人計り一群になりて、伊丹に躍り行きしに、是も嚴しく制せしかば、是は

○公事ハ訴訟也

何の仔細もなくして、町口より引返しぬるが、夫よりして、水口をせき止めて、水を流さざるにぞ、其村の水口を防がれぬれば、凡そ二百石餘りの田地植付もなり難く如何ともせん方無きにぞ、庄屋何某と云へる者、彼村へ到り、種々相歎き「何卒伊丹へ躍り來たり給はる樣に」と賴みぬれども、之を聞き入るゝ事無かりしが、「近衞殿より、御法度仰出されし事なれば、定めて召捕られ、入牢すべし。たとへ一命を失ふ共苦しからず。命に代へて身に引受くる事なれば、是非共躍りに參り吳れる樣」にとて、大いに歎き、水口を塞かれて、難澁の事ども申しぬるにぞ、數度に及びて、「庄屋の右の如く歎かるゝ段、氣の毒なれば、水をやる事を許すべし」とて、水口を開きぬるにぞ、大いに歡び「有り難し」とて禮を述べ、「此上は何卒來りて十分に躍りを爲し給はれ」とて、數々勸めしかども「庄屋の難澁せらるゝ事なれば、行くに及ばず」とて、終に行かざるにぞ、庄屋大いに歡び、引取りしが、同人より右の挨拶なりとて、若き者共へ、酒、馬に五駄と、金子五兩遣せしと云ふ。總べて斯樣の事には、近邊大いに騷々しき事なりし。

伊勢ハ津で持つ津ハ
ハリワイサッサコリワイサッサ
ソリヤナンデモセイ
コヤラトコセイヨ
イヤナアーヤレコリヤ
ラヽレナンデモセイ

○燕脂郎ハしやれ者也



寅の年春、浪華道頓堀芝居二の替り狂言に、傾城雪月花といへる外題にて、石川五右衛門が事を作りぬる藝なり。

文政十三年

庚寅三月改

諸家謹御聞有參宮之大近道者比町

野崎道住之堂自夫清瀧観音堂江出従

夫東江行木津江出淀大清水江出右青江行

笠置山之谷間一里半行私人之住家有四五軒自

夫不世山之根段々行有大石之地藏尊従夫

東江行外宮之穚織云所江出自大坂十四里半

其芝居にて、江戸役者瀬川路之助と云へる燕脂郎の、エッサッサといへる節付けし、小唄謡ひぬるが、世間一統に流行る樣に成りて、立つ子·躄(ゐざ)る子までも、エッサッサと云ひて、此唄を謡はざるは無かりしが、七十に餘れる老人の、是を聞きて、「此歌の流行りし節は先年御蔭參りのある前に專ら流行し、吾等も是を謡ひしに、間もな

日野元
長曽我部元親之
旧領阿波国中
卿名者未詳
八歳童
名處
閑長
寄麗
浪速
遠近
女子
阿波国主ヨリ
銀札
紀伊国
和泉国
大津ヨリ廿二里
日野元御守
毎年
三月
参宮
毎年
九月
御祭
家老

く、御蔭參り始まりぬ。夫より六十年に及びぬれば、程なく御蔭有る前表なるべし」と云ひしを、覺束なき事と思ひしに、間もなくして、阿波國より浮れ出でて、其事始まりぬるにぞ、天口なしと雖も、人をして云はしむるの前兆なりしと思はる。故に戯れたる業にはあれども、其歌は更なり。御蔭參り始まりて後に至り、追々に板行に摺り出だせる戯れ事をも書付けぬるは、後年に至りても、其有樣を知るに足ればなり。されども餘りに其數多きが故に、こゝに記しぬるは、十にして其一つにもあらず。餘はこれにて思ひ計るべし。

ことし御蔭に賣れたる物を數ふれば、笠に莫蓙・杓・草鞋や、脚袢に甲掛・飯行李、御蔭でさ賣れたとせ。

伊勢で宇治橋外宮に內宮に相の山、お杉・お玉がひく三味は、島さん・元さん・中乘さん、御蔭でさ拔けたとせ。

彌生汐干に住吉濱邊へ出で見れば、淡路島まで見え渡る、娘子の蛤つまみたい、御蔭でさ拔けたとせ。

文政十三年庚寅五月新刻

# 日本最上天下随一之御奇瑞

京縄手右門前
書林、叶屋喜太郎板、

## 内宮御鎮座

人皇十代崇神天皇の御宇迄は、天子と御同殿にましますと雖も、神威を恐れさせ給ひ、皇女豊鍬入姫命へ、天照皇大神宮を守らしめ給ふ。其後十一代垂仁天皇廿六丁巳年、皇女倭姫命相代らせ給ひて、皇大神宮を齋き奉り、同年九月十七日、伊勢度會郡五十鈴川上へ鎮め奉り給ふ。今の内宮なり。文政十三庚寅年迄千八百三十四年になる。

## 外宮御鎮座

人皇廿二代雄略天皇廿二戊午九月十六日、内宮の神勅によりて、丹州眞井原與謝宮より、豊受皇大神宮を、勢州山田原へ迎へ鎮め奉り給ふ。今の外宮是なり。文政十三庚寅年迄千三百五十三年になる。

## 御遷宮之式

人皇四十代天武天皇白鳳十四乙酉年九月、勅詔して正遷宮の儀式始まる。夫より已來此定式、廿一年目の九月毎に、造營なし給ふ。文政十三庚寅年迄千百四十六年になる。

### 御蔭參り故實

神代の昔御鎮座ありしより、諸國の男女參詣なす事、年々・歳々有りと雖も、おかげ參りとは稱へず。有り難くも御聖代の御代になりて、寶永二乙酉年閏四月、日本六十餘州津々浦々へ御奇瑞之れ有り、男女群集せしより、御蔭參りと號して、此時より諸國に伊勢講始まるなり。文政十三年迄百二十六年になる。

伊勢講

神風や伊勢の濱荻踏み散らし御蔭參りの寐所もなし　油烟齋貞柳

其後明和八辛卯年閏四月、お蔭參り先年の如し。文政十三年迄六十年と成る。

天照らす神の惠の御かげとてひなも都も抜ける參宮　荒木田守武、

おかげ參りの御奇瑞とかけて、大地震と解く、心は日本國が動く。

此節の富の札屋とかけて、女夫喧嘩と解く、心は挨拶の仕樣がない。

趣向した願ひ叶ふや抜参り。　板元、

松柏講、福外講、日の丸講、民榮講、

恵比壽講、ゑぼし講、堂島講、神明講、

みよし講、玉元講

日御供講、長久講、

松葉講、大槌講、

松ヶ枝講、繁榮講、

◇◇講、九重講、

ふじ元講、大御供講、

イの字講、酒榮講、

打出講、天明講、

三種講、みかげ講、

三榮講、壽講、

住の江講、卯の花講、

千歳講、天滿講、

中富講、
地紙講、
大一講、
和泉講、
岩戸講、
相續講、
今出川講、
松竹梅講、
大黒講、
櫻　講、
八重梅講、
幾代講、
榮　講、

御柱講、
常磐講、
辨天講、
瓢簞講、
弓矢講、
右にもれたる分は板元へ御知らせ下さるべく候。

百人一首換へ歌

つゝむハ満貞也

御蔭百人一首

天智天皇　秋の田のかり穂も多く國々の御蔭參りに家内連れつゝ

持天皇　春もすゑ夏氣にてらし白妙のかほもほすてふ闇(くらが)りの山

柿本人丸　親の手を遂にはなれぬ稚子(やさなご)の御蔭參りは獨りかも寢ん

山邊赤人　玉造に打出でて見れば白妙の餅の施行や錢はふりつゝ

猿丸太夫　おく露の道ふみ分けて參宮の聲聞く時ぞ今朝は早おき

中納言家持　笠を著て通る娘の面ざしの白きを見れば皆ぬけにけり

安倍仲麿　劒先の振りさき見れば春日なる三笠の山ほど出し參宮

喜撰法師　わが庵は今朝程立つに宿屋つむ跡へ戻ろと人は云ふ也

小野小町　蚤虱移りにけりな著の儘に御蔭參りは雜魚寐せし間に

蟬丸　これや此の鄙もみやこも施せど施行の數は大坂がせき

參議篁　稚子も草鞋(わらんぢ)掛けてまゐりしと親には告げよ下向する人

僧正遍照　宮川の船の通ひ路いそぐなよせりこむ姿しばし止めむ

陽成院　宇治橋の上より落つる五十鈴川錢が積りて山と成ぬる

河原左大臣　里程(みちのり)の程さへ知(しら)ず誰の世話下向する子の錢ならなくに

光孝天皇　人の爲門中に出て茶をば汲む我接待に施主はつきつゝ

中納言行平　立分れはぐれた連も御師の宿爰とし聞けば今尋ねこん

在原業平朝臣　千早ぶるかみの幟を持つはむべ唐紅のしるしかくとは

藤原敏行朝臣　諸國から伊勢に寄(よる)から寄さへや禰宜の通路人の積(つむ)らん

伊勢　御受かと短き夏の夜の目も合はで此度拔け出でよとや

元良親王　老ぬれば今將(はた)同じ坊主なる身は鬘(かづら)にて行かんとぞ思ふ

素性法師　今來んと云ひし連をば有明の安堂寺町に待出づるかな

文屋康秀　足弱に神の御蔭の有りぬれば宜(むべ)山道も輕しと云ふらん

大江千里　忌服(ものいみ)の懸る者こそ悲しけれ我身獨の留守には有らねど

菅　　　家　此度は何も取りあへず拔參り前垂れ掛の姿のまに〳〵
三條右大臣　名にし負ば大坂程の施行にて下向する迄有る由もがな
貞　信　公　送來る人も拔けたき心あらば今より參れ連となりなん
中納言兼輔　昔から別て御蔭の御祓は是非降るとてか不思議成らむ
源宗行朝臣　山里は日々に客こそ增けれ宿家もどこも行ぬと思へば
凡河内躬恒　心あてに借らばや借らむ初旅のおき惑はせる白菊の帶
壬生忠岑　唯獨りつれ無く見えし拔參り杓振る計り憂き物は無し
坂上是則　天照らす神の使と見るまでに此處や彼處に降れる御祓
春道列樹　山川に橋をかけたるしがらみは流れもさせぬ助なり皃
紀　友　則　雨具無し光長閑けき春の日としづ心なく拔て行くらん
藤原興風　誰をかも知る人にせん伊勢參り揃の外の友ならなくに
紀　貫　之　旅はいさ心も知らず古市のはなぞ一夜の契りなりける

清原深養父　拔し子の親は宵から明る迄今日は何處に宿や取るらん

文屋朝康　知らざりし親は一と度嚴しきはさへぎり止めぬ玉造口

右近　叱らるゝ身をば思はず拔出し人の心の知れずもある哉

參議等　相の山お杉お玉に當てる錢餘りてなどか殘り有るべき

平兼盛　四分なれど遣に出に鳧此度は發起したかと人の問ふ迄

壬生忠見　拔參伊達こきの名は立にけり人知れずこそ浴衣染しが

清原元輔　かへりきな互に人に押されつゝ關り峠ゑひ越さじとは

中納言敦忠　相見ての今の心にくらぶれば昔にまさる御蔭なりけり

中納言朝忠　此事の知れてしあらば伊勢道の人をも吾も慌ざらまし

謙德公　拔る共云ふべき人は拔けやらで是も御受に因ぬべき哉

曾根好忠　施しを當てにする人飯をたべ行方も知らぬ旅の路かな

惠慶法師　伊勢參留守守る宿の淋しきに人こそ見えね砟は來に鳧

源　重　之　錢を愛み岩程かたいおのれさへ砕けて物をやる心かな
大中臣能宣朝臣　施行宿飯を炊く日の夜は泊て錢を遣り宛人をこそ思へ
藤　原　義　孝　たんと米貯へざりし宿屋さへ永くもがなと祈りける哉
藤原實方朝臣　斯とだにえやは合羽に杓笠やさしも知らじな呉る思を
藤原通信朝臣　施しを受くるものとは聞き乍らちと恥かしき初乞食哉
右大將道綱母　野に寢つゝ草の枕の明る間はいかに不自由な物とはか知る
儀同三司母　施しの行先まではかたければ杓を飾りの荷物ともがな
大納言公任　御蔭歳絶て久しく成りぬれど御祓降るとまだ聞えけり
和　泉　式　部　有らざらむ此世の外の年寄が又の御受に逢ふ事もかな
紫　式　部　廻り逢ひて見しやそれ共分ぬ連又はぐれにし人群集哉
大貳三位　参らんか否やと伊勢の風吹ばいでそよ人に誘れぞする
赤染衞門　休らはで寢もせず道を夜通しにくらがり峠跡に見し哉

小式部内侍　伊勢迄は幾里の道の子を抱てまだふみも見ぬ娵と娵連

伊勢大輔　伊勢參奈良の宿屋へ押し掛けて皆此處の家に泊ぬる哉

清少納言　其れと見て例へ座敷は詰る共よも大坂の客は捨てまじ

左京大夫道雅　今は只家内拔けたと云ふ事を宿かへならでさす時節哉

權中納言定頼　御蔭ぞと阿波から和泉段々に顯はれ渡る伊勢の御利生

相模　亭主詫碌に風呂だに無き物を足も朽なん湯社ほしけれ

前大僧正行尊　路銀をも持たで裸體の拔參り腹より外に減る物も無し

周防內侍　杓と笠買ふ計なる一人住み著の儘立たん身社安すけれ

三條院　心にも有らで下人を參らせば宜しかるべき家の御祈禱

能因法師　あら悲し皆約束の友達は立つたと聞けば氣も焦ちけり

良暹法師　淋しさは此方計りかと尋ぬれば何處も同じ參宮の留守

大納言經信　夕されば門にうろつく拔參り裏の空家に皆とめぞする

祐子内親王家紀伊　音に聞く施行はすれど皆恩にかけしや袖の濡も社すれ

前中納言匡房　酒札に隣し施行出しに皃此町からも出さずは有りなん

源敏行朝臣　ぬかりける人も抜しか親方の烈かれとは祈らぬものを

藤原基俊　飼置きし主も知らず不思議にて御祓受て犬もいぬめり

法性寺入道前関白太政大臣　二軒茶屋打出で見れば參宮の施行を貰ふ押しつ押れつ

崇徳院　明日早み立と急るゝ仕立屋が何でもおまに合んとぞ思ふ

源兼昌　詐されて殘した兒の泣く聲に幾夜寢覺めぬ内のてゝ親

左京大夫顯輔　有明の月を便りに夜の間より抜出づる人の影ぞ冴けき

待賢門院堀川　何方の者とも知らず黒髪の亂れてあれば結てこそ貰へ

後德大寺左大臣　東へとゆきつる方をながむればたゞ菅笠の月ぞ並べる

道因法師　思ひきや扱も時節になる者を參りたえぬは御蔭なり皃

皇大后宮大夫俊成　世の中に鬼こそなけれ迷ひ入る山の奥にも只泊てやる

藤原清輔朝臣　ながらへば又此度も參るのに留守をする身ぞ昔戀しき

俊惠法師　夜もすがら揃へ出來て明けやらぬ六つ前から連來り皃

西行法師　はしれとて誰かは道をいそがする駈落貌なる拔參かな

寂蓮法師　白むしの露もまだ干ぬ竹の皮に湯氣立登るまた握り飯

皇嘉門院別當　單衣物皆絆纏の揃へさへ身をやつしてや拔け參るべき

式子內親王　足弱よ拔けなば拔けよいきのりに闇り峠弱りもぞする

殷富門院大輔　見せばやな日和續きに下向して燒にぞやけし色は眞黑

後京極攝政前太政大臣　乳呑子の泣くや宿屋の入込に誰共知らず抑れても寢ん

二條院讃岐　我子供怪我さへせぬは永の旅の人こそ知らね守り神德

鎌倉右大臣　淀川に常にもがもな施主有て下の船のたゞで乘せしも

參議雅經　遂に出ぬ內の娘子今朝拔けて古鄕遠く伊勢に行くなり

前大僧正慈圓　おほけなく伊勢路は今は嫌ふかな我が神國の墨染の袖

入道前太政大臣　連れ誘ふお蔭の空の雪ならでふり行く物は伊勢の御祓

權中納言定家　來ぬ人を待てど松坂その世話をやくや子供の氣も揉れつゝ

正三位家隆　風そよぐ奈良の宿屋の夕暮は幟ぞ連のしるしなりける

後鳥羽院　人も好し我も嬉しゝ惜しげなく蔭思ふ故に物惠む身は

順德院　百敷や尊き宮居は仰ぎても猶餘りあるみかげなりけり

おかげの拔作
清水屋

序

天地循環して五行を生じ、五行起つて四季あり。されば春過ぎ夏來りて、歳月時日六十年を一順とし、巡り〳〵て暫も休まず。茲に御蔭參りてふ事侍り、遠き昔は知らず、近くは寶永二年閏四月に、此事始まり、夫より六十八年を經て、明和八年より、今文政十三年迄六十年にして、又もや閏三月此事行はれ、老たるも若きも、差別なく勢廟に詣づること夥し。其元は阿波・淡路の國より始め、次第に押移りて、紀伊・和泉・攝津の地にひろごり、京都に流行(はやり)來るより、横町の豆腐屋の息子も拔け、東町の鍛冶屋の丁稚も拔け、追々に我も〳〵と拔ける程に、金岡が畫きたる馬も夕べ拔け、圖らずくさめした邪氣も一てきに拔け、又は主人が間拔で、手代が拔け、亭主がふぬけで、嬶が拔け、祖父が腰拔けで祖母が拔け、夏の街では犬の交合が拔ければ、かしこの人立にては手拍子で齒の脫けるもありて、道中の群集もの凄まじく、宿屋宿屋の風呂の底が拔けるやら、天狗も知らぬ桶の輪が拔けるやら、或はぬけそこなうて拍子の拔けるものやら、揚句のはてには性根が拔け、鼻毛が拔け、そろ〳〵智

惠までが拔ける樣子なれば、餘りの事に呆れると頤が拔け、頻りに笑へば臍が西國する筈なれども、やつぱりこれも伊勢へ拔けるは、扨々古今珍らしき拔け參りなり。されば此拔け目なき時節に、かくの如く拔ける事のはやるは、全く世の緩(ゆるや)かになるべき驗(しるし)なめれど、みだりに此書を造りて悅ぶものは、難波のあしばやに、伊勢の濱荻をたどりたる宵思案の朝立なりき。

文政十三年寅の閏やよひ

印爲二脫參一如レ右

○定而一心千里如隣家。
參りたい〳〵氣が重りて、
つひには癪の種とこそなれ。

○お蔭參り頻りにして、阿波の國より凡五六萬人出でける由にて、領地の殿様より、二百挺の駕籠に、四百人の歩役を出し給ひ、道中にて足を痛める者を助け給ふは、誠に聖代のしるしと、有り難くこそ。

なにはづに昇くや此駕籠拔參り
今をはづみと昇くや此駕籠

○おかげ參り追々に登り來る程に、京都には七條米市邊の人、米十石を握飯にして施行。四條小橋邊にては、日々百五十人計りに施行宿を構へ、祇園近

○阿波モ粟モ共ニあはニテ假名違ヒニハアラズコノ斷リか間違ヒ也

邊より、草鞋五六千人に施し、麩屋町高辻邊より、煎豆五石、寶町佛光寺邊より、一人に五十文宛施行あり。其外思ひ〳〵の施し、記すに遑あらず。

道々の施行を受けてすつくりと
濕(ぬれ)手で阿波のお伊勢參宮

あはとあわの假名違ひは、ぬけ參りのせわしさと見許し給へ。

○おかげにて大勢首尾よく國を立出でたる人を見る。

趣向した願ひ叶うてぬけ參り

○家内殘らず拔けたる人ある由を聞きてよめる。

千早振神代も聞かずたつた今娵つれやひも皆拔くるとは

○或家の夫婦、互に拔參りを爭ひ、大喧嘩をなしけるが、隣家の挨拶にて仲直りをなすとて、女房に德利を持たせて、酒を買ひに遣りけり。其隙に旅裝ひをなして、拔出でんと思ひけるに、豈計らんや、其德利を店の端に殘し置きて、娵から先へ拔けたるは、誠に大笑ひ〳〵。

とつくりと親父を欺(だま)して飛んで出た娵賢し親父とろくさし

○又さる家に、手代・小者等七人計り召遣はれけるが、或る朝いつもより店の起きやう遲しとて、內より起しに出でられけるに、こは如何に、店中の七人、寢所より其儘に拔け出で、一人も有らざりけるとぞ。いとをかし。

明方やすつぽり夜著を拔け參り

○拔參り追人をかけたるに、其追人も亦歸らずと聞きて詠める。

拔參り追人の者に逢坂も粟津も同じ伊勢の同行

○處々に天降り給へる御祓は、皆人の戯れ事に拵へたるものなりといふを聞きて、よめる。

お祓の千早降りしは嘘にせよ
　祭る心に誠こそあれ

○主人・父母の心に違ひ、愚にも拔參りをなす輩を戒む

百のくち
　六文ばかりぬけ參り
人に不足の
　智惠を見られて

○お蔭參りの施行所々に多かりければ、姿を

○角錢ハ隠センチキカセタリ

○釣ろニ鶴チキカセ嘴めニ亀チキカセタリ

伊勢參りにやつして、其施を貪る者あり。いと憎くし。

よい貌で施行貰ふや
　　似せ參り

何程姿をやつしても乞食のふりは角錢々々。

○施行の草鞋に足を痛めたる者を見てよめる。

施行する軒端に
　つるの草鞋(わらんづ)も
履けばや足を
　かめとなりけん

お蔭參道中の口合新謎

佐々木四郎高綱とかけて、阿波の參宮船と解く。心は宇治川の先陣、諸國拔參りの高名第一。

此節富の札屋とかけて、夫婦の喧嘩と解く。心は挨拶の仕様がない。

此頃の芝居とかけて、道中の宿屋の主と解く。心はお蔭で居所がない。

笠屋と杓屋とかけて、富士の雪と解く。心は高値(たかね)にふる。

棒の稽古とかけて、道中の群集と解く。心はエイトウ〳〵〳〵〳〵。

齒ぬき屋の居合刀とかけて、手に付かぬ職人と解く。心は拔けるは知れた事。

夜の間の大雪とかけて、拔け參り長家の家主と解く。心は朝起きて吃驚。

初午とかけて、玉造見物と解く。心は馬場で辨當。

下手の鐵砲とかけて、兵庫たいさん寺と解く。心は當り外れる。

燒芋屋とかけて、安堂寺橋から奈良までの道と解く。心は八里半。

奉公人の出奔とかけて、滿願寺の開帳と解く。心は宿の迷惑。

大どんじきとかけて、施行の親王と解く。心は堂島から出す。
お染久松とかけて、堂島施行宿、同じく風呂と解く。心は藏の內と外。
天道人を殺さずとかけて、塵紙施行場の混雜と解く。心は捨てる神あれば拾ふ神あり。
阿漕が浦に引く網とかけて、施行場へ來る非人と解く。心は度重なれば顯はれにけり。
火方の新參とかけて、堺の大施行と解く。心は幟持つてうろたへ探す。
左京大夫道雅とかけて、拔參りの相談と解く。心は人傳てならで云ふ由もがな。
段富門院とかけて、雨具持たずの拔參りと解く。心は濡れにぞ濡れし。
藤原の義孝の上句とかけて、美しき者に施行と解く。心は君が爲めにくからざりし命さへ。
同じく下の句とかけて、堂島の施行宿と解く。心は長くもがなと思ひけるかな。
元良親王とかけて、拔參りの追手と解く。心は身を盡しても逢はんとぞ思ふ。

藤原道信朝臣とかけて、早過ぎて施行宿の戸口から戻つた人と解く。心は明けぬればくるゝものとは知りながら。
順德院の御歌とかけて、此前のお蔭參りはこんな事ぢやなかつたと云ふ老人と解く。心はなほ餘りある昔なりけり。
川越の名號とかけて、伊勢路の雲助と解く。心はかくととぶ。
猫の戀とかけて、拔け參りの迷子と解く。心は泣く〳〵尋ねる。
闇の錦とかけて、長谷から戻る人と解く。心はきた甲斐も無し。
唐津船の湊入とかけて、小娘の拔參りと解く。心は□□ものの口がなし。
あばれ後家とかけて、よい衆の參宮と解く。心は杓持と違ふ。
お蔭とかけて、錢なしのぬけ參りと解く。心はやつぱりおかげ。
蕗のにしめとかけて、施行駕籠に乘る女童と解く。心はあしが弱い。
お石となせとかけて、宮川と解く。心は御前なり渡しなり。
判官の切腹場へ來る由良之助とかけて、九州の拔參と解く。心は遲かりし。

田村の謡とかけて、大神宮のお賽錢と解く。心は雨霰と降りかゝつて。

大地震とかけて、大神宮の御徳と解く、心は日本國が動く。

立伊雀
一名おかげとり

六十一年目にお祓が降ると飛び出だす。阿波から始まり、西は九州薩摩潟、出た人數は、阿波始め百廿萬もあろ。せぎやうと云ふと皆集まるなり。渡場の茶店で休んでゐる間に、乗合が多い故、船を出だすと遠國者、吃驚して走り出すを、茶屋の娘が「オイ〳〵茶代をおかんか」。「ヨイ〳〵お

かげぢや」といふて走り行く。そこで遠國ならば、さゝよいよい。船は出て行く、おかげで走る茶屋の娘は出て招く。

おやかたと云ふ田に住む故、氣儘に飛ぶ事ならねど、三月の中頃から貰ひ溜めをさらへて、暗雲(やみくも)に闇がりさして飛び出すと、「ぬけいたか〳〵」と呼ぶと、「お蔭でナぬけたとサ」と鳴く。又戻ると、あしのあがる事あり。

一文なしの枝に巣を組み施行を當に飛んで出た。處が道中では、たゞはとめぬ故著物を賣つて、裸になつて戻り、「お蔭がない」と負け惜みに泣く。裸體で道中がなるものかとは此事なり。

日に燒けて色黑く、十二三日振りで戻る。足を痛めると廿七日かゝる。參宮廿七と算盤から割り出した故、算用は合へども錢が足らぬので、太夫さんで借つて戻り、しん

どいしんどいと鳴く。足に豆が出來た故、まめで戻つた。

駕籠を持つて、「年寄來い年寄來い」と鳴く。血氣な者が乘せて呉れと云ふと、「若い者は跡から來い」と云うて、さつさと舁いて行く。但し若い姫は乘せたがる。是はまめがすき故なり。

取締りある鳥にて、山道に掛かつても、立石に氣を付けるゆゑ、迷はぬなり。「四十にして惑はず」と聖人も云へり。また六十からの鳥はおかげに二度遇ふゆゑ、これで二度だが、つがもないとしやれる。三方荒神のお蔭で、足はいたまぬ。

頭に毛がない故、入口で付け髮を買うて、つむりを拵へる。そこでかいつむりといふ。夜に入ると古市へすつこんで、赤貝を取つて食ふ。かげもない鳥なり。

古市に住んで、晩になると、「よい〳〵〳〵」と唄ひつれて踊る。お蔭で夜晝人に醉うたゆゑ、いせのようたのひとをどりともいふ。この鳥を一寸抱くと、路銀を吸ひ取らるゝ。

かいしよなしに巣をくみ、近所の友達がすゝめても、よう參らず。四めん九めんも出來ず。十面つくつて鳴いてゐる。

節季(せつき)の朝、御祓が降つてきたを、ちよいと拾ひ取ると、近所から我も〳〵と頂きにくる。夜に入ると、門口から「米屋八兵衛でござります。はらひを頂かせて下され。」「はらひけさ渡した。」「イヤお祓さんを」「これはしたり掛取かと思うた。」

田舍の鳥は木賃々々と鳴いて、あをにでも止まれども、繁

華の鳥は旅籠々々と鳴いて、けちな所では止まらず、ちいと待遇變ると、夜中とも言はず、飛び出だす。きかん木に住み、むかう水をのむ鳥なり。

聲のよい鳥にて、大坂離れて、はや玉造から謠ひ出し、姫の連れになると聲で受けさして、宿屋の雜魚寐で一寸きやり、さても羨しき鳥なり。

眞面目な顔で、馴れ〱しう連れになり、油斷を見て、路銀をひつ淩へて、跡を晦ます。道者にばけてゐる事も有るか、どうぢや知らん。

羽交を奇麗にして浮かれ出で、牝鳥連れの後になり先になり、いやみして一所に泊まり、奈良の旅籠屋・三輪の茶屋で、めんどりを締めに掛かり、蹴らるゝ事もあれど、旅の恥はかき捨てと云うて、何とも思はぬ氣の強い鳥なり。

つけめ鳥

かてうの藪に住む牝鳥にて、親鳥と二人連れで、錢のありさうな息子連に尻目使うて思ひつかし、かはいがらすなり。錢の有る者は、道中で何ぢややら分らぬ故、滅多にはかゝらぬ。かはいがらすがヱイ何ぢややらとは此事なり。

店先の鉢の中に、砂糖・醬油につかつてゐれども、買手が多いので、小さくなり、高く止まる。それでも羽が生えて飛ぶ。又施行にも出れど、是はつき〱のもち故、そばに水鳥がついてゐる。

理屈臭い鳥にて、若い者連の世話燒顏して、宿屋の算用をごちや雜せにしたり、土產の買物のうはまへはねる爪の長い鳥なり。

頭に烏帽子を戴いて、頻にだい〳〵を好む鳥なり。此頃は参りは多くてもだい〳〵がない故、有難迷惑ちやと鳴く。

おかげニ付
上開寺　阿宝物かい帳
文政當ニ年三月中旬御戸帳
開世界沢山御本性ないそう

抑〻此御身體は總て黃金にして、廓中には金銀を多く遣捨てたり。御本地は傾城國空泣淚(そらなき)如來なり。御前立には、てれつく天王、大なる棒を持給ふ。一度此棒を振る時は白氣を吹出し、御身體を棒にふり給ふ。常に太夫好きにして、たいこ末社を連れ、金銀の花をやり、又季節には、御祓を降し給ふ。御信心の御方は、百年目に當つて、編笠一蓋・紙子一つにせんとの有難き神の御しやくせんでござる。

親方持一夜しゆつぽん　このもちは、食物にあらず。至つてそゝうなり。見る時は、すいにして、飛上りも有り。總て金銀を出し、まづ使ひたがり、一夜にぬけ出づる事あれば、歸る事ならず。故に世界第一の阿呆物なり。

道中き　此きは彼の順〻風聽〻千里〻の如く、居ながら山川宿々を知る。され共一つの講なくては手に入れ難し。今は講なくても手に入る。これ神のお蔭なり。噓ぢやない、本の事でござる。

おかげ杓　阿州豊年百姓人所持。この杓一度振るときは、路銀を泡にする有り難き神の御神杓なり。

おしやれ大菩薩　道中一番なぶり本尊、一とうさんざいの御作、そうみじやくせんたんにして、腋の下ぷん／＼と匂ひ、御襟元には虱の玉を持ち給ふ。一夜御通夜いたす輩は、此千手觀音と化して、のりうつり給ふ。誠に不思議の尊女なり。又竈にありて飯を炊き給ふ故、菩薩の名あり。

足のそこ豆　此豆一度出づれば、取れども出る。滅る事なし。不思議の豆なり。

道をしへ棒　町内若い者の作、夜書立通し。

護摩の灰　神のおかげにて今は外に無し。

施行かご　足六本なり。内二本は、短くて見えず。黒く惡魔の如くなれども、信心深き故に、神のかごと申すなり。

是より内陣入　切手はわづか、こくどうでございます。

青面大黒天、毛澤山上開寺の一ヶ物、

此樣だいはお姿美しく、紅・白粉を絶えず付けたり。常に鮹の足を多くかぶり給ふ。一と度笑ひ給へば、堅き鮹もぐにやくとなる。御前に大なる口ありて、鮹の入る事度々なり。故に□とも申すなり。神道にては、おほあなもちの命と申すなり。もり奉るに、御じんたい重く。物入多くして、今は持つ人なし。故に足をあげ給ふ。又御顏常に青くして靑面とは申すなり。一度御逢ひの輩は傘一本にせんとの御誓言でござる。又或時は若衆の如くなり給ふ。お盃はけちえんで出ます。近く寄りて御逢ひなされませい。お逢ひのすみましたるは、左をくとお下げなされませう。昔より祕佛でござりますれど、此度邪淫戒めの爲、御開帳でござります。

新板見立おかげまゐり道中通用御蔭賽錢

○こたへられま錢、

いづれ百の口
六文程抜けたる
不足錢なり。

○施行はしま錢、
表しぶとうして、
心の裏に吝き文字あり。

○でつちでん寶、
表には夫れと知らさず、
心の裏に出行くたくみの
文字あり。

○道中通行、
是さへ澤山なれば、行くも止まるも
自由なり。

○連の數をよみ錢、
これ貰ひ溜めの
へそくり錢なるべし。

○矢橋の船錢、
この錢、風荒き日は、なんせんなり。
用心すべし。

○施行駒、
一名落しはしません。

○肩がつゞきま錢、
長うはつゞかぬ、なまくら錢なり。

○はなれま錢、
一名おきせん、
又らくだせんともいふ、

○宿はござりま錢、
一名道中夜通しにて、
ねられませんなり。

○やてがん錢、
此節は、一向に
錢になりませんといふ。

○日の出をはい錢、
此錢汐のさし引によつて、
なみせんにたつといへり。

○戻つたらよ錢、
一名主・親へ言譯を何とせんなり。

○おさいせん、
一名有難うてなりませんといふ。

○のちにはかく錢、

報謝宿にて、親爺なし

子を孕みたるのきせんなり。

○忠孝神寶、

一名御たくせん

とも云ふ。

文政十三年春三月、虱ね花見に出づる頃より、蚤の四月、蚊の五月に至り、秋津蟲の形なる此國の宗廟伊勢天照皇大神宮へ諸國在々・村々・蝶々より、御蔭參りとて、親父の毛虫のいふ事は、蚯蚓にもかけず、女房のおきく蟲や、蜂姫は云ふに及ばず、螃なるいとじも、乳母も、蝙蝠も、芋蟲の様な子を從がへ、栗蟲の様な子を背負ひ、腕白太郎の油蟲も蜾り合して、下戸も上戸も蚤助も、くむ水蟲の心ぐみも、米踏蟲も仕事を休み、家主守宮へ屆け置く。氣も飛火蜘、夜明の東虱に出づるもあり、蛭中に蟬の如くぬけゐ事、貴となく賤となく、皆でて蟲の出て行く。蜘蛆々として、參らぬ者は、紙蟲たれのやうに口をしさに、家内は獨りむしもるす蚘するものなく、雨

具には笠蓑蟲を用意して、杓取蟲を携へ、路用には少々の金蟲や、蚨の蟲を蚘蟲し、大坂にては蚍のこしきにて米蟲を蚊のつく餅にあらねども、いく百の餅を施行に貰ひ給ひしは、伊勢路へとんで火に入る夏の蟲、安堂寺町を一筋に、蟻の渡わたりの如く續く。足元は百足の竝ぶに似たり。わあ〱と云ふ。之は幾萬人の蚊の鳴く如くにて、峠の闇りさして泊らんとす。道中の賑はしさは脚高の蜘助や、子子擔ぐ荷持迄、蠅々の聲絶間なく、轡蟲の潔よく、馬遣ひ蟲の馬子殿も、三寶荒神に乘りかきて、天道蟲の日和よく、坂は照る〱鈴鹿は蜘る、あひの土山雨蟲ふると、唄うて行くをおしやれめが、引いててん〱まひ〱蟲、肌に確り金つけ、やんまのある客は、古市で買ふ女郎蜘、大酒に過ぎて虎蟲と成ると雖も、蛙さへ歌よむものと思案して、盃や身も眞赤な酒蚤が、とらんといへば、おさへるもありとなん。興し〱と蛙の行列、向ふを見ずに行けばつけ込むごまの灰。蚘蟲の物蟷螂と、ねがけかゝるを蝄ないと、蜂拂ふやう拂ひのけ、無難に道を行く事は、御蔭參りの蜻蛉と、しんしん肝に銘じつゝ、鈴蟲の音のいさぎよく、伊勢の宮居に蠅禮し、二見の浦の蛤も、

むしの縁かと思はれつ。蜘津の里を打過ぎて、又かへる子のくぼたより、蟄蟲出づる土山を、登ればちんばひき蟇、厠の蟲にはあらねども、草津の里を早や越えて、都の名所の其中に、愛宕山より米蟲へ、廻り〳〵て蜩や、我家はかへり松蟲の、程を案じて土産物、蠶とゝのへ伏見より、船蟲に乗り灯の、かへるが如くかへりけり。其人の曰く、「ヤレ〳〵道中にて、宿屋々々で大勢の、移り虱に食はれて、難儀いたした」といへば、連の曰く、「虱は生物故、其筈なり。我は草鞋に足を食はれて難儀した」。

板元　大坂くちなは坂　　百足屋蚊蜂郎。

取次、　小にし氏、

角の芝居にて路之助唄ふ、
安藝の宮島引廻らば七里。引　浦は七浦引七恵比須。　よい〳〵引、アゑつさ〳〵。
同淀の川瀬の引水車さへも、引　誰を待つやら引くる〳〵と。　よい〳〵よい引、アゑつさ〳〵。
是よりかへうた
春の鶯引　なにきて寝やる。引　花を枕に引　霞かけ、　よい〳〵〳〵引、アゑつさ〳〵ゑつさ。
船の船頭衆は引なに著てねやる。引　梶を枕に引とまかける。　よい〳〵〳〵引、アゑつさ〳〵。
かはづ丸こそ引名作なれど、引　主と妾(わたし)が引　手はきれぬ。　よい〳〵〳〵引、アゑつさ

ゑつさ〳〵。
ぬしは白梅引 わしやこひまつへ、引 唄で紛(まぎ)らす引 路之助。 よい〳〵〳〵引、アゑつさ〳〵。

三段目で路之助唄ふ
雨に打たれて引色も香も拔きよが、引散らせとむない引梅の花。 よい〳〵〳〵引アゑつさゑつさ〳〵。
是よりかへ唄
此處はどこぢやと引鷗にとへば、引 わしはたつ鳥引 浪にとへ。 よい〳〵〳〵引アゑつさ〳〵〳〵。
大津くも助引 何をきてねやる、引 石を枕に引簾(す)をかける。 よい〳〵〳〵引、アゑつ

さ〳〵。
中は菊五郎引 一人で當てる、引 えらい膽(きも)ぢやと引 いうれいは、よい〳〵引、アゐつさ〳〵。
角三段目
千草結びの引 その物語りよ。聞いて互に引 嬉し顔。よい〳〵引、アゐつさゐつさ〳〵。
角で評判引 ばいぎよくりくわんよ引 やりのでんしゆは引 ふたりとも。よい〳〵よいよい引、アゐつさ〳〵。

天智天皇　先出たの跡から出たの差別なく我懐の中につれつゝ

持統天皇　客過ぎて薪をきらし柴刈て急にほすてふあわてたる宿

猿丸太夫　施行を邪魔の道踏分て行きしかど廻りをしたと聞ぞ悲しき

山邊赤人　門の口に立出でて見れば白き笠阿波の徳島御蔭はじまり

蟬丸　これや此行くも歸るも分るゝも子持と錢の有無しによる

參議篁　伊勢路から熊野へかけて立出んと暇は告げよ乳持も道連れ

陽成院　つく餅の下に杵置く暇もなしちぎるも遣るも汗になりけり

中納言行平　立別れ參つた日數すでに立ちま少(ちつ)としたら皆歸りこん

在原業平朝臣　雨は降る合羽は持たず立つた故肩首筋へ水かゝるとは

藤原敏行朝臣　住の江の岸を眞直(まつすぐ)大坂へお蔭通ひ路人はよけなん

伊勢　今年抔おかげ來(こ)うとは知らざりし阿波で此頃過してよとや

元良親王　迚もなら今から同じ連あらば家内連れでも行かんとぞ思ふ

素性法師　今こんと云て其儘いんで來て有る丈の金を持出でつるかな

文屋康秀　來るからにでも怪しからぬ抜參實にお蔭とは今年を云らん

大江千里　宿に著きてうらむき難儀悲しけれ我身獨の女にあらねど

菅家　此度は醫師も取敢へず抜參り病家少なき暇のまに〳〵

三條右大臣　子さへ負はゞ大方山は越えぬべし人に押れて苦しうもなし

源宗于　槇の尾は扨も淋しさ增さりけり人をも猫もこぬかとぞ思ふ

凡河内躬恒　心當に持たばや路用持つ人はおき惑はずにずつと行きける

坂上是則　荒物屋有りたけの杓と見るからに在所も郷もくれる菅笠

春道列樹　邂逅(たまさか)に金を厭はぬ參りでもはがれもせぬは宿屋なりけり

紀友則　何方も盛り長閑けき春の日に見る人もなく花の散るらん

紀貫之　人は今心もちらず伊勢參りはまや野行きをする者も無し

中納言朝忠　錢金のたえてしなきは長々と日數も身をも構はざりけり

謙德公　戲を云ふべき人は道すがら身の惡戲(いたづら)を爲しぬべき哉

源　重　之　足を痛め連の中にて己のみおくれて跡へ遅うくる哉

大中臣能宣　昔より伊勢へ著く日は宮巡り内は内にて物をこそ祝へ

藤原通信朝臣　施しは呉れる物とは知りながら猶恥かしきおとなしぼかな

右大將道綱母　連なしに獨り來るのが拔參りいはゞ淋しきものとかはしる

大納言公任　酒の事は絶えて久敷たべね共高うて飲めず飲みたうもなし

藤原義孝　御蔭とて久しからざりし錢儲け長くもがなと嘸思ふらん

祐子内親王家紀伊　人に聞き探して泊る報謝宿御蔭じや故に泊めもこそすれ

源俊頼朝臣　勞れける人は初瀬の山よりも吾も若くば戻らぬものを

崇徳院　足早め心急(せ)かるゝ後れ馳せ何でも連に逢はんとぞ思ふ

後徳大寺左大臣　施しを爲しつる方を眺むれば有るだけ遣つて塵ぞ殘れる

道因法師　思ひあひ扱も子持もある物をお氣の弱いは戻るなりけり

皇太后宮大夫俊成　世の中よ道こそ歩け錢入らず山の奥にも宿はするなり

待賢門院堀川　探されん所も知らず迷ひ子のはぐれて親は物をこそ思へ

藤原清輔朝臣　參るならまだ此頃は早からん今少(いまちつ)と待つたら道もすきなん

俊惠法師　道すがら物聞はいでも行くやうに道中記をば遣(や)るは何がし

式子内親王　たゞ吞めと接待はあれど長道は食はねば殊に弱りもぞする

一般富門院大輔　伊勢山田御師での飯はさいなくと拔る程食て錢はかはらず

參議雅經　三吉野の山に咲く花見に來れどくるかと見れば直にいぬ也

前大僧正慈圓　御蔭とて浮きたる旅と思ふかな我が寢た側に詰袖のひぬ

入道前太政大臣　嬶誘ふ隣の乳母もぬけ參りふり殘されは我身なりけり

正三位家隆　長谷騷ぐ奈良のたるいの夕暮は味噌する音も忙しかりけり

前大僧正行尊　諸共に哀れと思へ物參り伊勢より外に參る人なし

權中納言定家　込む人を宿屋は裏の雜部家の焚くや風呂場の側に寢させり

後鳥羽院　人多し晝も冷飯味もなし腹思ふ故に物貰ふ身は

順德院　股引や古き脚袢に草鞋がけ猶餘る程錢なかりけり

おかげ参り
大神宮
百人一首
ぬけまいり

百人一首換へ歌

天智天皇　麥も田も刈りすてながら友集め我子供等も終に拔けつゝ

持統天皇　春過ぎて夏きに流行る拔參り子供の親は頭かく山

柿本人丸　ほの〴〵と明くるを待たず夕から内隱れ行く錢ほしぞ思ふ

山邊赤人　餘所の裏に打出でて見れば御祓の彼處や此處の前栽（せんざい）に降る

猿丸太夫　奥様も所帶構はぬ拔仕度聲聞く時は主ぞ悲しき

安部仲麿　朝熊（あさま）山峯の名方萬金丹今一服と買うて行くかな

○いとハ大坂ニテ娘の義

喜撰法師　吾いとを乳母がたらして急ぎゆく善く拔たぞと人は云なり

小野小町　西の色は變りにけりな日に燒けてわが身も人も詠（ながめ）せし間に

蟬丸　是やこの知るも知らぬも旅人は行くも歸るも大方は伊勢

僧正遍照　參り見りやてん手に渡す握飯往來の人を暫し止めん

陽成院　つきたての餅も團子も賣り切らし人ぞ詰りて錢となりぬる

河原左大臣　道迄は忍ぶ亭主が婦故に見られ初めては吾ならなくに

中納言行平　立別れ伊勢路の山は賑ひて參ると聞かば今走りけん

伊勢　戸棚から短き蒲團取出してあはぬ泊りを寢させてよとや

素性法師　今來ると云うた計りに待ちかねて有りだけ錢を持出づる哉

文屋康秀　來るからに跡は構はず夫婦連れ無理いふ坊は連ぬと云らん

菅家　此度は嫖も取あへずぬけ參りきはたつ蟬か人の見ぬ間に

三條右大臣　名にし負ふ阿波と和泉に道る杓の人に知られて來る參り哉

源宗行　山里は夏ぞ物うし蚊が多い人目に草がいきり強けれ

壬生忠岑　有りだけに連立行きし拔參り夜を明がたに立つものは無し

曾我義忠　施行駕籠數多參るを道連れの行方も知らぬ人を乘せつゝ

源重之　胸を痛み氣を打つのみか子供連施行をあてに物や思ふと

伊勢大輔　かしま立奈良の都の見まほしく今日九重に急ぐ見物

良暹法師　喧しき宿を立出て眺むれば御蔭參りの人は布引

大納言經信　夕されば門田の稻も構はずに兄も弟も待合せ行く

崇德院　瀬を早み大勢乘りし宮川の艜も自由に急ぐ道中

皇太后宮大夫　世の中は道こそ多し御蔭にて山の奥まで隱れ無かりき
しゆん惠法師　夜もすがら徒步路を拾ふ拔參り閏のひまさへ晝と成りけり
權中納言定家　こぬ連をまつ程つらき物は無しやくや世話より身も急れ宛
順德院　股引や古き脚袢も入らばこそ尙ほ道連を誘ひ伊勢路へ

大新板色里町中　おかげ參跡付文句

花の彌生にふる御札、おうた此子も拔け參り、拔けた今宮天下茶屋、茶屋もお客もしやくの種、おたね參りの身拵へ、拵へ出來たと飛んで出る、出入みなとに船多く、多くの人にやる施行、施行が多うて船山へ、山の彼方のお伊勢さん、おいせさんならお杉なり、お杉お玉もえら流行り、流行る參宮も御蔭年、年に一度の七夕さん、三々九度の燈明、あかしの名物鮹の足、おあし貰うた施行場の、野に出て里の町々を、おくれおしやれの御報謝か、ほしやがはなれて玉造り、つくり聲に伊勢音頭、音頭取りからのりがきて、來て見た此處は松原で、藁で尻ふく手鼻かむ、室の木崎でおゝしんど、しんど

○しんどハ辛勞也

が利になるこんにやくの、にやくの千鳥が鳴き叫き、わめくお前は調子もの、ちよしもの事がありたれば、あつたら口に風ひかし、東々と行くならば、奈良の宿屋にかゝり枕、眞闇がりでちよいつまみつまみ、つめつて痛さ知れ、知れぬ〳〵と迷子の子、此處までござれと仰せ〳〵、あふせ〳〵の大群集、群集々々を拔け參り、參る御宮は内宮外宮、ない〳〵苦も無うお愛度い、めで度かしくとおゝ醒めた、醒めた夢みし心地にて、にてもさんどもゝ參り度い、だい〳〵神樂のいさぎよく、欲にも德にも目が著かず、つかずほうにて腹へらし、へらし山坂足痛め、いための名物こぼれ梅、こぼれ梅から酒二升、せう事なしの呑つゞけ、續け〳〵と戻り道、道は四十五里浪の上、上を下へと道者々々、道者かうぢやの遠慮なう、なう〳〵旅の御僧よ、そう〳〵日蓮大菩薩、ほさつの名物乳母が餅、もち付くすひ付へばり付く、つく〳〵てん〳〵天滿みこ、みこか戻ろか坂の下、下からぬつと鎧武者、むしやからぬけた伊勢參り、參る下向の其中に、中に名所や古跡あり、こせき弟は長吉で、ちよき〳〵あはゞつむりてん〳〵、てんてん持つた杓と笠、かさまの藥萬金丹、旦那家來も打連れて、つれにならうと先立て、た

つた山ちうちやさん、三途の川の川端で、はたで布織る木綿織る、をり〳〵好かない御無心に、さつぱり困る大坂や、大坂山のさねかづら、かづらの草の口々に、口々みんない立田川、川は晴れてもはれやらぬ、やらぬがつほう外が濱、外が濱なる夫婦鳥、子鳥が鳴けば親鳥も、親鳥其處にか儂(わし)や此處に、此處に目川の田樂や、田樂一つあがらんか、あがらぬ重き石山も、山もだん〳〵打過ぎて、すぎた男のつら憎くや、にくきやつなうかなうなぎ、うなぎかばやき鰡汁、しる人にせん高砂の、さこの彼方に詣でつゝ、つゝや伏見の下り船、船の乘合えいサッ〳〵、えいサ〳〵の流行唄、うだ〳〵云うて淀つゝみ、つゝみ百まで踊るやら、をどりせうより小取せい、せいては事を仕損じる、しる餅あん餅食はぬか、くらはん神に祟りなし、なしとはことりのてうしぎり、ちやうしきれたか夜が明けた、明けた船場は八軒家、家ももうはや遠からず、烏カアカア鳴き別れ、別れを惜しむ乘合衆、祝儀目出度うち納め、納め參りも此邊で、へんてつもないよしにせう。　チンテツ〳〵〳〵ツン。

○見たかハ見たくばノ約リ

## 伊勢おんど

伊勢の御蔭の人多い、方々に内をぬけ参り、一はでな揃ひで連れが多い、連が多うても荷持ない、施行宿つまり押合て〳〵、僕は長旅大坂よ、子供と共に抜けたぞへ、玉造・松原明日の泊りはぜひ奈良泊り、奈良は昔の都の跡よ、名所見たいな、見たか案内かへ、なんでも委しう知れるへと、いうては三輪へ一と飛びに、行こかでつちが扨連れ誘ひ、杓一本で心はさつさ行李便、持つた笠・蓙で、施行の馬駕乗るとても、乗り人が多くてこまらしやつたの、輿にも乗つて行かしやつたの、追々出て來る伊勢参り、一見でこほりかきやした、外宮・内宮みや廻り、夫より朝熊へ参詣した、とかく浮世は面白や。

## まんざい

寝てられず、身拵へして閏月三日、所も厭ふにたまらぬ若手組、來年はまたれぬといはしやれ、だます御主人も親にも困らしやれた、もう出てから道中難澁する宿屋

宿屋、行先々々の宿屋とつたる所、かなし〳〵大勢野宿、無理に押しあうて、哀れ至極は雨用意なし、大雨降り〳〵雨道すべつたと、こけたる人もヤアとこせい、相談もふりすてゝ、そらさぬ面して、はて近所、こそ〳〵たまらん人々、跡から拔けませうと杓をふりして、道々子持連やお年寄りや、長谷から戾られます、伊勢には禰宜さん儲け恐悅、和泉なり堺なり、遠方の御方々、阿波からはずみ出し、大坂をおだてる、笠屋に笠なし、荒物やに杓なし、道中もこつちも値上げすりや、叱られる御代ぞ有り難き。

誠に君の鹿島立、數多群集の其中で、やさしき姿の玉造、深く心もあかしたき、あそこや此處に松原や、とよろ〳〵と道はかどらぬ、戀の闇路のくらがり峠で見まほしき、袖引とむる野木の梅、跡を慕ひて追分や、結の神や佛樣、戀しき祈りあまが辻、ならぬ事とは思へども、二度とは云はぬ市のもと、丹波市度君樣の、柳の本をたくならば、三輪どのやうになる迚も、長谷も厭はぬはい原も、何の立ちましよ君故と、三本松の色深く、したひ名張の浮々と、新田事もわすらはで、どふおふも尊もぞ、伊

勢路海道へ君の手が、とゞくやうになる身が唐にもあろか、わ木生れのたをやめに、肌ふれてなら命も捨てよ、六軒地獄へ落ちるとも、色よき返事松坂や、くしだ〳〵と目を配り、それ宮川にはぢ知れと、外宮笑に相の山、君様戀せん思はしさん、是ばかりはなも歸らうよ、うぢ橋知れぬ男ぢやと、思しめさうかどうぞして、君の口口を拜むなら、心の内の苦も内宮、二見の浦に居やうなら、朝日の登る心地とて、朝熊を紛ふ沖の方、浪とぞ君の御返事の、又の御かげを待入岩に七五三、御めで度くかしく。

---

## おかげ參 妹脊山三段目拔文句

頃は彌生の始めつかた、　お蔭參はじまる、　口でいはれぬ心のたけ、　神前にて御師の人大神宮をながむ、　追付よい殿御持つたら、　夫婦連を羨む女中、　女の念の通せよと祈願をこめて、　女中の朝拜、　常住あのやうに引付てゐたら嬉しかろ、　奈良の大佛樣の後光佛、　時代の習ひ、　絹物の揃ひなし、　あのやうに行儀にかしこまつてばかり居て、　大佛殿、　見やる女中が申し〳〵、　お泊りでござりませぬか、　今度は云はいでもよかろ。　思ひのたゆる間はあるまい、　性の悪い旦那の伊

勢參宮致して居る女房、　あの岩角のおりまがりが、　あぶないと氣をつける荷持、　昔より御中不和の關となり、　坊主頭は殘しめ、　ふり袖も裾もほら〳〵、　相の山お杉お玉、　結ばれとけぬ我が思ひ、　よし惡しの刋込めて一寸問ふはへ、　しどけなんしよも厭ひなく、　丁稚のぬけ參り、　此の山のあなたにと、　あさまへのぼらぬ人、　忍んで通ふ事叶はず、　二見の女中にほれてゝも、　ここまでは來れ共、　途中から戻る人、　御面見ながらまゝならん、　三十石の行違ひ、　もの云ひかはす事さへも、　下向の人參詣の人群集、　道理々々、我も心は飛び立てど、　どう中の樣子きいた以上、　今は中々思ひのたれ、　一夜の契、　隣國近邊といへども、　夥しく參詣人、　御道理でござります、　峠はわくしさへこんあけました、　命さへ有るならば又逢ふ事もあるべきぞ、　先の御かげ、　チヽめつさうな、　宿屋のたごへ小便する人、　心の願ひ叶ふしらせ、　わが屋根へ降る御祓さま、　後室樣のすゐなさばき、　家内中代り〳〵に參詣さす隱居、　あわておどろき止むる腰元、　宮川の渡しのり急ぎ、　直に御願ひ遊ばしたら、よもやいやとは、　御察入すゝめてみる出入の內儀、　たとへ未來のとゝ樣に御勘當受くるとも、　伊勢參りしたいと云ふかた門徒の娘、　障子ぐわらりと緣ばなに、　玉造の茶屋で出立のさわぎ、　お前はどうせうとおぼしめす、　世間の通り二文づつ水引繫つぎ、四萬五千人に施す、　守らせ給へと心中に、　かしま立前の住吉參り、　なうて車かげず、　路銀さへあれば杓買はいでも、　手に取るやうにナウあそこ〳〵、　三笠山の鹿さる、　御こゑのかゝつた

身の幸ひ、　出入の内儀も參宮の御供、　物思はしいおかほもち、　人にあうた道へたな女中、　此やうな嬉しい事はござりませぬ、　風呂入めし貰ひ錢貰ひとめてまで貰ふた道者、　エヽ御側へ行きたい、　太夫つきする美しい女中錢なしの若手、　こつちや向いて見たがよい、　負うて居る子に見せる相の山、　きこえぬつらさ、　宿錢のれぎりこぎりに困る輩、　參る所も一處なれど、　京街道長谷越、　こちらの思ふやうにもない、　磯部、　日本國に此上のない、　伊勢兩宮、

## 諸國おかげ參り　阿古屋琴責段拔文句

されば治まる九重に、　都よりの奉幣使、　當時鎌倉の嚴命に從ひ、　宿々の詰當衆、　公事さいばん私の計ひなく、　こづま取る手もまゝなれど、　古市の遊女、　形ははでに氣はしなれ、　道より戻る人、　あすは拙者が受取る、　宮川の替り段、　いらぬ世話御無用々々々、　拔參を譏るばゝ、　それもなう無理とは思はず、　拔參りした者の親方、　此處を篤と合點せよ、　息子改めて參らすと云ふ親、　萬人の譏りを受けても、　後先無しの拔參り、　其身の冥加惡かるまじ、　諸方の施行、　物やはらかに理をせめて、　あとより參らすと云ふ母、　常々噂に聞いたれど、　此前の御かげ、　しかも答ふる、　堂島の施行、　おまへ方も精出して、　宿屋の下女、　もてあましてぞ見えにける、　道中

○おはもじハ恥シキ也

の施行宿、　用意々々と呼ばるにぞ、　ぬけ參りの友、　深くもきしろくるま木の、　兩宮の手水鉢・樣子如何と打守れば、　ぬけ參り見合する人、　いかなる事の縁により、　御蔭に一度あうた人、　野山をこえて淸水へ、　下向に京へ行く、　互に顏を見知り合ひ、　後先になり參る人、　須磨や明石の浦船に、　渡海場數艘、　お前も無事にと、たつた一言、　渡しで行違ふ、　さらばと云ふ間もない程に、　宿屋の群集、　ア、おはもじとさし俯むき、　娘の施行受け、　僞りない事見屆けた、　諸方へ降る御札、　つきぬ御祉をふし拜み、　八十末社、　伴ふ情け數々の、　大坂の施行、　冥加に餘る御なさけ、　施行駕に乘る足よわ、　直なる道こそ有がたき。　兩大神宮、　長ゐは恐れ此まゝに、　此戲作者、

伊勢よりも治まる御代のお蔭かな　御かげ參宮人へ御膳獻立

お飯　親方の許しを受けて參宮。

平　六軒で一つになつて押くわゐ。お蔭てふきらふ伊勢ゐび。道者古市の芝ゝをきり身。津・松坂施行駕籠をしひたけ。おはと和泉は段々とくゐこぶ。

燒物　講札たよりて宿取り損うてやく　。ゐらひつけやき。

なます　御蔭に二度逢うたしらが大根。止めても止まらぬきんかん。玉造からせり。笠皆をばきうり。連は誘うて皆來い。杓腰にさしみ仕立。

**菓子椀**　太夫付は座敷も蒲團もよいのをしんじよう。足の裏にも出來る青豆。さい錢は銘々にわりれぎ。ぜになし薄くす仕立。

**汁**　道中は互に世話をやき鮎。宿屋何出なしに戸た敲きな。あるくのはちとみそ。

**菓子**　えらいぐんしゆで女中年寄はとうき粽。若い衆は酒の力で次は飲めぬやうかん。下向を松風。うちは。

**鉢**　宮川は鮓おされて、こけらずし。船へ乘りずし。近所の人に此處で青山椒。チヨイとむしんではじかみ。

**硯ぶた**　宿屋は群集でか、かまはんぼこ。夜通しに草履・草鞋をするめ。われ一に早々宿を取付やき。御本社の前はおしあひ。此頃は京からえらうくるま海老。ところは皆々嬉しの。

**吸物**　岩戸はきつちりつまり鰭じろ。子をつれてなかさんせう。

**香の物**　鹿島立に足を痛めてきつい奈良漬。ぜに無しは長谷へ行大根。ぬけ參りは錢がなすび。

**茶碗**　道中油斷のならぬごまどうふ。悪い事を生が味噌付て。罰が當る身から出たわさび。

**酒**　銘酒二見一てうし出す。

**冷し物**　おそいと宿はなし。とぶつの女中はすれるもゝ。

**大平**　萬金丹屋はえらい人で店をしめじ。宇治橋の綱は錢をとりみ。お杉お玉は美しい玉子わりおとし。

うかれのつれ　本てうし

年を經てお蔭も今年珍らしや、斯かる折柄大坂も、施行に集ひ行く中に、思はぬ人もせんぐりぬけて、今は野山の人群集、住める處を笠にも記し、來るは浮れの連の數、人にてつまる宿の內、廣い座敷につきながら、せまう寢さするまごとに〳〵、こんなお蔭が唐にもあろか、戶ざさぬ御世の春なれば、誰もこぞりて早拔けん。

諸國おかけ參り　忠臣藏九段目拔文句

風雅でもなくしやれでもなく、　老人のぬけ參り。　此程の心使ひ、　大勢人を使ふ親かた。　頓と繪に書いた通りきやうよい事ぢやないかいなう、　二軒茶屋より東を見物。　留めてもとまらぬ若氣の短慮、　雨具なし脚絆・笠なし錢なし。　たすきはづして飛んで出る、　小女郞下女つれ。　主人を大事に存ずるから、　しみたれがやまいもの。　おたづれに預りお恥かしい、　堺萬代八幡宮、　兵庫大山寺。　ほんに斯うとは露しらず、　滿願寺壺坂開帳。　わたしが役の二人まへ、　乞食の拔參り。　冥加の程が恐しい、　飯行李に飯つめた施行。　イヤ〳〵それはひが事ならん、　忌服なし。　そこいらを明けて見せ申さん、　しち札と打かひ。　勿體ない事仰有ります、　ざら駕籠の施行。　どうも

顔があげられぬ、　相の山お杉、お玉。　しやうもやうもないわいなう、　道中筋の宿屋。　おし戴き開き見ればこはいかに、　たばこ、はつたいとろゝこぶ施行。　思へば足も立兼ぬる、　芝居宮の札屋。我爲の六踏三略、　道中記の施し。　合點の行かぬこりやどうぢや、　所々にふる御拔　しやうなこゝにて見せ申さん、　しわんぼの施行。　そりや眞實かまことかと、　御祓様拜みに來る人。　移りかはるは世の習ひ、　笠屋杓屋の新店。　ざわ／＼と見苦しい。　男女百人組。　恥しいやら悲しいやら、　三文づつ貰ふ美しもの。　日本一のあはうのかゞみ、　ゑらゆすりのそゐへ。　闇の契りも一夜ぎり、　報謝宿のちよいつまみ。　一別以來珍らしい、　古市の遊女ぎれ。　詞もしどろ足取もしどろに見ゆる、　笠うり・杓うり。　ふる時は少しの風にもちり輕い身でござりませうとも、　あの如く致して丸まつた時は、　宇治橋のなげ錢澤山。　御計略の念願とゞき、　深江の笠屋朝熊の萬金丹。昔より今に至るまで、　天照皇大神宮御奇瑞。　さぞ本望で御座らうなう、　御師・末社・禰宜。

天照す神の惠の御影とて黑うなる程つまる群集

## 諸國おかげ參り太功記十段目拔文句

御恩は海山かへがたし、　杓屋・笠屋、　御遠慮なしに御先へまゐる、　施行風呂。　心殘りのないや

うと、一々呼んで遣る施行。道の武智も仰天し、聞きしよりは參詣群集。なう口へわしや、満願寺・壷坂開帳。確にそれと承らず、道中筋取沙汰。しるしは日前是を見よ、所々にふる御祓。百萬石に勝るぞや、施行宿。とういそがなくものぞいなア、道中群集。千なり瓢簞馬印、界より九ほりの施行。仔細はいかに様子はいかに、道中の様子尋ぬる人。適れ高名手柄して、當世流行そろへ。とかくするうち時刻がのびる、施行寄合。思ひ置く事更になし、路銀を持ち揃へば、著たり施行はもらひ。殘念至極とばかりにて、長谷より戻つた人。心に懸り候故、手に付かぬ職人。今一度お顔が見たけれど、まへおかげにあうた老人。先立つ不孝は許してたべ、子供抜參り。互に手に手を取り交はし、二十人組・三十人組。ヤア珍らしい、八歳の子供白馬に乘つて參宮。めでたい〱嫁御寮、伊勢御師・禰宜。若し覺られたら、施行場へくる非人。威風凜々凜然たり、伊勢太神宮、女童の知る事ならず、大神宮御奇瑞。

なのはかへうた

おかげとは阿波始めけん、外の在所もうはのそら、伊勢様參ると、示す心のあどけなさ、どれ〱様の出立も、別に變らぬ杓一つ、をどり參りは匆體なうて、子供ぬけ

たも多い事、難波にとめた施行宿。

くろかみかへうた

この頃の、皆こぞりたるお蔭には、抜けて出た日の思ひより、そとで寢る夜は笠枕、それにはだしでつらひぢやというて、內の親御の心も知らず、ちやんと抜けたる笠に杖、ゆうべの杓を今朝さげて、何處も群集で宿屋なや、泊ろとすれど困る大勢。

浪華無量齋門人　小西駒藏源義明戲著

# 伊勢參りの道五十里六十日之間の錢高之附

但一町ハ六十間、一里ハ五十町、道幅一間、一坪ニ付　凡廿四人竝ぶ、

相庭金六十目、錢九、

行戻百里人數總高、一日ニ七百二十萬人、六十日ニ四億三千二百萬人、

外宮・內宮へ賽錢十二銅宛上ル積り　千八十萬貫文、銀ニテ九萬七千二百貫目、金百六十二萬兩、百六十末社賽錢、三文宛上ル積り、二億千六百

萬貫文、銀百九十四萬四千貫目、金三千二百四十萬兩、十枚ニ付十二づゝの御祓を受ける、五百四十萬貫文、同四萬八千六百貫目、同八十一萬兩、旅宿代百五十文宛として、六千四百八十萬貫文、同五十八萬二千二貫目、同九百七十二萬兩、笠一枚ニ付百八十文がへにして七千九百二萬貫文、同七十一萬二千八百貫目、同千百八十八萬兩、杓一本ニ付十六文がへ、七百二十萬貫目、同六萬四千八百貫目、同百〇八萬兩、ござ一枚八十文がへにて、三千六百萬目、同三十二萬四千貫目、同五百四十萬兩、飯籠一ッ七十文がへ、三千百五十萬貫文、同二十八萬三千五百貫目、同四百七十二萬五千兩、手拭一筋百廿五文がへ、五千四百四十五萬貫文、同四十九萬五千貫目、同八百十六萬七千五百兩、頁籠一個ニ百六十文、一億五千六百六十萬貫文、同百四十萬九千四百貫文、同二千三百四十九萬兩、草鞋掛脚袢、三百文宛、一億千九百六十萬貫文、同百十六萬六千四百貫目、同千九百四十四萬兩、雨合羽一枚三百六十文、一億五千六百六十萬貫文、同百三十六萬八百貫目、同二千二百六十八萬兩、草鞋十足百三十四文、五千八百五十萬貫文、同五十二萬六千五百貫目、同八百七十四萬五千兩、萬金丹一粒三文宛、百三十五萬貫文、同一萬二千百五十貫目、同二十萬二千五百兩、姥餅十五文宛よふ時は、六百四十八萬貫文、同五萬八千三百二十貫目、同九十七萬二千兩、矢橋の渡、其外諸所渡賃百文宛、四千三百二十萬貫文、同三十八萬八千八百貫目、同六百四十八萬兩、目川の田樂二十四文づつ食ふ時は、千〇八十萬貫文、同九萬七千二百貫目、同百六十二萬兩、宇治橋にて一文宛やるゑ、四十三萬二千文、同三千八百八十八貫目、同六萬四千八百兩、お杉お玉に二文づつやる積り、八十六萬四千貫文、同七千七百七十六貫目、同十二萬九千六百兩、一日ニ米酒其外總て升數の物三升宛にて、一億二千九百六十萬石、一石に付、代金一兩二分、總金一億九千四百四十萬兩、

惣錢高　十〇億六千六百三十七萬六千貫文、

此銀高九百五十七萬九十七萬九千三百八四貫文、
米代とも金高三億五千四百〇五萬六千四百兩、

右の記する所は、纔に五十里の道程にして、六十日の間さへ此の如し。いやんや數年參詣する日本國の人をや。實に以て算へかたき大數なり。且又これに洩れたるは後編に出す。

〇柳々の手でひいて御覽

おかげ〳〵と世に面白う、ぬけて參るがお伊勢の奇特、連に從ひ揃の衣裳、その身其身の伊達くらべ、京も大坂もわけもなし、始めは阿波におだてられ、日増になつて、つひこちやになる。施行の駕籠のかきおもり、ど拔けた拍子の掛聲は、朝飯の腹すいた人。

伊勢參宮誠の道しるべ

抑〻伊勢兩宮へ參詣せんと思ふ徒は、右の御神託の意を能く〳〵察すべし。譬へて云はゞ、世間拔參りと號して、主親の許もなきに、內を忍び出で、參宮せんとす。是則謀計なり。幸に怪我・過なく參りぬる共、眼前の利潤にして主の用を闕き、父母に苦をかけて參るは非道にして、正路ならざれば、神明爭で受け給ふべき。質朴なる徒は、我も參宮したけれども、大切なる主人・大事なる親の許も無きに、拔參りなどするは、不忠・不孝なりと思ひ止る。是則正直なり。此の如くなれば、一旦は本意なきに似たれども、其正直を神明憐み給ひ、終には、主親の許を得て、明に參宮すべき樣に守るべしとの有り難き御神託なり。然るに辨へなき徒は、參宮さへすればよき事と思ひて、主に手をつがせ、親に苦しみを掛けるとも心付かず、只賑はしきに心移り、何の差別なき拔り參する共、何ぞ神明の意に叶ふべき。特に當年などは、國々よりも、御蔭參りと號し、數多參宮すれば、驛々の宿屋群集して、宿を取難きにぞ、是非なく野に伏し山に寢ぬ、果ては難澁に堪へ兼ね、中途よりすご〳〵と歸る人々もあるべし。又當所には、種々の施行あるを見て、斯くては路銀なくても參

宮せらるゝ事と心得、若き女子・童僕辨へなき心得より、路銀雨具をも用意せずして、內を拔出づるも有るべけれども、是大いなる心得違なり。施行の有るは各〻限り有つて、道中悉く有るにあらず。譬へ有りとも、路用の十分一にも足るべからず。爭で億萬の人に行屆くべき。されば道中にて飢餓、或は雨露に濡れしほれ、難澁此上なかるべし。只參宮し度く思ふ輩は、主親に願ひ、諸事差支なくて、許を受けなば、道中の勝手を覺えし人を連れ參るべし。主親の許しなくば、愼みて思ひ止まり、時節を待つて願ふべし。努々(ゆめゆめ)惡しき徒にそゝのかされ、主親の恩を忘るべからず。是ぞ參宮の正路なるべし。　施印

### 諸國おかげ參り　白石噺吉原段拔文句

宮や宮柴打連れて、　太夫樣御機嫌よく、　太鼓打踊參り、　大事にせいと下さんした、　路用金。　お前も早う身じまひして、　古市遊女拔參に誘はれた連、　なじよにもかしよにもおらだけひとり、　此節留守人。　差合な顏はないかへ、　何の奉公どころかへ、　叱られて同役丁稚、　いやな事ではない

かいな。　宿々の虱拔參りの友、　心一ちにし申て、　薩州廿七萬餘、　お前も御出と連立つて、　拔參の友、　道中すがらの艱難も、　娘連れに雨ふり、　そなたはそこらかたづきやれ、　鹿島立のあと、　續くは末の松山を、　お薩に參る人々、　田舍娘のあたりきよろ〱、　京・大坂見物、　其苦を助けうばつかりに、　所々の施行、　お前の古郷國處、　道中の迷子、　其樣に思やるももつとも、　娘にせがまるゝ母親、　すれかけ申すも他生の緣、　道中の施行宿、　思ひ返せば十二のとし、　此前のおかげばなしの老女、　心づくしのはてはおろか、　追々出て來る參宮、　手を取かはす兄弟が、　はぐれぬ樣にと、　私もおつ付其處へ行く、　笠のひも付てゐる人、　姉妹ひそ〱と、　出立の拵へ、　奥の御客はお待ち兼れ、　宿屋の飯時、　向と逢うた物か、　堂島の施行宿、　昨日の返事聞ていおぢや、　參宮さす親、　これ此處をよう聞きや、　先で參らすと云ふ母、　身の一德、　おかげに二度逢うた人、　エヽ有難うござんすと、　施行受ける人、　お客選びのしやうもいらず、　道中の宿屋、　たゞふし拜むばかりなり、　兩大神宮、

ほうなふ（奉納）ハかうのう（効能）ホキカセタリ

ほうなう

一、抑〻此天照大神圓の儀は、予が先祖伊弉諾・伊弉冊尊、始め御出現ありて、此神藥を製藥成され候處、誠に其功驗の著しき事、世人の能く知る所なり。第一下萬民を能く撫育し、氣意を整へ、五穀成就する事を專らと成され候。かるが故に、民賑ひ人氣能く治まる事妙なり。尤も例年秋の頃より冬分は、陰氣發し氣鬱する人多し。然りと雖、春陽の春を迎へ、彌生花の頃に至りて、右神藥の功驗速なるを以て知るべし。○婦人は安全參宮を一度用ひ置けば、他へ嫁するとも大に鼻高く、故に天狗の面色、又は高麗やの恐れなし。○小兒は一と度お蔭拔參を用ひ置けば、成長の後問拔の憂ひなし。猶此度參詣の人々は、路銀入らず施し多し。餘は奉納持行きて知るべし。○尤も此藥六十年以前披露致し候處、近來甚だ人氣惡しく相成候故、又候此度相改め、御祓を以て披露致候處、忽ち日本國中へ相弘まり、人氣も治し豐年を祝し、日々參詣の群集神前に市を爲す事、偏に神藥の速なる事恐るべし。貴ぶべし。

眞方儉約丸法書　　　　禁

一、簡略五兩、　餘情の皮を去り工夫の水に浸す。　好色、遊山、物好、

一、始末四兩、　欲心を去り心の水に浸す。　油斷、作事、餘情、

一、世帶四兩、　世間の上皮を去り、眞實の水に浸す。　美食、氣隨、自由、

一、堪忍二兩、　其儘用ふ、鐵器を忌む。　朝寢、夜深、大酒、

一、算用一兩、　算盤にあて、誠に細かに刻む。

右に記す儉約丸の法書は、此度太神圓弘めの爲め、參詣の人々へ施し申候。此五藥を心の藥研にて能く〳〵細末し、分別の糊を以て丸くし、一時に一粒づつ用ふべし。其上眞實の心を以て、渡世出精するに於ては、神明のお蔭にて、一生貧病〓の憂なく、子孫長久疑ひなし。

本家參詣所、　勢州山田　兩宮齋拜製、

大坂元弘所、　內平野町松屋丁東へ入、　日中軒神明、

私宮　乍レ憚口上

一、御蔭を以て、日增に御參詣被二成下一候段、難レ有仕合に奉レ存候。是に因て此度御

折節平野町神明に遷宮有りて造り物多し是れを云へる也

禮冥加の爲め、當閏三月十六日ゟ四月八日迄、日數三七日の間、宮移し御祝儀として、造り物品々澤山に御覽に入れ奉り候間、賑々しく御參詣の程奉希上候。已上。

右の外諸國御城下津々浦々に神明社御座候間、名所篤と御聞合の上、毎月六齋御參詣なさるべく候。

伊勢参りおかげ道成寺　新板色里町中大流行 金がみさきかへ文句　大坂稲荷前角 あは平板

おかげ噂は數々ござる、しよてのおかげを聞く時は、施行無上（せぎやうむじやう）と囃すなり。今度のお蔭と聞く時は、施行めつさうとはしるなり。しんしやうのひゞきにはどれもならぬと人々で、しやくや飯籠入らぬかと、聞いて戴く人ばかり、我も子供を引連れて、しんどいで、茶屋で休み明さん、言はず語らず、我子供皆引連れて、ぬけるのは連もなく、只浮々とどうでも施行が當てぢや物、坂へかゝればおとましと、云うて袂からくず袋、内股へたゞふり掛ける。　どうでも女子は太り肉（じし）色と愛嬌で施行が多い、今度態々夫婦連にて腰辨當で、早う拔けるがよし〳〵。花の三月馬も矢鱈に

引く馬士連が、勤めおんどか、誰も一度にやあとこせ。ほんの拔參りしごく、まめなぞ何も苦にせぬからだ。其儘かみもしやまんばむりを拔參り、それがほんのお蔭一二三四餘程行きます人もせります。共に此身を難儀重ねて、笠はまるきり唯拔き捨てゝ、參る群集はえらいものぢやへ。

お蔭參りいたこぶし

「お蔭參りと皆なまめきて「思い〳〵の旅出立、揃へ立派に道連れの「しやれた御方を乘せなさる「さつても見事な施行駕籠、揃の袢纏華やかに、折々しがないお方でも、こつそり內をば拔けやうと、御受があるなら參らんせ。

「今日は日和も良い鹿島立ち「三條通や粟田口、はつと出たる日の岡を「越せば山科奴茶屋「追分名物大津繪が、名代の算盤一里塚、折々連に跡や先き、逢坂關を越えやうと、大津で八丁杉の辻。

「瀨田へ廻れば三里の道を「かちで行く人、石場から、出船は今ぢやと、我れいちに、

「乘るや矢橋の渡船「名高き近江の八景や、見晴らす湖水の風景も、折々比叡の吹下し、これには困り入りやした。　追風で草津へ一とはしり。

「姥が餅とて皆懷の「小錢出だして買うて食ふ、目川の田樂よい風味「何でもかぞるや梅の木で「鶯ならねど云寄りて、床几で一服和中散、石部や水口おしやれ衆が、すつしりお客を止めやした。　大野は燒鳥名物で。

「蓑と笠著て土山越えた「雲に鈴鹿や坂の下、てる〳〵まふととつばかは「足も心に關地藏「をがみて通ればくづはらか、むく本越えたら錢掛の、松原くよくのなかなかと、さても退屈させやした。　おなかもくぼくて辨當か。

「こゝは津の町皆阿彌陀笠「誰も著ながら伏拜み、急げばくもつが松坂を「越えて明(みやう)星(じよ)で名物の「かつぱは名高き煙草入、おばたを離れて宮川で、淸めの手水や川こほり、程無く山田へ著きやした。　これからだん〳〵宮巡り。

「誰も遙々野山を越えて「參る心は有難や、柏手打つて伏し拜む「こゝぞ眞の天てらす「本社の前には鈴しめの、神への御ちそうお神樂と、折々結構な參詣は、しつかり

だい〳〵打やした。神より太夫の御悅び。
「巡る末社の數々數多「外宮に四十末社あり、內宮に八十末社あり「中に尊き天の宮「此方の社は風の宮、弓矢の神にて八幡宮、惠比須に大黑・稻荷さん、福德與へたび給へ。あきない繁昌祈ります。
「天の岩戶は古へ神の「隱れ給ひし御跡と、音にも聞えて名も高天「はらひ給へと行先に「あちらも賽錢あげなされ、こちらもたつ程勸められ、折々ところで十二銅、どつさり〳〵包んでなげやした。につこり笑面の宮雀。
「相の山とて皆立止まる「お杉・お玉が三味線の、音色も可笑しき一とふしや「さてもひくにぞ喧しい「しまさん・こんさんなげさんせ、ゆかたの女中もやてがんせ、でんちうはりひぢさゝらする、小さい子供の一とをどり。おやまを作りて錢せがむ。
「錢をばら〳〵下からうける「こゝは宇治橋早越えて、いはほにしめなは引はえし、「二見の浦とて名に高き「朝熊に來て見りや名物の、萬金丹とて効能は、をり〳〵酒のゑひざまし、さつぱり頭痛も止みやした。つひでに磯部の鸚鵡石。

「殘る方なく巡りて戻る「宿は此處へと太夫つき、色々馳走の取持に「立つて下向の土産物「劒先・お祓・青海苔に、ぬりはし・火繩にそめ貝や、おひ〳〵宿から樽肴、めでい下向をさか向ひ。さゞんざ歌ふも神の德。

### おかげ踊　作者知らず、

文政寅の春よりも、御蔭參りと云ひはやし、伊勢の宮居を志し、限りしられぬ諸人も、今はとだえて冬枯れと、なれる頃ぞと思ひしに、大和・河內はおかげにて、田畠豐に實りしと、神無月より躍り出し、霜月・師走のぼりつめ、羅紗・天鵞絨の幟立て、金の御幣に揃ひの衣裳、三味線・太鼓・笛・鼓、二百・三百一と群れに、御蔭躍りと名を付けて、其振付は難波より、數への金に迎へつゝ、吾劣らじと村々の、おごれる衣裳華やかに、躍りながらの伊勢參り、御禮參りと云ひはやし、男女の差別なく、老も若きも一樣に、年の貢も其儘に、浮かれ步行を村長の、始めの程は鎮めんと、氣を揉み上げてあせり〳〵も、何時の程より共々に、躍れる中に打交り、手振袖振り折々は、難波

津迄も浮かれ來る、怪しき業と思へども、これも天照神の德、外に類ひはあらじとぞ思ふ。

大和・河内は分けて田畠の實のりしと、金の御幣や幟立て、老若男女の差別なく、御蔭とてをどるとさ。

御蔭躍りと皆一樣に衣裳著て、三味線・太鼓で囃し立て、うつゝでねり行く伊勢參り、おかげてな浮きました。

文政十二己丑年十二月十日

近來諸寺院の僧侶一體風俗不レ宜候哉、道德殊勝の聞え在レ之輩は稀にて、不律・不如法之沙汰而已間々相聞候。都て諸宗之僧徒、夫々作法も可レ有レ之所、畢竟本山亦は役寺觸頭等身分等閑成故之儀にて可レ有レ之候。以來本寺・役寺觸頭等にて、常々無二油斷一心を付、宗旨得達之僧侶を相すませ、聊も不如法成者、夫々科等も在レ之、配下の示敎行屆候樣、專一に爲レ致可レ申候。尤本寺・役寺觸頭等の內にも、萬一不律・不如法之聞在レ之者、勿論之儀、或は利欲に耽り、寺務の實意疎成歟、亦は一體其器に不レ當輩は、縱令大地本山の本院たりと云ふとも、聊無二容赦一嚴重に其沙汰可レ有レ之事に候。右の趣御沙汰に候間、篤と申談じ、夫々行屆、不取締無レ之樣可レ被レ致候。右の通寛政元酉年二月、從二江戸一被二仰下一候に付、其段攝・河・播三ヶ國迄爲二觸知一置候處、當表寺院の內、間々不如法の僧も在レ之趣相聞、於二奉行所一吟味之上、追々御仕置申付候得共、全本山之寺院、當表ゟ手遠にて、役寺・觸頭等之示敎不二行屆一、且不器量之僧猥に一寺住職致し候儀も在レ之由相聞え候に付、示敎行屆候樣、若又以來如何之風聞有レ之

候はゞ、追々引寄可ㇾ懸二吟味一。尤役寺・觸頭竝組寺等迄、可ㇾ爲二越度一旨、當表諸宗役寺僧錄・觸頭等へ申渡、右に付寺中は勿論、諸宗之僧不如法の儀、及二見分一候はゞ、其處の者々可二訴出一候。萬一內證に致し置、後日に相聞え候はゞ、急度可ㇾ及二沙汰一旨、寬政十午年十一月、大坂三鄕町中へ相觸、其段當表寺院へも相達置候。後尙又同十一未年八月從二江戶一被二仰下一候趣、竝文化十四丑年七月にも町々・在々へ爲二觸知一候處、忘却の輩も有ㇾ之哉、近頃亦々行狀不ㇾ宜風聞有ㇾ之候に付、尙又爲二觸知一候間、觸渡の趣、彌〻無二忘却一可二相守一候。此上風聞不二相止一候はゞ、急度可ㇾ懸二吟味一候。此旨三鄕町中可二觸知一者也。

丑十二月　　伊賀
　　　　　　山城

小組總年寄

僧徒の非行

右の御觸に驚き、俄に梵妻に暇を遣りし寺も有り。又京都其外知るべ有る方へ女を預けしも有り。中には頓著なくて其儘に打過ぎて、行狀宜しからざるも有り。一一其罪を糺せば、行狀正しきは二三ヶ寺に過ぎざれば、一々に召捕り難く、右御觸

後に不埒なる寺々六十ヶ寺計り、夜中密に大鹽氏の宅に召寄せ、「罪の次第篤と聞合せ、これを認めし封書を以て、夫々へ相渡し、申開きの筋あらば、開封の上返答に及ぶべし。表立つて吟味を遂ぐべきなれども、愍憫を以て此の如し」となり。坊主共次に下り、何れも之を開き見るに、各〻身の上になせる業の悉く記し有るにぞ、一言の申譯なく、「恐入る旨」申すにぞ、「急度御咎の筋なれども、是迄の事をば内々になし遣はすべし。已後心得違の事之あるに於ては、罪科に處すべき旨」申聞かせ、許し返されしにぞ、何れも虎口を逃れたる心地にて、引取りしとぞ。かくても尚止まる事なき寺々を、昨年の冬より春かけて、三十ヶ寺計りも御召捕になる。中にも、甚しきは天王寺にて一心寺、千日の慈安寺、生魂の蔓陀羅院・北野にて大融寺・圓頓寺・善通寺・建國寺、其餘寺號を聞きぬれども、皆忘れたり。曾根崎新地藤井寺、其外所々の寺々、御手當を遁れ、逃失せしも多くありしとなり。圓頓寺は法華宗にて、無檀地なるが、堂島河内屋善兵衛といへる者、代々此寺を信じ、此寺河内屋にて相續をなせる事なるに、當時の善兵衛母（五十計りといふ。）を犯し、是迄寺の立行く程の事爲して貫

ひぬる上に、此母より是迄數百金の金を取入れぬ。近き頃善兵衞方にて、百五十金紛失して、知れざるにぞ、賊の入りし事も覺えざれば、召使へる者に疑ひをかけ、大金の事なればとて、其旨相屆けぬるに、間もなく圓頓寺召捕られ、後家の入牢にて、御吟味有りしに、後家より密に此坊主へ遣り、知らざる面にて公儀に屆けなどせし故、邪淫の上、上をたばかりし罪重なり、坊主は邪淫せる上に、かゝる事して金を取りぬれば、工み事に落ちて、其罪を重ねぬといへり。善通寺は人の妻を犯し、これも金錢を取る。一心寺も梵妻より外に、重き罪ある由、其餘尼寺の住持、子兩三人も生めるあり、尤甚しきは、梵妻に、置屋・揚げ屋抔させ、己が娘を藝妓に出だし、男子には肴屋をさせぬる有りし。中にも高津下寺町に北山壽庵が碑あり、（寺號忘れたり）寺の南、筋向の寺も、梵妻不如法の事ある故、公儀より之を召捕りに行きぬるに、近邊の住持等大勢參會し、酒肉取り散らし、博奕を爲して有りしかば、思はざるに得物多く、寺中は素より捕へに參られしも、案外の事にて人數不足なれば、漸々と之を召捕られしとなり。

○國初トハ不都合ナル語ナレドモ江戸幕府ノ初ノ頃チ云ヘルナリ

多田の満願寺は、大融寺にて開帳をなし、河内の壺坂は、大蓮寺にて開帳をなせしが、御蔭參りにて、これを見向く人さへもなかりし。然るに蒲満寺は、伊丹の先なる中山寺の麓にて、柳屋といへる茶店の娘を抱へ置きぬるを、小性に仕立て、男の姿にやつさせて、開帳中も之を連れ參りしに、寺々召捕られ、己が事も露顯せし事なれば、此娘を密に奈良の方へ預けしが、こゝにも置き難たければ、京の方に隱さんとて、密に連れ歸りぬる途中にて、兩人共召捕られ、入牢せしと云ふ。京都にても、妙信寺・智恩院・本國寺・黑谷其餘處々にて召捕られ、入牢のよし。近來人氣も惡しく、世間大いに行詰りて、姦惡の事多かりしにて、刑罰を蒙り、剰へ國初已來、潛み隱れて行ひし切支丹の根葉もなく刈り盡し給ひ、又斯かる邪淫の僧侶迄、皆其罪に服して、萬民御代の有難き事を悦びぬれば、御蔭は參宮に限れるにも非ず。寺々不如法の事など此度の伊勢參りに與かれるにてはなしと雖も、神道盛にして火事ありなどとて、騒ぎぬる者もあるに、戲言番付の中にも、是等の事取込めて記せる

事など之あり。これを知らでは分き難き事もあれば、こゝにこれを記せるは、其事を分ち、御政道の正しきを、後の世迄も傳へぬる一つの端にもあらんと思へるにぞ、これを書いつけて置きぬ。

こは唯僧の事を云へれど、是のみに非ず。女色に限らず男色も世に害ある事多きものなり。夏桀の末喜・殷紂の妲己・周幽の褒似・晉獻の驪姫・吳王の西施・衞公の宣姜・何れ其害大なり。又周穆が慈童を愛し、衞靈の彌子瑕・漢高の籍孺・漢哀の董賢・唐韓の吏邦・孟郊・鄧通・安陽、皆男色の名あり。唐にてはこれを非道と云ひ、竺土にても其事なせる事にて大悲華經の中に、狎瓶（あよせん）といへり。吾朝にては、若道・衆道など云ひて、弘法が弟眞雅が曼陀羅丸（業平の幼名。）に懸想し、光源氏、空蟬が弟小君に懸想せし事、文面に見えたり。其餘管阿兒・竹生島の童子・書寫山の乙若など之あり。古より女に限らず、男色の害尤甚しき事ぞがし。故に當書にも、頑童を近づくる事を戒む。僧の身にして五戒第一の邪婬戒を犯しぬる其罪、言を待たずして明らかなり。併

し僧のみにもあらず。世人之が爲に産を傷ふ者少なからず。故にこれを記せるも、子孫の心得べき事にあればなり。恐るべし愼むべし。宍賢。

草木の病流行

天保二辛卯秋、御蔭年なりとて、專らいひはやせしに、旱にて、種々の草木に病ひ付き、又は虫喰などせしを見て、御蔭の奇特なりとて、人々見物に行きける事のさうぐ\しきを見てよめる。　讀人知らず

難波津に春は金の花をふらし秋は梢に實る饅頭

綿さゝぎ玉に饅頭木になりて餅のならぬが不思議なりけり

さゝぎ生りまんぢうが生り綿がふく南蠻黍は伴天連がして

所々に咲き諸人めづる芋の花は よからぬ事のありとこそ知れ

桃櫻膠や蟲の巣かたまりて むせて毛立つと知らぬはかなさ

時を忘れ所々に咲きぬる櫻花は枯るゝに近きものにぞありける

汗盡きて油を絞る暑さには人も草木も病まざらめやは

暑さにて草木も痛みくさ〲の病める姿を何愛るらん
人毎に汗ぼ出來ぬはなかりけり是も暑さの御蔭なるらん
暑さにて草木もいたみ人もまた逆上せて出來る頭瘡まんぢう
暑さにてよこねがんさう綿がふき身に楊梅の花も咲きけり

予が庭前にも、松・紅葉等に、世間にていへる綿なる物出來ぬ。蘇鐵の玉といへる其片端、外より予に贈りぬる故、後年の印に其物共を留め置きぬ。

浮世の有様　巻之二終

大正六年二月廿五日印刷
大正六年二月廿八日發行

國史叢書
浮世の有様 一

定價金一圓二十錢

編輯兼發行者 國史研究會

右代表者 今村勝一
東京市牛込區市ケ谷柳町二十九番地

印刷者 楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所 友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地



發行所
東京市牛込區市ケ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會